

昭和四十九年九月二十四日

四日市市議定会定例会議録（第一号）

四日市市議定会

○ 議 事 日 程 第一号

昭和四十九年九月二十四日(火)

午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第一一三号 昭和四十八年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

第四 報告第一一四号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について

第五 報告第一一五号 専決処分について

第六 議案第一九五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………議 案 説 明

第七 議案第一九六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算

認定について……………

第八 議案第一九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………

第九 議案第一九八号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算(第一号)……………

第一〇 議案第一九九号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)……………

第一一 議案第二〇〇号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………

第一三 議案第二〇一号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第

一号)……………

第一三 議案第二〇二号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算

(第一号)……………

第四	議案第一〇三号	昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)……………	議案説明
第五	議案第一〇四号	昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………	"
第六	議案第一〇五号	昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………	"
第七	議案第一〇六号	昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)……………	"
第八	議案第一〇七号	昭和四十九年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)……………	"
第九	議案第一〇八号	昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………	"
二〇	議案第一〇九号	昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………	"
二一	議案第一一〇号	昭和四十九年度四日市市立四日市市病院事業会計第一回補正予算……………	"
二二	議案第一一一号	昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………	"
二三	議案第一一二号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	"
二四	議案第一一三号	四日市市印鑑条例の一部改正について……………	議案説明
二五	議案第一一四号	四日市市立保育所条例の一部改正について……………	"
二六	議案第一一五号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………	"
二七	議案第一一六号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	"
二八	議案第一一七号	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………	"
二九	議案第一一八号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	"
三〇	議案第一一九号	孤野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴覚ライブラリーの事務委託に関する協議について……………	"
三一	議案第一二〇号	土地の取得について……………	"
三二	議案第一二一号	土地の取得について……………	"
三三	議案第一二二号	字の区域の変更について……………	"
三四	議案第一二三号	工事請負契約の締結について……………	"
三五	議案第一二四号	工事請負契約の締結について……………	"
三六	議案第一二五号	工事請負契約の締結について……………	"
三七	議案第一二六号	工事請負契約の締結について……………	"

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 日程第二 会期の決定について
- 日程第三 報告第一三三号 昭和四十八年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 日程第四 報告第一一四号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について
- 日程第五 報告第一一五号 専決処分について
- 日程第六 議案第九五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 日程第七 議案第九六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について
- 日程第八 議案第九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 日程第九 議案第九八号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一〇 議案第九九号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一一 議案第一〇〇号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一二 議案第一〇一号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一三 議案第一〇二号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一四 議案第一〇三号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一五 議案第一〇四号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一六 議案第一〇五号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一七 議案第一〇六号 昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一八 議案第一〇七号 昭和四十九年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一九 議案第一〇八号 昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二〇 議案第一〇九号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二一 議案第一一〇号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 日程第二二 議案第一一一号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第二三 議案第一一二号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第二四 議案第一一三号 四日市市印鑑条例の一部改正について
- 日程第二五 議案第一一四号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 日程第二六 議案第一一五号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第二七 議案第一一六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第二八 議案第一一七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第二九 議案第一一八号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第三〇 議案第一一九号 菰野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴覚ライブラーの事務委託に関する協議について
- 日程第三一 議案第一二〇号 土地の取得について
- 日程第三二 議案第一二一号 土地の取得について
- 日程第三三 議案第一二二号 字の区域の変更について
- 日程第三四 議案第一二三号 工事請負契約の締結について

- 日程第三五 議案第一二四号 工事請負契約の締結について
- 日程第三六 議案第一二五号 工事請負契約の締結について
- 日程第三七 議案第一二六号 工事請負契約の締結について

○出席議員（三十九名）

小 小 後 後 志 高 高 田 坪 出 中 生 野 橋 橋 長 服 福
 林 林 藤 藤 積 井 橋 中 井 井 島 川 崎 本 本 谷 部 田
 博 喜 寛 藤 政 三 力 政 妙 隆 平 貞 建 増 鐸 昌 香
 次 夫 治 郎 一 夫 三 一 子 博 平 蔵 治 元 弘 史
 君

青 山 峯 文 武 道 太 信 久 武 四 郎 潔 等 男 茂
 山 春 文 武 道 太 信 久 武 四 郎 潔 等 男 茂
 君

○欠席議員（四名）

○議事説明のため出席した者

藤井泰治郎	松島良一	六平司	安垣勇	山口信生	山中一	山本忠	吉垣照男	小川哲夫	早川夫	日比正	増山英一
-------	------	-----	-----	------	-----	-----	------	------	-----	-----	------

市長	助役	収入役
三輪喜代司	阿南輝彦	岩野見齊
菅野	菅野	菅野

市務部	総務部	税務部	産業部	福祉部	環境部	土木部	下水道部	建設部	副収入役
三輪喜代司	阿南輝彦	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野

教育委員長	教育委員	次長
龍池清真	龍池清真	龍池清真
龍池清真	龍池清真	龍池清真

病院事務長
村山
村山

水道事業管理者
平井清三
平井清三

次 長 天 野 助 春 君

消 防 長 倉 谷 徳 助 君
次 長 藪 田 裕 君

国 体 局 次 長 佐 々 木 晃 精 君

代 表 監 査 委 員 森 幸 雄 君

○出席事務局職員

主 事 補 川 北 悟 司 君	主 事 西 口 徹 君	議 事 係 長 板 崎 大 之 丞 君	議 事 課 長 川 村 得 二 君	事 務 局 長 菊 地 英 也 君
-----------------	-------------	---------------------	-------------------	-------------------

午後二時二分開会

○議長（山中忠一君） ただいまから、昭和四十九年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により、とり進めたいと思いますので、よろしく願います。

出席要求をいたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました議事説明者要求書写のとおりであります。

○議長（山中忠一君） これより会議に入ります。

日程第一、会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において伊藤信一君及び大島武雄君を指名いたします。

日程第二、会期の決定について

○議長（山中忠一君） 次に日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から十月四日までの十一日間どいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から十月四日までの十一日間と

決定いたしました。

日程第三、報告第十三号昭和四十八年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び日程第四報告第十四号財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について

○議長（山中忠一君） 次に日程第三、報告第十三号昭和四十八年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について及び日程第四、報告第十四号財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況についての二件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の報告第十三号及び報告第十四号は、昭和四十八年度四日市港開発事業団特定事業会計決算並びに財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。
小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、オーストラリア記念館経営状況報告書に関してお尋ねをしたいと思えます。

質問の第一は、未払金七千四百一万一千七百六円ということになっておりますが、その中身、内容を教えていただきたいと思えます。いわゆる記念館の移築費用四億百万円の中での未払金ということかどうかということでございます。

二番目は、建設費、備品費について、清水建設等にこれまでに支払った額の支払い先別、年次別の明細を教えてください。ただきたいと思えます。

この中で、備品四百四十三万八千九百九十円となっておりますが、この財源は一体どこにあるのか、何を充てているのか。今後備品の購入等の問題が起こるわけでしょうけれども、そういう問題を含めてその財源というものはどうなるのかという点を明らかにしていただきたいと思えます。

三番目は、収入の内訳でございます。これまでの収入内訳を年次別に明らかにしていただきたいと思えます。

万国博協会、四日市港開発事業団、そして企業寄付金と、大別してこういうふうになるかと思えますけれども、教えてください。ただきたいと思えます。

四番目は、一般管理費が四十七年度の場合は七十五万七千八百三十五円、四十八年度の場合は二百三十七万七千三百五十七円と、四十九年度の見込みによりますと四百一十萬一千円ということになっております。四十七年度の場合は利息が百二万二千元ほどございまして、一応満たしておるわけでございますが、四十八年度には事業収益、使用料というのを単純に見ましても百九万三千三百三十円、利息六十八万七千九百四十二円でございます。いわゆる不足が生じるわけでございますし、四十九年度はさらに多くの不足が出てくるわけでございます。

先ほど三番目にお尋ねしました備品購入費等の問題を含めて、そうした不足は一体どうするのかということでございます。

五番目は、市が負担した人件費は四十八年度までの分で一体幾らになるか。市が職員を一人派遣しておるわけで

ございますが、年次別にその人件費を教えてくださいと思います。

それから、いわゆるバピリオン周辺の敷地の整備といいますが、日常ふだんの整備ということで草取りなんかをしておるわけですが、おそらく年に二百日分は要すると思うんですが、一人二千円余りといまして相当な費用でございますが、こういうものはどこから出されておるのか。それから、バピリオンの敷地を無償で財団に貸し付けをしておられるわけですが、この点の経過と、いつまで無償提供を続けていくのかと、この点を明らかにしていただきたいと思えます。

六番目は、四十九年度事業計画によりますと、未払金七千四百万円確保のため各方面に対し募金活動を活発に推進するとしております。四十九年度予定損益計算書によりますと、寄付金は千四百万円のみでございます。四十八年九月議会、私が市長にお尋ねしましたところ、市長から募金は四十八年度中にはできるだけ解決したいという答弁をいただいております。一体いつ解決するのかという問題でございます。

私なりにいろいろ調べてまいりますと、これまでに企業からの寄付金はほぼ確定的なものが一億五千七百九十六万円あるといわれておるわけですが、このうえにさらに七千四百万円をとるという問題は、もう全く見通しがありません。こういうところから四十九年七月十四日の財団理事会では、ある委員からまたま出席していただきました田川知事に対して、一千万円は清水建設にまかせせる。そしてあと三千万円で、あと二千万を市で持ったらどうかと、こういう提案もなされたやに聞いておるわけでございます。田川知事は、この点については返答を避けられたようですけれども、こういう動きも出ておるわけでございます。

一体この企業寄付金問題についていつ解決する、またどのような見通しをお持ちなのか、明らかにしていただきたいと思えます。

すでに一億五千万にのぼる企業寄付は、小さな零細の企業にまで寄付を押しつけている。こういう実態があるわけでございます。ここで、寄付した企業名、その金額とこれからのように企業に幾ら寄付を仰ぐのか、その明細を明らかにしていただきたい。七千四百万円の具体的な計画を明らかにしていただきたい。

この未払金の解決ということは、以下に申し上げます二つの問題にかかわりますので、たいへん重大だと思っております。この際、その見通し、めどをはっきりさせてほしいと思っております。そして、以下申し上げます二つの問題についてもどうするのか、あらためてその考えを聞きたいと思うわけでございます。

一つは、人件費の市負担の問題です。後ほど答えをさせていただきますけれども、この人件費の市負担の問題です。九鬼前市長は、出資金以外に人件費など市財源からの持ち出しはしない旨答えられております。議会のわれわれに約束をとるわけです。

ところが、これをベテンにかけた形で市職員を派遣してまいりました。そして昨年九月の私の質問に対して、岩野市長は、職員の問題は、未払いの措置なんかについて記念館が正常な運営ができる時点までは県、市で保全のために職員を派遣するのはやむを得ないと答えられました。これは未払金が解決したら職員の派遣、つまり人件費の市負担はしないと、それまではやむを得ないという考えだと受けとめておるわけですが、この問題について明確にいただきたいと思います。

下水、土木をはじめとして多くの部門でいま深刻な職員不足が起きております。特に七月二十五日の水害復旧対策とかかわりまして、その関係部門の職員の皆さんは膨大な業務量に追われて過労におちいっております。それにもかかわらず、一人として人員がふやされておりません。そのために切実な市民要求の解決にも手が回らない。あと回しになっている例がたくさん出ておるわけです。また、排水路整備をはじめ市民の切実な要求が、予算がないなどとい

って取り上げられない事例は、枚挙にいとまがありません。こうした中で、市民生活にほとんどかわりを持たない記念館事業、それに市民の貴重な財産であった四日市港開発事業団資金一億六千九百万円と、市の出資金五百万円をつぎ込み、そのうえ不当にも職員を派遣し、市費のむだ使いを続けておる市当局の姿勢というのは、全く市民に背を向けたものとしか言いようがないと思うのでございます。

現在のバビリオンの利用状況を見ましても、実際にホールの使用料というのは二十八万余りに過ぎないといわれております。全く閑古鳥が鳴いておるわけでございます。冬は寒くてホールなんて使えない状態ですし、競輪があればあそこへ近寄ることすらできないという状態にあるわけでございます。市費のむだ使いと断言してはばからないのでございます。

財団の皆さんが企業に寄付を集めにまいるにしても、ぼろくそに企業からもやられるといわれておるわけですが、そういう中でよく一億五千万九百万もお金を集めたとは私は思うわけでございます。

この際、職員の派遣をやめて市費のむだ使いを直ちにやめるべきであると思えますけれども、その考えはないかどうか。

二つ目の問題は、四日市港開発事業団から記念館に出した一億六千九百万円の見返りに県事業を行わせるという問題です。これは私は絶対にあいまいにしないつもりでございます。岩野市長は、四十八年九月議会で、まず募金のほうを先に解決したあとに努力したいと約束されました。このままではいつになるのか、ほんとうにこの見返り事業を県にさせるといふ点でやる気があるのかどうか。どのような事業の内容を考えておられるのか。私たちは海洋関係を含めた、ちょうど港でもございますし、海洋関係を含めた科学博物館のようなものをつくってみたいかどうかと思うわけでございますけれども、その点いかがでございますか。

なお、少し話が余談になるかと思いますが、先ごろ銚路市を視察する機会を得たわけですが、ここは人口二十万です。四十九年度当初の一般会計予算は百六十九億四千万円。税収五十七億三千万円、地方交付税二十三億七千万円、交付団体でございますけれども、すでにりっぱな市立の郷土博物館を持ち、プラネタリウムを備えた青少年科学館を持っております。さらにことしは約九億円の施設費、用地費は別といたしまして、施設費をかけて市立の動物園をつくるというふうなことが実際に進んでおります。

四日市にはこうしたものが何一つございません。市民の貴重な財産である一億六千九百万円をむだ使いさせたわけでございますが、この約束どおり県に見返り事業をさせるという点で、早くその内容を私たちの提案の方向に沿ってきめて、県と折衝し具体化をはかるべきであるというふうに思うわけでございます。この点のお考えを伺いたしたいと思います。

七番目は、市長は最近塩浜の幼稚園、南消防署の企業寄付を、行政と企業との癒着をもたらすとして断わられたわけでございます。ところが、田中前知事の道楽仕事とかいって市民から多くの批判を受けておりますし、現実に無用の長物にもひとしい記念館事業のばく大な費用を企業の寄付に活発に求め続けているということは、また何とこっけいなことかと私は言いたいのでございます。

私たちは、石油コンビナートなどの大企業が四日市に立地して大きな利益を得ていると同時に、市民に多くの不利益を与えているにもかかわらず、税制など大企業に対する優遇政策のために企業が正当に市民の不利益を償い、その利益をも市民に還元するという状態になっていない。むしろ過当な行政投資、行政サービスすら受けている現状を、市が独自にでもできることだけでも積極的に改めるよう、具体的な提案をもって要求し続けてきておるわけでございます。現行税制において認められております大企業の法人市民税の制限税率による課税、塩浜雨池両都市下水道整備

事業費の全面的な企業負担、そのほか、土木、下水、公害、港湾、教育、福祉など、市の各種事業に対する企業負担制度の創設などがそれであり、そのことによって、山積する切実な市民要求の解決を大きく前進させることができると思っております。

ところが、市長は法人市民税、塩浜雨池両都市下水道など部分的には取り入れられましたけれども、それ自身きわめて不十分であり、そのほかのことはほとんど取り上げられておりません。そしてせっかくの塩浜幼稚園、南消防署の企業寄付をも、若干の問題点を持ちつつもその話を積み上げてきた関係者の努力にもかかわらず、問答無用式に取りやめさせ、企業を喜ばせたわけでございます。

この二つの企業寄付についても、私たちの主張している企業負担制度をつくり、その中で正しく位置づけて企業に一定の負担をさせてしかるべきであると、私たちは考えます。

それとも市長には大企業に配慮すべき何かがあるのか、あるいはまたこの記念館の費用の企業寄付問題への何かの思惑があるのか、こういう点をお尋ねしたいと思うわけです。実際に、これほどの無用の長物にひとしい記念館の企業寄付に無理をいっておっては、肝心のところでものがいえないという姿があるのではないかとこのように思うわけでございます。

いずれにしても、市長の行政と企業との癒着を云々する姿勢と矛盾することをあえてしてまで、またこれ以上市費のむだ使いをしてまで、市が記念館事業にかかわる必要はないと思えます。この際、市は出資金を引き上げ、記念館事業から手を引いて県にその解決をさせるべきであると思うわけですが、その点についてお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 記念館につきましては、昨年からことしにかけていろいろな努力いたしました。現在残っております債務は六千四百万でございます。市費の負担で適当でないという場合、まず企業に寄付を求めるのは私はやむを得ないことであろうと思えます。しかも、この事業につきましては今日あるまでにはいろいろな経過もあるのでございまして、その経過を無視するわけにはいきません。あるものにつきましては、現在のあるという姿をもってこれを解決していかねければしようのないことであろうと思っております。できるだけ努力して、残額も寄付によって補てんしたいと私は考えております。

一億六千九百万円の見返りに、県に何をさせたかということでございますが、これは昨年お答え申し上げましたとおり、まず現在残っております債務を完済した後の問題でなければ、私はいたし方ないと考えております。

企業寄付の問題につきまして、塩浜の幼稚園につきましては、これは私は行政のなすべき分野であろうと思っておりますので、その寄付はあえて受けなかったんでございますが、そのかわり私は塩浜に緑地をつくってもらうということがふさわしいことだと思つて、幼稚園にかわつて緑地を寄付してもらおうというほうに考えております。決して企業に癒着しておるわけではございません。

記念館につきまして、はっきりとしたいま今後どうするということは、非常に困難な事態を迎えておりますし、われわれといたしましては、極力努力するという以外に申し上げようもないわけでございますが、できるだけ市の負担をなくしてこれを解決し、さらには現在ある以上はあの記念館をもっと使用できるように整備充実して、市民にこれならというような施設に育て上げることを念願しておるようなわけでございます。

その他の項につきましては、担当者から申し上げます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鷺野正和君）登壇〕

○産業部長（鷺野正和君） 一番最初の未払金のその中身でございますが、未払金につきましては全部オーストラリア記念館の建設費に充てております。

それから草取りに二千万、二百日要るとかいうことをおっしゃいましたんですが、これらにつきましては、本年度のやはり周辺を整備するというところで、草取り、それから植樹等も実施いたしますので、それらにつきましてはこの管理経費の中でまかなうと。

それから、管理経費が本年度四百一十萬一千円ということになっておりますのは、光熱水費、それから土曜、日曜警備を委託いたしておりますので、そういう経費でふえてきております。

それから、市が負担した人件費というのは、現在一人派遣いたしておりますが、これらが詳しくはわかりませんが、けれども、大体年間二百万程度ではないかというふうに考えております。

それから、管理費の不足分についてはどうするんだということでございますが、これらは先ほど市長からお答えのございましたように、将来この管理をどうするかという問題にもかかってまいりますので、現在はこの会館の収入でまかなっていくということでございます。

それから、年次別の内訳ということでございますが、本格的に募金活動を開始いたしましたのは昨年度でございます。昨年度に約一億四千万、それから万国博協会からの助成金といたしまして二百萬入ってございます。それで、この万国博からの助成金によって備品を購入いたしましたわけでございます。

それで、この記念館の事務局は現在四日市港管理組合が担当いたしておりますので、私の答弁以外のことにつきましては、

後は、後ほど資料でお渡ししたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 備品の購入費は万博協会の助成金によるということでございますが、備品は四百四十三萬八千九十円とあがっております。万博からの寄付金はたしか四十八年度は二百万ではないかと思うんですが、その差はどうなるのかということでございます。

それから、一般管理費の不足は収入でまかなうことですが、そういう産業部長のご答弁ですが、先ほど私が申し上げましたように事業収益は少ないのでございます。企業寄付やそういうものを含めた全体の収入でまかなうということかどうか。

それから、草取りは管理費でまかなうというお答えですが、これは実際には中央緑地から草取りをしてもらっておると違いますか。一般管理費の中で草取り、そういうものが整理されておらないはずで、中央緑地費、乏しい中央緑地費の予算の中から年間四十万ほどさいてこういうものに使っておるわけですね。その点の事実関係を明らかにしていただきたいと思っております。

それから、市長のご答弁の中で募金の解決をいつするのかという、その見通しについて明確なご答弁がないわけでございます。先ほど私が申し上げましたように、もう一億五千万余りの企業寄付は取り尽くした感がある。もらい尽くした感がある。あと六千四百万の未払いがあって、しかも四十九年度の事業計画によるとわずか千四百万の見込みしかない。この千四百万のうち千万は、もう先ほど六千四百万、一千万減ったわけですから、もうあと四百万ということですね。この四百万ももううたとしても、これをそのまま清水建設に返しちまったんじゃあ運営すらできないと。

管理費すら出せないという実態があるわけです。しかもいついままでも職員を派遣していかなきゃならない。県の見返り事業を早く具体化させる課題も残っておる。するならば、未払金問題、企業寄付問題についていつまでに解決するのかというめどを、もっと責任をもって明らかにしていただきたいと思ひます。

これは、市長がおっしゃるいろいろな経過があったと。そしてある意味では開き直りとも見えるんですが、あるものはそれに従ってやるよりしようがないじゃないかという開き直りと見えるわけですけれども、この点については少なくともいろいろな経過がある中で、岩野市長以下いまの市の首脳部の方は直接これに責任をもってきた、一端をになつてきたわけでございます。いろいろな経過がある。できたものはしようがないという形で、われわれがいまそんな答弁を聞くということはどうも容認し得ないのです。いろいろな経過がある中で申し上げるならば、一億円のオーストラリア政府からの寄付金については、九鬼前市長はここで知事は何が何でもとってくるということを約束しているんだと。絶対に出ることを確信しておると九鬼前市長はここで言って、それを当時の岩野助役も容認してきておるんです。いろいろな経過があるのは事実です。さりとてあるものはしようがない、できたものはしようがないという形でいま引き続き市費のむだ使いが行われる。こういう点で容認されていくべきものではないと思うわけでございます。この点をもっと明確に明らかにしていただきたいと思ひます。

そして、やはり当時のこの問題に責任をもたれた方は、知事をやめられただけでなくて、衆議院議員として現実なりにっぱにおみえになるわけです。いやしくも知事として、その在任中の問題についてこれほど国際信義上の問題も引き合ひに出しながら、われわれにその一億六千九百万の出資を事業団から出すことを強引に認めさせていったそういう責任は、少なくとも国会議員という公職の位置にある人であるとするならば、明確に果たしていただかなければならない。

こういう点で、その経過とその道義上の責任を含めてどう果たすのか、議会としてもわれわれは少なくともこの点について明らかにする必要があると思うわけでございます。そういう意味では、田中前知事をここに呼んでその辺の解明をしたい。この点、もう一べん議長並びに関係の皆さんの間で検討いただきまして、そうしてわれわれ市会議員としての責務を果たしていきたいと思ひます。よろしく願ひしたいと思ひます。

いま幾つか申し上げました。お尋ねしました点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕
○市長（岩野見齊君） 責任をもっておりますから、私は昨年一年とにかくできるだけの努力をして、一億六千万前後の募金を得たわけなのでございます。

今後の見通しというのをはっきりせとおっしゃいますが、これは私はいまいつまでに必ず集めますというめどが立たない以上、ここでいつまでに解決いたしますといえないのは非常に残念でございますけれども、やむを得ない実情であろうかと考えております。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（岩野正和君）登壇〕

○産業部長（岩野正和君） 草取りの件につきましては、中央緑地からそういうふうにはやっておるということも私聞いておりません。

あそこは霞緑地公園の中に建っておりますので、その境界がはっきりいたしませんけれども、私の承知しておる範囲では、この記念館独自で草取りを実施しておるといふふうに承知いたしております。

それから、備品費の不足につきましては、現在ちょっと聞き漏らしておりますので、その点はまた後ほどお答えいたします。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 草取りの問題は、これは私けさも実際に見てきておるんです。雨の中見てきておるんです。中央緑地からちゃんとしておるんです。間違いないんです。金の出ようがないということとそういうとくに依存しているわけです。

そういういろんなからくりばかりしてらるわけですね。こういう点は納得できませんし、いま備品費は補助金をもらったというけども二百万足らぬですね。これもいま答えられないっていうのもおかしい話です。

これは、もともと前知事時代に県からのイニシアチブで始められた問題ではないかと思えます。いま、市民の要求を解決するうえでたくさんいろいろな問題があり、一銭でも一円でも金がほしいというときに、こういうむだ使いを続けていくその責任の一半を市がになっていくことはやるべきではないかと思えます。あくまでも市はこの問題について手を引き、そして県に責任をもって解決させると。こういうことしか方法がないんじゃないか。いま市長がご答弁なさるとおり、全く先はまっ暗で見通しがつかぬとおっしゃっている。そのうちに一般管理費のいささかの捻出も窮してくると、こういう状態であるわけです。見通しが立たないだけで済まされたいと思うんです。どういう計画を持っていくのか、その考え方なんかでもっと明らかにしていただきたい。私どものいうように市はいさぎよく手を引くと。県にあくまでも責任をもって解決してもらおうと。こういうふうにしたらどうでしょう。その点の考えをいま一度伺いたいと思えます。

それから、議長に要望したいと思えますけれども、先ほどもちょっと触れましたように、この問題についてあくまでも前知事の責任を解明したいと思えますので、議会にしかるべく呼びして、全員協議会の形でもけっこうです。オーストラリア政府との経過の問題、あと道義的責任を含めて果たそうとしているのか、この点を解明する場をぜひとも設けるようにお取り計らいをいただきたいと思えます。そういうことなしに私は納得できないわけでございます。この報告を容認することできません。いずれにしても、そういう方策を議長のほうで責任をもってとっていただきたい。

いま一度市長に、見通しが立たないというだけでの答弁では納得できませんから、もう少し私どもの提案も含めた形でお考え方を伺いたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 見通しが立たなければ手を引いたらどうかという考えもあろうかと思えますし、またいままで一諸にやってきたんだからしようのないことではないかとお考えになる方もあろうかと思えますが、私は、いま直ちに見通しがつかぬのならもうやめたという割り切り方はできないかと思えます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 たとえば、先ほど最初の質問の中でもお尋ねしましたように、ことしの七月の理事会で、ある理事の方が、清水建設に一千万円まけさせて三千万円県で出し市で二千万円出すという、こういう提案をしておる人があるわけですね。清水建設のほうは一千七百万ばかりの利息もあえて要求してきておるようですけれども、そういう中で、

たとえばそういう意見が出されて、正式の理事会の席でも提案がなされておる経過を見ました場合に、そういう方法に市長は乗ってかれるのかどうか、その辺の考え方をいまこの際聞いておきたいと思えます。そして、時間の制約もございましょうから、その市長のご答弁によってはまたお伺いしますけれども、納得のいくお答えをいただきたいと思えます。

それから、こういうむだ使いをして、そして市民のいろいろな要求を持っていった場合に予算がないという形で断わられるということは、少なくとも私は許さないと。こういう点をひとつ肝に銘じておいていただきたいと思うわけでございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私といたしましては、いままじ経過を見てからそういった方法について検討したいと思えます。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、本件につきましてはこれをもって報告を終了いたします。

日程第五、報告第十五号専決処分について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五、報告第十五号専決処分についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の報告第十五号は、昨年制定せられました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する法律に基づく死亡弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸し付け制度につきまして、さきの七月二十五日災害による被災者救済のため、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の制定を、専決処分により行ったものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、専決処分書が議案集から漏れて、本日配布させていただきましたことをおわび申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 参考までに実際の貸し付け制度の申請状況、これを明らかにしていただきたいと思えます。そして、この業務が加重をしておるわけですが、そういう点での職員配置の面の配慮をお願いしたいと思うわけでございます。現在のこの条例の適用っていいですか、申請状況、実際の貸し付け状況、それを参考までにご報告いただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ご質問の災害援護資金の貸し付け状況について、お答えいたします。

七月二十五日以降条例制定に伴います貸し付けの申請を受けまして、第一回百二十件、二千四百十万円の貸し付け

千三百九十一万三千二百六十五円は、過年度損益勘定留保資金四千五百九十一万四千八百一十一円で、補てんし、なお不足する額七百九十九万八千四百五十四円は、一時借入金で措置いたしております。

損益計算書では、医業収益と医業費用、医業外収益と医業外費用及び看護学院費用の総差引額一千百二十二万九千六百五十六円が、当年度における純損失であります。

剰余金計算書につきましては、前年度未処理欠損金が過年度損益修正、固定資産売却損益及び修学資金返還免除金の増減により、一億一千七十四万九千四百三十三円となりましたが、当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は一億二千八百八十七万九千八百八十九円となりました。

資本剰余金は、本年度においては医療器具購入指定寄付金四百万円と、看護学院学生等修学資金補助金七百五十二万八千五百円、合計一千五百五十二万八千五百円となり、前年度繰越額二千五十八万円と合わせ三千二百一十八万八千五百円が次年度へ繰り越されております。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億二千八百八十七万九千八百八十九円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産の合計額は七億九千七百七十万五千三百九十九円で、前年度に比べ五千九百三十九万一千四百四十一円の増額であり、負債の合計額は二億四千六百八十万五千七百七十五円で、前年度に比べ六千二百五十六万六千六百二十二円の増額となっております。また、資本の合計額は五億四千四百九十万二千四百四十四円で、前年度に比べ三百七十七万五千六百一十一円の減額となりました。

病院事業決算の概要は以上のとおりであります。今後の病院運営につきましては、地域住民の健康を守る中核病院として機能が十分発揮できるよう、あらゆる面にわたってさらに検討を重ね、市民サービスの向上に資すべく一その努力を傾注する所存であります。

議案第九十六号は、昭和四十八年度の水道事業利益剰余金処分並びに決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、十四億五千八百九十万二千八百四十七円で、予算額に比べ三百八万六千五百三十三円の減収となりましたが、これは主として事業所等における使用水量の低下に伴う水道料金の減収によるものであります。

収益的支出におきましては、決算額十二億一千五百八十六万四千六百二円で、不用額三千八百五十四万三千三百九十八円を生じましたが、おもな理由は、受託工事費、企業債利息及び給水費等の支出が予定より少なかった結果であります。

期間外収入及び支出は、固定資産売却損等の費用を經理いたしました。

次に、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入の決算額八億七千四百三十六万八千五百八十六円で、予算額に比べ四百七十五万二千五百八十六円の増収となりました。これは、海蔵川水管橋架設替工事負担金等の増収によるものであります。

資本的支出の決算額は、十二億八百九万八千六百五十五円で、不用額は、昭和四十七年度企業債償還条件において据え置き期間が延長され、そのほか材料費の支出が予定より少なかったためであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額三億三千三百七十三万六千九百九十九円は、当年度利益剰余金処分額二億七千二百百万円及び当年度分損益勘定留保資金六千七百七十三万六千九百九十九円で補てんいたしました。

損益計算書は、収益十四億五千八百九十万二千八百四十七円、費用十二億一千五百八十六万四千六百二円、差し引き二億四千三百三万八千二百四十五円の当年度純利益が生じました。

剰余金計算書は、利益剰余金及び資本剰余金の増減をあらわすものでありまして、前年度未処分利益剰余金一億五

千三百八十九万六千五百三十三円、前年度利益剰余金処分額二億二千万円、繰り越し利益剰余金年度末残高三千二百五十六万九千九百円、当年度純利益二億四千三百三十八万八千二百四十五円、当年度未処分利益剰余金二億七千五百六十七万二千五百四十四円となりました。

剰余金処分計算書は、本年度未処分利益剰余金の処分案でありまして、地方公営企業法の規定により九千二百万円を企業債償還のため減債積立金に、一億八千万円を建設改良積立金に処分し、残額三百六十七万二千二百五十四円は翌年度へ繰り越したいと存じますので、よろしくご承認賜わりますようお願い申し上げます。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債、資本をあらわすものでありまして、資産総額七十億六千二百二十四万八千七百八十七円、負債総額七億三千八百六十五万八千七百八十八円、資本総額六十三億二千三百五十九万七千九百九十九円あります。

以上が、昭和四十八年度水道事業決算の概要であります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご認定を賜わりますようお願い申し上げます。

次に議案第九十七号、本年度一般会計補正予算第二号案以下の各議案のご審議をわずらわすにあたりまして、その内容をご説明申し上げる前に、去る七月二十五日の集中豪雨による災害につきまして、さきの全員協議会以降の経過をご報告申し上げたいと存じます。

全員協議会当時は、清掃、消毒作業、物資配給等の救助活動並びに河川等の応急復旧作業に総力を傾注していた時点でありましたが、その後の気象状況を憂慮しながら、被災者の不安解消、被害の再発防止に鋭意努力を続け、国、県、市それぞれの管理部分に施策の進行を得ましたことは、議員各位をはじめ各方面のご尽力のたまものと衷心より謝意を表する次第であります。

今回の災害が、伊勢湾台風以来の大規模なものであり、その復興には国、県の施策援助なしには及び得ないものであり、かつ市民の生命財産を水害から守る河川等の整備に抜本的な改良復旧工事の実施が緊要となり、これが実現のための強い政治折衝の必要性にかんがみ、政府、国会の要路に対し、激甚災害としての指定と特別の財政援助の適用をはじめとして、各段にわたる陳情要望を重ね、同時に県当局に対しては管理河川の抜本的な改修を強く要請してまいりましたが、これらに關しましては、市議会災害対策特別委員会におかれても数次にわたる強力な陳情活動をいただき、多くの成果がもたらされることを願っております。

政府は、去る九月十日、昭和四十九年五月二十九日から八月一日までの断続した豪雨及び同年台風第八号による災害を激甚災害として指定し、政令も公布されたのでありますが、適用地域の指定につきましては、いまだ見直しを得ない状況にありまして、これに本市の被災地が含まれるためには、法改正の実現等今後なお一そうの努力が必要であると考えます。

公共交通機関のうち、まだ復旧していない近鉄八王子線につきましても、関係方面へ強く要請を重ねております。

また、災害復旧工事の設計作業等も連日懸命の努力を重ね、八月十六日以降下水道、公園等都市施設、土木施設、農林施設、公営住宅、教育施設等も順次国庫負担災害復旧事業の現地査定が進められており、それぞれ具体的な折衝の中でできるだけ多くの財政援助が得られるよう努力いたしております。

近年とみに逼迫しております市財政は、今回の災害によってよりきびしい情勢を迎えたのでありますが、市議会をはじめ市民各位の格別のご理解、ご協力をいただきながら、積極的にこの難局を乗り越え、施策の推進に当たる所存であります。

続いて、各議案についてご説明申し上げます。

議案第九十七号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。今回補正のおもなる内容は、今次災害等にかかる災害復旧対策費十八億五千七百万円をはじめ、国庫補助金、その他特定財源の決定もしくは見通しを得たもの、本年九月より施行の公害健康被害補償法に基づく補償、給付関係費、職員の希望退職者等に対する手当金及び去る六月定例議会においてご決議賜りました本市職員給与と条例の一部を改正する条例に基づく給与改定所要見込み額のほか、緊急に実施を要する単独事業その他やむを得ないものについての追加補正と、これに関連します債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加補正額は、三十八億五千四百二十九万円でありまして、補正後の予算総額は、二百九億三千四百七十九万円と相なるのであります。

以下、歳出から各款に計上いたしました職員等の給与改定関係所要見込み額以外の経費について、概要をご説明申し上げます。

第一款 議会費は、特別委員会関係旅費、市議会議員共済会負担金及び東海市議会議長会負担金等の追加と、一部の減額補正であります。

第二款 総務費は、職員の希望退職者手当金、電気料金改正に伴う電気使用料、市長会負担金及び職員共済会補助金を追加し、企画面においては、地域の陸上旅客交通問題並びに治水対策についての調査研究費を追加いたしました。

交通安全対策費は、通学路等の市単独事業費を増額し、諸費においては、西村町ほか三町の公会所建設費に対する補助金のほか、名四国道における騒音対策費として、県公安委員会が実施する速度制限について運転者の啓蒙と周知をはかり、より一そうの効果を期すべく標示板を設置協力する所要の経費を計上いたしました。

第三款 民生費のうち社会福祉費は、今回補助金の決定いたしました老人家庭に対する寝具貸与事業費、指定寄付による老人福祉電話増設費及び老人福祉施設における措置基準の改正並びに人員の増加に伴う措置費を追加するとともに、民生対策費及び同和対策費補助金を追加補正し、福祉資金貸し付け事業並びに住宅改修資金貸し付け事業特別会計への繰出金を増額いたしました。社会福祉施設費は、寺方町二区隣保館建設事業等地方改善施設整備事業費と施設運営費を追加補正し、老人福祉センター費は、団体利用者に対する交通費補助金を計上いたしました。児童福祉費では、簡易保育所に対する運営委託料等の増額、青少年スポーツ大会参加費補助金並びに保育所維持補修費を追加補正し、生活保護費では、県負担金による国民生活実態調査に要する経費を追加いたしました。災害救助費は、本年六月及び七月の災害における弔慰金及び被災者に対する物資の給与その他災害救助法に基づく救助費繰りかえ金並びに市単独措置として支給いたしました災害見舞金その他の救助対策費を計上したものでありまして、法に基づく繰りかえ金は、全額特定財源によりまかなうものであり、市単災害救助費の財源の一部には、市に寄せられました義捐金を充てたのであります。

第四款 衛生費は、被災地域における特別防疫対策費の追加と、本年九月より公害健康被害補償法の施行により、新たに障害補償等給付事務を実施するため補償費及び事務費を追加補正するものでありまして、補償給付費については、全額公害健康被害補償協会からの納付金を、また事務費については、国庫補助金を歳入に計上いたしました。

清掃費は、北部清掃施設給水改良工事費、清掃車両更新経費等の追加と、北部清掃工場電気使用料及び焼却施設修繕料の不足見込み額を追加補正したほか、北部清掃施設の建設並びに運営管理に関連して、地元垂坂町の環境整備事業に対する助成の初年度分を計上し、あわせて債務負担行為の追加をお願いいたしました。

災害清掃対策費は、今次災害による廃棄物の処理に要した経費を追加するものでありまして、歳入に国庫補助金を

見込み計上いたしました。

上水道費及び病院費は、ともに公営企業会計への繰出金を追加補正するものであります。

第五款 労働費は、失業対策事業の就労者に対する賃金改定等給与改善に伴う経費と、労働福祉会館電気使用料の不足見込み額を追加するものであります。

第六款 農林水産業費のうち、農業費は県支出金の決定を見ました農地等利用関係紛争処理調停事業費、都市近郊農家対策事業費等農業委員会関係特別事業費及び花づくり促進事業費並びに保々、神前地区における農山漁村同和対策事業費を追加したほか、本年度から県地区において実施の農業構造改善事業計画樹立費及び付帯事務費を追加補正いたしました。畜産業費においては、と畜場食肉市場特別会計に対する繰出金を増額し、農地費においては、受託事業の保々新田圃場整備事業費の追加補正と、地元土地改良区が非補助土地改良事業として施行の西鹿化圃場整備事業にかかる指導監督費、赤堀地区揚水機工事費及び県営基幹農道舗装事業調査設計費等を新規計上するとともに、樋門、排水機場等の維持管理費を追加いたしました。また、水産業費では、磯津漁港給油施設建設費に対する補助金の追加と、市宮魚市場特別会計に対する繰出金を増額しております。

第七款 商工費は、県委託金の決定による東海自然歩道維持管理費を追加補正するものであります。

第八款 土木費のうち、道路橋梁費は、市内一円の市道維持修繕費及び舗装補修用材料費の増額と、水道局その他からの委託による路面復旧工事費を追加補正しました。道路新設改良費は、今回国庫補助事業費の決定しました日永八郷緑菅生地区立体交差事業の事業内容一部変更による組みかえと、波木町西日野緑舗装新設事業費の追加補正を行い、また、市単独事業として市内一円の舗装新設事業費の増額をはかりました。また、橋梁関係では維持補修費を増額し、橋梁新設改良費は、国庫補助事業費の決定に伴い横手橋新設改良事業費の増額と新六名橋新設改良事業費を新規計上し、末広橋及び内堀橋新設改良事業費において国庫補助割り当ての減少により減額補正を行っております。

河川費においては、国県支出金の決定しました部田川災害関連復旧事業費の追加補正と、国鉄軌道敷内の南谷川改良工事費に対する本市負担金を計上いたしました。

港湾費は、四日市港整備事業資金として県を通じて借り入れの中部圏整備事業償還金に対する本市負担金の追加であります。

都市計画費では、人件費の一部組みかえと公共用地取得事業特別会計への繰出金の減額補正を行い、土地区画整理費は、浜田第二十土地区画整理事業において国庫補助事業費の決定に伴う増額と、保留地処分収入による家屋移転補償費等を追加計上し、また、西浦土地区画整理事業特別会計への繰出金を増額いたしました。

由路費は、今回国庫補助事業費の決定に基づき午起末永線歩道舗装事業費の新規計上と、千歳町小生線改良事業費の減額補正を行うとともに、稲葉町内部線改良事業費及び四日市中央線舗装事業費について、事業内容の一部変更に伴う組みかえ補正を行い、また、これらの補助事業の施行に関連した単独事業として排水路及び橋梁の改良工事費を計上いたしました。このほか、常時交通量観測調査実施経費について県委託事業費の減少に伴い減額補正を行っております。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三十分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後三時三十分再開

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 公園費は、国庫補助事業費の決定に基づき三滝公園、南部丘陵公園及び大治田公園の整備事業費を増額しますとともに、新たに塩浜公園及び鈴鹿川緑地の整備事業費を追加するものであり、中央緑地費は、電気使用料の不足見込み額の補正であります。

公共下水道費では、特別会計への繰出金を追加補正し、都市下水路費は、事業用電気使用料その他排水施設管理費及び排水路しゅんせつ工事費等を増額したほか、新設改良費において国庫補助事業費の決定に伴い、朝明、羽津、雨池、塩浜の各都市下水路新設改良事業費をそれぞれ補正しますとともに、これに関連します債務負担行為の変更をお願いいたしました。また、単独事業として急施を要する長太川下流のポンプ場その他の排水施設新設改良費を追加いたしました。

住宅費は、小鹿ヶ丘及び大瀬古新町住宅団地の集会所増築費と平和町住宅地区改良事業の移転補償費を計上いたしました。

第九款 消防費は、職員退職手当金、施設電気使用料の不足見込み額及び指定寄付のありました消防団員物故者慰霊碑建設費補助金の追加補正のほか、内部、日永、常磐地区の水防倉庫建築費並びに水防用備蓄資材費を追加いたしました。なお、これに対する財源として県補助金を歳入に見込んでおります。

第十款 教育費のうち教育総務費は、職員希望退職手当金、小中学校派遣非常勤講師等の報酬を追加するほか、私立笹川第二幼稚園建設費及び学校医会運営費に対する補助金を計上いたしました。小中学校費は、給食用燃料費、プール運営委託料、建物維持補修費等学校管理経費の追加補正並びに国庫補助金の決定いたしました校庭開放事業費、

給食用備品購入費、要保護及び要保護児童生徒の扶助費を増額しますとともに、新たに学校給食協会補助金及び学校創立百周年記念事業費に対する補助金を計上いたしました。校舎建設費では、国庫補助事業として納屋小学校改築事業を本年度より二カ年継続事業として施行するため債務負担行為とあわせて新規計上し、大矢知興譲小学校校舎改築事業に関連の土地購入及び家屋移転経費、常磐西小学校通学路整備費等を追加計上いたしました。

また、笹川団地における中学校生徒の急増対策として、新たに日本住宅公団資金を活用し、仮称笹川西中学校の用地取得及び第一期校舎の建設に着手したいと存じ、これが施設の譲り受けに要する費用について債務負担行為をお願いしております。

幼稚園費は、塩浜地区における幼稚園新設用地の取得造成費と各園維持補修費を追加するものであり、社会教育費は、文化財パトロール報償金、図書館電気使用料を追加補正し、同和教育集会所新築工事費の一部を科目の組みかえにより減額補正いたしました。

保健体育費では、中学校体育部活動委託料、施設電気使用料及び各種体育大会選手参加経費等の補助金を追加したほか、温水プール周辺地域のテレビ受信障害に対する補償金を計上いたしました。

第十一款 災害復旧費は、今次の災害をはじめとする現年発生災害並びに過年発生災害の復旧費であります。

まず、農林水産施設災害復旧費は、県補助金の決定いたしました過年発生補助災害復旧費と本年四月及び七月の豪雨による災害復旧費でありまして農地農業用施設の現年発生分については、農業用施設の復旧を主体に施越工事分を含め予算を計上いたしました。歳入につきましては、県補助金、地元負担金、地元立てかえ金並びに起債を見込み計上しております。

林業施設については、林地崩壊防止事業個所のうち本年度割り当て見込み額を計上し、漁港災害復旧費は、磯津漁

港内漂流障害物除去に要する経費の追加であります。

土木施設災害復旧費は、国庫負担事業費の決定による過年発生補助災害復旧事業費の追加補正と、今次災害により被害を受けた河川、道路橋梁等の公共土木施設及び公園緑地、都市下水路等都市施設並びに公営住宅施設の災害復旧費の追加でありまして、公共土木施設災害復旧費はおおむね国の復旧基準に従い、本年度において債務負担行為を含め認定見込み事業費の三〇％の完成を期し、都市施設及び公営住宅施設災害復旧費は、単年度事業として、また、市単独災害復旧事業は、極力本年度に完了するよう予算を計上したのであります。これが財源といたしましては、公共土木施設災害復旧費については三分の二、都市施設災害復旧費のうち公園緑地関係は二分の一、都市下水路施設は三分の二の国庫負担金及び補助金と起債を、また、公営住宅災害復旧費については二分の一ないし三分の二の国庫補助金と起債を計上し、市単独災害復旧費についても一部起債を充当いたしました。

厚生労働施設災害復旧費は、老人福祉施設、児童福祉施設その他の災害復旧費でありまして、このうち老人福祉施設、保育所及び地方改善施設については歳入に国庫補助金と起債を見込み計上いたしました。

文教施設災害復旧費は、小中学校、幼稚園等公立学校施設及び公民館、教育集会所等社会教育施設の災害復旧費でありまして、公立学校施設災害復旧費においては、補助事業費の三分の二の国庫負担金と起債を歳入に計上いたしました。その他公共施設公用施設災害復旧費は、出張所施設、公害監視測定施設、清掃施設及び勤労青少年ホームの災害復旧費であります。

なお、これら各般にわたる災害復旧事業については、いまだ国の事業費査定が終了しない現状であり、また、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚地指定の動向いかんによっては事業費及び財源にかなりの変動が生じるものと考えられますが、これらについては、今後確定した段階で予算の補正をお願いする所存であります。

であります。

第十四款 諸支出金は、今次災害による被災者に対する災害援護資金貸付金の所要見込み額を計上したものであり、全額起債をもってまかなうものであります。

以上歳出につきまして概要を申し上げましたが、歳入は、歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源としては、市税、交通安全対策特別交付金、前年度繰越金のほか、財政調整基金取りくずしによる繰入金及び競輪事業特別会計からの繰入金をもって充当いたしましたのでありまして、かかる財政事情にかんがみ前年度繰越金の財政調整基金への積み立ては停止したいと存じますので、何とぞご了承賜われますようお願い申し上げます。

議案第九十八号から議案第百十一号までは、各特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

今回の補正につきましては、基金特別会計、公共用地取得事業特別会計、福祉資金貸付事業特別会計及び住宅改修資金貸付事業特別会計を除いて、いずれも職員給与改定による所要見込み額を追加補正しておりますので、これ以外の経費のうちおもな内容をご説明申し上げます。

まず、特別会計のうち市立印刷所特別会計の補正は、今次災害による機器類の復旧費と加工用印刷用紙の補充及び電気使用料の追加でありまして、歳入には、事業収入の増加分と前年度繰越金を充当いたしました。

基金特別会計の補正は、財政調整基金の取りくずしに伴う所要の補正であります。

競輪事業特別会計の補正は、競輪選手賞金適用基準の改定に伴う報酬費及び賞金その他競輪開催経費の不足見込み額と一般会計繰出金を追加補正するものでありまして、歳入には、車券売上金の増加分と前年度繰越金を充当いたしました。

と畜場食肉市場特別会計の補正は、今次災害による復旧経費と電気使用料の追加でありまして、歳入には、一般会

計繰入金と前年度繰越金を充当いたしました。

市営魚市場特別会計の補正は、計量施設及び海水ポンプ原動機の補修費を追加するものでありまして、歳入には、一般会計繰入金と前年度繰越金を充当しております。

公共下水道特別会計の補正は、業務費においては、電気使用料等施設運営費の不足見込み額並びに施設維持修繕工事費、下水道管清掃工事費等を追加補正し、建設改良費においては、国庫補助事業費の決定に基づき常磐排水区の管渠工事費及び日永終末処理場築造工事費の一部を減額補正し、中部処理区では、終末処理場整備工事費と施設工事にかかる開発公社返還金を追加補正いたしました。また、施設災害復旧費には、今次災害による終末処理場、ポンプ場等公共下水道施設の復旧費を計上したものであります。歳入につきましては、一般事業分では国庫補助金、起債を減額し、災害復旧費にかかる国庫補助金起債を新規計上するとともに、一般会計繰入金及び前年度繰越金等を充当いたしました。

西浦土地区画整理事業特別会計の補正は、国庫補助事業の事業内容一部変更に伴う組みかえと、単独事業として家屋等移転補償費を増額するものでありまして、これが財源として保留地処分収入の増加分と一般会計繰入金及び前年度繰越金を充当しております。

公共用地取得事業特別会計の補正は、国庫補助事業の稲葉町内部線改良事業費及び三滝公園整備事業費が国の公共事業の執行の抑制措置により執行時期に変更を生じ、また、千歳町小生線街路用地先行取得の減額により本年度償還利息が減少するため、所要の補正を行うものであります。

福祉資金貸付事業特別会計並びに住宅改修資金貸付事業特別会計の補正は、いずれも今次災害に関連し、災害援護資金貸付金及び住宅改修資金貸付金を増額するものでありまして、歳入には、国庫補助金、貸付金収入、起債等のほ

か一般会計繰入金を充当いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。市立四日市病院事業会計では、収益的収入及び支出におきまして、医学の進歩とともに近年高度化、多様化してまいりました看護技術に対処するため、准看護婦を対象とした昼間定時制の看護婦養成課程を明年四月現看護学院に併設したいと存じ、これが準備費用と電気使用料の不足見込み額を追加計上するものでありまして、財源としては、事業収益の増加見込み額と一般会計からの補助金を計上いたしました。

資本的収入及び支出は、脳神経外科にかかる手術関係医療機器並びに看護学院用備品の購入費等を追加するもので、収入については、一般会計からの出資金と一時借入金により措置いたしました。

水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして電気料金の改正に伴う各水源地の動力費等の不足見込み額並びに企業債等借入金利率の引き上げによる償還利息の不足見込み額を追加補正するものでありまして、財源としては、当年度利益剰余金を充当いたしました。

また、簡易水道費は、最近の人件費、物件費、特に動力費の増高により、従来の料金収入では管理運営が非常に困難となつてまいりましたので、各簡易水道組合と十分協議のうえ、料金改定をお願いいたしました次第であります。

資本的収入及び支出は、配水管移設等に伴う工事負担金収入と、移設に要する工事費及び保々地区への給水事業のうち一部を本年度に繰り上げて実施するための工事費等を追加計上いたしました。

なお、今次災害による水道施設の災害関係経費につきましては、災害損失に属する諸経費は収益勘定に、改良復旧に伴う工事費については、資本勘定に計上し、これが財源といたしました。災害復旧費、その他をもって充当いたしました。

議案第百十二号 委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、公害健康被害補償法の施行に

に伴い従来の公害にかかる健康被害の救済に関する特別措置法に基づく公害被害者認定審査会委員にかわる公害健康被害認定審査会委員の報酬について、国が示す補助基準に準じて所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十三号 印鑑条例の一部改正案は、代理による印鑑登録又は印鑑証明の交付申請の際に必要とする「委任状」を代理権授与通知書等「委任の旨を証する書面」に改めることにより、印紙税が免除される取扱いがなされることとなったため、住民の負担軽減をはかるため所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十四号 市立保育所条例の一部改正案は、三重団地内に建設を進めてまいりました三重保育園について十月一日開園を予定し所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十五号 市立幼稚園条例の一部改正案は、旧南塩浜保育園舎を暫定利用することにより、五十年四月開園を予定しております塩浜幼稚園について所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十六号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正により非常勤消防団員、水防作業従事者等に対する損害補償等の補償基礎額を改定しようとするものであります。

議案第百十七号 非常勤消防団員にかかる退職報酬金の支給に関する条例の一部改正案は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、退職報償金の支給対象者の範囲拡大等非常勤消防団員の処遇改善を図るため所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十八号 簡易水道条例の一部改正案は、昨年来の大幅な諸物価の高騰、ことに電力料金の値上げにより給水に必要な経費が増高し、簡易水道事業の健全な運営に支障を来たしており、業務の合理化、経費の節減等鋭意努力いたしておりますが、それだけでは今後の運営が困難となりますので、給水料金の値上げについて所要の改正をお願いいたします。

いするものであります。

議案第百十九号 孤野町、栢町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴覚ライブラリーの事務委託に関する協議案は、本年四月から設置いたしました本市視聴覚ライブラリーにおいて、周辺四町の当該事務を受託することによって、同施設の整備充実と、より有効な利用をはかるため、地方自治法の規定に基づき規約を定め事務委託の協議を進めたいと存じ、ご提案申し上げます。

議案第百二十号及び議案第百二十一号は、いずれも土地の取得に関する議案でありまして、橋北中学校及び仮称笹川西中学校用地として土地を取得しようとするもので、所在、形状等はお手元の図に示すとおりであります。

議案第百二十二号 字の区域の変更については、水沢町地内において、水沢東土地改良区が施行する土地改良事業に伴い、字の区域の変更を必要とするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第百二十三号は、馳出跨線橋架設工事の工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額七千六百九十万円をもって、名古屋市中区新栄町日本橋梁株式会社名古屋営業所に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百二十四号及び議案第百二十五号は、いずれも道路舗装工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、四日市市中央線舗装新設工事については、金額三千三百六十万円をもって、市内南浜田町岩田興業株式会社、近鉄四日市駅富洲原線舗装新設工事については、金額四千三百三十万円をもって、市内川原町朝日土木株式会社に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百二十六号は、下水管渠布設工事の工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額九千五百万円をもって、名古屋市中村区広井町大成建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので同社と工事請

負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要でございますが、どうかよろしくご審議いただきご決議を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は来たる九月二十六日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和四十九年九月二十六日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和四十九年九月二十六日(木)

第一 一般質問

午前十時開議

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(三十八名)

川	小	大	岩	伊	伊	小	荒	天	青
村	川	島	田	藤	藤	井	木	春	山
	四	武	久	信	太	道	武	文	峯
潔	郎	雄	雄	一	郎	夫	治	雄	男
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事説明のため出席した者

市
長
岩
野
見
齊
君

増	日	早	高	小	吉	山	山	山	安	六	松	藤	福	服
山	比	川	橋	林	垣	本	中	口	垣	平	島	井	田	部
英	義	正	力	哲	照	忠	信	豊	良	泰	香	昌		
一	平	夫	三	夫	男	勝	一	生	勇	司	一	郎	史	弘
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員(五名)

長	橋	橋	野	生	中	出	坪	田	高	志	後	後	小	小	粉	訓	喜
谷	本	本	崎	川	島	井	井	中	井	積	藤	藤	林	林	川	霸	多
鐸	増	建	貞	平	隆	妙	政	三	政	藤	寛	喜	博	也			
元	蔵	治	芳	蔵	平	博	子	一	夫	一	郎	治	夫	次	茂	男	等
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○出席事務局職員

主事補	主事	議事係長	議事課長	事務局長
川北悟司君	西口徹君	板崎大之丞君	川村得二君	菊地英也君

代表監査委員 森幸雄君

国体局次長 佐々木晃精君

消防次長 倉谷徳裕君

水道事業管理者 平井清三君

病院事務長 村山了君

教育委員長 龍池清真君
 教育次長 市川一郎君
 教育長 山北彰君

副収入役	建設部長	下水道部長	環境部長	福祉部長	産業部長	稅務部長	總務部長	市長公室長	収入役	助役
伊藤凉一君	荒木三郎君	美濃部博美君	園浦和己君	谷沢文男君	鷺野正和君	杉本治芳君	阿南輝彦君	三輪喜代司君	庄司良一君	加藤寬嗣君

午前十時三分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

なお、土木部長は、国の災害復旧第二次現地査定のため、本日から三日間欠席いたしますのでご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、これより一般質問を行います。

質問の通告が、お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおりまいっております。

それでは一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 きょうは、九月の二十六日でございます。伊勢湾台風の記念の日でございますが、この伊勢湾台風に次ぐ大きな被害を、この間の集中豪雨で四日市市は受けたのでございますが、この災害発生以来、市長を先頭にいたしまして、全職員一丸となって救援活動に、あるいは整理作業に、あるいは復旧作業に昼夜分かたずご尽力をいただきました結果、市民生活も一応平常の状態を取り戻すまでに回復をいたしてまいりましたのでございます。ここに、厚く御礼を申し上げます。しかしながら、市民はまくらを高くして休むことのできる復旧作業には、今後まだまだたくさん費用と、いろいろの問題がございますので、ご努力をいただかなければならないことがたくさんございますが、引き続きよろしくお願いを申し上げます、質問に入らせていただきます。

この九月の定例議会に、市民クラブでは四名の質問者を予定いたしましたのでございます。その第一陣として小林哲夫議員が質問に立つことになっておりました。本人も、この質問にはきわめて積極的で、しかも意欲的であることを感じておったのでございますが、皆さまもご承知のとおり、交通事故で瀕死の重傷を負われまして、ただいま入院中でございます。この事故のあったのは、九月二十日の午後八時四十分ごろだと承っておりますが、翌二十一日に、八王子線の問題で田川知事に陳情をする打ち合わせのため、栗本県会議員を訪れる途中でこの災難に出会ったということ聞いております。非常に残念でございますが、こんなことから小林議員にとっては、あるいは四郷地区の人たちにとってはきわめて切実な問題の質問ができなくなったのでございます。非常に残念なことでございますが、いたしかたございません。それで市民クラブといたしましてはいろいろ検討いたしました結果、八王子線と天白川、笹川団地の問題は、小林議員にとっては政治生命をかけての問題であろうと思われましますので、代表者の私が、かわってこの問題をたずねることになったわけでございます。これらの問題につきましては、すでに市長も、あるいは関係部長も、小林議員の考えなりあるいは地元の人たちの要望もよく承知しておられますので、私の行き届かない質問の内容につきましては、この点をそんたくしていただきまして、行き届いたご答弁をお願い申し上げたいと思うのでございます。

私の質問の第一点は、近鉄八王子線の問題でございます。この問題は皆さまもご承知のように、小林議員は議員当選以来、私はこの処理のために議員に出たというような姿勢で、いつも熱心にこの問題と取り組んでおられたことが承知のとおりでございますが、小林議員は中央の行政にも非常に詳しく、的確なる判断と、その措置が適切であったのと、加えまして市長のよい判断と協力によりまして、鶴泊山線に信号が設置されるほどにこの問題が好転してきたのでございます。しかしながら、この信号設置によりまして、八王子線も継続という明るい希望を見出したのでございますが、それもつかの間、この七月の二十五日の災害によりまして、近鉄は再び廢線の態度を打ち出してきたの

でございます。ご存じのように、天白川のはらんによりまして路線に被害を受けたのでございますが、近鉄は一向にこの路線の修復をいたしませんので、岩野市長は近鉄にこの復興の要請をいたしましたのでございます。ところがこの要請に対しまして、近鉄側からは八王子線を廃線にして、天白川を改修してほしいという回答が来たのでございます。この回答を聞いた小林議員は、全く筋違いのそして四日市を指図するような回答は、全く四日市をばかにした話であるということで、かんかんになって憤慨いたしました。

いま連絡をいただいたのでございますけれども、心配いたしましたおりました小林さん亡くなりました。九時四十分でございます。

質問が続けます。全く小林議員のおっしゃるとおりでございます。どんな大企業でございまして、四日市を指図するような権利も権限もございません。また、まして近鉄に四日市は指図をされるような覚えもございません。や々と終わりに近づいた近鉄高架の問題にいたしましたも、その当初の工事中市民が苦情を言いますと、近鉄は何も高架にしたくないのだ。四日市がやってくれと言ったからやるのだと。文句言うなら市役所へ行けと、このような暴言を私はたびたび聞いております。公共性を持つ会社の言うことばではございません。強く反発していきたくいことばでございますが、この路線が中止されまして、南高校の生徒をはじめとして、日々この路線を利用する八千人の足が奪われたわけでございます。市長として、今後この問題をどう解決していくか、そのお考えをいただきたいのでございます。

また、小林議員はじめ関係地区民の要望いたしております、せめて西日野までの、開通問題も含めて非常にむずかしい問題でございますけれども、市長のご答弁をお願いしたいと思っております。

次に、天白川の改修と笹川団地の問題についてでございますが、小林議員は、天白川のはらんの原因は笹川団地であり、公団、県に大きい責任があるということを強く訴えておられたのでございます。そして、この笹川団地の排水は天白川へ流し込まないで、団地自体で処理すべきものであるということを説明しておられるのでございます。この団地の側溝は、幅が三、四十センチほどの狭い側溝であります。また、しろうとの私ですら、こんな狭い側溝でこんな急坂でどうして役に立つんだらうということをおもうほどの、非常に狭い側溝でございます。側溝の役目を果たしませんから、水が路面を、路面というより急坂を流のような勢いで、ものすごい速さで追ってまいります。そしてそれが子西八王子線へぶっつけるように落ちてまいっておるわけでございますが、側溝を広くして路面の水がここに流れ込むようにくふうをし、流れ込んだ水をこれは子西八王子線とらえて、この道路に沿って天白川とは別の人工水路をつくって、海へ放出する方法を考えられないのではないかということをおもうんですが、団地造成のときに、天白川へ流すという安易な設計がこの大災害の原因ではなからうかということをお小川議員は言っておられるのでございますが、市、県、公団によって十分これは検討していただきたいと思っておりますし、今後団地造成におきましては、原則として団地の水は団地で処理するという方針でやっていたいただきたいと思っております。こういうことを、強く小川議員も訴えておりますので、この点についてもお伺いいたします。

次に、天白川の改修問題でございますが、この改良復旧につきましては、国の災害査定の結果を待たなければわからぬ点が多かと思っておりますけれども、その中で近鉄路線をどうするかという問題は大きな問題でございます。過日、田川知事に陳情いたしました際に、知事の答弁があいまいでございましたので、小川議員はすかさず近鉄路線の側壁を堅固にして、路線の確保をしながら改修してほしいと。もし、廃線にして天白川の改修をするというようなことでなら絶対反対だということを反論をされたのでございます。県管理の河川でございますが、この問題をどう考えておられるか、お伺いしたいと思っております。

以上三点、小林議員にかわってお尋ねをいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 小林議員が集中豪雨以来、寝食を忘れてその復旧に奔走せられまして、また、その途中不慮の災害に逢われまして、先ほど承りますと、九時四十八分に逝去せられましたということに対して、心から追悼の意を表しますとともに、まことに残念にたえません。心からお悔やみ申し上げる次第でございます。

ただいまご質問のありました近鉄八王子線の問題でございますが、この近鉄八王子線が、七月二十五日の集中豪雨によって分断せられました後、市といたしましたは、八月六日、近鉄八王子線の早期復旧を近鉄社長に対し要望いたしますと同時に、同日付で三重県知事にもその存続方をはからうよう要望したわけでございます。それにつきまして、八月十四日に近鉄から、復旧の容易でないということの回答と同時に、代行バスで廃止したいというような意思表示があったわけでございます。先ほど伊藤議員からのご指摘もありましたように、堤防復旧に関して、行政機関の分野にまで立ち入ったような発言のあったことは、私もまことに遺憾に存じておる次第でございます。そして八月三十日から、近鉄は代行バスの運行を始めたわけでございます。これに対して市といたしましたは、重ねて九月六日、地元の方々ともよく協議いたしましたして、全線の復旧が困難であるならば、せめて日永西日野間の早期運行の開始を申し入れたのでございます。しかるところ、九月十七日には近鉄から、この八王子線は短区間であって近代的でなく、バスの機能にも劣るように考えられて、責任を持って対応できないと。バスのほうがいいから、バスの運行にしたいというような意思表示があったわけでございます。市といたしましたは、折り返して、そういう考え方には絶対承服できないと、納得できないと。少なくとも、四日市西日野間の電車は早急に開通できるように努力してもら

いたいということを申し入れいたしますとともに、運輸省及び名古屋運局へも、早期復旧を指示せられるよう陳情した次第でございます。

また、九月十四日には、八王子線を守る町民の総決起大会、これが開かれまして、廃線反対、早期全線の復旧について、近鉄及び運輸当局へ、強烈な運動を始めると。あるいは天白川破堤個所の復旧の促進と、西日野までの近鉄線の早期復旧、及び八王子線の復旧までの間は代行バスの完全な運行をせよと、こういった決議がなされておるわけでございます。この八王子線の復旧につきましては、天白川の改修とも関連いたしましたして、いろいろ困難な問題の含んでおることは承知いたしておるのでございますけれども、われわれの考えといたしまして決して、完全な復旧をするためにはぜひとも近鉄路線をはずさなければならぬということ、私はないと信じております。また県に対しましても、復旧直後、あるいは知事に対して、また県会議長に対しましても、地元の意向を十分伝えまして、絶対復旧した暁には、電車の走れる堤防の復旧をもらいたいということを要望をいたしてきておりますし、このことは本日の新聞によりますと、知事も地元の要望についてはよく考慮するといった意味の発言もなされております。しかしながら、これを運行する側の近鉄の廃線に対する意欲は非常に強いものと考えられております。この問題は事務の段階を離れておるわけでございますけれども、私たちは建設省に対しても、電車の走れる復旧を考えてくれという申し入れも再三行っているわけでございます。

また政治的にも、超政党的な広がりを持って、自民党はもちろんのこと、共産党の方あるいは公明党の代議士の方々、これらの方々も地元の要望を支持するという方向で、国会における衆参両院の国会における委員会等におきましても、地元の要望を支持する発言をいただいております。前途はまだ予断は許されないのでございますけれども、私といたしましては、市議会のご協力をも得まして、極力この廃線の意思を撤回させるために努力し

ていきたいと一生懸命に考えております。

特に、本日小林議員が残念にもついに逝去せられたということに對しまして、決意を新たに、あらん限りの努力をこの存続のためにつき込みたいと、このように考えております。

次に、笹川団地の雨水の問題でございますが、この問題につきましては、住宅公団へは、団地内の雨水を団地外へ流れないように調整をはかってもらいたいという申し入れをしております。当面現状見ますと、路面の水が雨水の管渠に入らないで、道路を走っておりますので、この対策をどうするかと。この水を雨水管渠の中へ入れるべきではないかということでございますが、現在では、この管渠が十分利用せられておらないのでございます。したがって、この改善をするよう公団にも申し入れ、公団もこれに應じている現状でございます。

なお、天白川と別の流れをつくったかどうかということも提案ございましたが、このことにつきましても、われわれといたしましても考慮の中に入れておるんですが、現在の状況といたしましては、県は笹川団地の水が天白川に入っても、天白川でおさまるよう改修計画を立てていきたいというような意向も示しております。しかし、この問題はそう簡単に解決すべき問題ではございませんので、技術者の意見なんかも十分考慮いたしまして、天白川にこれを入れるか入れないかというような決定につきましては、慎重に考えるべき問題であろうと思っております。そうして、団地の水が子西八王子線の上を流れないように、九月十二日に県と公団と市と三者の協議をいたしまして、今後具体策を立てていくことになっております。そして先ほど申し上げましたように、とりあえずは雨水管に全部これを取り入れるという方向ではございますけれども、天白川にこれを入らないようにできるかできないか。あるいは、また天白川にはたしてその容量があるかどうか、こういったことにつきましては、今後ともさらに慎重に検討をいたしたいと考えております。

天白川の改修につきましては、大瀬古の決壊箇所から市道丸山橋間の間の決壊につきまして、徹底的な改良復旧をするように申し入れておるわけでございますが、この復旧につきましては、第三次の査定に出すようさらに準備を進めておりまして、再びこの天白川の決壊するということのないように万全の措置を県当局に強く要求いたしますと同時に、市におきましても、はたしてそれが万全が期せられるかどうかということにつきましては、十分警戒しながらこの復旧を見守っていきたくて考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山中忠一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの八王子線に対する市長の適切なことばや、あるいは廃線の意志のない強いお考えや、あるいは天白川を改修するにあたっては、必要のないことを、市長からはっきり耳にいたしましたのでございますが、なくなられた小林議員も、おそらく地下でこのことばを聞いてくれると思っておりますが、このことばだけで小林議員も安心して眠っていただけるであろうというふうに、私は感じております。

過日、四郷地区では、八王子線を守る区民の総決起大会が開かれたところでございますが、その決起大会の決議は小林議員の叫びでもあり、四郷地区の人たちの大きな要望でございますので、ここで読み上げてみます。

「八王子線は、その昔私どもの祖先が資本、労力、土地を提供してつくった貴重な遺産であり、六十有余年わが四郷地区発展の大動脈として、私どもの日常生活をささえてきたかけがえのない鉄道である。ゆえに、たとえいま所有者が近鉄に移っていても、私どもはこれをむぎむぎ見殺しにすることはできない。しかるに、近鉄は利用者の利便と住民の願いを全く無視して、あくまでもこれを廃線に追い込もうとくわだて、三重県知事、四日市市長の要請にもか

かわらず、今回の水害にも対する一切の復旧工事を拒否して、未曾有の水禍に苦しむ四郷地区の住民に、今日もなお平然と二重の被害を与えている。線路は被災のまま放置されて、近鉄みずからその醜態を天下にさらしているばかりでなく、地元住民、利用者に対して挑戦的、高圧とも見える態度で臨んでいるありさまは、もはや正気のさたとは言えないし、鉄道経営者としてどこにプライドがあり、責任感があるのか、私どもは全く理解に苦しむところである。

いずれにいたしましても、人の不幸につけ込む近鉄の悪徳商法が許されるはずはないし、運輸当局も、このような企業に感わされることなく、住民福祉と都市交通の将来を考えた、国民的立場に立って、社会正義に反する近鉄経営者に対し、再開への断固たる処置をとられることを強く要求する。そして、そのためにも国、県、市当局が天白川の改良復旧を真剣に促進されることを要望する。とりあえず、堤防復旧工事完成と同時に、日永西日野間の運転開始を期し、さらに全線開通するまで、町民うって一丸となり、合法的に許されるあらゆる努力を払って、近鉄経営者の野望を粉砕し、あくまでも八王子線を守ることを誓う。右決議する。八王子線を守る四郷町民総決起大会。」

どうぞ市長さんも、この決議文の精神に沿って努力していただくことをお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 おはようございます。ご通告に従いまして、質問いたします。

九月二十六日、ご承知のように皆の四日市祭りであります。しかし、最近台風の期と申しますか、事なしでは過ぎられない感じがいたしておりましたが、幸いにもことは事なく、こうして議会が開かれますことになりました、まことに喜ばしく思ったのでございますが、先ほど小林議員のご逝去の報に際しまして、心からご冥福をお祈りいたす次第でございます。また、七・二五集中豪雨により多大の被害を受けられました方々に、心からお見舞いを申し上げます。

ますとともに、水防作業あるいは復旧作業にご尽力をいただきました方々に、心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、私が本会議におきまして初めて一般質問に登壇させていただきました、災害について質しましたのが昭和四十六年九月議会でありました。その年は七月の集中豪雨に引き続き、二十三号、二十九号台風と相次いで来襲し、本市といたしましても多大の被害を受けた年であり、また一方、ニクソンドルショックにより日本経済も根底からゆすぶられた最悪の年でありましたことは、皆さんご承知のとおりであります。三年経過いたしましたこの九月議会、伊勢湾台風に匹敵する被害を受け、一方、経済的にはオイルショックに端を発した、いわゆる不景気下のインフレといわれ、市民生活も極度に苦しく、まことに多難ないろいろな問題をかかえた重大な議会ではなからうかと思っております。私の質問の内容は、市民クラブの申し合わせに従いまして、西部丘陵地域の一般的な質問でございますので、すでに災害対策特別委員会の会議の中で十分ご審議をいただいておりますことと存じますが、市民の要請もまだまだ強いように思いますので、よろしくお願いいたします。

ご質問の第一点は、四十六年九月議会の災害質問に対しまして、河川については抜本的な改修を行ってまいりたい、あるいは今後とも災害を未然に処置するというような姿勢で対処してまいりたいと、理事者の方々はご答弁になっておられます。それ以来、全力投球で調査研究、あるいは治水対策をなされたことと思っておりますが、その功、労むなしく大被害を受けたのは事実でございます。もちろん、今般の雨量は三百ミリをこえたと。いまだかつてなき状態でやむなき被害とは存じますが、災害対策にあるいは治水対策に手落ちはなかったか、まずお伺いいたします。

特に三重県は、河川対策、治水対策がおくれているにもかかわらず、予算的には全国でも最下位とお聞きしている

のでございます。県管理河川の多い本市として県とどのように協議し、対策を立てて進められてこられましたか。またこのたびの大被害を見て、今後どのように対処されていかれるのかお尋ねいたします。

第二点としまして、農家の皆さんが冬のうから植えつけの用意をし、また植えつけ後も一生懸命になって管理してきた田が、一瞬にして川原となったところが非常に多いのでございます。その原因はいろいろあるかと存じますが、あまりにも悲惨な状態でございます。最近、特にわが国の食糧事情も問題になっておりますし、農業意欲を高める意味からも、その復旧について全額公費にすべきではなからうかと存じますが、どのようなお考えになっておられますかお伺いいたします。

第三点として、今般の災害の中で山くずれが非常に多いのでございます。県道、市道、あるいは河川に關係しているところは早急に応急工事をしていただいたのでございますが、問題は民地の改修でございます。むずかしい問題と存じますが、どのように対処されますかお伺いいたします。

なお山間部におきましては、山、田、道路、水路等一つになって、どうしようも手のつけられない状態のところが多いのでございます。幸いにも、むずかしいところまで今般は土木災害として調査していただいており、感謝にたえないのでございますが、話によれば、その改修は三年計画とお聞きしておるのでございます。もしかりに、そのような災害箇所が三年放置されたならば、再度の豪雨には多大の被害の発生は免れないと思うのでございます。早急な改修対策について、あわせてお伺いいたします。

関連いたしまして、災害後の被害調査は緊急を要し、かつ確実に実施せねばならぬ重要な仕事であろうかと存じます。したがって、土木課、耕地課は昼夜の別なき激務で、われわれとしても深く感謝の意を表する次第でございますが、いつもながら、出張所長、自治会長のご努力を忘れることはできません。きょうは耕地、あすは土木と、毎日のごとく出ていただき、ときには半日も待ちぼうけになることもあるのでございます。調査時における自治会長の随行にあたって、一日に一度で終わるようなご配慮をお願いしたいのでございますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

また、最近西部地域も開発が進みまして、いろいろな公共体と關係が出てまいりました。したがって、今般のような被害が出ますと、各公共機関ともセクト主義により、俗にいうなすり合いの場が多く、關係するところの自治会長は非常に困っておられるのでございます。一口に窓口を一本化せよといってもむずかしい問題かとも思いますが、何らかの対策をお願いしたいのでございます。

第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまの質問に、お答えいたします。

まず、西部丘陵地帯におきます抜本的な河川の改修についての所感ということでございますが、私たちといたしましては、河川改修に力を入れていかなければならないと。特に、目立って大きな河川と申ししても、県管理の河川と市の管理の河川とあるわけでございますが、河川改修にあたりましては、膨大な費用を要しますので、できるだけ災害復旧ということを多くするように努力をしまいたつもりでございますが、このたびのような大きな災害を繰り返して、二百二十二件という河川の災害があったことに對しましては、まことに申しわけないことであるというふうに思っておるわけでございます。災害対策あるいは治水対策、これは市だけの力ではうまくまいりませんので、県と毎年協議を重ねております。特に、県事業に負うところが多いということから、毎年県の土木事務所のほうとそ

の年度の河川の改修計画について、いろいろ要望を出してきております。しかしながら、なかなか私たちの思うように進まないというのが現状でございます。歯がゆい思いをいたしておるわけでございます。今後、こういったような情勢下においてどういうふうに対処してまいるかということでございますけれども、これに関しましては、今般の災害を契機といたしまして、県に対しましては強く改良事業を取り入れてもらうように要望してまいりたいというふうに考えますし、市の河川についても、できるだけ改良復旧という努力をしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから農地の復旧でございますが、この農地の復旧につきましては、たぶん激甚災が認められるであろうという予測をいたしておるわけでございます。農地の復旧については、激甚災でない場合でございますと、国が五〇％、あるいは市が三七・五％、それから地元が一・二・五％という負担になっております。しかしながら、激甚災を認められますと、この国の負担がずっと多くなってまいりますし、したがって、市及び地元の負担金が少なくなっていくということは間違いないと思えますが、今度の災害の現状から察しまして、できるだけ地元の負担のかわらないように、運用面で十分検討をしてみたいというふうに考えております。

それから山くずれの問題でございますけれども、全市で私のはうで調査をしました段階では、六十数カ所という非常に多くの山くずれ箇所がございます。これをできるだけ国あるいは県の費用で復旧してもらおうようにということで、始終国のはうと折衝をいたしまして、林地崩壊ということで、非常にたくさんの方を拾ってまいります。私のはうといたしましては、林地崩壊で拾うと同時に、急傾斜地の復旧という、この両者でできるだけ多くを拾ってまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、ただいまのところ約十件ぐらいがどういうふうになりますか、ちょっと問題があるのではないかとというふうに考えておるわけでございます。今次の補正でも四カ所、九百

七十万余をお願いいたしておりますが、これは県が事業主体ということになるわけでございます。

それから、災害復旧は普通三カ年で、三・五・二の割合で措置されておりますことはご承知のとおりでございます。しかしながら、三・五・二という割合で待っておったのでは危険な場所がございますので、できるだけ早く工事の施行を認めてもらうように、今後も努力をしてみたいというふうに考えております。

それから、最後の災害の調査に関するご質疑、ご意見でございますけれども、今次の災害では非常に被災箇所が多かったということから、各部それぞれ自分の担当の範囲の仕事を早く復旧をしたいということから、横の連絡が非常にとれないままに動いたといううらみはどうしても消せないのではないかというふうに思います。しかし、それでは地元の方々がご苦労になりますことは十分わかりますので、今後、こういったことのないように、合同会議を持つというようなことで、十分調整をはかってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 いろいろご丁寧なご答弁をいただきましたのでございますが、第一点の抜本的な河川改修について、もう一点だけお伺いいたします。といいますのは、このたび土木課が国の査定を受けております。その国の査定におきましては、原形復旧という形の査定かと存じます。したがって、もし抜本的な改修ということになりますと、相当な負担が必要かと思うのでございます。土木課としましては、そういう非常な多額の市費の持ち出しをしてでも全面改修されるご意向か、その点についても少し説明をお願いしたいと思えます。

第二点目の埋没田の件につきましては、いろいろご配慮いただき、また、過日特別委員会のみなさんにも県の農林

部にまでお願いにあげていただいておりますことにつきまして、まことに恐縮に存する次第でございますが、最近の補償は、すべて何事も原因者負担ということかと思えます。そういうことから見まして、今度の農地林の災害につきましては、河川管理者が責任を持つべきではなからうかと、こういうふうに思うのでございます。特に農林災害につきましては、県の補助金は一銭も出ていないようななかっこうでございますので、特に県に対しても強くご要望をさせていただきたいと思えます。

また、一方、農家の方としましては、一回田が流れ、また埋没した場合には、二年から三年という長い間非常に労力的にも骨が折れますし、収穫も非常に落ちるといふような状態で、こういう災害が三年、三年にやってきましたと、おそらくその農家は、その所得は皆無といふような状態かと思えます。おそらく、このまま負担金をかけるようなことになれば、その毎年受ける農家としましては、農業をもう捨てなければならぬといふような運命に追いやられるのではなからうかと、こういうように思いますので、十分ご配慮いただきまして負担金のないようにひとつご努力されるようにお願いいたします。

第一点の問題につきましてご説明願いたいと思えます。よろしく願います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 災害復旧につきまして、国の査定は原形復旧ではないかというご質問でございますが、この点につきまして、私どもといたしましてはなるべく災害関連として改良復旧のできるように取り上げてもらうことを強く要望しておるわけでございます。またこれと並行いたしまして、経済的な、たとえば堤防が決壊いたしました、その被害それ自体よりもその決壊したことによって、都市部なら都市部へ大きな経済的な被害を与えたというような

場合には、単にその堤防の決壊を修復するというだけではなく、すでにその川自体がその決壊した場所だけではなく、他の地点についてもすでに修復をするような状態になっておるといふような考え方から、現在の災害に対する復旧措置についての法令を改正して、そういった経済被害の大きい場合には、単なる原形復旧ではなく、河川全体の修復ができるような立法措置をとってもらふよう、県及び国にも要望しておりますし、こういった法令の立法につきましては、建設省の防災課におきましても積極的に動き出しておりますので、こういった法令の改正も含めて、単に原形復旧だけですと災害を繰り返すだけであろうということにもなりますので、改良復旧のできるような方向に持ってきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 河川改修について、私は一つの試案を試みたのでございます。それは朝明都市下水路や雨池の都市下水路のような形に、市の管理する河川を改良していただきたいと思えます。現在のように、堤防を道路にするような河川のつくり方をやめないと天井川になってしまいます。天井川になっても堤防がこわれるから掘り下げることができないのであります。

先般、志積議員のヨーロッパ視察の写真を見せていただけたのでございますが、あの大きなモスクワ川の写真でございます。その川を背にした写真であります。あの大きな川が一メートルぐらいの高さのコンクリートで堤防がつけられてあったように見受けれます。そういうことからみまして、十分検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩田久雄君。

〔岩田久雄君登壇〕

○岩田久雄君 質問に入ります前に、まずもってわれわれ同僚議員の小林哲夫議員が逝去されましたことにつきまして、心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたす次第でございます。

それに関連いたしましたして、先ほどの伊藤議員の質問の中で、小林哲夫議員の事故は、私ごとではなくして知事への陳情打ち合わせのために行く途中であって、内容的には公務の性格を持っているように考えられますが、このことにつきまして、山中議長もこの点について検討したいと言っておられますが、市長はこの点についてどう考えておられるか、お伺いできたらお願いしたいと思います。

ご通告いたしました二点についてご質問いたします。

去る七月二十五日の集中豪雨により鹿化川の決壊並びに落合川上流部の決壊、あるいは落合下流部の各所において堤防をオーバーした水によって、常磐地区はもとより浜田地区あるいは都心部までに未曾有の大被害を受けたのであります。

このような大災害をこうむる原因は、当日の雨量が記録的なのであったことはもちろんであります。近年、大規模団地の造成が相次ぎ、それに鉄砲水がたちまち鹿化川に流れ込むと、団地の水を受け得るような河川改修がなされず、今回の決壊といった結果であります。鹿化川は、もちろん県管理河川で、伊勢湾台風後河口部より国鉄の関西線までは高潮対策として三面コンクリート張りに改修がされました。その後、四十二年災害関連三カ年計画にて上流部に向かって市道日永八郷線まで改修が行われました。その際の改修にのり面がブロック積みになりましたが、一級河川同様の工法が採用されまして堤防が二段式になり、従前より川幅が非常に狭くなりました。その際、県の説明では、川底をしゃんせつすれば、流量には変わりなく、従前に比して流れがよくなるからだいじょうぶだと聞かされておりました。その後、さらに四十七年災害関連にて上流部に向かって松本町から川島町まで三カ年計画事業にて目下改修中ですが、この時期においては、大きな開発団地の水量も計算に入れ、川幅を非常に広くし、川底も一メートル以上も掘り下げ、のり先には鉄天板を打ち、コンクリート固めの上にブロック積みの工法であり、上流部においては実にりっぱな河川となったわけでございます。

しかし、今回決壊した場所は、四十二年災害と四十七年災害の改修の接点で、上のほうは非常にいま申したように川幅は広い、川底も低くなっている、下流部は非常に川幅が狭くなっている、川底も非常に高くなっていると、そこに加えて、この個所には工業用水の水道管が三本通っておるわけでございますが、その三本が堤防より五十センチかあるいは一メートル近くも低いところを通っております、これによって非常に流水のじゃまをいたしております。これら河川行政の結果が招いたいわば人災ではないかと考えざるを得ません。今後は決壊個所の早期復旧と下流部を現在の流量の二倍の排水能力のある河川として抜本的な改修と、工業用水道管のかさ上げあるいは地下埋設に改良されるよう県に強く要望いたしておりますが、残念ながら鹿化川の復旧費はわずかに八千数百万だと聞いております。このような少額な費用では原形復旧が精一ぱいにて、とても災害関連の改修まで及びません。この点について、市長は県に対していかなる要望をしておられるのか、お伺いいたします。

次に、市管理の落合川について伺います。

この河川は、昭和五年の耕地整理でできた小さな排水路を、昭和二十九年常磐土地改良区で農業用排水路として、地元で用地買収もし、河川を現在のものに改修いたしました。その後、常磐地区の急速なる宅地化により、都市下水路として昭和四十年市に移管いたしました。西浦区画整理は、区画の西端に南北にりっぱな排水路を新設して、西浦以西の従前阿瀬知川水系であった水を全部落合川へ流すように流域を変更いたしました。この工事にあたりまして、常磐地区としましては、落合川を阿瀬知川水系も含めた幅員を二倍に拡張するよう要望いたしましたところ、当時、下水道部の計算ではまだまだ遊水地帯も相当あり、農業用排水ポンプを下水排水ポンプとして増強すれば心配はないのだとの説明でありました。また、昭和四十八年度には松本昌栄線に常磐幹線の千八百ミリの下水管を埋設し、常磐農協付近にて分水するからだいじょうぶだとの説明でありました。埋管工事完了時点までは、阿瀬知川水系である近鉄四日市駅以西工業高校前から芝田に至る間の水路は残して流水すると約束ができていました。しかし、現状は、水路の木さく木端は腐り、道路の土砂が流れ込んで、水路の仕切りのみにて何ら水の流れるような状態ではありません。したがって、全部落合川へ流れ込んでくるのであります。しかるに、常磐幹線の下水道埋管は、四十八年度で国道一号線の新正地内までしか完成していません。常磐農協までは昭和五十二年ごろだと聞いていますが、市は全部落合川へ流水し、工業高校前の水路は改修もせず、あの状態にして赤堀を常時浸水地帯にしておくつもりなのか、伺います。

また、現在にても降雨量が少し多い場合には、南北排水路と落合川の合流地点以東は堤防より水がオーバーするような状態をいかに改修しようとしておられるのか、伺います。

昭和四十五年新都市計画法により市街化区域に指定されて以来、急激なる宅地化が進み、遊水地帯が年々減少して、落合川の水量は日ごとに増加の一途をたどっております。近い将来、常磐地区が全部宅地化した場合、新しく排水路が必要であります。落合川の流域は、川島を起点に尾平町、常磐全地域、すなわち北は三滝川より南は鹿化川に至る間の水が全部流れることとなりますが、とても落合川では排水できないことが断定できます。これらの遊水地の数量を計算のうえ、千歳小生線道路新設と同時に排水路も一本新設されることを考えておられるのか、この点について伺います。

また、落合川の旧国道西側に近鉄内部線の鉄橋がありますが、これが非常に低く、川の中央に正方形の大きな橋台があり、流水のじゃまをいたしておりますので、今回の水害後、市を通じ近鉄に対し鉄橋のかさ上げと中央の橋台の撤去について強く要望いたしておりますが、この点について近鉄の回答はどうなっているのか、伺います。旧国道付近にて八剣川あるいは中寺川、落合川と三本が合流して落合本流として大井の川に至る間は拡張改修の要望を続けてまいりましたが、いかように改修していただくのか伺いたしまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 小林議員のことにつきましては、議会側とも協調いたしましたして、専門家の意見もお聞きして検討していきたいと、このように考えております。

鹿化川の改修でございますが、県の管理しておる区域は、天白川と鹿化川の合流点から上流へ五・二キロございます。石塚町の切れたところから東田野橋までの間七百メートルの間は非常に大きな被害が出ておるんでございますけれども、天白のように連続的ではございません。この復旧につきまして、私どもといたしましては、ぜひ災害関連事業に取り入れてもらうことを、知事にはもちろんのことでございますが地元選出の県会議員を通じても私は再三ご要

望申し上げておるところでございます。県では目下第二次査定が行われておる現状でございますので、ぜひこれを改良復旧に取り入れてもらいたいことを重ねて要望を続けておるような次第でございます。

以下の事項につきましては、加藤助役からお答えいたします。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 落合川の件についてお答えを申し上げます。

落合川は、この大井手にあります牛乳会社からは土木部で担当いたしておりますが、この赤堀地区から上流部については、すでに六カ所二百五十メートルの復旧整備が認められております。引き続き上流部約三百メートルの未整備箇所を申請して現在国のお願しておるという状況でございます。そこで、これは土木部のお願で担当している部分でございますけれども、いわゆる都市下水路については先ほど指摘にありましたように、四十年に土地改良区から市のお願で移管されて、同時に維持管理を市で行うことになっておるわけでございます。この落合川に、西浦から七十メートルのところにあります水路から落合川へ水を落とすためににつきましては、当時地元の方とお話し合いをいたしました、いろいろ条件が提出されました。その条件については、一応整備を終わらせたんですが、先ほど指摘のありましたように、次第に宅地化が進みまして、今回のような災害を引き起こしたということについては、たいへん申しわけないことだということふうに考えておるわけでございます。

そこで、落合川を今後どういうふうに改修していくかという問題でございますけれども、いま直ちに拡張にかかるということは困難であろうというふうに考えておりますので、八剣川との合流点から下につきましては通水能力を増大させようと、そのためにしゅんせつを行い底打ちをやるということにいたしております。なお、そういったしまして、まだまだ落合川だけの能力では不足をするというふうに思いますので、松ノ川あるいは阿瀬知川等を勘案をいたしまして、できるだけ落合川へ西浦のほうから落ちる水を少なくするような努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、赤堀地内の落合川の加藤翠松堂の付近の問題がございますけれども、これらについても、今後改修をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それからさらに、落合川から分かれまして八剣川という川があるわけでございますが、これの改修については、四十九年、今年度の年度末から取りかかりたいというふうに考えておるわけでございます。

それからさらに、落合川と八剣川との合流点にかかっております近鉄内部線の鉄橋のかさ上げもしくは橋台の改良あるいは撤去ということについては、すでに近鉄側に申し入れをしておりますが、近鉄のほうといたしましても、この点については検討するという約束をいただいております。今後この問題について近鉄と折衝を重ねてまいりたい、かように考えているわけでございます。

私の回答は以上でございますが、落ちました点については、下水道部長のほうからお答えをさし上げたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 落合川改修の問題につきまして、補足的に一部説明をさせていただきますと思っております。

先ほど助役のほうからもご答弁をさしていただきましたように、落合川の問題につきましては、過般の七月二十五

日の台風以後、地元の方々のいろいろのご意見等も拜聴しております。基本的には、先ほどのように通水能力というものをこの際に再検討する時期ではないかというふうにもわれわれも感じております。したがって、現状といたしましては、通水能力の増大ということからインバートを打っていきたいという考え方でございますし、地元の方々の特に陳情の中で強いご要望のありましたいゆる第二落合都市下水道これは、ご承知のように西浦の区画整理事業にあわせまして行った新しい水路でございますけれども、当時の状況から幾分先はどのお説のような状況で変わっていった点もございいますので、松ノ川あるいは工業高校の前に水路が一本ございます。これらをさらに再開発をするという考え方で調査をいたしております。とりあえずの問題といたしましては、特に落合川の国道一号線から上流第二落合都市下水道の流入する加藤翠松堂の付近、この辺に非常にネックが多うございますので、これらを中心に四十九年度末からインバートの工事に入っていきたいと考えております。

さらに、松ノ川なりあるいは工業高前の水路の問題につきましては、ご承知かと思えますけれども、新しい都市下水道と工業高校の前の水路とは八百ミリのヒューム管二本で過去すでに連続されておりますが、この八百ミリでは、現状幾分細いというような考え方もありますので、これらを拡大していききたいという考え方でございます。もちろん、ゆる本線である旧来の落合川への流入水量というものを抑制していききたいという考え方でございます。もちろん、この水路につきましては、区画整理事業の一部でございますので、これらの事業とも関連的に協議をいたしまして、なるべく早く、特にネックの問題、途中で道路が横断といいますか川を渡るための橋があります。これらの橋が非常に部分的に狭いと、ここで締められておるといふ状態もございいますので、こういうふうなネックを特に中心にして急いでいききたいと。そして松ノ川につきましても、一部上流で第二落合都市下水道と連結できるような工法で分水をしていききたいということとで具体的に考えておりますので、いましばらくご猶予をいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 岩田久雄君。

〔岩田久雄君登壇〕

○岩田久雄君 鹿化川の改修につきましては、市長のほうからご答弁を賜わったわけですが、あの鹿化川が切れて都心部あるいは浜田、常磐と非常な範囲の広いところまで被害があったというような事実でございますので、ぜひあれを関連事業として取り入れていただくよう強く要望していただきまして、先ほど申しましたように切れた箇所は、非常に西を見ますと錯覚を起こすんですが、この川は松本のほうを向いて流れているんじゃないかと、東のほうは狭くて西のほうは非常にうっげな川になっているわけです。そういうふうなことで、原形復旧であれば再度またあそこで切れると、そして先ほど申しましたように、工業用水の大きな水管橋が三本通っているというふうなことでございいますので、ぜひ災害関連として改修していくようなご努力をお願いしたいと思います。

それから落合につきましては、いろいろ助役、下水道部長からご答弁を賜わったわけですが、さらに調査をしていただきたことは、常磐地区には川島も含めてまだ三百ヘクタールぐらいの農地があるんじゃないかと思うわけですが、そこに遊水している水は、非常に多いものがあると思うんです。これが宅地化した場合、この水がどこへ流れていくんだ。現在の落合川でも、先ほど申しましたように、いつも堤防をオーバーしているような状態のところへ落ちてこざるを得ないような仕組みになっておるわけです。こういうことも調査をいただきまして、たとえば千歳小生線や道路新設の際にそういったことも考慮に入れてやっていただくというふうなことにぜひお考えいただくように強く要望いたします、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 後藤寛治君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 過日の新聞で知り得たのでございますが、在宅医制度の廃止ということを四日市医師会から発表されたというのを聞きまして、非常にこれは大きな問題じゃないかと私は考えるものですから、ご質問申し上げます。

いつ、だが、どこで、いかなる事故にあつたり、どういう急病にあう、難病に出あうかということは、はっきり知れないことだと思えますが、そのときに、たよる医者がいないということは、非常に大きな問題じゃないかと思えますから、この点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

これに関連いたしまして、医療料金の値上げについてお尋ねいたします。

この二月、医療料金は一七・五％アップされました。四日市では、この医療料金の値上げや老人医療費の無料化、高額医療費などの波及分などもあって、四十九年度の国保予算には一般会計から二億五千万円が一ぱい繰り入れられて行われておりますことは、皆さまご承知のとおりでございます。国保会計は、本来のたてまえからいたしますと、相互扶助の独立採算制であるべきであります。ところが、ご承知のとおり、国保が加入者は比較的収入の少ない人たちや老人が多いために、独立採算ではやっけないので市の一般会計から繰り入れしているわけでございます。来年度の市の財政を考えてみましても、豊かになる条件は考えられないばかりか、むしろ悲観的な材料しか浮かんでないのであります。そのうえに、今年度から来年度にかけては七月二十五日の集中豪雨によりますところの被害のあと始末という大きな問題をかかえていることは申し上げるまでもございません。ざっと考えてみましても、こんな内容では、はたして今年度の二億五千万円以上の一般会計からの繰り入れができるかどうか、問題であろうかと思われまます。また、保険料の大きなアップについては、深刻な問題が予想されます。したがって、この医療料金値上げによって、今年度の国保会計はどれぐらいの赤字が予想されるのか、これをどう処理していくか、お伺いいたします。

次に、去る六月議会に私が北部海岸地帯の地盤沈下の問題をお伺いいたしましたときに、市長は、北部にも深井戸を掘って調査の足がかりにしたいというようなご答弁をいただいておりますが、その後一向にそのようなきざしがありません。年々歳々沈下していくところの地元民、富田、富洲原地区民といたしましては、非常に深刻な問題でございます。けさの「スタジオ〇二」のニュースでも取り上げておりましたところが愛知県長島町の地盤沈下の問題非常に問題にしておられますが、長島町に劣らぬほどの地盤沈下はいたしております。特に人家の密集しております富田一色の防潮堤は、ご承知のとおり地面より三メートルくらいの高さがあるのでございますが、満潮時になりますと、水面はこれを超えるくらいまで来るのでございます。もちろん下水は吹き出て道路にあふれるというような状態に置かれる始末でございます。

そのほか、これに関連するいろんな障害が出ておりますが、住民の不安はたいへんなものでございますので、これについて、市当局は、何か早急に手を打ってもらいたいと思うのでございますが、いかがでございますでしょうか。

第一回の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一点の在宅医制度の廃止でございますが、在宅医制度は、医師会の従来自主的な運営によりまして、三十六年以来十三年間続けられてまいりました。現在、県下の状況を見ますと、松阪は三年前、津、桑名等は二年前に廃止しております。そして、今回九月五日、医師会長から四日市市においても在宅医制度の維持がとうてい困難になったから、十月一日から廃止するという申し入れを受けたわけでございます。

現在、救急指定病院は市内に二十七、日曜、祭日に開院しておられる医療機関は十五あるんでございますけれども、

これだけにたよるわけにはいかないと思います。特に、休日診療の場合のことは考えなければならぬと思います。こういったことをごさいますので、自主的な在宅医制度が廃止に踏み切られた今日におきましては、ある程度行政によって医療を確保していかなければならぬと判断しております。したがって、市といたしましては、私は、申し入れのありました数日後に、医師会長にもご面接していろいろご意見も承り、今後の問題等についても話し合っただけでございますが、九月二十五日に医師会の理事の方にお集まりいただきまして、第一回は、九月の十七日に医師会の理事の方々にお集まり願ひまして、今後の医療、夜間診療あるいは救急医療の問題につきましてご意見を承り、さらに昨日も二回目のご協議をいただいたわけですが、まだ結論は得るに至っておりません。しかしながら、この問題は、市といたしましても放置しておけない問題でございますし、同時に医療機関の協力なしには成り立たない問題でもございますので、今後医師会のほうとご協議をして、医師会の方々にも協議に加わっていただきまして、夜間診療、休日診療、こういった面で、こういった方向に進んでいくかということについて対策を打ち出していきたく、このように考えております。

次に、医療料金の値上げに伴う国民健康保険の問題でございますが、医療費の値上げにつきましては、去る二月一七・五の値上げがあり、続いて十月から再び一六の引き上げることになりまして、三六・三の値上げという大きな大幅な引き上げになったわけでございます。これに伴います市の国民健康保険特別会計の見直しといたしましては、本年は幸い、幸か不幸か四十八年におきまして被保険者の数が比較的伸びなかった関係もございまして、保険給付金におきまして約六千七百万円の余剰金を生じております。そして、その他を合わせますと約七千万円あまりの不用額が結果的に繰越金として残されております。療養給付費の不足見込額が、大体医療費が値上げになりました場合、八千五百万円前後ではないかと見込まれますので、若干の不足は生じると思いますが、本年度は、四十九年度は

何とか切り抜けるのではないかと考えております。

しかしながら、今後とも保険料の負担をでき得る限り低く押えるために最大の努力はいたしていきたいと思っておりますけれども、先ほどご指摘もありましたような全体的な市財政の面から考えまして、本年繰り入れております二億五千万というものはほとんど限度に近いというような感もいたしますので、今後の、五十年以降につきましては、の保険料につきましては、決して安易な考え方は許されぬと思っております。

このために、国及び県に対しまして、従来から負担金の増額を強く要望しており、すでに厚生省に対してもこのことは陳情を続けておるわけですが、国の負担の増額を今後さらに強く要望してまいりたいと、このように考えております。

第三点の北部海岸地区の地盤沈下についてでございますが、霞ヶ浦から以南は大体地盤は落ちついておりまして、あまり沈下はないようでございますが、北部の海岸地帯一帯が沈下を続けております。

東海三県の地盤調査委員会によりまして、四十八年度の調査結果によれば、富洲原で五・二センチの沈下でございますし、朝明川下流で十二センチ、長島においては二十センチといったような結果が出ております。このため県に対しまして地盤沈下に対して深井戸規制を申し入れておりますし、県におきましても、これについては前向きに検討を始めておると思っております。そして、従来の経験からいたしますと、海蔵川以南は深井戸規制の地域指定をしたわけでございますが、これが三十六年でございます。そしてその結果、規制した地域は大体落ちついておりますので、深井戸の規制というのは私たちの経験からすれば、効果ありと考えられますので、川越を含めた海蔵橋以北の深井戸規制が必要であろうと思っておりますし、これを県に実現してもらうために、さらに促進させたいと考えております。

また、この地盤沈下の対策といたしまして、富洲原の樋門を締め切ってポンプで排水するというような考え方もあ

るのでございますけれども、とりあえずの措置といたしましては、四日市港管理組合におきまして、テトラポットで補強を始めております。この地盤沈下は、単に長島までの現象ではなくて、知多半島の常滑あるいは愛知県の津島にも及んでおるわけでございまして、ぜひとも深井戸規制を一日も早く実現させなければならぬと考えております。

また、堤防の沈下も始まっておりますので、この樋門の締め切りか、あるいは堤防のかさ上げとかいう問題でございしますが、抜本的にはやはり樋門の締め切りを行わなければいかぬと思っておりますけれども、五十年から海岸堤防の五カ年計画によりまして、予算的には五十一年になるかと思っておりますが、防波堤をさらに従来六十メートルの防波堤が補強せられておりますけれども、さらに六十メートルの補強をすることになっております。また同時に堤防のかさ上げも進めていくと、こういった応急対策と恒久対策によって地盤沈下に対処していきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 後藤寛治君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 在宅医問題についていろいろご心配をかけておることはわかるんですが、心配しておるだけではちょっと困るんでございますので、その間どうするか、とりあえず市民病院で引き受けるとか、どうするかということをおひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

最近、名古屋の当直医が患者になぐり殺されたとか、四日市市内でも当直医でない者にもかかわらず、患者が来て、見てくれないとか、やってくれないというので玄関を荒らされたり、窓ガラスを割られたり、また救急車でもって運ばれてきた患者をあまりたいした急患ではなかったけれども、なおしたところが、もう救急車はおらないと、二時、三時になってタクシーも来ない、したがって、これどうしてもうちまで、これを医者が送って返すと、そういういろいろ

んな問題が起こっております。今後どういう大きな問題に進展していくかわからないことが考えられますから、何とかそういう方面に心して考えていただきたいと思っております。

そのほかに、かりに緊急病院や夜間診療所ができて、それを受け入れるだけの二次病院が、いわゆる完備されていないというのか、あまり受け入れ体制において誠意がないような感じをちょいちょい聞くんでございます。ちなみに、四日市市内、隣接各四カ町村ですが、その中に受け入れ二次病院が、市民病院、塩浜病院、菟野の羽津病院、山中胃腸科とあるように聞いておりますが、この五病院の中でも私立であるところの羽津病院はどうか知りませんが、とはどういうことかと私は判断に苦しむんでございますが、まあこの追求は委員会にでも回します。

次に、国保の問題でございしますが、これはきわめてむずかしい問題でございまして、何かと健康保険では一番弱い国保でございしますので、十分にご検討いただきまして、大きく加入者にしわ寄せのないようお願いしたいと思います。

いずれこの問題につきましては、こまかい点は、国民健康保険運営協議会でも論議されることと思っておりますので、これで終わります。

次に、北部の地盤沈下の問題でございしますが、市長は、さっき調査の地盤沈下問題の状態は、いわゆる四日市の北部において五十二センチですか、川越地で十二センチ、長島町で二十センチというように申されましたが、さっきも言いましたように、長島町の地盤沈下を非常にラジオ、テレビでも問題にして、取りあげとる。四日市北部は、すでに一年で五センチ。五〇センチも沈下しているのに五センチですか、非常に少ないこれは一年ですか。ところが、実際にそこに住まいしておる一色住民が見て、見上げるような防潮堤の上が、水でだばだばそれがしておるといこう

なことは、実際問題として地獄におるような感じを受けております。幸いにして、地元の強い要請、陳情、請願によって、管理組合等が至急にことしあの堤防にテトラポットをたくさん置いてくれています。ことしの台風時期は何とか波が運河まで入らなくて、波があつたらすぐにそれを一色地内に降り注ぐのでございます。非常にことしは幸運だつたと思ひます。大きな台風の直撃がなかつたし、テトラポットをたくさん置いてもらったから直接の被害はなかつたけれども、先日のいわゆる彼岸潮と申しまして、一番これは潮の干満の多いときでございますが、先日の満潮には、さつきも言いましたように、下水はあふれ出る、きたない話でございますが、水洗便所からもあふれ出るというようないろんなことが起こつたのでございます。それで市長は、抜本的な対策としては樋門をつくるのが一番ええんだというような考え方を述べられましたが、地元民としては、これを一番願うとるわけでございます。すでに工場、漁業、協同組合、これらの同意書は、地元民は取りつけておりますので、一日も早くこれを完成さしてやってもらいたい、特にお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十一分再開

○議長（山中忠一君） 再開に先立ちまして、この際ご報告を申し上げます。

小林哲夫君は、本日午前九時四十八分に逝去されました。まことに痛惜哀悼のきわみにたえません。小林哲夫君の靈に対しまして黙祷をささげたいと存じます。ご起立をお願い申し上げます。

〔全員起立、黙祷〕

○議長（山中忠一君） 黙祷。

黙祷終わり。どうもありがとうございました。

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 災害に対応する出張所についてであります。この災害にあつて出張所の機能、働きについて、救助活動あるいは災害防止、自治会組織などにわたつて、その成果と欠陥について伺いたいと思ひます。

出張所につきましては、岩野市政はこれを見直して、四日市の行政運営のうえで分轄統治をする組織として見直されたわけでありますので、この際、出張所がどういう働きをしたかについての成果と欠陥を伺いたいと思ひます。この災害そのものは、高度経済成長政策に対するひとつの総括であるかと思ひますし、単なる土木技術の問題だけに終わらずに、そういう位置づけで考えていかなければならぬと思ひますが、かねて問題として取り上げております新全国総合開発計画というものにわれわれとしてはどう対処するかについて、出張所の体制、小林哲夫君も取り上げましたコミュニティーの体制といったものが対応する姿勢として考えられておつたわけであります。そういう意味も含めて、いまさら高度経済成長政策に対するわれわれの怠慢と力の不足を、この災害を見るにつけ思ふわけでございますが、激甚地の地域はもとより、地域全体にわたつて、この政策、この総括をしなければならぬときだと思ふわけですが、そういう意味におきまして、出張所はどのような有効な働きをし、どのような欠陥があつたかについて伺いたいと思ふわけであります。

二番目、ヘドロのしゅんせつについてでございます。

四日市港のヘドロしゅんせつにあたっては、いわゆる二次公害ということが心配をされておるのでございますので、まずこのことから若干お尋ねをしていきたいと思えます。

第一に、着臭濃度、つまり魚にのつく水の濃度についてでございますが、どのくらいの水であるときさい魚になるのかということをお聞きしたいのであります。四日市の場合は油分が、油の分量が多くて、従来くさい魚として問題となっておりましたし、そのために直接漁民はたいへん苦しんできたことはご承知のとおりでございます。さらに四日市港は、油などが底にたまっているということだけではなく、ふわふわと浮いているという部分が相当あると聞いております。そのために、しゅんせつにはいろいろくふうし、苦心をされることと思えますが、それにいたしましても、このような状態では相当工事にあたっては攪拌されるということが心配されるわけでありまして、したがって、水銀、砒素、カドミウム、PCBなど、指定毒物がいまままでより、より広い範囲で魚に取り込まれるということになるのであります。このことについて漁民の人たちは、いま直ちに危険でないならば、しばらくそとしておいてほしいと訴えているのが当然だと思います。着臭制限濃度はどれだけかお聞かせいただきたいと思えます。

次に凝集剤について、無機系のものかあるいは高分子系のものか、どちらをお使いになるのかについて伺いたいと思えます。凝集剤の高分子系のものについては、すでに土木工事などで使用され、その危険であるということが報道されておるのは、まだ耳新しいところであります。ところで、そのしゅんせつ工事による攪拌の影響を少なくしようとすればするほど余水が多く取り入れられることになるわけです。同海湾のようにかたいヘドロだけをすくい上げるというようなことは、四日市の場合には全く無謀なことでありまして、そのような工法は用いられないと聞いております。そうすれば、そのヘドロの集積地には多量の凝集剤、効力の大きな沈降促進剤を使用しなければならぬと思

われます。もし効果の大きい高分子系のものを用いますとすれば、アクリルアミド系のきわめて危険性の強い水が流れ出すおそれがあるわけです。高分子系を使わないとすれば、相当の年月使用不能の埋立地になるのであります。もしそうであるとすれば、使用できるにはどれくらいの年月がかかるかを伺いたいと思えます。

第三には、これまた一番大事なことでございますが、水銀汚染の監視法のことでお聞きしたいのであります。

工事の途中で絶えず汚染されたかどうかをチェックしなければならぬわけですが、エビやシヤコなどで調べるときに、水銀の分析に使用するろ紙によって合格になったり不合格になったりすることでありまして、これはどういうことを意味しているのでしょうか。聞くところによりますと、五種Bのろ紙の場合は合格であり、つまり、水銀が検出されない。ところが、五種Cのろ紙では検出されるということでありまして、このろ紙の差が数倍にも及ぶということをお聞きしております。二次公害は防止しますと、厳重な監視体制をつくりましますといいますが、こういうことではしり抜けであって、危険きわまりないという心配があるからであります。そこでもう一度出発点に戻って、いまでも四日市港をしゅんせつする必要があるという、その理由についてお尋ねをいたしたいと思えます。

このようにして、私もが考えて疑問な点がたくさんありますが、そのいま取り上げた疑問の一部を見ましても、きわめて不安な要素が多いのであります。はたして、このような状態のときにしゅんせつを、それほど急ぐ必要があるのかという疑問がここで出てまいります。しゅんせつをする理由については、聞いておりますところによりまして、いまヘドロの中でおそろしい水銀は硫化水銀として安定をしていると。ところが水がきれいになって魚が戻ってくると、水銀が水に溶けメチル化するから危険である、いまのうちに除去すべきであると言われております。そうだとするならば、では水がどのくらいきれいになったら、どれほど危険な状態になるのか。四日市の現状では、それは大体いつごろのことなのか知りたいのであります。これが明らかにならなければ、急いでこの不安定な状況のもとで

しゅんせつする根拠がなくなってくるわけであり。水については、これは直接全面的に関係があるとはいえないかも知れませんが、十月から実施の県条例による水の総量の規制は、五十二年を目標にしてCODをいまの六〇％減にするということでもあります。このように、これと相当な関係があるとするならば、それとあわせてしゅんせつはもう少し先に延ばしてもいいのではないかというふうに思われるのであります。実際問題として、港に水銀のあることは事実であります。このような危険な眠れる水銀を含むヘドロの処理は避けて通ることができないとしたら、いまのところ、いまのやり方では進むも地獄であり、退くも地獄ということになるのではありませんか。そうではなくて、時間がかけられるとするならばもっとも、四日市港の実態を調べ、工法など処理のしかたなどを、四日市だけではないのでありますから開発されるのを待つと、そして諸要素、諸条件が確定し安定した後には慎重に進めるのがよいのではないかと思いますが、いかがでありますか。そっとしておいてほしいという、直接生活のかかっている漁民の願いにもこたえられるのであります。

もう一つしゅんせつの前提となる大事なことがあるわけですが、このままでは危険をおかしてしゅんせつを完了しても、しばらくしたらまたもとの状態になってしまうのだろうかという心配であります。十年もしたら、また同じことを繰り返さなくてはならないのではないかと疑問があるわけです。このままではと先ほどいいましたが、このままではということは、関係した企業の流れしをそのままではということでもあります。もちろん、部分的には水銀等の高低の変更などもあるでしょうけれども、ここまで汚染されたことについて、市民の前にその責任をはっきりさせておくということが必要なのではないかというふうに考えますし、それがしゅんせつのほんとうの第一歩ではないかと考えられるわけでございます。海がよごれたからみんなできれいにしましょうということでは、またよごれるおそれがあるからであります。新聞でも、原子力船の責任を明らかにする必要を論じておると同じであります。公

害に悩んだ住民の率直な感じではありますが、どういうふうにお考えになれますか。そこで行政の態度について伺いたいと思うわけですが、企業体であれば企業の存立の目的があり、利害に反する住民からの告発があれば受けて立つということも当然は認められるわけですが、しかし、今回の事業は行政の直接実施する事業であります。市民の命と暮らしを守る行政としては、一点の疑問を弄すことなく、一人の被害者を出すことは許されないと思うのであります。そのためにはまず第一に、公開の原則、これはもう言い古されたことではありますが、すべて公開であって説明のつかないことがあってはならないというのが当然であります。疑問に対しては、懇切丁寧に理解を求め努力を惜しんではならないことは言うまでもありません。内容が化学のことでございますから、どういう勢力のだれがというようなことが先入観としての問題になるのではなくて、どういうことが問題になるわけであり。いろいろな政治勢力や、あるいは住民の集団などに動かされることなく、懇切丁寧に説明をいただきたいと思うわけです。

なお、きわめて専門的なことが多く、私も詳しくよくわからないし、ご答弁される理事者の方もおそらく詳しくよくわからないと思いますが、そのような問題でございますし、なお新しい問題であり、未解決のこともとたくさんございますし、なおさら、住民の手の届かないところにあることが多いのでありますから、それが今回の場合の特色でもありますから、だから、行政がここで一たび不信を招くということになれば、もう取り返しがつかなくなるわけであり。住民と直接行動によらなければならぬとしたら、全く不幸なことであり。また、この問題はそういう力の関係などで解決するものではないと思うからであります。そういう意味で、行政の信頼される態度というのは、一そう何にも増して必要なわけだと思っております。

第二番目に、国の行政水準や行政指導に逃げ込まないということが大事であると思っておりますが、どうお考えになりますか。

すか。新しい、たとえば A F 2 の問題、あるいは先ほどの原子力船のように、市民は国の行政には非常に強い不信があります。たとえば、飛躍するようでありませけれども、今回の災害においても国の土木行政の水準の低さが原因しているということが、なまなましいわれわれの体験で承知しているとおりです。査定がきびしいということとを裏返せば、これを物語っているわけであるからであります。先ほどの水銀の検出に使用する紙の B とか C とかという問題についてもこれに関連がございます。そういう意味で、これは国の行政によると、国の指導による。あるいは国の水準であるといつて逃げてしまうことが、四日市市民の不幸にもなることでありますから、そういう態度を堅持することが必要でありますし、すでに四日市はそのことを克服して輝かしい成果をあげておられますから、そういうことが要請されますが、ここで確認しておきたいと思えます。もちろん、受忍の度とか、あるいは許容量などの見解判断の相違などはこれはやむを得ない。相違が起きることはやむを得ないことでありますけれども、大ざっぱに言つて、いまのような状態を堅持せられることが必要であり、行政水準やら指導に逃げ込むということがあつてはならないと考えるから、伺つておきたいと思えます。

さて、最後に北九州の洞海湾しゅんせつを告発したグループから、こう言われました。洞海湾にしても大牟田川にしても、地形が細長くついでいざというときには締め切りができる。そして外洋と遮断することができ、しかし皆さんの四日市港はそれができないことがたいへん心配だ。もし黒と出たら、もうそれは取り返しつかないことなんだから十分気をつけてくださいという助言をいただき、私はたいへん感動いたしました。これに引きかえ、一方行政のほうは、少々の反対ぐらいかまわずに、どんどんやつてしまえという一部の政治権力で押し切っておるようでございます。そのために六千万円もかけて調査研究した資料が、市民の前にも、われわれの前にも発表することができなかつたのであります。少数の反対者としてのレットルを張られた人たちが、四日市市民のことをほんとうに心配し

てくれているのであります。先ほど言いました、だれがということが問題ではなくて、どうということが問題だということは、このことであります。私は、まだ日本の国民として、この行政権力に手が届かないことをたいへん残念に思つておりますけれども、そういうこの取り扱いについて、私はやがてそれが逆転することがあるかもしれないと思つておられます。しかし、考えてみれば、ほんとうはそんな逆転をしないことのほうが望ましい、そのままのほうが結果としては市民のしあわせになるからでございます。いま孤立されあるいは少数反対者のレットル張られてる人が、逆転しないことが市民のしあわせになるわけでありまして、行政当局の皆さんに対して、他山の石としてつけ加えたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 災害時におきます出張所の果たした役割りなり、あるいはまたその反省といつたようなことにつきました、お答え申し上げます。

私も、災害の直後、被害のあつた地区の出張所を大体回らしていただいたのでございますが、各地区とも非常に災害の激甚であつたところなんかは別といたしまして、大体、各地域における災害対策本部の役割りを、私はやはり果たしておるといふような感じを持つたのでございます。救援あるいは消毒、あるいは配給、あるいはくみ取り、こつた問題につきましては、やはり出張所を中心として地域の復旧活動がなされておると感じました。また同時に、自治会、水防団あるいは消防団の拠点にもなつておりました。ただこの出張所には、災害発生と同時に自動的にその災害の発生した出張所を補強することにはしておるんでございますが、その災害の程度によりまして、必ずしも人手

が十分であったとはいえない個所も生じたわけでございます。こういった点は、将来さらに考え直さないかぬと思えますし、また、被害の非常に激甚であった地区につきましては、その後災害相談員等も派遣いたしましたし、地域における災害対策に力を添えたつもりでございます。ただ全般といたしまして、後になって臨時電話等はつけたんでございますけれども、情報の不足あるいは情報の伝達の手段が乏しいと、こういった欠陥を改めなければならないと、こういうふうにも感じておったわけでございます。もちろん、一がいに出張所と申しましても、市の庁舎から近いところの出張所あり、また遠い出張所あり、被害の程度にも非常に左右せられるところでございますけれども、最低限度の災害時における補強、またこれに対する資材の準備等は出張所にさらに充実させ、その程度に応じて、そのあとは人員にしても資材にしても補給するといったようなことを、もう少し迅速に行われなければならないと、こういうぐあいに考えたわけでございます。今回の災害を通じまして、やはり私は出張所は出張所としての役割りを果たしたと、このように考えております。

第二点のヘドロのしゅんせつでございますが、この点につきましては、まだまだ他に洞海湾にいたしましても田子ノ浦にいたしましても、除去するヘドロの内容が異なっておりますし、四日市といたしましてもまだ他の例を参考にすることのできない、全く新しいしゅんせつでございますので、特に慎重に扱わなければならないことはもちろんでございます。各種の科学的なデータを通じて自主的に判断すべき問題だと考えておりますし、慎重のうえにも慎重を期さなければならぬと考えております。

この細部につきましては、港管理組合の副管理者でございます加藤助役からお答えいたします。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 市長の答弁に補足をさせていただきます。

ただ、ご質問がかなり専門的になりますので、まあ私でもわかりかねる点があります。こういった点については、後日技術者等には、きりさせてまいりたいというふうに考えておりますが、一応今日までわかっております点についてお答え申し上げたいと思います。

まずこの事業は、ご承知のとおり塩浜泊地一帯にございます堆積汚泥二百四十八万立米といわれておりますが、これの大部分を除去しようと、二百二十万立米を除去しようという計画でございます。この汚泥の中には、主として油分、それから水銀、その他微量の重金属、先ほどご指摘のありました砒素、カドミウム、鉛、クロム、あるいはPCB等の微量の重金属、その他SS、CODというようなようなものが混在しているようでございます。そこで油分につきましては、二十九地点、五十四検体の平均油分、メルマキヘキサン可溶性物質というんだそうですが、平均油分は一、一一五PPMで、最高が八九、〇九〇PPMに達しております。水質及び底質中の石油系油分というのが、油臭魚発見の原因物質であるというふうに報告をされております。ただいま私が報告されておると申しましたのは、このヘドロをどうするかということにつきましては、すでにご承知のように、公害防止事業費事業者負担法に基づきまして、この事業費負担審議会というのを管理組合で設けてまして、これは三重大学の吉田先生をはじめ、名古屋大学、名古屋工大、あるいは神戸大学等の先生方を中心にして構成されました審議会で、慎重にその工法なり、あるいは除去の必要があるかどうかということ、いろいろ実験を重ねながら検討されたその内容を、私が申し上げておるわけでございます。

そこで、水質の油濁防止と相まって、底泥中の油分が油臭魚を発生させない程度に除去する必要があるのではないかと。水銀につきましては、総水銀として三十地点、六十四検体についてかなり高い値を示しております。最高で一

〇五 P P M、平均値で九 P P M、中央値で六・六 P P Mというような数字が出ておりますが、この水銀の有毒性につきましては、水圏への溶解とメチル化による食物連鎖を通じての、食用魚類への濃縮蓄積が重要視されるということでございます。そこで、この海域で捕獲されました魚類の水銀含有濃度というのは、総水銀、メチル水銀ともに正常値を示しております、人体への影響は認めがたいということになっております。先ほどお話のありましたように、現在の状況では魚類に影響はないということでございますが、将来、この海域の水質が改善または変化した場合には、魚類への影響が出てくると、あるいはメチル化のおそれがあるというようなことでございますので、この安定している期間内に取り除くということが必要であるというふうな報告がなされておるわけでございます。その他微量の重金属については、この油分と水銀とを除去するときに同時に大部分が除去されるというふうな報告されております。この海域におきますノルマルヘキサン可溶性物質は一万四百トン。このうち一万七十七トン除去することによって、除去率は九七〇％ということになるわけでございます。これだけ除去しますと、海底の大部分は地層を露出することになりますので、可溶性物質は主として底質の中に含まれていたノルマルヘキサン可溶性物質と考えて差しつかえないというふうに報告されております。石油精製工場前の上層あるいは泥層を用いました実験によりますと、攪拌された汚泥中の油分による油臭魚発生の限界濃度は、ノルマルヘキサン可溶性物質として約二、〇〇〇 P P Mというふうにいわれております。したがって、この二、〇〇〇 P P Mというのが油臭魚の発生限界であろうということでございます。そういったようなことで、油分及び水銀を除去するわけでございますが、ご指摘のございましたように、一番心配なのは二次公害の問題でございます。この二次公害を防ぐためには、もちろんいろいろな方法を用いなければなりません、この報告書がまとまりました当時の状況では、密閉グラブカッターレス吸引ポンプあるいは水中カーテンを用いるというような、まず除去の方法として、そういうような工法が考えられておったように

ございますが、その後いろいろ検討を重ねてまいりますと、密閉グラブ方式ではやはりまずいと。最近いろいろな開発業者によって特殊なしゅんせつ機械が、あるいはポンプ船が開発をされているようでございます。たとえば東洋建設あたりではウーザーというようなもの、あるいは東亜建設ではヒルシー改良型というようなものを開発をされております。そこで、どういう方法が最適であるかということについては、やはりある程度実験的にやってみないことには結論づけられないということで、この十一月末に実験工事を施行したうえで判断してまいりたいという報告を私は受けております。またこの運搬方法につきましても、現在はバージであるということに報告をされておりますけれども、どういう方法がよろしいかというようなことについて、もう一度検討するということになっておるわけでございます。

そこで先ほどご指摘のありました凝縮剤でございますが、これもまだ実験ができておりません。凝縮剤にはいろいろ種類があるようでございますが、高分子系では毒性があるということは十分承知しておりますので、いろいろ実験をやったうえでそれもきめてまいりたいと。

それから、しゅんせつ時におきます魚の実験でございますが、これは泳いでおる魚と定着しておる魚と両方やるわけでございますけれども、このときに使うる過紙のご質問がございましたが、現在管理組合のほうでは五種の C を使うという報告を受けておるわけでございます。

まあ以上のようなことでございますけれども、先ほど市長から答弁のありましたように、たいへんむずかしい問題でございますので、十分専門家の意見を徴しながら実験を積み重ねたうえで、安全を期してやってまいりたいと、かように考えております。

○議長（山中忠一君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　こまかいいろいろの質問申し上げましたけれども、先ほども申しましたように、私もわからないんですから、あるいは反論の資料も持ち合わせがないわけですからいいわけですが、そういうお聞きすることが目的ではなくて、実は、そういうそれほどのものであるから、特に行政の態度というものは、いままでの公害と違って一そくきびしい態度が要請せられるということについて、確認しておきたかったから申し上げたわけでありました。要望としては、疑問な点があれば準備ができていても、十一月から試験的と言われましたけれども、それもまた十分ご検討をいただき、手順が進んでから着手するということがないようによ望いたします。

なお時間の関係で、三番目の山村ダム、伊坂ダムの活用については省きますが、これはおまえとこの地区のことやからうまいことしているというふうな声がありましたので、そうじゃなくて、これは市政アンケート見ていただいてもわかりますように、八郷地区の者ほんのわずかしか行っておりません。そういう自分の地区のことを取り上げるのは一般質問ではないと思いますので、私は、そういう意味ではございませんことだけをつけ加えておきたいと思いますが、あの大事な大企業に奉仕した伊坂ダムと山村ダムでございますから、それを市民の手に返すように、いち早く活用をせられることが、八郷地区民ではなくて四日市市民のためになると思うわけでございますので、八郷地区民はたくさんの方が来られるたいへん迷惑でございますが、あえて四日市市民のプラスのために、自然科学、人文科学、その他体育、レクリエーションの場として最適でございますから、一日も早く活用せられるよう望んでおります。

○議長（山中忠一君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　最初に、治山治水対策の問題でございます。七月二十五日の集中豪雨による災害から、二カ月を経過したわけでございます。この間、市の職員の皆さんたちのご尽力に対して、心から敬意を表したいと思うわけでございます。伊勢湾台風に次ぐ今回の災害によりまして、ばく大な損害を受けました市民は、河川等の被害個所の即時完全復旧とともに、二度とかような被害を受けないために、治山治水、防災などを、必要対策を全面的にすぐるところを強く望んでおり、七月二十五日前に実施されました市民アンケートの結果を引き合いに出すまでもなく、今日の市政が第一義的に、緊急に解決すべき最大の課題となっておると思っております。すでに、市当局はじめ関係行政当局には、被災地区住民はもとより、災害の危険にさらされている多くの市民から、山のような要求が強く出されておるわけでございます。しかし、実際には被害河川等の復旧を一つとってみましても、まだ緒についた段階にすぎません。しかも、被害個所が全面的に復旧され、さらに抜本的な改良改修が加えられるのははたしていつになることか明らかではありません。市民から出されている要求に対して、その解決のめどすら示されていないものが多くございまして、市民の不満を高ぶらせておるわけでございます。こうした中で、七月二十五日災害以来二カ月という一定期間を経過した今日の九月議会では、私は、市当局があらためてその災害の要因と、これまでの治山治水、防災対策の反省点を含めた行政の責任を明らかにし、市民要求に沿った災害復旧方針をはじめとする、治山治水、防災の抜本的で具体的な対策を全般的に示すこと。そして、その中で市単独事業で行うべき事業についても思い切った補正予算措置をこの九月議会に提出すること。また、その対策を実現するうえで、特に国、県の施策とかかわって障害になっていることがあれば率直に出して、市民とともにその克服に当たるように、市民運動などの協力を求めることを期待しておたわけでございますが、二十四日の市長の災害報告、補正予算のいずれを見ましても、全く期待はずれといっても過言でないと思っております。今回の災害は、単に測候所始まって以来の記録的な豪雨に起因するという、いわば天災論で片づけられないものであることは明らかでございます。この数年来のたび重なる集中豪雨を経験している中で、依然として無

計画な団地造成や乱開発、大工場の地下水くみ上げを放任してきたこと、そして必要な河川改修や都市下水路、排水路、公共下水道の整備、地盤沈下対策などが十分とられなかったこと。さらに、防災態勢の不備が被害を大きくしたことなどから見て、人災、政災といえるものであるというふうに思います。市当局は、こうした事実を謙虚に見つめ治山治水、防災対策にとってきたこれまでの姿勢を、みずから根本的に改めると同時に、そのことを政府をはじめ、国、県の行政当局に対しても、単に市長や議会の陳情にとどまらず、全市民的なあらゆる総意と力を結集した強力な運動を起こすことよって求め、国、県の大幅な財政や施策援助をさせるべきであると思うのでございます。今回の大規模な災害復旧と、再び災害をもたらさないために必要な河川、下水路等の抜本的な改修や整備、それに要する巨額の費用を国、県に出させるためには容易ならざるものがあり、尋常一様の方法ではとうていできないと思うのでございます。現に、田中内閣は国民のとうとうと生命と財産にかかわる治山防災事業でさえ、不当な総需要抑制のワックをはめているのが実情でございます。しかし、この点を突破しなければ、努力したができなかった、できる範囲でしかやれないという従来の姿とかわりなく、市民の願いを踏みにじることは明らかでございます。この点について、今後いかなる決意と具体的方策を持っておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

次に市として、どの河川をいつまでに、どのように復旧し、さらにどの程度まで改良、改修をするのか。下水路をどのように整備するのかなど、被害の実態と市民の要求に応じた、抜本的で具体的な対策を全般的に早く明らかにすべきではないかというふうに思うのでございます。当然、財政、財源計画も必要でございましょう。議会等で、あるいは係に聞かなければわからないその全容が市民に明らかにされないという、今日の実態でございます。河川を一つとってみましても、七月二十五日の災害復旧はもとより、それまでの災害復旧も一刻も早くしなければならぬ。これまでの河川等の改修計画も、七月二十五日災害を経験したいま見直しを行い、抜本的に計画を改める必要があります。

さらに新たな改修を必要とするところが随所に出ておるわけでございます。塩浜、雨池、羽津、朝明の都市下水路整備につきましても、現計画を繰り上げ、さらに拡充せよとの要求が関係住民から強く出されておる実態でございます。中小排水、下水路に至りましては、数えきれないほどの要求が出ております。そのほか、乱開発規制の強化と、すでに開発された地域での排水対策、地下水くみ上げ規制強化をはじめとする地盤沈下対策、地震対策等を、防災体制の改善策等々に至るまで、一体市当局、これらをいつまでに、どのような計画を持ち、実行しようとするのか、明らかにすべきだと思うのでございます。基本構想とその実施計画とも関連してくるわけでございます。その洗い直しを含めましてどうするのか明らかにしていただきたいと思っております。そして、四十九年度の残された期間と来年度、五十年度において、少なくとも市単独事業ワックを、どのようにこの治山治水防災対策に充てようと考えておみえになるか、明らかにしていただきたいと思っております。

あと、治水対策で具体的な問題をいろいろお尋ねしたいこともございますが、時間の関係もございしますので、あと時間がございましたら、再質問の中で触れたいと思っております。

二番目の問題は、激化する高物価、生活、経営難から市民生活を守り、福祉の向上をはかるための施策の問題でございます。田中内閣による消費者米価、国鉄運賃、石油の大幅な値上げなど、ますます激化する物価高や総需要抑制策などによりまして、国民の生活と営業難は一そう深刻の度を加え、耐えがたいものになりつつあります。特に、これまで貧弱な社会保障、社会福祉が、ますますその内容を低いものにし、低所得者、生活保護世帯、失業者、母子世帯、老人世帯、身障世帯などの生活を破壊しております。九月十五日の敬老の日も、お年寄りの喜びの日でなく苦しみを訴える日となり、田中内閣に対する怒りの日となったのも決して偶然ではございません。また、中小企業、農業もその経営にかかってない深刻な打撃を受けております。市民生活に直結する地方自治体が、このような田中政府

の国民無視の悪政を改めさせるために必要な努力と運動を行うとともに、みずから積極的に市民の生活と営業を守り、福祉の向上をはかるための施策をとることが、ますます重要となつていふのでございます。市長は、四十九年度当初予算で福祉重点を口にしながら、実際には、政府の総需要抑制の方針に積極的に従つた緊縮予算を組み、みるべき低所得者対策や、福祉施策はとられなかつたわけでございます。市長は、それらの批判にこたえられまして、六月には総需要抑制の効果があがり、経済、物価も安定するから、その時期、新しい起債の要求なりあるいは民間団体からの融資その他を通じて財源の確保につとめ、市民要求にこたえたいとお考えを表明されました。しかし、その時期はとうとう至らず、逆に地方自治体の財政は一そう深刻な危機におちいり、加えて七月二十五日の集中豪雨によつて、伊勢湾台風以来の大規模な災害を受け、市財政はかつてないきびしい情勢を迎えたのでございます。今後、さらに災害復旧だけでなく、多くの支出を迫られております。市長の標榜されました福祉、教育などの、いわゆる四十九年重点施策は一そう影が薄くなりつつあるのが実情ではございませんでしょうか。しかし、いまの市民の生活と営業を守り、福祉の向上をはかる課題は、一刻も猶予を許さない事態でございます。それだけに、田中内閣の悪政に対してこれを改めさせるために全力をあげるとともに、この難局を積極的に打開して、市民の要求にこたえる必要があると思つてございます。そうしてこそ、市長の手腕の発揮のしどころではないかと思つてございます。この点五十年度も展望しながら、どのような考えを持っておられるか、明らかにしていただきたいと思つております。

差し迫つた問題として、低所得者、生活保護世帯、母子、老人、身障者世帯などに対する市独自の生活援助費を直ちに支給するとともに、今後に対しても引き続き行つていく考えはないかどうか。中小商工業者の、あるいは農家の方々の経営を助けるために、融資制度の抜本的な改善をすぐに実施する考えはないか。私立保育所、共同保育所に対する助成をこの際、これからの一そうの値上がりも含めまして配慮いたしまして、大幅に増額する考えはないか。老

人医療の無料化の年齢を、約束どおり六十五歳まで引き下げ、あわせて付添婦の無料化を実施する考えはないか。精神障害者に対する医療の無料化の実施について、県及び関係市町村との調整はどうなつていふか。その見直しはいつになるかという点を明らかにしていただきたいと思つております。これから冬に向かひまして、灯油が昨年の冬の倍にひどい、それ以上の値上がりだということで、大きな問題になつております。石油の町四日市で、安い灯油を確保するために、一体いまからどういふ考えをお持ちか、明らかにしていただきたいと思つております。

なお、四日市市は基本財産におきまして中部電力の株を一万一千八百五十四株持つておるわけですが、あの大幅に値上げされまして、水道企業会計にも大きな圧迫を持ち、また、今日の九月補正予算でも電気料金の値上げに伴う補正がたくさん出ておるわけですが、そういう市民だけでなく、公的な関係におきましても影響を与えました電力料金値上げにどう対処を、その株主としての対処をなされたのか、この点も参考までに伺つておきたいと思つております。

三番目は、立ちおくれた教育施設の整備促進等についてでございます。

四日市の教育施設、文化施設の整備が立ちおくれつてゐることはご承知のとおりでございます。来年度を展望しながら、教育施設整備の促進についてどのような考えを持っておられるか。災害でお金がかかるからということ、個々にし寄せされることはないかどうか。また文化施設について、たとえば科学博物館の建設に乗り出す考えはないかという点でございます。そして財源対策とかかわりまして、六月の議会で私が質問いたしましたことに對して、企業分担金の徴収については教育委員会で検討しているとの答弁があつたわけですが、これはどうなつていふかということでございます。来年度、おそらく教育の施設整備のニードは、お金にして四十億円にも近いといわれておるのでございますけれども、そのほか大なる資金をほんとうにどう確保して、来年度に生かしていくかという問題で、もつとも、と大胆ないろいろな手当てをしなければならぬと思つてございます。

さきごろ私は、札幌の振興公社のお話をいろいろ伺ったのでございますけれども、この振興公社は、用地確保のみにとどまらず、学校の新設校をほとんど建てる。そしてこれについては、神戸においても同じようなことをやっております、文部省はこれを黙認し、補助金を必ずあとからつけているということを聞いてきたのでございます。こういう思い切ったいろいろな手当てを、もつと岩野市長が大胆にとられることを切望したいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

最後に、市民の救急医療制度の確立の問題でございます。

四日市の休日夜間救急医療は、これまで四日市医師会の自主的な在宅医制度と、二十七の救急指定病院などに依存してきたわけでございます。しかし、在宅医制度の運営は、経済的、社会的状況の激変とともに、いろいろな障害に当面し困難になる一方であり、かねてより医師会から市当局などに対し、その責任において休日、夜間救急医療制度を確立するようたびたび要望されていたのでございます。それにもかかわらず、市民の生命と健康を守る、いついかなるときでも責任を持っておる市当局をはじめ行政当局は、これまでこの問題に真剣に取り組み、その責任を果たしたことはないといつても過言でないと思います。医師会やその関係医療機関の犠牲等の上にあぐらをかいていたといえるのではないかと思います。この休日、夜間救急医療に關しましては、私たちが市立病院を、消防法に基づく救急指定病院にすること、休日、夜間診療所を市役所などに設けることなど、その体制の確立を事あるごとに要求してまいりましたし、しかし、市当局はこれを取り上げられませんでした。さらに私たちは、新しい市立病院の建設をめぐる論議の中でも、その建設計画の中に、必ず休日、夜間を含めた救急医療体制の整備を組み込むことを要求してまいりましたのでございますが、この点についても、市当局はいつもあいまいな態度に終始しておられました。こうした中で、四日市医師会が、これ以上の在宅医制度の自主的運営は限界に達したとして、十月一日からその廃止を打ち

出し、この制度にかわる新制度の設立などの早期実現を、市当局にあらためて要望されたのも当然の成り行きといわねばならないと思います。そのうちに、同じように経営上いろいろな困難に直面している救急指定病院も返上しないとも限りません。十月一日から在宅医制度がなくなり、あるいは救急指定返上などの動きが実際に起れば、市民の生命と健康は重大な危機に直面するのであって、一刻もゆるがせにできない事態であると思います。これを避けるため、市当局はあらゆる努力を払って緊急に解決をはかるべきだと思っております。しかし、さきの市長答弁によりますと、特に休日については考える必要がある。ある程度行政によって確保しなければならぬ。このような、さわめてあいまいで不十分な態度が表明されたにすぎません。はたして、これで医師会の納得を得られるものかどうか疑問でございます。医師会がすでに申し入れてから二十日あまりを経過しておるのでございます。私は、この点でこの救急医療を一日も早く確保するために、次の諸点を明らかにし、さらに要望をしたいと思うわけでございます。休日診療は、いつまでどのようなものかを、どこにつくるのか。どのような科目を扱い、扱わない科目についてはどうするのか。その設置、運営主体をどこにするのか。医師会の協力を受ける分野と、これに対する助成はどうするのか。そして医療事故、医療紛争の責任をどこが持つようにするのか、夜間診療はどうするのか。この点は休日だけでなくて、夜間も必ず実施するということが必要であると思うのでございます。救急指定病院に対する助成をどう考えておみえになるか。市立病院の救急指定は一体どうするのかということでございます。新しい市立病院建設にあたって、休日、夜間を含めた救急医療体制を組み込み、整備する考えをきちんと持つのかどうかということでございます。休日、夜間救急医療体制についての国、県の助成はどうなっておるかということでございます。この点につきましては、札幌の例を見ましても平塚の例を見ましても、県が大きな援助をしておるところでございますけれども、四日市市のみにとどまらず、三重県においても一体となつた救急、夜間、休日の診療体制というもの

を整備すべきであり、そのままで、市の努力の足りない点、国はもとよりですけれども、とりわけ県、市の努力の足りない点をこの際思い切ってやらなければならないと思うわけでございます。いささかの財政の負担の覚悟もなしに、ただ医師会の好意にすがる、それをいかにうまく引き出すかというだけで終始しておつては、ほんとうの解決が得られないと思うのでございます。この点をしっかりと市が責任を持って、あらゆる財力を投じてやるというはつきりした意思のもとに進めるお考えをかためていただきたいと思うのでございます。

最後に、この救急業務実施基準の第四条には、「市長は、救急業務を行うために、医師または看護婦を配置し、もしくは救急自動車に塔乗させるようにつとめるものとする。」とあるわけですが、救急自動車に医師を塔乗させるお考えはないかどうか伺いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後三時六分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見暫君）登壇〕

○市長（岩野見暫君） 七月二十五日の水書を顧みまして、災害から市民を守る治山治水の対策、これについての決意はどうかと。ご承知のように、今回の追加予算におきましても二十億近い災害対策費をお願いしておりますのでございます。このためには財政調整基金の積立金を取りくずしたことはもちろんでございますし、競輪の益金、そ

の他余裕のある財源をすべてこの災害対策に充てておるわけでございます。

なお、これにつきまして、単に災害の復旧だけでなく、災害関連によって改良復旧をして今後の憂いをなくするといったことから、議会の方々にもお願い申し上げまして、災害激甚地の指定を、土木における災害激甚地の指定を受けるように懸命の努力をしておる中でございます。たとえ災害激甚地の指定が受けられなくても、市といたしましては改良復旧をせひとも行って今後の憂いをなくしたいと、このように考えております。

治山治水対策は、もちろん基本計画にも織り込みまして、今後水害の不安のないように努力していきたいと、このように考えております。

福祉あるいは教育につきましても、若干余裕があれば、私はずひとも九月あるいは十二月期の福祉対策、あるいは教育整備と、こういった問題に市費を投じたいと念願しておつたわけでございますけれども、今回の災害によりまして、むしろ私は災害の復旧が先決であろうかと考えまして、災害対策に重点を置いたわけでございます。

こういったわけで福祉あるいは福祉の面が前進できないことは非常に残念ではございますけれども、全くやむを得ないところではなからうかと考えております。

教育につきましては、決して私はこれを重点に置いてないわけではございません。今次の追加予算を加えますと、起債及び予算外義務負担の額は三十八億円に達しております、必ずしも少ないとは言いがたいと思います。

しかし、ご指摘のごとく、教育施設の整備は、決して十分ではございませんし、促進すべき面が非常に多いのでございますから、こういった点につきましては、来年度におきまして、十分校舎建設、校舎の整備、こういった面に力を注いでいきたいと思っております。

今回の納屋小学校の改築のごときも、非常に苦しい中ではありますけれども、そういった意味の一端としてお願い

しておるわけでございます。

こういったわけで、ご指摘のありました各種の福祉政策の前進という面におきましては、中小企業に対する融資制度等は、今後何とかもっと拡大していきたいと考えておりますが、その他のことにつきましては、慎重に検討して将来に待ちたいと考えております。

市民医療の、救急の場合における市民医療の制度でございますが、この点につきましては、午前中後藤議員のご質問にも答えたくてございますけれども、現在市立病院におきましても、一日平均四・二人の救急患者を診察しております。また、年末年始におきましては、塩浜と市立病院とが四日ずつ完全に開院をして医師、看護婦を確保しておりますような状態でございます。この四・二人と申しますのは、救急病院の看板を掲げておる病院よりは取り扱いの患者数は多いのでございますし、塩浜よりもこの人数は多いんでございます。市立病院に医師はたくさんおるんでございますけれども、科目が分かれております関係上、実際救急に対して活動できるのは十四、五名程度なんでございます。そして、第二次病院の性格も十分持つておるわけなんでございます。救急医療のほんとうの意味の救急医療につきましては、新しい病院建設を待ちまして考慮していきたいと、このように考えております。

申し漏れました諸点につきましては、各担当者からお答え申し上げます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ご質問の治山治水につきまして、若干補足をさせていただきます。

まず治山でございますが、これは、ご指摘のありましたように、乱開発の防止ということが一番肝要であろうかと思っております。乱開発の防止については、開発規制の指導要綱というのが本市にございまして、丘陵地帯の開発に対する規制を行っておりますが、これらの内容の見直しを現在急いでおる段階でございます。同時にこれは、先ほどご指摘のありました企業者負担の問題についても、この見直しの結論と同時に企業者負担をスタートさせるようにいたしました。かように考えております。

さらに、普通の開発でなくて、土採りの問題がございしますが、土採りの問題につきましては、四十七年の四月から傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱というのを策定いたしました。土採り工事を対象に指導をしてまいりましたが、この二月に要綱の一部を改正いたしました。土地保全連絡会というのを設定いたしました。各地区の連合自治会長さんのご協力を得まして、土採りの状況を監視してまいりたいというふうに考えております。それからさらに、この六月二十八日に県の土採取規制条例というものが制定をされまして、県内の土採取に伴う災害の防止と土地の整備をはかるということで、県が条例化をいたしました。この条例に基づきまして、四日市市内でも規制地域を指定するという事になっていまして、この規制地域の指定について、すでに申請をいたしております。県の条例によりますと、土の採取量が三万立米以上、面積にいたしまして五千平方メートル以上の土採りが規制をされることになるわけでございますが、それ以下の土採りについては、先ほど申しました本市の指導要綱によって、この規制をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。この規制によりまして、すでに昨年度六十数カ所あった土採り場所が、三十カ所ぐらいに減っております。さらに、今後こういった制度を活用いたしまして、規制を強化してまいりたいというふうに考えております。

次に、治水対策でございますが、これは今度の補正予算にもお願いいたしておりますけれども、この治水ということについての研究のための委員会というようなものを持ちたいというふうに考えておりますが、とりあえず、私たちとしては、常襲冠水地域を重点的に改良してまいりたいというふうに考えております。それをどういうふうに展開さ

していくかということについては、市の基本計画の中で具体的にしていきたいと思います。

なお、国の補助対象事業につきましては、第四次五カ年計画の中に組み入れるよう、現在、国のほうと折衝いたしておる次第でございます。

以上が下水道関係でございますが、河川の改修につきましては、先ほど市長からお答えを申し上げましたとおり、できるだけ改良復旧あるいは小規模河川改修事業というのが県の取り扱いにあります。そういったものを多く取り入れてもらうように努力をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

以上です。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） ご質問の件について、お答え申し上げます。

実は、この救急の問題は、非常にむずかしい問題でございます。当市のみでなく、全国的にいろいろな問題が出ている状況でございますので、全国消防長会におきまして、特別に救急委員会というのを設置いたしました。ここでいろいろ検討している段階でございます。ご質問の医師、看護婦を同乗させる問題につきましては、現在の段階では実施は非常に困難というふうに考えております。なお病院から転送する重症患者につきましては、医師の塔乗を求めて実施しております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 市長の答弁に補足させていただきますと、休日、夜間診療の診療所を最後のほうでいつから、どこで、どういう科目で実施をするように考えているか、及び患者との間の紛争処理をどうするかというふうなお尋ねでございましたが、これらも含めて先ほど後藤寛治議員に対する市長の答弁にありましたように、いずれにいたしましても、診療所を開設するにあたりましては、医師の確保が先決でございますし、医師会の協力を必要といたしますので、目下精力的に医師会と協議を続けている段階でございます。具体的にお答えができない状況でございます。

診療所を開設した場合の国、県の助成の問題も触れておられたようにございますが、厚生省は、五十年から休日、夜間診療所に対する補助要綱を作成して、五十年の予算に要求するというふうな段階というふうに聞いております。これも国との折衝を始めている段階でございます。

○議長（山中忠一君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山了君）登壇〕

○病院事務長（村山了君） まず、救急患者が出た場合に開業医がそれをお断わりになった、そういう場合に市立病院がそれをバックアップできるかという問題、午前中にも出ておりましたけれども、これからお答えしたいと思います。

市立病院といえども、たくさん先生もおり、職員もかかえ持っておりますが、これは、たくさん科をかかえているために数が多いので、余裕がある状態というのは全くございません。これは皆さんよく承知だと思いますが、したがって、現在市立病院の本来の患者、外来で七百人、入院患者で三百五十余名の患者のめんどうをみるのに精一杯でございます。このうえに救急医療の体制をそこへ持ち込もうとすれば、物理的に不可能な問題が多々生じてく

るわけでございます。しかし、公立病院でございますので、当然救急に対する今後の見通しというものを持たなければいけないし、またこれまでも先ほど市長も申し上げたように、看板はあげておりませんでした。昭和四十五年ぐらいから、とにかく看板をあげることはしないまでも、救急病院としての働きはやろうということで、先生たちと相談してできるだけ患者を引き受けよう、しかし、先ほど市長の申し上げた中にも出ておりましたが、たとえば産婦人科の先生たちは、これはお産をする患者が絶えず見えますので、一般のそういった救急の患者のお世話をすることができないし、自分のところの妊婦さんのお世話に追われているわけでございまして、この人たちははずさなければいけないとか、あるいは眼科とか耳鼻科の方は、もしそういった夜間の激務につきますと、翌日一人でたくさん患者を見なければいけないので、そういう単科の先生の場合は、なかなかめんどうを見ていただくわけにはいかないと。したがって、ある程度二人以上の先生がお見えになる科、内科、外科、小児科等の先生にお願いしてそういっためんどうを見ることで済みますけれども、この数も限られております。将来、改築の時期に救急病院の性格を持ち、ある程度そういった任務に耐えようとするならば、医師が大体十名前後、看護婦で三十名から五十名くらいを確保しなければいけないということでございますので、こういった点も含めて考えていきたいと思っております。したがって、四日市病院としても、できるだけただいまのご質問にありました問題は、処理していきたいと思っております。しばらくの時間をかけなければ解決できない問題だと思っております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 時間がないようでございますから、簡単に要望しておきたいと思えます。

治山治水防災対策、市民の要求はいろいろ出ているわけですから、そういうものに基づいてどうそれを反映させた、いつそれをどういうふうにするかという点を、具体的にだれが見てもわかるようにきちっと出していただきたいと思えます。

それから、救急医療の問題ですが、きわめて、私が指摘しましたように、市が責任を持って救急医療体制を休日、夜間含めて進めるという点で、医師会からの問題が出されてから二十日もたつのに、きわめてまだ姿勢があいまいで非常に私どもとしてはその態度が不満であります。もっと積極的に、市民の命と健康にかかわる問題ですから、もっと積極的にやるべきだと思います。少なくとも数千万、他の例を見ましても市が負担すると、こういうことも含めまして、市の決意を明らかにしながら、医師会の皆さんのご協力を得ていくと、こういう点はぜひお願いしたいと思います。単に休日だけでなくて、夜間の問題もあわせて診療所の設置について考えていただきたいと思えます。

物価高がどんどん進む中で、生活の過程、その他の低所得層に対して生活援助費をどうするかという点について具体的な答えがない、非常に残念に思います。

また、これから冬にかけて灯油が非常に上がるというのに、どういう石油の町四日市で対策を立てて市民の便宜をはかろうとおみえになるのか、この点も明らかでございませぬ。願わくば、この点について、もっと市民の生活を守る問題について、真摯な努力をしていただきたいと思いますし、中電の料金あの値上げの問題でも、株をせまく持ちながら、物価対策の一面からもっと積極的なその活用というものが有り得たのではないかと思うわけでございます。そういう点も今後特に留意をいただきますようお願い申し上げます。

いずれにしても、災害があつたから福祉や教育をあと回しにしてしまうという形にならないように、その両方を満たすためにどうするかという点で、市長の政治力を大いに発揮していただくべきいま、まさに重大な時期だと思えます。災害はもちろん、災害復旧はもちろん優先重視されなきゃなりません。同時に教育、福祉の面も市長がこの

しいことではありますが、災害が発生しないことには河川改修ができないというような仕組みに置かれていること自体がおかしい問題だと思えます。ここで、先ほど基本的な問題についてお尋ねしておるわけですが、私は、河川改修のあり方については、次のように考えております。

河川改修は、生命、財産を洪水から守るということを、流域地域の環境をよくする、経済発展に資するということ。さらに、別な意味で申しますと、災害を未然に防ぐために施行するのが私は河川改修であると、このような考え方、思想に立つことによって河川改修へのほんとうの情熱がわいてくるんじゃないかというふうに思います。この辺のところが今日までの市政そのものに欠けておったんじゃないかというふうに思います。

そこで、先ほど来小井議員も強調しましたように、今回の災害、何十年に一回あるかわからないと、またこのようにそこへ金を投じるのは不経済という考え、もしあるならば、やはり払拭しなくてはならないと思えます。ですから、計画を早く立てて、こうすれば絶対にだじょうぶだという計画を早く立てて、そうして計画の公開と住民参加が私は必要だと思えます。住民の参加抜きには、このような改良復旧は私はできないというふうに思うわけですが、市長の考えはいかがでしょうか。

そのほか都市計画の問題、地盤沈下等の問題も付随してありますが、特に天白、鹿化につきましては、あの中央線地が非常に私は障害になっておると思えます。あそこは、占老に曲きますと、昔は天白、鹿化の遊水地であったと、それを市が持っておるわけでありまして、ですからして、体育館に水がつくのは当然であります。ですからして、そういう遊水地が市街化区域よりだんだんなくなっていくと、これは午前中多くの議員の皆さんも指摘されたことでもあります。ですからして、天白、鹿化の改修にあたっては、市が持っている公有地を放出してまでも河敷を広げることとも必要ではないかという意見もあるわけでもあります。

さらに第二点としまして、開発問題であります。

今回の災害の状態から見ましても、開発問題を見直す、開発を規制するということは、もう焦眉の問題だと思えます。先ほど私が昨年の六月議会に乱開発の問題について質問し、いま加藤助役から具体的な進捗ぐあい、それから県の柔例化の問題が話がありました、やはり四十五年以前の開発、四十五年以降の開発、それぞれ深く検討する必要があるんじゃないかと、河川別の開発の状態についても見直す必要があると思えます。この点について、今回の災害の教訓からどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

それから第三点は、救援、防災の問題であります。

私どもは、災害が起きました直後から市長に対して、特に救援については、かまえを大きくして、各界の協力を得る必要があるということを申しました。残念ながら、医療体制の申し入れに対しては、市長は、四日市は医療機関が発達しとるからしてその必要はないということですが、私どもは、積極的な協力をお願いしたお医者さん、看護婦さんの協力を得まして、七月二十八日から三十日の間、主として常磐地区、日永地区において医療活動を行いましたら、わずかな期間でございましたが、約二百七十六人の方がその医療機関で手当てを受けられました。こういう状態を見ましても、やはり災害に対してのかまえの問題は、今回大きく反省する必要があるんじゃないかと思えます。そのほか通報、避難場所、避難経路等が具体的に適切でないために非常に大きな被害を増大したということもいえると思えます。被災地の皆さんから少なくとも老人、子供、病人が近くで避難できるように集会場等を二階にしてはいいという切実なきわめて具体的な要望が出ておりますが、まだ何ら被災地に対して市の具体的な回答がございません。また、市の指導部の一部の人には、町はみずからの手で守るべきだというようなことで、被害地域の皆さんから怒りを貰ってみえる、そういう態度もあるということは残念であります。

この点につきまして、今日までの避難場所、緊急避難場所経路等について見直しておられるというのを聞いておりますが、今日の段階でどのような体制が検討されておりますのか、お尋ねしたいと思います。

それから、被災地の多くの皆さんから、せめて水道料金ぐらいは無料にしてほしいという非常に切実な要求がございます。基本料金のみならず、災害に要した水道料金ぐらいはみてほしいと、これについて市長はどのようなお考えですか、お尋ねしたいと思います。

それから橋が落ちました。

第四点、交通問題でございますが、いままで通った橋が落ちるといことは、非常に交通不便でございます。天白川は十三ありました橋のうち九つも落ちまして、たいへん困っておるわけですが、鹿化にかかる東日野橋も通学用の仮橋をつくってほしいという、そういう要望がございます。天白につきましても、いろいろと橋脚をつくるということは、災害を招くということがありますが、少なくともこの秋の取り入れまでには仮橋をつくってほしいという強い要望がありますが、こういうことにつきましては、現在どういうお考えですか。

それから、八王子線の問題につきましては、市長から強いご決意を聞かしていただきました。しかし、県知事の答弁の中に四日市地域陸上交通問題調査会の報告を受けたうえで対処するということがあります。私は、これは八王子線問題だけの検討機関でございますので、また近鉄の代表も参加する場所でございますので、八王子線だけを掘り下げるといことは非常にむずかしい場所ではないかと思えます。地域住民は結束して戦っておるわけでありまして、市当局と合わせたそういうひとつの体制が必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

その次に、公害問題に移りたいと思えます。

第一点は救済体制であります。

国の制度の切りかえによりまして、いろんな問題が出ておることにつきましては、もうすでにこの場所において論議されておるわけがありますが、高いほうを取ると差はどうかで負担させるというお考えをいままですべて聞かせてもらっておりますが、この具体策についてはいかがでしょうか。また、市単独で救済しておられます二十二名の方の取り扱いについては、どのように進んでおりますか。また、裁判の原告磯津自主交渉の皆さんにつきましても、非常に多くの差が出ておるのも事実でございます。これも再々申しておるわけですが、現在のお考えと対策について、簡単でけっこうでございますがお尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、市の体制であります。

今日まで、財団で扱っておりましたが、今回は市が直接医療の給付、補償給付、両方やるわけがあります。私は、以前からこの給付の体制については別の機構でやたらどうかと、むしろ福祉部あたりが担当して、環境部は本来の仕事であります公害の規制、調査、立ち入り調査等含めたそういう本来の公害防止行政に専念すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

それから第二点は、公害防止であります。窒素酸化物の測定点が少ないと思えます。四日市の場合は、工場から排出する窒素酸化物が大都市と違って六ないし七割を占めておるといわれておりますが、現在六地点の測定がありますが、北高と市庁しかありません。いわゆる大都市型の測定点では四日市の実情に合わないと思えます。この点についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

へドロ問題につきましては、私は六月議会におきまして三項目十一一点について具体的にお尋ねして後ほど回答いたしたい、また特別委員会、担当常任委員会等で詳しく説明してもらおうようにお願いしましたが、今日一向にそういうお話はございません。先ほども聞いておりました私はびっくりしたんですが、私の質問に対して加藤助役は、密閉

クラブ等の使用等々あげまして、万々間違いはないものであるというふうに確信をいたしておりますと、これは議事録一三七ページに書いてあります。それから一三八ページには、この計画についてすべて公表しているということがあります。しかし、われわれが知るところ聞きましても、企業のこの負担の額さえもわれわれに公表してくれない。私は六月の加藤助役の答弁と先ほどの答弁と聞いておりました、私はこのように非常に疑問なる問題については思い切って中止するという腹をきめるべきであるということを申し上げたいと思います。そして、特に私が強調しましたのは徳山におきまして、すべてが原因者負担でやられるということでありました。それから、安全性が十分確立していないままでは事業を行ってはならないと、これは最近のむつの例がそれでありました。何ら実験もせずに洋上実験をストリートにやった結果、ああいう問題が起きておるわけでありました。まさに、それと同じようなことが起こる危険性は多分に私はあると思います。直ちに中止して再検討するということを表明されるべきではないかというふうに思います。

最後に、第三項は笹川団地問題であります。

きょうもこの団地の排水問題が論議されております。県、市、公団で協議中ということでございますので、積極的な市の姿勢を早く発表していただきたいと思っております。

私は、昨年の九月議会に公用地の確保の問題、それから大規模団地にふさわしい早期完成をするための積極策をとられることを市長に強く要望しましたところ、市長は、土地は確保するためにすでに交渉を始めておるということでございます。

一点だけお答えを願いたいと思いますが、特に用地の確保と学校、幼稚園、保育園等、それから児童館等の諸施設の建設計画と内容十一についての現在の計画について、一点だけお答えをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齋君）登壇〕

○市長（岩野見齋君） 河川改修につきましては、従来河川軽視のふうがなかったかというご指摘でございますが、確かに河川についての問題は、被害が起ってから初めて着手するという風習が以前からあったものだ、私も否定することはできません。

ご発言のごとく、河川の改修は、生命、財産を守ることが主眼であって、破れた堤防を復旧するだけでは事足りるとするわけにはいかないと、私も考えております。幸い建設省の河川局におきましても、その方向に乗りかえようとする機運が非常に濃厚なところでございます。すなわち破堤した堤防の単に復旧にとどまらず、その川が破堤した結果、経済的に大きな損失を起したといったような場合、すでにその川の機能は、その堤防を修理しただけでは回復できるものではなくて、川全体についての機能を見直さなければいかぬといったような考え方も出ておりますし、こういったことはおそらく国の法改正にもなつてあらわれると思うんでございます。市の河川につきましても、こういった心づきを持ちまして、改良復旧に私はつとめていきたいと思っております。

開発の問題につきまして、開発規制は、すでに必要になってきたということは、これは全く否定できないことでございます。従来、開発につきましても、いろいろな制限はつけてきたんでございますけれども、さらにその見直しが必要であろうかと考えております。

たとえば、四十八年度以降に団地住宅の開発等につきましては、調整池をつくることとどのような規制を加えておるわけでございますが、それにもまして、今後はその団地の水をいかにして処理し、いかにどこへ流出し、その流出

する下流がその機能を持っているかどうかというようにつきましても十分見直さなければならぬと、このように考えております。

災害時における救援等防災対策につきまして、水防計画の見直しももちろん必要でございますし、かまえを大きくせよというご指摘でございますが、私は、医療の問題につきましては、そういった救援対策の中の一つの部門であるかと思えます。そして、今回の救援に対する、私は救援とかあとの処理といった問題に対する対処のしかたは、決して私は小さ過ぎたというわけではないと信じております。

日永の避難場所、あるいは避難経路、こういった問題につきましては、非常に的確な避難個所を見出すのにむずかしい場所でございますけれども、市営住宅の利用等によりまして避難場所を考えていきたいと、このように考えております。

水道の超過料金については、免除する方向で進めていきたいと思っております。

交通対策におきまして、知事は、交通問題の審議会においての意見を聞いてからと言っておるようでございますが、これは私まだ何にも連絡も受けておるわけでもございませぬが、その対策審議会は、八王子線の運行せられておったときにつくられたものであり、その運行しておることを前提としての審議会でございます。そして、市全体の交通体系を考えた審議会でございます。もちろん八王子線だけを目的としたものではないんでございまして、この審議会がそういった面に利用せられないように私は十分警戒していきたいと、このように考えております。

公害対策につきまして、被害者の救済と体制といった問題、これはご指摘のような考え方もできるかと思えますけれども、一体でも私はいいんではなからうかと思えます。いずれにいたしましても、新しいかなり大きな事務量が生じておるわけでございますから、これに十分対応できるような整備を行っていきたいと、このように考えております。

笹川団地の問題につきましては、昨年ご質問のございましたように、公用地の確保は私は十分できておるものと考えております。

水道料金は、免除する通知をきょうあたり出します。

〔私語する者あり〕

すでに取ったのは返します。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（関浦和己君）登壇〕

○環境部長（関浦和己君） 市長の答弁に補足させていただきます。

新しい救済法と四日市財団で給付をしております救済額に差があった場合にどうするかというご質問のようでございますが、新しい法律と四日市財団との患者の障害ないしは給付の尺度が根本的に違っておりますので、当然差額が出てまいるわけでございますが、財団の問題として将来検討する方向で行政指導に当たっているわけでございます。

その次に、公害患者の中で市単患者二十二人につきましては、二十二人の公害市単患者の中でさらに分析をいたしますと、十五人と七人に分かれるわけでございますが、これらの人に対しましては、新しい法律の立法精神に当てはめて直ちに新しい法律に移行が不可能なようでございますが、居住要件等が若干新法では短縮をされましたので、この中で何人かの方が新しい法律への移行が可能ないように現在事務を進めておりますが、これらは国との折衝及び四日市公害患者認定審査会の審査によって決定されるべき問題でございますので、明確になるのがもうしばらくかかると考えております。

窒素酸化物の測定局が二局しかないが、窒素酸化物の総量規制を行うにあたって、もっともやす必要があるじゃない

いかというご質問でございまして、お説のとおりでございしますが、逐次県と協議のうえふやす方向で努力していきたいというふうに考えます。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） ただいまの水道料金の減免の問題につきまして、ちょっと補足させていただきま

す。水道局といたしましては、当初末下浸水以上の被害を受けられました家庭と口径二十ミリ以下の事業所につきまして、基本料金、これは十立米の相当分でございますが、それを免除することにしておりましたが、その後検討いたしました。末上以上の被害を受けられました前述の家庭、並びに事業所の対象に超過料金、メーター使用料、支栓料これらを含めて免除することにいたしました。なお、すでに収納いたしております分につきましては、後日精算のうえ返さしていただくと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 笹川団地内の幼稚園の問題でございますが、用地につきましては、確保するように公園のほうと折衝が詰まっておりますのでございます。

建設につきましては、いま小学校ができ、さらに来年四月西小学校が開設されますので、早い機会にしなければならぬと、そういうふうに思っておりますのでございます。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 笹川団地内の保育園及び児童館の用地につきましては、保育園につきましては二千五百平米、それから児童館について千七百平米無償貸与ということで、住宅公団との協議が終わっておりますが、なお、建設等につきましては、保育園につきましては、今後の住宅団地への住居の状況等を勘案しながら考えてまいりたいと思っております、児童館につきましては、全市的な問題等ございますので、十分建設について検討したいと思っております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 橋梁の復旧について、お答え申し上げます。

天白川では仮橋はすでに十一橋かけました。鹿化川につきましては一橋、きのう東日野橋に仮橋がかかっておりますが、これはすでに査定が終わっておりますので、近く本工事にかかりたいと、その中に通学用の歩道というのをメートル幅の歩道を橋の中に取るようにいたしております。橋の問題については、以上でございます。

ヘドロの問題についてお話がございましたが、この問題は、特に伏せてなければならぬということではございません。すでに八月十日付の広報にもはっきり書いてございます。企業の負担が八三％、四十八企業でこれを負担すると、残りを港管理組合の費用で行うということでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 いろいろとお答えをいただいたわけですが、第二項につきまして、もう一つお尋ねしたいのが

ありますが、それは市が管理してみえる川ですが、午前中も岩田議員から落合川の問題に関係して、相当具体的なお話がありました。全体にたとえば猿法師川とか、長太川とか、落合川、臨時計画でやるということとか、さらに改良復旧でやるということでもありますけれども、大きい川は確かに県、国の管理であります。こういう川について、やはり住民が毎日毎日目の前で使っている川です。非常に生活にかかわりのある川であります。ですから、先ほど申しましたように、少なくとも昭和四十九年度中には改修を終わるとか、もう少し集中的に投資をしてやる必要があるんじゃないかと。同じように三年か四年かかってやるんじゃないかと、思い切って市がやることでありますので、一番身近に感じるところでありますので、やるそういうお考えがないかということ、いま一度お尋ねしたいと思います。

それから天白、鹿化とかその他の河川の改修問題の中で、先ほど積極的ないろんなご答弁があったわけですが、その計画の公開と住民参加ということを私は強調したわけです。たとえば、天白のショートカット問題があります。被災者の皆さんの市の、県への要望事項の中に、あのショートカットでは短か過ぎると、一そのこと岡下橋からいまの近鉄の内部線のとこまでまっすぐにしたらどうかと、それはまだ南側には幼稚園があるし、一説には、きょうも午前に積極的な提案がございましたように、そこへ笹川の排水をまっすぐ落とすたらどうかというようなご意見もあることを聞いております。

それから、市が持っておりますこの体育館、緑地なんかを、河敷をふやすために、積極的に川幅をふやし、新しい堤防を築くために思い切った提供が必要があるんじゃないかと、もし体育館がじゃまならばよそへ移すとか、そうせぬ限り、また体育館は水がついて団体を迎えて何も使えないということになるおそれもあるんじゃないかということ、市が持っております土地を積極的に河川改修に向けるというような、もう少し私は、一般的な話よりも、もう少しこれで二カ月もたっておるんですから、先ほど小井議員も強調しましたように、市民の皆さんが納得できるように、積極的にこういうような改修をやっていくんだということを打ち出す必要があるんじゃないかということで、私は期限つきで申せというようなことを言うわけじゃありませんけれども、いつごろにはそういう抜本的な河川改修の案を立てられて、市議会の中にも特別委員会がございますし、住民の皆さんの中でも被災者の組織をつくって真剣に日夜この問題について考えておられる方もたくさんおられるわけですが、一年かかって、いつそれを出すんかということがいつも話題にのぼるわけです。また、今被災者の皆さんにそういう話を持っていかなければ、地元でも受け付けられないという段階に来ておるんじゃないかと思うんです。ですから、もう少しいつごろにはそういうめどをつけて市議会及び住民の皆さんには、こういうふうでいくんだということを示すんかということについて、そのお考えをお聞きたいと思えます。

それから、具体的にはちょっと触れられませんが、交通対策の問題で、私は知事がそういう四日市地域陸上交通問題調査会等の調査の結果を見たうえで、考えるというようなことが新聞紙上に出ておりましたので、いま市長も言われましたように、お互いに心配しておるわけですが、ですからして、八王子線問題につきましては、ここまで盛り上がっておりますので、特別に別の対策、体制が必要じゃないかということを申し上げておるわけです。それから、公害問題の体制の問題であります。今回の九月の補正に若干の人員員が出されておるといふふうに思うわけですが、そういう臨時の費用等でのような医療給付、それから補償の給付等がスムーズにできるんかどうかということでもあります。ですから、これはどうしても大事業でございますので、もう少し一つの課を設けるとか何かして、この問題をきちんと対処していくためにもう少し体制が必要じゃないかと、単に部分的な改定程度では負えないような仕事であると、私は思いますし、もう一つは、本来の仕事が公害対策にあるわけでありまして、それだ

けに終始して、あと肝心な新しい発生を押えるという本来の仕事をおくらせてならないという意味で言っておるわけでありますので、私はその点について再度市長の、また担当のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

その点、あと時間の許す限りご答弁いただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 改修計画でございますが、現在第二次の査定が進行中でございますし、この査定が終わるの十二月になると思います。少なくとも、この査定は、私は終わってからでないとならざることを申し上げる時期が来ないんじゃないかと、このように考えております。

なお、公害による健康障害の補償、この問題は、給付ももちろんでございますけれども、その格づけにつきましても、むしろ非常に時間がかかるんじゃないかということをお心配しております。分類するのにかなりな日数がかかるんじゃないかと、医師の診断による分類、これが非常に私は時間がかかるんじゃないかと思っております。

給付につきましては、もし必要となれば、増員してでも解決していきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 十二月の査定を待つてということですが、私は、それがいままでの災害復旧のルールに従った対処のやり方ではないかと、それでは今回のこの苦い経験をしました七月二十五日の災害から教訓を学んで、どうひとつ改良復旧をやっていくための知恵を出し合って、こうすればよろしいと、確かにそれは私はお金の裏づけは決して要らぬとは言っておるわけではありません。こうすれば安全だということは、私は一つあると思えます。それはい

ろんな技術者の皆さん、また古老の話も聞きながら早く見出すというのが私は行政の仕事ではないかと。ある技術者が申しました。「天白の改良に対して、昭和三十九年に立案しました。そして、四十三年にそれを一部改正したわけでありますけれども、百二ミリの土砂まじりの雨を想定し、一秒二百トンの流量を考えていま天白の改修をやっておる」ということであります。「この前七月二十五日の水量がどれくらいありましたか」と私は聞きましたら、「約百五十トンくらいだ」と言うんです。ですからして、昭和三十九年時点で立案した改良工事を早く進めておれば、こういうことはなかったんだということでもあります。非常に良心的な市の職員の技術者の皆さん、また県の職員の皆さんは、いろいろとその辺のところを考えて計画してみえるわけでありますので、私は金につきましては、確かに市長が言われるようにそういうことであります。それは既存の災害復旧ルールに基づいたお考えでありまして、市民の皆さん方が強く要望しておるのは、一体どうなるんかということでもあります。これは、一刻も早くそういう知恵を出し合い、力を出し合って一番安全な対策、市の公用地を供出するなら供出するということを早く打ち出すべきではないかというふうに思います。そういう意味で、市長の再度お考えをお聞きして終わりたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまお答えしたとおりでございます。

○議長（山中忠一君） 本日はこの程度にとどめ、あの方の方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和四十九年九月二十七日

四日市市議定会定例会會議錄（第三号）

四日市市議 会

○議事日程 第三号
昭和四十九年九月二十七日(金) 午前十時開議
第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
日程第一 一般質問

○出席議員(三十七名)

川	小	大	岩	伊	伊	小	荒	天	青
村	川	島	田	藤	藤	井	木	春	山
	四	武	久	信	太	道	武	文	峯
潔	郎	雄	雄	一	郎	夫	治	雄	男
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事説明のため出席した者

市
長
岩
野
見
齊
君

山 増 早 長 高
本 山 川 川 橋
英 正 鐸 力
勝 一 夫 元 三
君 君 君 君 君
吉 山 山 安 六 松 藤 福 日
垣 中 口 垣 平 島 井 田 比
照 忠 信 豊 良 泰 香 義
男 一 生 勇 司 一 郎 史 平
君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（五名）

服 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 志 後 後 小 小 粉 訓 喜
部 本 本 崎 川 島 井 井 中 井 積 藤 藤 林 林 川 霸 多
昌 増 建 貞 平 隆 妙 政 三 政 藤 寛 喜 博 也
弘 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 一 夫 一 郎 治 夫 次 茂 男 等
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○出席事務局職員

主事補	主事	議事係長	議事課長	事務局長	代表監查委員	国体局次長	消防長	消防長	水道事業管理者	病院事務長	教育委員長	教育委員長	副収入役	建設部長	下水道部長	土木部長	環境部長	福祉部長	産業部長	稅務部長	總務部長	市長公室長	収入役	助役
川北悟司君	西口徹君	板崎大之丞君	川村得二君	菊地英也君	森幸雄君	佐々木晃精君	藪田裕君	倉谷徳助君	天平清三君	村山了君	山市川一郎君	龍池清真君	伊藤涼一君	荒木三郎君	美濃部博美君	杉本義広君	園浦和己君	谷沢文男君	鷺野正和君	杉本治芳君	阿南輝彦君	三輪喜代司君	庄司良一君	加藤寛嗣君

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、二十九名であります。

本日の議事はお手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 まず第一点、集中豪雨について。

去る七月の集中豪雨は、ここ数十年かって経験したことのない大被害をもたらしたことは、皆さんご承知のとおり、市内の水害により、惨状は目をおおうものがあります。特に、被害のはなはだしかった四郷、日永、河原田地区の住民方々に対しては、ただただお気の毒ながら、お見舞いのことばの言いあらわし方もございません。天災というべきか人災というべきか、大いに省みる必要があると思われまます。

雨量三百ミリ、短時間にてこの結果であり、これがあと数時間も降雨が続いたならば、市内は全面的なる大被害をこうむって、人命にまで及ぶであろうことは想像にかたくありません。この現実のうえに立って、今後、市は県と連携を保ちながら将来に備え、悔いなき施策を講じるべきだと思っております。

身近なところで、私の地元小山田地区一円も没水家屋こそ少なく済みました。が、何といっても南に内部川があり、北に鎌谷川、足見川が流れております。橋は全部流出し、河川の兩岸はほとんど決壊し、河川沿いのたんばは三十町歩が土砂で埋没、流出などの被害をこうむっております。実りの秋を目前に控え、米作一つにたよる地区の農家を思うとき、ただお気の毒ですと済まされたい気持ちで一ぱいです。

原因はいろいろあると思いますが、第一に、河川が昔のまま放置されているうえ、雨量が多く、山林が自然破壊の形で減り、上流における名阪道路など開発行為によるもの、流末処理などの対策の不完全が原因して考えると考えられます。

これらはこの実態を認め、把握して、河川の本格的改修を施す必要があることを物語るものと考えます。

このことは、ただに河川の上流対策ではありません。ただ上流の状態いかんは、下流に大きく影響あるものと考えからであります。上流の土砂が流れれば下流の川床は埋まり、上流の橋が流されたなら下流の橋の落ちるのを助けるような形で、これだけでも河川の根本対策には、上流の実態を考慮しながら、講じる必要があると思われまます。

なお、四郷地区小林町では、排水処理施設が不備、不完全なため、なんとあの高台にありながら、浸水家屋十戸以上を数える始末。中にも床上浸水さえあるという。だれが聞いてもほんとうと思いませんか。このため県道小林鹿間線は、人はもちろん自動車の通行さえできなくなって、橋が落ち、山田町から四日市へ出る唯一の道がふさがれたようなありさまであります。付近は市街化地域でもあり、住宅も急にふえつつある現状。かねてから地元自治会から、今次災害など想定して、排水計画、工事施工の依頼は再三あったことと思えますが、それを放置してあったがゆえに起きた災害であると思えます。

このようなものは天災でなく、人災と言えましよう。この河川について対策計画はいかがでしょうか。お尋ねします。

第二に、地区消防分団について。

消防分団の団員は、常時その地区の要望によって、火災発生時はもちろん、今次の水害のような災害などにも、最も身近にすぐ役立つ存在として万人の認める事実でございます。この団員の責任感によるご苦勞にはほんとうに頭の下がる思いであります。

それについて、市当局の分団に対する、分団並びに団員に対する考え方、及び火災発生出動時の団員に対するあらゆる場合の保障、報酬、手当などがどうかでしょうか。お伺いします。

地区で選ばれ、義務的責任感をときとして身を挺して難に当り、身を滅ぼしても公に尽くさねばならぬこれらの人に対する措置は、そのおのおの事故防衛のための存在等の判断、解釈のみあってはならないと考えております。これについては、幾ぶんでも安心してその任務につけるよう、行政的措置が望ましいと、特にお願いしたい。

その一つは、かねてから要望し続けております市西南部に消防分署設置の問題であろうと思えます。

これが実現すれば、その近隣の消防団の精神的負担は大いに軽減されること明らかであり、このことについてお考えをたいたします。

第三に、簡易水道対策についてお尋ねします。

このたび、市内簡易水道のほとんどが十月より料金値上げを実施することになっております。これは、周囲の情勢、やむを得ないことはわかっておりますが、簡易水道は独立採算運営であり、値上げ改定を認めながらも、市民平等の立場から、上水道の不均衡を叫ぶ声など生まれております。さきの議会で陳情採択された小林簡水など、早急に要望にこたえて幾ぶんでも市民の不満を除くように努力をお願いしながらも、当局の積極的なお考えをお聞かせ願います。

第四に、次に、雑草対策についてお尋ねします。

最近、特に目立って多くなった感じがする市街地あき地の雑草は、都市の美観を著しくそなっており、また道路沿いで見通しなど悪く、交通事故誘発の原因ともなりかねぬ状態の箇所すらあります。また、住宅に接したあき地は何年も放置された草の山さえてきて、付近に非常なる迷惑を及ぼしておる始末。これは、秋から春先にかけて火災の原因をつくるようなもので、加えて、最近県当局より広報のあったセイタカアワダチソウがこれらあき地にところさらわず繁茂して、花粉の毒性を知らされた市民は恐怖感さえいだいております。開花期も迫っているやさき、市当局において、土地所有者に対し土地所有の目的をただし、目的に供するようななどの行政面より指導を早急に措置されたい。

雑草は、住宅付近だけの迷惑だけではありません。隣接農地にも被害こそあれ、何の得もありません。この際、花粉公害防止と雑草被害防止のための大英断を要望しながら、市の方針をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 内部川、鎌谷川あるいは足見川、こういった諸川のはんらんによりまして、沿岸の地域が大きな被害を受けられたわけでございます。この点につきましては、単に復旧ではなく、災害関連事業として取り上げられることを県に強く要望するとともに、できるだけ早く工事を計画的に進めていくことを強く要請しておるような次第でございます。こういった点につきましては、今後とも力をゆるめることなく、進めていきたいと考えております。

地区消防分団の処遇につきましては、消防長より申し上げますが、消防分署につきましては、すでに陳情、請願等も採択せられておる問題でございますし、西南部地区の初期防火という点はゆるがせにできないことだと考えており

ます。こういった意味におきまして、直ちに分署というわけにはいかなくとも思うんですが、何らかの前進した考え方をもちたいと思っております。

簡易水道につきましては、水道局よりお答えいたします。

第四点の雑草対策につきましては、すでに雑草、特にセイタカアワダチソウの問題等は、つとに伊藤議員等からもご指摘があった問題でございますし、市といたしましても、広報を通じてこの刈り取り方をお願いしておりますし、また大きな土地の所有者につきましては所有者、管理者につきましてはこの刈り取り方を通告しており、また苦情等がありました場合には、直ちにその所有者にも通告しておるわけでございますが、決してまだ十分な措置とは考えられませんので、この点につきましては、一その除去についての対策を強化していきたいと考えております。

なお、詳しいことにつきましては、産業部長から申し上げます。

○議長（山中忠一君） 消防次長。

〔消防次長（藪田裕君）登壇〕

○消防次長（藪田裕君） 地区消防分団の団員等の報酬、手当について申し上げます。

消防団員は、日常それぞれの生業についているかたわら、ただいまご指摘ございましたように、郷土愛護の精神に基づきまして、火災のみならず、水害等の災害が発生いたしました場合、直ちに出勤いたしました献身的な活動を行っておるのでございます。これらの方々に対しまして、安心して職務が遂行できるよう配慮しなければならぬのは申すまでもないことでございます。

本市非常勤消防団員の処遇につきまして、報酬費用弁償としての出勤手当、公務災害補償、消防貸しつけ金、永年勤続者等に対する退職報奨金の支給、その他表彰等につきまして、本市条例規則等が定められておるのでございます。

報酬並びに出勤手当の金額につきましては、全国的に本件の資料とされております地方交付税の消防費積算基礎額を検討の資料といたしております。

災害補償費でございますが、団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかった場合、その団員またはその遺族等に対しまして、損害を補償することになっておるのでございます。補償にあたりましては、国の非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の基準に従いまして、市の条例の定めるところによりまして、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償または葬祭補償を行うことになっておるのでございます。

なお、この補償額をさめる補償基礎額の引き上げにつきまして、消防団員等公務災害補償条例の一部改正を今議会に議案提出さしていただきまして、ご審議いただくことになっておるのでございます。

そのほかに、四日市消防団員貸しつけ金条例の規程によりまして、殉職者の場合、その功労の程度によりまして最高額が一千万、身体障害になった場合、障害の程度によりまして、百万以上八百万円までが支給されることになっておるのでございます。また、消防団員等に適用されますものに、国の消防表彰規程というものがございまして、殉職者貸しつけ金、これが最高額一千万円でございます。それから障害者貸しつけ金、最高額七百五十万円。それと三重県におきまして、三重県消防貸しつけ金交付規則によりまして、殉職者貸しつけ金、最高額三百万円。障害者貸しつけ金、最高額二百六十万円が消防団員に補償されることとなっております。ただし、この貸しつけ金の場合は、報償金的な性格によるものでございます。

日本の消防は、奉仕の精神にささえられた百二十万の消防団員と約八万の消防職員との協力関係のうえに維持されておりました。都市消防力の現状から見まして、消防団の活動に期待するところはきわめて大きいものがあるのではないかと。それだけに、団員の献身的な消防精神の高揚をはかり、災害に対する地域防衛の中核となる消防団員の確

保対策、これを強力に推進するためにも、その処遇の改善なり資質の向上、装備の充実等につきまして、逐次整備されつつあります国の基準に準拠し、さらには他都市の状況等をもいろいろ勘案しながら、なお一その努力をする所存でございます、いわゆる魅力ある消防団にいたしたいと念願している次第でございます。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） まず、簡易水道料金の問題でございますが、市民簡易水道という立場から考えてみました場合には、上水道区域でも、簡易水道区域でも、同一料金が望ましいと思います。現在の料金としては、大体まあ同額と、このようになっておると思っています。

しかし、簡易水道の現在の運営の状況を申し上げますと、予算、決算につきましては、関係法規の規定によりまして上水道関係と簡易水道関係とに分けて計上しておりますが、その簡易水道は、各簡易水道ごとに合算して処理しておると、こういう状況でございます。

しかし、実情は各簡易水道ごとにそれぞれ組合を設けて、独立採算制で経理しておると、こういうことでございまして、各年度末に各簡易水道ごとに収支を精算して、もし収入不足があれば現金をもってきていただく、また収入オーバーであればその分だけお返しすると、こういった形をとって運営してきております。

今回、人件費、物件費、特に動力費の増高によりまして今回改正をお願いしたものでございまして、特にこの動力費の多くかかる簡易水道ほど値上げ幅が大きくなっておると、こういう状況でございます。

先ほど提案の統一的な料金を考えられないかということでございますが、現在、ただいま申し上げましたように、それぞれの収支、過不足を精算しておりますので、合算して経理することとは、できない相談でございます。た

とえば、小林町とか小山田のような常に収入不足の生ずる水道と、水沢のように自然流下で動力費が全然要らなくて黒字でやっておると、こういうことを合算して経理することとは、非常にむずかしいと思います。それで、統一料金にした場合には、この過不足の格差がさらに大きくなりまして、収入オーバーする分については余分の積み立てを行うというような形になりますし、それから収入不足の簡易水道については常に別個に負担していただく、こういうような形になります、格差がさらに大きくなって、これもなかなかむずかしい問題だと思えます。

そこで、簡易水道料金の合理的妥当な料金を定めて、それ以上のものについては他からの助成と、こういうようなことを考えてみたくてございますが、そしたらどういった線を合理的妥当な線と考えるのか、これもなかなかむずかしい問題でございます、私としては、自治省の言っております高料金対策の水準、これ以下のものについては、それぞれの簡易水道ごとに独立採算でやっていかなければならないんだと、このように考えまして、今回の改正については、四十九年度から五十一年度までの経費負担を考えまして提案させていただいたと、こういうような状況でございます。

それから、簡易水道に対する考え方でございますが、市内の北部地域の簡易水道につきましては、現在やっております第三期の拡張事業計画の中に入れておりました、逐年上水道に統合してまいります、本年は山之一色の簡易水道を統合する予定にいたしておりました、これで一応全部統合が終わることになります。しかし、南部の丘陵地の各簡易水道につきましては、従来から三重用水の受水を待ってというような考え方をいたしております。

小林町の簡易水道の統合の問題につきましては、去る六月の議会に陳情がございまして、採択されておりますが、小林町の現況を申し上げますと、この水道は昭和三十二年に工事が行われまして、三十三年の四月から給水を開始いたしております、その後二度にわたって増補改良事業を行っております。現在は、実給水戸数は二百四十

六戸、給水人口は九百三十一人で、一日の最大給水量は三百三十二トン、一日平均の給水量としましては二百五十トンでございます。水源の能力としましては、井戸が一日三百五十トンの能力がございまして、これに応ずる送水ポンプの能力を持っておるわけでございまして、現在といたしましてはまだ余裕がございまして、明日の給水には差しつかえないと、このように考えております。

しかし、小林町の地区は、ご案内のように、今後非常な人口増が予想されるところでございまして、今後この地域の給水をどうするかということは非常に大切なこととございます。しかし、いま申し上げました地域は、現在やっております第三期拡張計画の区域に入っておらないんでございます。従来からは、この地区は三重水の受水を待つて考えるということにしておりますが、この三重水は、四十六年度から集水、導水施設、貯水施設、こういったことから着工されておりました、四十八年度までに約七十七ほどの工事が完了しております、四十九年も引き続き工事が進められておるのでございますが、現在当初計画につきまして一部設計変更が行われたことか、その後の物価の上昇、こういったことによりまして、計画の変更認可について協議中でございます。そしてまた、これらの供用施設ができません、それ以外の上水道としての専用施設の問題もございまして、通水までにはなお相当の時日が必要と、このように考えられます。こういうことから、この小林町の統合問題を第三期拡張計画に入れて解決することと考えてみたときに、こういった問題があるかと申しますと、まず給水区域の変更の申請をしなければなりません。この場合には、高花平の住宅団地、その周辺の区域も含めたものとして考えなければならぬということ、それから第三期拡張計画の水量には、区域外でございまして含まれておりません。この水量、水収支の計算をどのようにするかということでございますが、計画区域内の水量を減少させてこの地区へ持っていか、またこの地区として増加水量に応じた新しい水源を開発してこれに充てるか、いろいろ検討を要する問題が山積しております、いますぐ

着工するということも非常にむずかしいと思います。

また、簡易水道として存続させながら、不足水量を上水道から補給するという当分の措置も考えられるのでございますが、この場合にはあくまでも暫定措置でございます、管の連絡工事とか開発ポンプ、こういったかなりの工費が必要でございますが、こういった工費は、適債事業でございませんで起債を受けることはできませんので、どうしても自己財源でまかなわなければならぬと、こういうことでございます。そこで、水道局としましては、いま直ちにこれだけの財源を拠出するということはたいへんなことでございますし、また地元負担を求めるといたしましても、これまた問題があろうと思えます。

小林町の簡易水道を上水道に統合するには、いろいろとむずかしい問題、研究しなければならぬ問題等がございますので、今後、さらに小林町、高花平団地、その周辺を含めて、こういった方向でこの給水を考えていくか、慎重に検討を強めていきたい、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鷺野正和君）登壇〕

○産業部長（鷺野正和君） 第四点につきまして、補足いたします。

セイタカアワダチソウの件でございますが、先ほど市長が申しましたように、市民の通報なりあるいはパトロールによりまして発見いたしました群生地につきましては、直ちに所有者を、土地の所有者を調べまして、その所有者に通報し刈り取ってもらうように連絡をいたしております。

それから、なお公共、いわゆる道路管理者なりあるいは団地の管理者等には、特に再三この問題につきましては連絡をいたしまして、刈り取っていただくように連絡を密にいたしております。これによって今後もそういうことで連

独立採算でありながら、これは関係ないのやと、市にはというようなことでは、ただ管理してりゃいいのやということではないと思いますが、そこへもう一つ、まあよう前から言うております八王子の上水道等、上に八王子地区の、高花団地以外に付近に住宅がありますが、それと接続する問題も出ましたけど、高いがためにできぬと、土地の関係上できぬと、高花が高台であるがためにということもありましたが、ちょっと今度見ますのに、上水道が高花付近で接続しておると、一般の家庭へ。そのくせ小林町の簡易水道の長年わいわい言うてるのをそのままということは、一体ちょっと合点のいかぬ問題もあると思いますが、まあ一べんその点もお聞かせ願って、ひとつお願いしたいと思います。それだけです。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 小林町でなくて、八王子の高花平寄りのところへ新たに給水をいたしておりますが、これには、水道局の内規できめております工事負担金、受益者負担をちようだいたしまして、施行したものでございます。

○議長（山中忠一君） 青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 高花、もうあれで、今度つなされたところは高花団地のそばですわね。

〔私語る者あり〕

受益者負担をもらっておると、そうすると、将来小林町一帯は受益者負担を取らな上水道に合併できぬということですね。

とにかくこれは相当な問題と思いますが、そこへその前に、八王子から高花へは水は上がらぬと、高いで上がらぬということを再三言われておって、今度はその高花へつないであります。私知りませんだら、水道がずうっと上がってきたるし、妙なことやなこれと思っておったんですが、そういうことがあって、そこで相当ないろいろな問題が起こっております。

〔私語る者あり〕

八王子ではありますけど、その上がっておるとこは高花のそばです。それには相当に問題があると思いますが、とにかく小林町は早急にひとつ解決していただくということで、よろしく願います。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 小林町と上水道の区域等、管の連絡をやります場合に、その連絡工事費がかかるわけと、それと、高地区でございますので、開発ポンプの設置と、こういった工事費がかかるわけです。それを先ほど申しました第三期拡張事業の中へ組み込んでやるというような形に持っていけば、起債対象に持っていけますし、財源的には楽になるわけでございます。

しかし、それにはいろいろまた問題もございすし、だからとりあえずの措置として、直結する管を連絡して開発ポンプをつけると、そういったことを、補給するというようなことを考えた場合には、財源的に非常に苦しい。それで、それは水道局としてもそれだけの金を負担するということもいまいへんなことだし、また地元にも負担を求めるとも問題があるうと。だから財源的に非常に苦しいんだと。だからいづれの方法をとっていくか非常にむずかしい問題だから、今後検討を強めていきたいと、こういうふうに申し上げておるのでございます。

○議長（山中忠一君） 高井三夫君。

〔高井三夫君登壇〕

○高井三夫君 去る七月二十五日の記録的な集中豪雨によりまして、直轄河川であるところの内部川をはじめ太白、鹿化、海蔵の県管理の主要河川から中小河川まで、各所で決壊をいたしまして、本市において床上浸水が六千有余戸、床下が一万一千戸という伊勢湾台風に次ぐ大被害を受けたのでありますが、ちょうど思い起こせば十五年前のきのう、伊勢湾台風の忌まわしい記憶がよみがえってくるのでありまして、災害は忘れかけたときにやってくるものであり、内部川の例を見ましても、大正九年、今回破堤した場所の東で、そしてまた昭和十三年八月には内部、鈴鹿川の合流点で決壊をいたしておるのであります。こうした過去の事例にかんがみまして、今回の災害に対して、市政をあくまで守られたいといたしましても、行政をつかさどる市当局も一体となり、将来に備えて恒久的な、二度とこうした惨事を繰り返さないように対策を立てて、地域住民の安心して住める都市環境をつくることに努力せねばならないと思うのでありまして、かような意味におきまして、市議会において災害対策特別委員会を構成いたしましたして、理事者と一体となって、地元出身の国会の諸先生をはじめ関係各省へ、あるいはまた県に、管理河川につきましては、四日市出身の県会議員等県当局へ、県知事をはじめ関係部長に、原形復旧でなく、改良復旧ということを陳情したのであります。その後の経過についてお尋ねいたしたいと思います。

きのうから皆さんのご質問で重複する点は避けたいと思いますが、まず土木災害についてお尋ねいたしたいと思います。

今回、関連を含めると、三十億をこすという大被害を受けたわけでありますが、県河川のうち、太白、鹿化につきましては、過日、去る九月の二十日でしたか、田川県知事は、日永地区の住民の代表の陳情に対しまして、「建設省の予算がつけば、六十億をかけて三カ年に短縮して改修をこれにしたい」と、「これが完成をすれば、七月二十五日の時間雨量七十一ミリには十分たえる」と答えたと新聞報道は伝えておりますが、はたしてこれではできるものかだいじょうぶなのか、お尋ねしなかったのでありますが、土木部長が第二次査定のために欠席をいたしておりましたので取りやめます。

次いで、内部川の改修についてであります。八月二十二日の災害対策特別委員会の第二班で建設省へ陳情いたしました際、増岡河川局長は、「地元自治会には一切迷惑をかけないで、三カ年で改修をやりたいと思うので、買収には地元も協力してほしい」とのことばでした。続いて、陳情いたしました防災課長には、「われわれ地元といたしましては、昭和三十四年に鈴鹿川の左岸が改修され、同じく三十七年には内部川の左岸が改修が終わっております。右岸のみ放置されたのでありますが、ようやく昭和四十六年、改修の本測量が終わっていながら、予算がないとの理由で買収交渉にも入らず、現在まで放置された結果、今日のような災害が起こったのだと、われわれは地元から非常に突きあげられているのだ」と申しますと、ただ「申しわけありません。三カ年には必ずやります」ということばでございます。その後、地元といたしましては、三重工事事務所の所長にその結果を聞きに行きますと、伊藤所長は、「内部を含めて、堤防の敷地土地代三億六千五百万円の利ぎやの問題で、目下県と交渉中で、そのめどがつけば年内にも買収したい計画です」との話でした。その節には地元買収に協力してほしい。もし県とのその話し合いがつかなかった場合に、市当局へ再びこの協力を申し込まれた場合、市当局はいかがに考えておられるか、お伺いいたします。

次いで、農林関係の災害についてお尋ねいたします。

今回の集中豪雨によって河川決壊のため、水田の埋没、冠水の水稻をはじめ、農産物、農地、農業用施設等に与え

た被害もまた甚大で、耕地関係においても、国災に三百四十二件、市単災にも二百六十四件とかで、総計十三億にのぼる国の災害金額だと聞いておりますが、それにつきまして、国の査定も八月から最終は十一月までかかる予定と聞いておりますが、その結果、査定後に価額決定となりますと、災害を受けた農業施設の井せきをはじめ、決壊によって埋没あるいは多量の土砂が流入いたしました水田の復元には、相当日時を要するわけでございますが、これにはもちろん経済効果の高いところから施行されるというとは思いますが、単年度にはでき得ないにしても、農業団体は確定できたとは申しながら、いまだ激甚地指定も来ておらぬということでありますが、これらの見通しと、三カ年に原形復旧をどんな比率でもらえるのか、お尋ねいたします。

なおまた、今回もそうであります。従来から豪雨の際の破堤の要因となるのは農業施設の井せきでありまして、これが最もネックとなっているので、近くは東京都の多摩川の決壊の際、せきどめを爆破した事例もあり、この際井せきの復元には、現在のアメリカの技術提携をしている住友電工の開発によるファブリーダム方式を取り入れ、川の水位が上昇した場合には、せきどめが倒れて水行を妨げないようにする井せきを採用する行政指導もあると思うが、いかがですか。この点、すでに奈良県では、また京都府や三重県でも上野市でつくってあるように聞いておりますが、本市の考え方をお尋ねいたします。

最後の市民アンケートによる市民の意識と要望についてであります。去る七月、当市が市民要求にこたえる行政を行うために、第二回の市民アンケートを約一〇%に当たる六千戸を対象に郵送されたのであります。回収率は三五・二%と聞いておりますが、その結果を見ますと、市当局はもとより、われわれ議員もえりを正さなければならぬ点があるのではなからうかと思っております。

もちろん今回の調査は水害前のものであったにもかかわらず、不満の第一点は下水路、排水路の不備、第二は公害防止。また反面、最近改善された面では、ごみ、し尿の収集、道路の整備であったのであります。まず第一点の、不滞の下水路、排水路の不備の声に対して、市はこれをどう受けとめておられるか、お伺いしたいと思っております。

私は、これは、昨日後藤寛治議員の指摘された伊勢湾台風後の整備された高潮対策にできた防波堤も、北部海岸地帯の地盤沈下のために、あるいは亀裂を生じたりして浸水の不安が生じていること、あるいはまた上流のほうに団地造成あるいは乱開発によって鉄砲水が出るために、常時浸水地帯の解消されないこと、しかし、これにつきましては、昨日助役から、常時浸水の地域に対し委員会を構成するということがありました。そのことについても、具体的な考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

なおまた、昨年度は議会内において治水対策特別委員会を設けて、排水のネックになっておるところを指摘したこともあったのであります。またまた相手は国鉄であったり近鉄であったりして、また買収の必要が生じておったりして、十分な成果を見ることもできなかつたのは、まことに残念であります。また都市下水のほうにおきまして、雨池都市下水路整備計画をはじめ、他の計画においても、全国的に国庫補助金を要望する都市がふえてきた関係か、年次計画が遅々として進まない関係かとも思われるのであります。いかがですか。

この排水の問題について関連をいたしますので、一、二お尋ねしたいのであります。港管理組合が行う北部を開発して霞の埋め立て問題も、富田山城線の県道も、この問題で計画がおくれているかのように聞いておりますが、その後の経過もあわせてお尋ねいたします。

最後に、四日市に隣接するところの鈴鹿市の北高岡町で、十五ヘクタールにわたる組合方式による団地造成は、地元地主の同意を得て八月測量が完了されたかのように聞いておりますが、この排水問題で鈴鹿市と話し合いがなき

れておるのか、その計画によっては、上のほうは内部の春雨川に、下のほうは河原田地区が受けなければならないという公算が強いのですが、この点、あわせてお尋ねいたします。

以上で、第一回の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 内部川の特別改良をするためには、大体その区間は二千九百メートルにわたっておりまして、これを改良するためには、用地が七万三千平方メートル必要であると聞いております。この用地をどうするかという問題でございしますが、一平米かりに五千円といたしました場合、三億六千五百万要る計算になります。これにつきまして、ある時期におきましては市のほうで立てかえてもらいたいというような話もありましたし、それからその後河川局長は、国の委員会におきましては地元には負担はかけないといっておるということも聞いております。現在、県の土木部にこの立てかえを申し入れておるといふことも、先ほどのご発言のとおりでございします。

この件につきましては、私はもともとは国の責任においてやるべきものだと思えますし、かりに国のほうで融通がつかない場合には、国の管理河川でございしますから順序としては県に立てかえを頼むべきものと、最後に市というようなことだろうと、私は筋道からいっただと思うんでございます。大体国は八分五厘の金利を考えておるようでございますが、これを現在市が借り入れるといたしますと、大体九分五厘の利率になると思えます。この利息の差は、大体七百六十万円というようなことであろうかと思うんでございます。このことにつきましては、市としても決して地元のことを忘れておるわけじゃございませんが、いまだどうするという態度を表明してはいけない時期ではないかと私は考えますので、いましばらくこの点はご猶予願いたいと思えます。

農林災害につきましては担当者から、また市民アンケートによります市民意識の問題でございしますが、七月二十五日以前に、直前にこのアンケートを求めたわけでございまして、それですらかなお下水あるいは排水路の不備という点の指摘が非常に多かったですんでございます。おそらく災害後であったならば、これがあのアンケートの二倍にも三倍にもなったことと思うんでございます。

また、従来排水と申しますと海岸地帯を主とした考え方、常時浸水地帯を中心とした考え方であったらうと思っておりますが、今回は河川の決壊という地域全体にわたる被害を見ておるわけで、おそらくいまの時点におきましては、治水の必要性あるいは不備という面が、アンケートの群を抜いて第一位になるであろうことは想像にかたくないところでございますし、それだけに私といたしましても十分責任を感じておる次第でございします。

この排水計画につきましては、加藤助役からお答えいたします。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 市民意識の問題で、排水路等の未整備ということについてご指摘を受けたわけでございますが、この治水ということになりますと、先ほど市長がご答弁申し上げましたようにただ単に都市排水路だけの問題で

なく、やはり河川、あるいは開発等の問題がからんでまいりまして、当然耕地の問題もこの中に入って来るわけでございます。したがって問題の範囲が非常に広く、また奥も深いということでございますので、この治水対策についての主として海岸側の問題については、昨年特別委員会が議会のほうで構成していただきまして、そのご意見も賜わっております。そういったものも合わせまして、全体ひっくるめて考えていかなければならないと。

これらのことを考えますと、国の行政の問題あるいは県の担当している部門等も入ってまいりますので、特にこの治水の対策ということについて研究会といえますか協議会というか、そういったものをつくって、国、県、市、関係者の力を合わせてこの排水の問題を前進させてまいりたい。かように考えて、今次の予算に一応三百万という研究費をお願いしたわけでございますが、これは問題の進展によりましてはもう少し将来ふやしていかなければならないかというふうにも考えておるわけでございます。学識経験者も含めまして全体の問題を考えていきたい、かように考えておるわけでございます。

そこで、具体的に指摘のありました二点でございます。一点は北高岡町の区画整理方式によります開発の問題でございますが、これはすでに昭和四十六年災で河原田の谷川がはらんをいたしました際に、当市のほうから鈴鹿市のほうに申し入れをいたしまして、この改修についての打ち合わせをいたしております。そこで、今度の区画整理方式については、私の聞き及びますところでは五十年からスタートをすることとございまして、つい最近でございますが鈴鹿市の区画整理課長のほうから当市の土木課のほうに協議がまいております。当然これは排水の問題にからんでまいりますので、流末に至りますまで十分協議を重ねて、地元の方々にご迷惑のかからないようにいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

次に、富田山城線の問題でございますが、今年度は七千五百万円という予算がついておりますが、これは用地買収に充てる予定をいたしておるわけでございます。そこで、富田山城線を建設をいたしますと、当然その排水の問題が大きな問題として浮かび上がってまいりまして、ただいま県、市、管理組合、それから県のほうでは土木部と耕地事務所、これらを合わせまして、四者一体となってこの排水をどういうふうに措置をするかということについて寄り寄り協議を重ねておる段階でございます。ほぼ事務的な考え方はまとまりつつありますが、もうしばらくアラケーションの問題がございますので、こういうふうにしたいたいということをきまりましたらまた地元の皆さん方ともご協議申し上げたい、かように考えておるわけでございます。

方針といたしましては、当然富田山城線の中に水路をつくりまして、末端の前側の改修をやると同時にポンプ所の増強をはかってまいるといふ方針を立てておるわけでございます。そういうようなことでアラケーションの問題がまだ若干残っておりますが、この九月の初めごろに一べん協議会をもって四者で打ち合わせをいたしました。議会が終わり次第また四者で協議をすることになっております。そういった問題がほぼ案がまとまりましたら、地元の方々にもう一度ご協議を申し上げ、ご賛同を得て仕事を進めてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

以上で、排水問題についてのお答えにいたします。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鷺野正和君）登壇〕

○産業部長（鷺野正和君） 農林災害についてお答えいたします。

この激甚地指定の見通しでございますが、これは国の査定が十一月の末に終わる予定になっております。その査定額によりまして、農林省のほうへは五十年の一月末までにこの申請をいたします。それに基づきまして農林省が指定して来るわけでございます。それは、いわゆる災害額とそれから農家戸数等の非常にややこしい書類をつくらなきゃな

らないわけですが、それによって農林省が指定してくると、最終的には。おそらく激甚指定はされることは確実だろうというふうに思っておりますけれども、最終的には三月の末にならなければ激甚地指定ということにはなっていないわけですが。

それから井せきの問題でございますが、おっしゃる様に井せきがいわゆる河川の通水を妨げておるということは事実でございます。それで、先ほどおっしゃいましたフアブリーダム方式を採用するかどうかという問題でございますが、この問題につきましては、地元の受益者の方と十分協議をいたしまして、フアブリーダムがいいのかあるいはポンプ用水によるのがいいのか、その点は地元の受益者の方と十分協議をいたしまして、さらに河川管理者との協議を重ねまして決定してまいりたいと。

それから、復旧の比率でございますが、従来は三・五・二、いわゆる第一年度が三、第二年度が五、第三年度が二という割合で復旧をすることになっておりますけれども、農地の翌年度の植えつけ等の関係もございまして、できるだけこの三・五・二の比率を早めてやっていきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 高井三夫君。

〔高井三夫君登壇〕

○高井三夫君 内部川の改修計画につきましては、いましばらくそっとしておいたほうがいいんじゃないかということばでございます。私もそういう気持ちでおりますので、最後になったらまた市のほうでひとつ何とか考えていただきたいと、かように思うわけなんです。

治水対策には、災害については総括的に考えるべきだという前向きのお考えをお聞きしまして、何とか今後恒久的な対策を講じていただきたい。何かこの治水対策に関連してちょっと私の耳にいたしておることについて、この四日市の市有林、水沢にある市有林を年々市自身が伐採をしておるっていうようなことを聞いて、それがために内部川の下の方にも多少は影響するんじゃないかっていうようなこともちょっと聞いておりますので、この辺もひとつどういう方法で伐採をしておるのかお聞かせ願えたらけっこうかと思えます。

なお、富田山城線については七千万の予算はついておるが、いま四者でいろいろ協議中ということですので、地元被害のないようにひとつ慎重にご協議を願いたいと、かように思うわけなんです。

それから、農林災害について激甚地は三月の末ということでございますが、そうなりますと、原形復旧の耕地もろ来年度はつくれぬという結果になりますねかという心配もございまして、土砂の流入、埋没はとにかく、井せきのほうはひとつ早急にかんがい用水のこともあるので、研究をしていただきたい。なお、聞くところによると、朝明川の茂福の井せきは県の管理組合はフアブリーダム方式を採用するというようなことも聞いておりますが、少なくとも県、国の河川だけでも改良してほしいと思うのであります。もちろん部長おっしゃるように、地元との協議も大切ですし、経費負担も地元にかかるわけなんです、できたら理想的なそういう方法にしてほしいと思うわけなんです。

なおまた、鈴鹿の組合方式による開発のことですありますが、これは地元といたしましても鈴鹿市へまいりまして、昨年鈴鹿市の国安院建設部長といろいろ意見をかわしたわけなんです、今度の組合方式にするのは南面にして鈴鹿川へ落とすように考えるということでございますが、しかしながら全部南面にして鈴鹿川へ直接流すということも至難なことであろうと思えますので、結局多少は春雨川、そしてまた河原田のほうへ排水が流れるんじゃないかと思えます。この受け入れ体制の河原田のほうの水路も、七月七日の七夕災害のときにも切れまして、駅付近が冠水しておりますので、それは国鉄のネックになっておる個所がありますが、それを早急に改修してもらおうと。これ

はもう地元との協議が終わっておりますので、早急にこの対策も講じていただきたいと、かように思うわけなんです。以上で、私の質問終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 水沢の市有林の伐採の問題でございますが、これは決して市といたしましてそこから収益を得るといふ目的でもございませんし、本年はこの伐採を取りやめております。

ただ、維持管理費、あるいはまた植栽の経費を一部捻出というようなことでございますけれども、この問題につきましては緑を保存するという声の高いときでもございますし、治山治水に山林の伐採が大きなマイナスになるということもよくわかっておりますので、樹齡がきて伐採しなければならぬ樹木は別といたしまして、そうでない樹木につきましては今後とも伐採は取りやめていきたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 国鉄と谷川との改修の問題でございますが、これはすでに国鉄のほうからこちらのほうに協議が参っております、国鉄のほうもある程度の負担を覚悟しているようでございます。今後協議を進めて、地元の方々にご迷惑のかからないようにいたしたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 質問通告一覽記載の順序にしたがいまして、質問を展開していきます。

まず、福祉問題についてでございます。

昨年三月議会におきまして、私は福祉問題一般を取り上げ、大要次のようなことを申し上げました。いまや福祉とそのアイデアの競争時代であるが、長い将来にわたって維持され、強化されていかねばならない福祉であるためには、市の分担領域をはっきりと見定め、長期的な展望に立って計画的組織的に推進がはかられるべきこと。そして、福祉とは一部の気の毒な人の救済という視点からではなく、国民なり市民全体のためのものという感覚と、また一方福祉とはただではない。みんなの払う高い税金で買ひ提供されているサービスなのだという認識なり理解が必要であること。さらに福祉にはそれをささえるだけの国力なり市の力が背景になければならないこと。そういったこと、幾つかの実例を取りあげながら指摘し、あわせて若干の提言を試みたのでございます。

ところで、最近全く同様趣旨の市長見解がある雑誌に寄稿されております。その論評の中で市長は、狭義の福祉政策については保障制度の限界を見誤ることなく、その充実が大切である。そういったことを述べられると同時に、各市各様の郷土色を生かした広義の福祉政策を旨とせず必要を説かれ、しかし地方自治体の現状においてはその確立もなかなかほど遠い実情であると、そういった旨の問題意識を発表されております。まことに的確なご指摘であり、その点敬意を表すのでございますが、いま私がお伺いしたいことは、その問題意識のうえに立って、市長は福祉の推進について具体的にどんな方策を考えられているかということでございます。問題はわかってもなかなか解き方がわからないということは、政治とか行政に負わされた宿命でありまして、なかなか具体策を探り出すということはむずかしいことかと思いますが、そのことに関連いたしましたして、私なりにこんなことを考えております。

まだまだ不十分であるとはいいながらも、行政福祉が逐年その内容を高めておりますことは、ご同慶の至りでありますが、私はこの際社会福祉推進の両輪の一つとして民間福祉活動の位置をもう一度見直し、そしてそれが歴史の中

で果たしてきた先駆的、開拓的な立場をもう一度取り戻し、時代とともに生まれつつある新しい、そして多様なニーズをくみ上げる努力と体制、それが福祉推進のうえで最も必要なことだと思っております。

しかし、たとえば今日地域住民を主体といたしました民間福祉活動を中心として社会福祉協議会を取り上げることができるとは思いますが、それとても、その実態は多様化する住民の福祉ニーズに対し、活動内容におきましてもまた財源的にもその対応が困難になってきております。民間福祉活動のあり方が再検討されなければならないときに立ち至って、そのようにいわれているのが実情でございます。もちろん、社会福祉施策の推進は地方自治体の分担と領域において、なお一そう積極的でないければならないことは当然の前提であります。同時に地域社会、企業、家族、そういったそれぞれの立場から息の長い努力を積み重ねる、この両面の努力によってこそ真の福祉が生まれると考えるのでございます。

そこで、私は広く各界各層に呼びかけて協力を求め、福祉基金といったようなものを設定し、有識者の意見、知恵を動員して、四日市の福祉のために有効に運用したらどうか、そんな仕組みを思いついているのでございます。よく福祉の心とか、福祉のセンスとかいうことを耳にいたします。このことはばつまり行政福祉の担当、あるいは保母さんや看護婦さんやそういった福祉とかかわり合いの深い人々のみでなく、すべての人や団体が自分の専門分野の領域だけにとどまることなく、それぞれの、そしてすべての営みが社会福祉につながるのだという自覚のうえに立って、社会福祉の日常化、一般化をはかること、それが福祉推進の基本だという意味のようでございますが、いま私がお申し上げましたこと、単に民間福祉の財源強化というだけにとどまらず、福祉のセンスを四日市に敷きつめる一歩にもなるかと思うのでございますが、どうでございましょうか。このことを含めて、これからの福祉推進について市長のご見解に接したいと思えます。

次に、七月二十五日の豪雨に関連いたしましたしてややローカルなことまでに及びますが二、三お伺いしたいと思います。

当日の豪雨がまかり間違えば多くの人の人命につながる災害であったことは、いまさら私がいまでもないところでございます。

過日、寿楽園を慰問する機会を得ました。幸いにしまして、職員各位のまことに適切な判断と措置とにより人身被害はなかったのですが、しかしここにこんな歌が読まれているのを見たのでございます。「どろ水の渦巻く恐しきまたもわが部屋失いにけり」

中にはもっときびしい歌もございましたが、からだの自由もきかないようなご老人にこんな心配をさせると、まことに申しわけなく感じた次第でございます。

そこで、まず今後のことを含めまして安政池対策がどう進んでいるかお伺いしたいと思います。災害によるいろいろな被害を可及的に少なくする方策がいろいろあるかと思えます。現に多くの議員によりまして、まことに当を得たご指摘、ご提案のあったところでございますが、大切なことの一つに迅速な情報を的確に流すこと、そういったことをあげることができるかと思えますが、情報体制について市はどんな手を打ち、打とうとされているのかお伺いしたいと思います。

三点目でございます。去る八月三十日に開かれました塩浜懇談会におきまして、七月二十五日の豪雨に関連し地元自治会から幾つかの要望事項が提示されております。その中で最も強い要望は、地域の特殊事情もありまして放送設備の充実ということでございました。すでに同地域の幾つかの町内には、幾つかの工場によりましてこの設備が設置済みとなっておりますが、このことを含めまして、市は懇談会の席で出された要望をどのように取り上げご指摘され

るおつもりであるか、お伺いしたいと思います。

第一回目の質問、以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 最近における非常に激しい社会経済の変動によりまして、市民の生活環境はいろいろ困難にさらされておるわけでございます。その結果、市民の社会福祉に対する要請も非常に複雑になり多岐になってまいりました。したがって、従来の社会福祉の対象となっております老人あるいは児童あるいは心身障害者、こういった社会的弱者に対する救済だけでなく、地域ぐるみの貧困といわれるように地域全体を含めた、言いかえれば市民全体を対象とした福祉施策が考えられなければならないのではないかと考えております。

こういった問題を考えるにあたりましては、ご指摘のように地方自治体の分担と領域、地方自治体の持つておる使命と領域だけでは決して十分には福祉を全うすることはできないんでございます。非常に激しく流動し、変わっていく住民の社会福祉の必要に對しては、行政機関はもちろんでございますけれども、民間の福祉活動との連携や協力なくしては、決して福祉は整備せられたり、あるいは実効を上げていくということがだんだん困難になってきておると考えられるんでございます。こういった意味におきまして、民間の福祉活動に対する期待もいよいよ高まっておるわけでございます。

現在、民間の福祉活動というものは、福会福祉協議会を中心としてなされておるわけでございますが、この協議会が一そう充実され、拡張されなければならない時期であることはもちろんでございますが、そればかりではなく、今後の福祉につきましては国及び地方公共団体の一その積極的な活動と同時に、今日ややもすれば薄れがちな社会的連帯観念や、あるいは福祉思想を高めるといった立場からも、地域社会、企業、家族、こういったすべての人々がそれぞれの領域におきまして福祉向上、福祉充実への役割りを果たしていくことが必要であろうかと考えております。

具体的には何を考えておるかという質問でございますが、そうしてまた基金制度をご提案になっておるわけでございますが、基金制度につきましては、新しい民間福祉の活動の試みとして一、二の市におきましてもこれを発足している市があるというのを聞いておりますけれども、おそらくその内容といたしましては、民間の福祉法人を設立いたしましたして福祉施設の施設であるとか、あるいは拡張、あるいは整備、それから災害なんかの場合における復旧救済活動、あるいはまた施設の職員の福利厚生のための資金の貸与と、こういった事業であるとか市民の住みよい環境をつくっていくためにいろいろな事業を普及促進する事業、あるいはまたその他の事業といたしましては、すでに行われておることでございますが民間の保育事業、民間のあるいは障害者に対する福祉事業、あるいは老人福祉、こういった問題に対する資金の活用ということにおそらくなるのではないかと考えております。

寿楽園に関連いたしましたして、安政池の対策がただされておるわけでございますが、私も老人の日を前にいたしました寿楽園を訪問したんでございますが、すでにこの寿楽園は二回も水害にあって、ほんとうに老人の方々には危険な目にあっておられるわけでございます。ふたたびかかることがあってはならないと思うんでございます。この点につきまして、その原因となっておりますのは安政池の崩壊でございます。この安政池につきましては、日永のため池保存会という法人の所有になっております関係上、いろいろ困難な問題もあるんでございますけれども、対策といたしましては、これを市といたしましても埋めてしまおうか、あるいは根本的に改修するかということで、いろいろ議論が分かれたんでございますが、猿法師川の状態を見ますと安政池の果たしておる調整池としての機能をいま失わせてしまったならば、猿法師川の水量を調整する自信がないというような土木部の見解がございますので、再びこの崩壊す

ることのないような方法でこれを存置し改修するという方向で進みたいという結論に達しましたので、そういった方向で対策を講じていきたいと、このように考えております。

情報伝達の考え方といたしましては、いろいろ従来もサインレンであるとか、あるいはまた災害の場合には水防支部長に連絡していくとか、あるいはまた自治会長への連絡といったような方法もあったんですが、いずれもこれは十分でもなかったわけでございます。それではどうするかという問題でございますが、現在これから検討させていただくのは無線による伝達方法が適当なのではないかと、現在考えております。これによりますと、大体五百メートルぐらいを半径とした距離が有効でございますので、そうした親局から子局を幾つか設けましてそうして伝達すると。また子局自体も伝達ができるような機能を持たせると。こういった無線方式による伝達方法が可能かどうか、またどのくらいの経費がかかるんであるかと、こういったことを検討させておるわけでございます。一挙に全市全部というわけにはいかぬと思っておりますけれども、これが可能であり有効であるということが決定いたしましたならば、逐次こうした連絡方法を取りつけ拡張していったらどうかと、目下考えておるわけでございます。

塩浜懇談会の場合にも、こういった問題がいろいろ出ておるわけでございますが、塩浜懇談会につきましては、名前の示すとおり企業と市、地区民との三者の懇談会でございます。必ずしもはっきりとした方向とか決定とかいうものを出すべき場合と出さないほうがいい場合もあると思っておりますが、懇談会自体を有益に進め、また価値あるものにするためには、それぞれの場合に依りて、あるときは指導的な役割りを演じ、あるときは制止的な役割りを演じ、あるときはなだめるといったようなこともあると思っておりますが、いずれにいたしましても単に司会者であるとか傍観者であるとかいう立場ではなくて、その中に溶け込んで地域と企業とそれから市が一つの成果を得るための前進的な、建設的な会合になるような役割りを演じたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 福祉問題について再質問したいと思っておりますが、基金については市長自身がどのようにお考えになってるのか、それをお伺いしたいと思います。各市のやり方、そういったことについてはお話があったようですが、基金そのものについてどういってお考えかあまり触れられてなかったような気がいたします。その点をお聞きしたいと思います。

また、かりに基金というものを設定したような場合、各都市の話はございましたけれども、四日市として事業内容として大体どんな輪郭のものが想定されるか、そういったことについてもお伺いしたいと思います。

それから情報体制の問題、無線云々というお話がございましたが、どういう効果があり、あるいはどういう機能があるのか、私しろとでわかりませんが、とにかくそういったことについて早く手を打っていただくということをお願いしたいと思います。

それから塩浜懇談会の問題でございますが、確かに懇談会でございます。和気あふれる会合として運営されておりますが、しかし市長自身おわかりのように、たいへん適切で鋭い質問、あるいは要望が提示されておりますし、地区民のこの会議に期待しているところもたいへん大きいものがございます。それだけに今後とも、あるいは今後さらに内容を充実して、具体的な成果の実るものに位置つけていく努力、特にお願いしたいと思うんですが、司会役じゃないという認識をお持ちでございます。まことにけっこうでございます。積極的にこの懇談会に對し育て上げる姿勢を要望しておきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 福祉基金を設定いたしました場合、なるべく多くの方々の参加がもちろん望ましいんですが、いますけれども、その中心になるような基金は、やはり私は企業に求めざるを得ないんであるうと思えます。

それから内容でございますが、いろいろこれは考え方もありますけれども、まず私はいま手をつけていくならば、心身障害者を対象とした事業をまっ先に取り上げていただくのが適当じゃないかと考えております。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 私のお尋ねしたいと思えますことは、治水対策についてであります。私と志積議員、今回皆さま方の非常なご好意で、全国市議会議長会の主催する欧米行政視察団に参加させていただきました。そうして九カ国をずっと回らさせていただきました、行政をつぶさに見せていただきまして数々の感銘を持って帰らしてもらったんでございますが、その概要につきましては報告書によりましてご承知を賜りたいと思えますが、ただ一つ、フランスのパリに参りましたときに、ナポレオン皇帝がつくったというパリの都市排水路を見ることができました。まことに百年の大計というようなものでございましょうか、大きな通りの下には大型のトンネルのような排水溝ができておりました、それが築造される前は、パリはご承知のように丘陵地に囲まれた盆地の底にありますので、たえず水禍に見舞われたのであったそうでありますが、この大工事を完工されたことによりまして、それ以後ほとんど水禍もなく今日お非常な高い評価がされておりますのに感服いたしました。治水対策に対しての市の態度、県の態度はかくなければならぬのかと、いわゆる百年の大計といいますが、すでに百数十年近くになってなお高く評価され、しかも重宝がってそれを謳歌しておるというようなこと、ほんとうに見上げたものであると思えます感服いたしましたのでございます。

さて、七月二十五日の集中豪雨は、連続雨量三〇四・五ミリとか、ほんとうにたいへんな惨禍でございました。きのうもお話がございましたように、市全職員の一丸となつての活動で応急対策がスムーズに進められたことは、ほんとうに感激のはかございませぬ。

さて、ご承知のように応急処理は報告書により十分承知さしておりますが、きのう来市長もいわれておりますように、今後に行せられる改良復旧工事といいますが、改良工事こそが私どもの願いであり、何とかしてこれを取りっぱなしにしないでいただきたい。市長もこの点に全力を注ぐと、こういうようなお話でございました。まことに力強いことでございます。ただし、それにはばく大な経費が必要とすることは申すまでもないことでございます。どうしてもそれがために災害激甚地の指定を受けて、国の補助を多額にいただかなければならないのであると信じております。すでに議会におきましても、特別委員会が三班に分かれて陳情さしてもらい、私も八月の二十二日、三日皆さんのお供をいたしましたのでございますが、建設省へ行っても国土庁へ行きましたも非常に好意的で、もうほとんど子弟が泣いてきたかのように感じられたのでございます。特に建設省の河川局の治水課長の本間俊朗という氏のごときは、特に力強く、自分は職を賭してでもこの復旧改良に全力を尽くしたい。だから市のほうは県と十分の打ち合わせをやって、改良計画の申請書を出してこい。すでにもう第二回目の査定が始まっておりますのであります。そこでひとつお尋ねをいたしたいんでございます。

きのうの小井議員の質問に答えて、市長は改良復旧には全力を尽くす。しかし、たとえ災害激甚地の指定がなくてもやるんやと、こういうような非常に強いおこたを聞いたんですが、そこでどうも進み方が、指定の進み方が何かあまいなところがあるのか、私はこの指定を十分たてにたつて復旧を強く進めてもらいたいと念願しておりますの

で、その辺のところをお尋ねいたしたいと思えます。高井議員からもその要望がありましたがお答えがなかったように思いました。

なお、そのときに十二月の査定が済んでからどうこうというようなことをおっしゃいまして、私はあんなふうやというのと、これはずっと指定がおくれるんじゃないかと、こういう心配を持ったんでございますが、来年その復旧工事が着工できないというのと、これまた大きな一大事に私は逢着するのじゃないかと信じますので、その点についてご見解を承りたいと思っております。

次に、今回のあの豪雨、まれなる豪雨を反省いたしましたして、だれかれの思いも同じだと思えますが、どうも流量に対して川幅が狭い。断面が小さい。これはほんとうに改良復旧のポイントであろうと思えます。市長が改良復旧に全力を尽くすといわれるのは、おそらくこの点をさされるのであろうと私は信じておりますが、その実際はどうでしょう。そういう点でありますけれども、なかなかこの河川の幅を広げるといことは、いうことはやすいけれども実行はなかなか至難であります。私が考えておるのは、きのうもどなたからかお話がちょっと出ましたが、まずさしあたり天白川、鹿化川、この下のほうが幸いに中央緑地に接しております。天白川は左岸が、鹿化川は右岸が接しておりますので、多少この緑地帯を割愛してでもこの拡幅を国道一号線まで早く実施して、そうしてあそこにみごとな改良復旧のモデルをつくるということはどんなものでございましょう。お考えがありましたら承りたいと思うのでございます。

なお、今回の災害にはなほだしい私は特色ということないですが、どの川も水があふれた。これは、先ほどから申しております川幅が狭いということにも起因することでありましょうが、十四川にしろあるいは米洗川にしろ、鹿化川、天白川いずれも堤防の決壊前にはなほだしい溢水をいたしまして民家に押し寄せたことは、ご承知のとおりでございます。私ども南部の工業地帯にも同じことでございまして、南部工業地帯の幹線水路であります雨池川も、豪雨とともにどっとあふれました。どこに川があるのやら、どれが道路なんやらさっぱり見分けもつかない状態となりまして、たちまち一面海のような状態になってしまったのであります。一時的につくってもらっておる応急的な百ミリぐらいの小さいポンプは、もうものの役にも立ちません。雨池川に溢水するまでのものでありまして、溢水した以上何ら役に立たなかった。口をそろえて地区民のかこっておる点でございます。

雨池川は申すまでもなく、もともとちょっとした昔からの農業排水路であったのです。その小さい川が冠水地帯であった田面はことごとく埋め立てられ、西のほうの丘陵地は住宅地と化し、そうした約七、八十万平米に当たるような大きな流域の水を一手に引き受けるような形になっているのが、雨池川のいまの姿でございます。そのうえ、相当量の工場排水もともに流されておるのが実情でございます。あの土地に行くたびに、あの辺の人々は私たちに、もう何とかならないのかと、この溢水が始まってから、浸水が始まってからもうすでに二十年になるんじゃないか。それにほとんどきめ手になる手当が施されていないのはどうしたことかと、私どもに食ってかかられるのが常でございます。初めのうちはポンプをつけてもらう、あるいは河岸を上げる、いろんなこと申しておりますが、もうそういう時代は済んで、ただもういちずにいろいろ何とかせんらぬということを繰り返すのみでございます。自治会長さんの記録によりますと、本年、四十九年ですであの地区は六回浸水しております。四十八年三回、別にたいした台風もなかった年でしたが三回、四十七年が五回、四十六年が七回、四十五年に六回、そうして昭和三十年ごろから埋め立てとともに始まってきた合計が百二十何回といっておられたのでございます。

長年の浸水で家の土台もこのように腐った、どうしても見ていけというので、二、三見せてもちったようなことでございます。土台は腐り、家は傾き、建具は上と下の差が三センチないし四センチを見たのでございます。ほんとう

に何とも申しわけすることばがなかったのでございます。

そこで、次の二、三の点をお尋ね申します。

一番、小浜町並びにその付近、その付近と申しますのはだんだん小浜町からの浸水があの東の御蘭町にもあるいは本町一丁目にも二丁目にも広がってまいりました。小浜町付近にあの浸水を何とか食い止めるといふようなことはできないものか。できるとすれば一体いつごろになるのやろうというような点を一べん予想をお聞きしたい。

二つ目には、雨池川の川口に大井の川の西になります。二千八百ミリのポンプ二台を五十年程度までにはつけるということをたびたび聞かされてきた。あの地区の集会所でもご説明にもなっているようですが、確かに間違いなしにそのポンプがあそこへつくのか。なぜそういう質問が出てくるかといえますと、現在ではそのポンプに能力がない、何でも一秒に二十二トンしかくみ出せぬとかというお話ですが、その点をお聞かせ願いたい。

三つ目に、第二の雨池川がいろいろ計画されました、関係地区民は非常にこれを待ちあぐんでおるのであるが、どのような点に進められておるのかお聞かせ願いたい。

四つ目に、四十五年の十二月に県が中心になりまして公害対策事業の一環として、この雨池都市下水路を完備する、五カ年、五十年に完備するというその計画が、あの商工会議所の四階で発表せられ、私どもにもその書類をいただいたんでありますが、あれはいまもずっと生きているのか。こういう質問を受けたんであります。そりゃ生きておるさ、というたんでございますけども、そうしたら今度の議会の初めに何か要望書というのを一冊いただきました。今度のいただいた要望書には、あらためて四カ年、五十二年度ということがまた書いてあります。あんなだけ決定されたものがまだいまから要望書を出して振り出しに戻ったのかと、そういうようなことは地区の方にはもう申されませんが、その辺の経緯をお聞かせ願いたい。

五つ目、塩浜排水路中央クリークのほうですが、これも二年ばかり前でありましたか、兩岸に矢板を打って掘り下げるといふことを聞かされましたが、いまだにその工事が進められていないと思うがどのようになっておるのか。同じくあの北のほうの塩浜排水ポンプ二基つけるというような点もどのようになっておるのか、合わせてその六つの点についてご答弁を賜りたいのであります。

先ほど申しましたように、今回は私は一般質問にはお尋ねはしないときめておりましたが、数日前に特に呼ばれて非常に強くその点を詰問されておりますので、お尋ねを申したわけでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時九分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、収入役は一時退席いたしますので、ご了承願います。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、国の査定を進み方でございますが、今回、七・二五の災害は、三重県ばかりでなく相当な範囲にわたっておりますので、国も査定官あるいは大蔵省の立会官等が直接本省から来ることはもちろんでございますが、それ以外に、

たとえば長野県から応援に来たり、あるいは近畿から応援に来たりというようなことで、できるだけ早く査定を終りたいということで進めておりますが、現在の見通しではどうしても全部の査定を終わるのには十二月一ぱいかかるというような見通しでございます。

ただ、第一次査定、二次査定と、現在二次査定の進行中でございますが、査定が終わった段階から、直ちに査定で認められた事業の本復旧にかかるという手はずを整えておりますし、大部分のものにつきましては、仮復旧をすでに終わっておりますので、当面だいじょうぶであろうというふうに考えておるわけでございます。

査定でできるだけ多くこちらの災害を認めてもらうように努力をしておる最中ということでございます。

次に、川幅を広げることは用地の問題等がございます。天白、鹿化の両河川につきましては、ご承知のとおり、改良復旧ということですので、国にお願しております。県の方も、国の方も、改良復旧ということについては、その方向で努力をしてくれておるわけでございます。私たちの承知いたしております範囲では、両河川とも、少なくとも先日のような豪雨が降っても十分これに耐え得るような復旧をするということを、県の方もはっきり申しておるわけでございます。今後、まだ査定が終わっておりませんので、改良復旧につきまして、県を通じまして、あるいは直接査定官等にお目にかかって、強く陳情してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

治水対策等につきましては、それぞれ担当の部長のほうからお答えを申し上げたいと思います。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お尋ねの五件の問題を中心にいたしまして、答弁をさせていただきます。

まず第一に、小浜町近辺の対策問題でございますが、現在施工中でございますものの中に、特に小浜町あるいは御蘭町の、具体的に慶応堂病院というのがございますが、この付近の対策問題といたしまして、石原産業の中里の社宅がございますが、石原産業のご協力を得まして、その社宅の中、敷地の中に一本水路を拡張していく、そして小浜町なり御蘭町のほうへ道路の上流から路面を通じて流れてくる排水をカットしていきたいというようなことで、すでに現在は工事中でございます。九月一ぱいには完了するものと見ております。

なおまた、大池町付近の問題に対しましては、五百ミリのバーチカルポンプを設定するように工事が始まっております。まして、これは、来月の中旬に工事が完了するものと見ております。

さらには、七ツ屋大池線、通称柳通りと申しておりますけれども、これと雨池川のところに橋がかかっております。この橋のけたが非常に低いために、非常に阻害されておりますので、土木部とも協議いたしました。この工事もすでに都市計画課のほうで実施され、これは十二月中には完了して、橋のかさ上げ工事も行われるというふうになっております。

いろいろと具体的な問題、これらにつきましては、関係地元の方々といろいろ協議をわずらわせまして、ご意見等も尊重して、現在施工しておりますものがございますし、なお松泉町付近の雨池川の問題の護岸につきましては、すでに五十センチのさらにかさ上げを実施しております。

それからまた、国費対象いたしました実施しております雨池川の都市下水路につきましては、通称海軍道路、これは日永線でございますが、この線路から下流につきましては、ほぼ改良のめどがついております。すでに改良した部分は大半でございますので、雨池のポンプ所のところへ、すでに五百ミリのポンプを一台本年度増強いたして運転をいたしております。

また、これらの第二雨池の問題等につきましては、ちょうど分岐点となりますところに養豚畜舎がありました、な

お水路を拡張するための用地が約百二、三十坪ございましたが、これらの所有者の方々とも一応話し合いが終了いたしました。事務的に進めて、買収なり、あるいは移転という問題についても、解決を見ました。

さらには、下流ポンプ所等の拡大を要する土地の問題につきましても、いろいろと条件等きびしいものがありました。最近に至りましてその方との問題も解決いたしました。事務的に調印に入っておる段階でございます。

さらには、家が三軒立ちのきとことになってまいります。基本的にはこの方々とのご意見も終わりました。あとは、中で二軒の方がどこかへ新しい土地を求めてほしいというご希望がございますので、目下その問題について具体的に場所をさがしておる状態でございますが、基本的には、一応全部終了したと私は考えております。

ただ、第二雨池都市下水路を関西線の方向なり六呂見町の方向へ延ばす問題につきましては、地元六呂見町の方々と目下調整しております。意向といたしましては、いろいろと小さい条件のものもございしますが、基本的には前進の方向、ご協力の方向で進んでおるといふように解釈しておりますし、この問題につきましても、近くまたご協力をわずらわすことになっております。

なお、中央クリークにつきましても、本年度当初予算の中で、債務負担等を合わせましてポンプ増設、改良ということをお願いしておりましたが、今回、さらに物価の値上がり等から増額等をお願いしておるわけでございますが、これらをご承認いただきますと、さっそくポンプ所の工事着工に入りたいと考えております。

雨池等につきましてはの公害防止対策計画の問題でございますが、ご承知、ご指摘のように、この雨池都市下水路と塩浜都市下水路につきましては、昭和四十六年度に四日市市公害防止策定計画の中の事業として採択されたわけでございます。以後、遅々として進まなくて、地元の方々をはじめ、担当する私ども自体も非常にあせっておる状態でございます。

いろいろ手を尽くし、いろいろと陳情いたしておりますが、問題が、当初といたしましたは、策定の段階では十九億程度の予算として、その範囲内で実施ということが国の承認を受けたわけでございますが、その後事業の計画の増強とか、あるいは物価の値上がり等によりまして、現在では五十一億程度かかります。

これらの問題をつかまえて、相当額の費用もかかりますし、折衝を重ねておりますが、今回県の公害対策関係の方々との協議いたしました。これは国全体の問題でもありますが、公害防止対策計画の見直しというような作業を行われまして、ご指摘のように、五十二年までそれを延ばしながら、それを消化していきたいというような基本線がこれを打ち出しております。

これらはすべて建設省とそれから環境庁との協定の中で行われる事業でございますので、私たちは常にこの問題をつかまえて、決定された事業計画の中で完全実施ができるようにということで、強い陳情、あるいは要望を続けておる段階でございます。

この問題につきましても、来月の四日に本省におきましてさらに煮詰められるような空気も聞いております。事務的な連絡も参っておるようでございますが、いずれにいたしましても、事業の進捗が非常におそい、そのために皆さん方にたいへんいろいろとご迷惑をおかけしておりますので、われわれといたしましても、その実情を十分踏まえながら、今後もさらに、一年でも早く完了して、治水対策が完了していくような努力を続けたいと思っております。ご了解とご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいまご答弁をいただいたわけでございますが、災害激甚地の指定につきましては、助役のおし

やるところで、きわめて順調に進められておると、こういうことでございまして、なお、私がいへん心配しております。天白川、鹿化川の downstream につきましても、その中に含まれておるといような点、いわゆる改良復旧ができるであろうといような点に非常に期待を持っておるわけでありませう。

ただいま下水道部長からお伺いした小浜町その付近、あるいは中央クリークについての対策でございしますが、すでに昭和四十五年の十二月に、先ほど申しましたような、経費はともかくとして、とにかくあの工事を五カ年でやるということを決定され、地区民にそれを伝えられたものでありますので、あれによって地域は救われるであろうと、こういうような大きな期待を持って、日夜しんぼうすべきものはしんぼうをとるので、先ほど申し上げましたように、百二十何回という浸水にも耐えてきたのであります。

しかしながら、ただいま一番から六番までお尋ねしたものにございましてお答えは賜わったんであります。まあ大要進めていかれるようではあります。これではたして小浜町の浸水がぐっと減るか、小浜町その付近の浸水がこれまでよりもぐんぐん減っていくのか、この点がお聞きしたい点であります。

特に、私は、この二千八百ミリポンプを二台、大井の川のところに布設されるこの工事は、非常な期待を持っております。そういう点を絶えず地区民にも申しまして、地区をあげてこのポンプに期待を持っておるのでございませう。何とかこのポンプを一日も早く、また先ほどの新しい見直しで二カ年延びるということのないようにこれをしていただかなければ、水を向こうへかい出すことができない。これができなくては、どんなに五百ミリのパーチャカルポンプを備えつけてもらっても、それはほんとうのころ菜ばりにしすぎないと私は考えておるのであります。

その点について、あらためてまたご見解を承りたいと思ひます。

何とかして五十年までにならぬものかと、とにかくいままで三十年から二十年間、浸水を、今度はよろしい、今度は直るでしょう、こうしたらいいことをいうて進んできた今日でございませう。この辺でなんとかしていただかなければ、ほんとうに市政が、市の政治がはたしてあるのかないのかといような点も心配されます。市民が市政にうんでくる、うましめるといような結果になって、まことに遺憾このうえもないと思ひますので、この二千八百ミリのポンプが完成し稼働するのは大体いつごろか。土地用買については大体わかりました。ところが、そのうえにもうすでに発注がされてあるのかないのか、それが稼働するのはいつか、この点を特に私は注目をしておるのであります。そこで、ご答弁を賜わりたいと思ひます。

なお、あの雨池の川は、ご承知のように丘陵地からあの下まで約八百ヘクタールといひますが、あの水を受けるのは雨池川でございませう。雨池川から東の、いわゆる塩浜地区に降った雨を受けるのが中央クリーク、これ昔からあったのでございませう。名前がハイカラになるといふと何か新規につくった川のようなですが、昔からある川でございませう。そういう点につきまして、先ほどのお話で中央クリークについては大要期待が持てそうですが、とにかくポンプについての完成、稼働の相当確実な点について、いま一つご回答を賜わりたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えいたします。

第一点の小浜町関係の問題でございませうが、基本的には、雨池都市下水路といふものが、この地域全体の幹線として必要であるという前提に立ってわれわれは計画を進めさせていただいたわけでございませうし、地元の方も、これにつきましましては全面的にご理解をいただいております。

したがって、これが完成しない限り、前回のよう大雨等に対する問題としては、私は解決は非常にしがたい

と考えておりますが、さりとて放置する問題でもございませんので、これまでの現状の段階として、あるいはまたそれ以下の平常の雨に対して皆さんが迷惑のかからないようにそういう措置を考えて、従来から作業両面にわたってやらしていただいておりますつもりでございます。

なお、塩浜の都市下水路のほうでございますが、現状の予算のつき方からいきますと、ここで何年度にポンプが稼働できるというふうに、具体的に答えできないのが非常にさびしいと思っておりますが、債務負担行為なり、あるいはまた国のほうにおきましては、例年のテンポではなくて、施設工事というものを強く強力で要請をいたしまして、たとえ一年でも早くご要望に沿えるように、努力していきたいと思っております。

本年度の工事につきましては、債務負担行為とあわせて、土木工事ポンプ所の下部を一応目標に工事を進める予定でございます。

なお、ちょっと松島議員のほうから、第二雨池の問題についてもう少し詳しくというお話が出ておりましたので、少しだけ簡単に触れさせていただきますと思います。

第二雨池と申しますのは、通称海軍道路を西にのぼりまして、関西線のところで左に折れて、これらの上流の非常に重要幹線として期待して、おるわけでございます。

一応私どもといたしましては、用地買収の中では、六呂見町のほうと基本的にはご理解を得たというふうに考えた中で、それにつきましては、地元の方々が、すでに現在、地区の内部で非常に水で困っておみえになります。これらの問題も一つ一つ解決した中で、協調しながら前へ進めていきたいということでございます。

なお、さらには下流のほうに大井の川町とか、それから海山道という低い地盤がございます。これらの方々のご意見等を聞きますと、上流から流すことだけを考えずに、やはり下流にある程度対策を講じたうえで上流の問題も配慮

してほしいと、上流の問題について、われわれは決して拒みはいたしません。その前にできる限り下流の問題で受け入れられるようにしてほしいと、これもごもっともなご意見でございますので、これらも両面あわせて、下流のほうの対策等と並行して、第二雨池都市下水路の話し合いを続けておる状態でございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいまご回答を得たのでありますが、私が特にお尋ねしておるのは、大井の川に設置される二千八百ミリ二台というものの稼働がいつかと、こういうことですが、それがなければ、私は、雨池、小浜町を救うことはできないと、このように信じております。二十年も水につかかってきたこの人たちは、何の罪もないのであります。いろいろな市の計画、県の計画によってこういうことになったのでありますので、全力を尽くしてこれに取り組んでいただきたいと思います。

どうかひとつ、いまいつでき、いつ稼働ということが聞けなかったのが非常に私は残念であります。ひとつそのおつもりで、ぜひともお願い申し上げたいと思っております。

先ほど申しましたように、私は特に住民の大きな叫びを受けて特別時間をいただいたこの席上でありますので、その点も十分にお含みくださいまして、何とかあの水に浸っておる小浜町を救うために、全力を傾注していただくことを特にお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 質問に入ります前に、今次災害で、市長はじめ、理事者並びに市の職員の非常なる努力によって、災害の復旧、あるいは災害の救援に携わっていただきました。まことにありがとうございます。

革新クラブを代表しまして、厚く御礼申し上げます。

なお、担当部局においては、まだ今後職員の稼働が続くわけでございますので、担当部長の間で、職員の健康管理には遺憾のないように万全を期していただきたいというところをお願いしております。

通告いたしました質問、三点につきまして、質問いたします。

まず、治水対策でございますが、私の前にすでに十名の方々から、治水問題につきましていろいろな質問されております。中には重複する点がたくさんあるわけでございますけれども、私は、意見を中心にして質問をしていきたいと思っております。

重複いたしますが、確認の意味において質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今日の災害を振り返ってみますと、何といっても降雨量が多かったこと、それから市内の未改修河川はいずれも川幅が狭く、また屈曲しており、降水の流下能力が少ないうえに、西部丘陵地帯の団地開発等に伴う急速なる市街化によって雨水の流出は速くなり、従来遊水地的な土地が年々少なくなっているのが現状であるかと思えます。

また、伊勢湾台風以後、海側寄りの災害、すなわち台風による高波、あるいは高潮に対する防潮堤等の施設は、最近の地盤沈下等で、完全とはいかないまでも、相当の態勢が整っていると理解するものであります。

治山治水に関しては、議会ごとに関心され指摘されておりますが、その中でいろいろと答弁の形で約束されておりますが、遅々として進んでいないのが現状であります。

二十一日から始まりました県議会の知事の答弁等を新聞で見ると、田川知事もこの点ははっきり認めているように見えます。

すなわち、県下の治水対策は、伊勢湾台風の復旧事業や道路の整備に重点を置き、治水事業については、全国的に見ても下位のレベルにあることを知事みずからこれを認めているのであります。

また、雨量計算による排水計画、それに伴う河川の改修、あるいはポンプ場の新設、あるいは増設にしても、時間的な雨量の計算値でございますが、六十三ミリという値があるようでございますが、それはそれなりの一応理論的な根拠があるかもわかりませんが、しかし、現実には集中豪雨となって、それ以上の雨がたびたび降って、市内に大きな災害をもたらすわけでございます。以前と違ひまして、各河川を取り巻く環境がずいぶん変わっているのです。

したがって、この設計図ではたして妥当なものかどうか、この辺を見直す必要がございますし、四日市独自ではできないと思っておりますので、県あるいは建設省関係がどのような認識を持っているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

次に、助役にお尋ねいたします。

本議会の中でも、再三質問されておりますが、いわゆる丘陵地の開発と乱開発の規制や指導を強化して、それに合わせて河川の改修を実施しないと、治水は前進しないのじゃないかというように思っております。

そして、いつも迷惑をするのは、下流にある市街地であります。雨が降ると山土の粘土色の水が浸水してまいります。開発行為と河川改修が適正に実施されてこそ、初めて対策として治水であることが、今回の災害ではっきりしておるわけでございます。

市はこの実情をどのように見て、どのように考えておられるか、再度助役に対してご質問申し上げます。

この際、特に市長に要請したいことは、伊勢湾台風の教訓を忘れるなということであります。「災害は忘れたころにやってくる」とよく言ったもので、伊勢湾台風でいやというほど水のおそろしさを知らされた四日市でございます。別に忘れていたわけではないのでしようが、前面、すなわち、海岸線や河口に気を取られて、背後の伏兵、すなわち集中豪雨による鉄砲水に気がつかなかったのではないのでしょうか。予期せぬ雨量がと、何とか言われるが、予期せぬ災害を防ぐための備えこそ万全といえるのではないのでしょうか。河川の改修にあたっては、小手先だけの対策ではなく、特に中小河川においては、その関連する事業とも踏まえて、抜本的な恒久対策を打ち出して、二十四万市民の前に明らかにすべきであるというように考えておりますが、その辺についてのご見解を伺いたいと思っております。

また、河川の改良の土地買収の件でございますが、道路用地の買収と心得ますと、河川となると非常にむずかしい。買収がむずかしいということは理解します。が、しかし、市民の生命と財産を守るという見地から理解を求めて、買収の必要なところを買収をしてほしいと思えますし、また暴言かもわかりませんが、市道の一本や二本つぶしても、バイパス的な排水路を設けるべきだと思います。また、それが無理ならば、将来の都市下水道事業計画に合わせまして管の埋設の先行を行うと、そして、既設の河川だけにたよることなく、発想の転換を求めたいと思えますが、その辺のご見解を伺いたいと思えます。

また、新設道路につきましても、単に路面排水だけでなく、やはり都市排水路の性格を持たすべきだと思います。たとえば、近く建設される富田山城線においても、思い切った排水路を計画して実施すべきだし、これは羽津の例ですが、羽津山線に鈎道が新設されます。やはりその使途にも大きな排水路を設けて、名四国道へ持っていくというぐあいに、新設される道路につきましても、単に路面排水だけでなく、バイパス的な排水路を考慮すべきであるというぐあいに考えますが、その辺のご見解を伺いたいと思えます。

次に、利水面から質問いたします。

午前中も高井議員のほうから質問がありました利水と治水では相反する問題でございます。が、利水面の現状の施設を徹底的に見直す必要があると思えます。ということはどういうことかといえますと、だんだん宅地化が進んでまいりまして、従来の井ぜきを利用していただくわけでございますけれども、従来よりは利用面積が少なくなっているというところもずいぶんあるかと思うんです。

そういう意味におきまして、この際、頭首工あるいは井ぜきを徹底的に調査して、その耕地面積にあった井ぜきにすべきだし、できれば井ぜきははずして、ポンプ用水に切りかえるべきだというような考えを持っております。

高井議員も利根川の例を出されました。幸いにして四日市はあのような大きな川はありませんけれども、やはり災害を起こすのは、大体頭首工、あるいは井ぜき付近が多いのでございます。この際、思い切ってポンプ用水に切りかえるべきだと思いますが、再度質問いたしますので、お答え願いたいと思えます。

要は、今回の台風を踏まえまして、抜本的な改良、改修案を市民の前に明らかにして、スケジュールをたてて早急に実施してほしいというのが私の願いでございます。

この河川の改修につきましては、膨大な財源が必要でございます。市の単独ではどういできるお話ではございません。県、国、あるいは関係機関に、今後一そ、従来以上に陳情を続けて、財源の確保に努力をしてほしいというぐあいに思います。

治水対策についての質問を終わります。

二番目に、四日市の競輪について質問いたします。

質問に入ります前に、競輪事業について私の態度を申し述べますが、地方財源が、あるいは四日市の財政がある

程度競輪の収益にたよっている事実を無視するわけにはまいりません。競輪の当初の開催当時と現在とでは、市民の受け取り方も変化してきております。が、そうかといって、もろ手をあげて競輪事業を賛成するわけにはまいりません。が、財政基盤の弱い四日市の現状、あるいは市民要求が多様化する中で、東京都の美濃部知事のような割り切り方も、私自身、直ちにとるわけにもまいりません。

したがって、私としては、適切なことばが見つからないわけですが、あえて言うならば、競輪事業は必要悪だという割り切り方をしております。そのような前提に立って、質問を申し上げます。

まず、年間の売り上げでございますが、四日市の競輪の年間の売り上げは、一体全国的に見てどの辺にランクされているのですか。聞くところによりますと、全国五十三あります競輪場の最下位ではないかというようなことも聞くわけでございますが、これは事実でしょうか、お尋ねいたします。

四日市の競輪場の前身は霞ヶ浦の競馬場でありまして、交通網の発達した現在、立地的に見ても悪条件下ではないと思います。なのに近隣の都市に比べると、売り上げが伸びない。せっかく開催する以上は、やはり売り上げを伸ばさなければなりません。他都市が伸びているのに、なぜ四日市だけ伸びないのか。

不振の理由はいろいろあると思うのですが、まず考えてみますと、もう七千以上の入場者があると、隣の名四国道へ出るのに一時間から一時間半かかると、これじゃあ、大桑道路が開通した現在、桑名付近のファンは大垣のほうへみんな逃げてしまう。距離的には四日市のほうが近いんだけど、やはり帰りのことを考えると、どうしても大垣のほうへ行ってしまうと、そして、桑名付近のファンが非常に少なくなっておるということもいわれております。

あるいは駐車場にいたしましても、簡易舗装ぐらいはやはりやって、ファンにサービスをすべきじゃないかと思う。その辺の考え方。

あるいは施設が悪い。選手の賞金が少ない。したがって、賞金が少ないためにより選手が来ない。よい選手が来ないからファンも集まらぬ。ファンが集まらぬから売り上げが伸びないというぐあいに、悪循環を繰り返すのが現状だと思うんです。

記念競輪だとなぜ売り上げが伸びるのか、よく反省してみる必要があると思うんです。

それから、ファンサービスに欠けていると思います。

最近の競輪ファンというのは、親子連れが非常に多くなっております。それに対して子供の遊び場所一つない。やはり市民の一つのレジャー施設として考えてもいいんじゃないかと思うわけですが、その辺の考え方を聞かせ願いたい。

あるいはPRが足らぬ。商売がまるきりへただということ。もっと商売気を出して、やるんなら徹底的にやったらどうかと思うわけです。

あるいは機構の面においても、現在の一課一係制でいいのか。

まあいろいろ不振の理由があると思いますが、この際、思い切って設備投資して、一年や二年の収益金を全部それに回すぐらいのつもりで、やるんなら徹底的にやったほうがいいと思うわけですが、その辺の考え方を聞きたいと思うんです。

競輪事業ばかりは、行政ベースで物事を考えていたのでは収益が伸びない。もっと商売に徹して、やるんならやる、やるんならやめるというぐあいにやって、とにかく徹底的にやって、自主財源をふやすように努力していただきたい。その辺の方策がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

次に、中小企業対策についてお願いします。

いままで私のこの問題につきましては、一、二回質問したことがございますが、再度質問いたします。

中小企業は、大企業に比べてとかく技術水準が低いと、また資金面の制約、経営能力の相違等によって、近代化、あるいは合理化が立ちおかれているのが現状でございます。そして、生産性の向上速度が総体的に低下して、所得格差がつきやすい条件下にあります。

しかし、中小企業でなければ不可能な業種も数多く存在しております。また、企業努力によって大企業に匹敵する高生産性、あるいは高所得を得ることも可能であります。

中小企業の体質改善をはかるためには、企業の組織化、あるいは協同化を進める必要があると思えます。たとえば商業については商店が、あるいは同一業種による協同化を促進し、協同の企画、あるいは宣伝、あるいは信用販売等によって顧客の開拓、消費構造の変化に応じた販売体制をはからなければならないと思えます。

工業においては、中小企業高度化事業等による工業団地の造成、共同作業所、共同事務所の建設等をはかり、集団化、共同化による技術水準の向上、設備の近代化、勤労者の福祉施設の建設等、共同化を促進する必要があると思えます。

また、公害の面から見しても、住宅地域内に点在する小企業を一カ所に集めるということも、公害対策の面からも重要だし、あるいはその町の環境をよくするという面においても重要だと思えますが、団地構想について、もう一度お伺い申し上げます。

団地構想に関連いたしましたして、最近メッキ業者の間で、ある地域に団地を求めて、そこに企業を集める。そして経営の合理化、近代化をはかりたい。またメッキ業者の公害のもとであります排水設備等も、現在一企業でやっておりますと、資金面、あるいは用地面等を考えまして思い切ったことができない。協同化することによって高度な排水設

備等がつくれるというようなメリットを求めまして、団地化を造成するような機運がありますけれども、これにつきまして、市のはうはどのように指導し、どのように援助されようとしているのか、お伺いいたします。

次に、週休二日制問題でございます。

市内の大企業の間では週休二日制が定着し、あるいは官庁関係、きょうの新聞見ますと、警察も来年度から週休二日制を実施するようなことが出ておりましたけれども、いずれにいたしましても、大企業の間ですでに週休二日制が定着し、中小企業の従業員の間からでも、週休二日制の要求の声が出てくると思えます。

また、雇用対策の面から見ても、やはり近い将来、週休二日制というものが定着が予想されますが、商工都市四日市としては、勤労者が非常に多い町でございます。いまからそれらの余暇対策をいろいろ立てる必要があると思えます。

勉学の場、いこいの場、あるいはスポーツの場等年々整備されておりますが、余暇の利用をどのようにしてほしい、どのように受けるかと、いまから考えておく必要があると思えますが、その辺の見解があれば、お聞かせ願いたいと思えます。

次に、小企業の防災対策について、消防長にお尋ねいたします。

これはまあ小さいこともわかりませんが、町の至るところに自動車の解体屋があるわけです。私が問題にしたいのは、住宅地の中で、しかも狭い敷地内で、特に自動車のエンジン等を解体している業者がございしますが、解体されたそのようなエンジンは油まるけでございします。それが路上近くに山積みにして放置してらわけです。通行人がタバコの火でもちょっと落とすと、一大災害をもたらす危険性があるわけでございますが、そのような実態を市の消防当局としてはどのようにつかんでおられるのか。あるいはそういうような実態をつかんでおられたら、いままでどのよ

うに指導されてきたのか。あるいは全然そういう実態を知られないならば、いま一度市内を巡回されて、そういうものを摘発し、適切な指導を行ってほしいと思いますが、その辺につきまして、消防長の見解をお伺いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 伊勢湾台風の教訓を忘れるな、水のおそろしさを知れと、こういうことにつきましてどうふうに考えておるかという問題でございます。

確かに市といたしましても、また県といたしましても同様でございますが、海岸のおそろしさ、高潮のおそろしさということは決して忘れておらなかったと思えますけれども、河川の、特に中小河川のおそろしさということにつきましては、ついなおざりになっておったのではないかと思います。

この十年ぐらいを振り返ってみましても、開発が進んで丘陵地帯が削られ、また道路の舗装によってこれが流水の速度を速めると、あるいはまた従来人家よりは下にありました道路がだんだん高くなってきて、これが従来ならばある意味で排水の用をなしておったのが、これは水をせきとめる役割りを果たすとか、あるいはまた名四国道にいたしましたも、国道一号線にいたしましたも、こういった道路が水を遮断して、排水を妨げるといったような悪条件が積み重ねられてまいっただんでございます。それに比べまして、ご指摘のありましたように、河川は拡幅せられず、またしゃんせつが行われても不十分であつたというような条件が重なってきたと思うんでございます。

確かに河川の買収は道路を買収するよりもむずかしいという実情にはありますけれども、少なくとも排水路を、現在ある排水路なり河川を拡幅したり、あるいはまた道路とともに排水路をつくるといったような発想を持つことが非常に大切だと考えております。

道路なんかの目前の便利さに目を取られて、そのもう一つ下にある基礎になるべきものを忘れておつたという反省をしなければならぬと考えております。

こういった意味におきまして、水は海岸においてもおそろしのと同時に、山岳、丘陵、あるいは平地においてもおそろしいということを十分認識いたしまして、治水対策に取り組んでいきたいと考えております。

中小企業の問題でございますが、中小企業の近代化なり合理化につきましては、いろいろ手段はあると思いますが、ご指摘のありましたように、団地をつくっていくと、中小企業団地をつくるということが、大いに中小企業の対策として有効なものであることは私もそのとおりでと思うんでございます。

施設の協同化はもちろんのこと、福祉施設につきましても、厚生施設につきましても、単独ではできない施設ができるのでございますし、公害防除の面からも、一カ所に集中することによって、より高度な公害防止施設ができるわけでございます。

ご指摘のありましたメッキ工場の問題でございますが、メッキ工場は、何と申しましても排水の問題が非常に問題でございます。受け入れるところも少ないわけでございますが、しかし、これは散在しておるよりは、私も一カ所にこれを集中したほうがいいと考えております。

そして、集中することによって、第一次、第二次のいろいろな公害防止施設、特に排水に対する防止施設、あるいは調整池等をつくりまして、排水に対する最高の施設を備えたメッキ工場の団地をつくるならば、市内において散在さしておくよりは、どの面から見ても、メリットが多いと考えております。

こういった意味におきまして、市内におきましてもその機運がございますので、これを助長する方向で考えております。

週休二日制に關連いたしまして、その余暇をどうするかという問題でございますが、現在、学習、あるいは勉強、あるいはスポーツと、こういった面におきましては、図書館なり運動場、グラウンドがおいおい整備してまいりまして、今後これを整備することによって、大体その需要は満たすことができると思うんでございますが、一番必要なことは、現在一番欠けておけることは、健全な娯樂の場が乏しいということではなからうかと思えます。

この娯樂の場は、必ずしも行政の施設として設備するというものでもございませんけれども、四日市を働く人々にとって楽しいものにし、また健全な方向で日常生活を送るという意味におきましては、ぜひ、もっと健全な娯樂施設が不足しておるのではなからうかと、こういった面の整備を促進するように努力していきたいと考えます。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 自動車解体の件についてお答え申し上げます。

私どものほうで把握しておりますのは、自動車解体作業場は十軒と、このように思っております。

ご指摘のとおり、この自動車解体作業場は、ガソリンあるいは潤滑油等を含んだ危険物、しかもそこで溶断作業をするというようなことでは危険性が多いのでございますけれども、ご指摘のように、小企業が多いというようなことで防火管理の面に不備があって、私どものほうとしても、まあ危険性の大きい状態というふうに見て、いろいろと指導してまいっておるのでございますが、日ごろの立ち入り検査ということで指導し、あるいは火災等があったときには、始末書を徴収するなどによってきつく指導をしております。特に油類につきましては、消防法及び火災予防条例等の

規定に従いまして、指導しておるところでございます。

また、この溶断作業につきましては、作業周辺の状況を十分考慮しまして、火災予防上、必要な養生をして、作業を行うように指導しておるのでございますけれども、何しろまあ日々作業をしておるのでございまして、毎日のところまで目は届いておらない面があるうかと思えますが、今後ともこういう状態につきましては、防火対策をひとつ強力に推進しまして、市民の皆さんにご心配のかけないよう努力をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鴛野正和君）登壇〕

○産業部長（鴛野正和君） お答えいたします。

まず、第一番の利水面の井せきの問題でございますが、耕地面積が少ないのに井せきがあって、それがまた通水のじゃまをしたというようなこともございますので、早々に利水面積を調査いたしまして、井せきの統合なり廃止という方向で今後は進めていきたいと、このように思っております。

それから競輪のことでございますが、おっしゃるとおり、ファンあつての競輪でございます。ファンを、お客さんを大事にするということをモットーに、今後は施設の整備なりをはかりまして、売り上げの増加に寄与したいと、このように考えておりますので、若干そういう問題についてご説明を申し上げます。

全国で最下位ということは私聞いておりませんが、大体この競輪の賞金が、一号賞金、二号賞金、三号賞金とございますが、この四日市は三号賞金のランクに入っております。それが全国で八競輪場ございまして、その中に入

っておるのは事実でございます。それで、現在では、大体しりから五、六番目ぐらいではないかというふうに考えております。

それから、売り上げが伸びない理由に名四国道の問題をあげられたわけでございますが、これは、昨年度予算をいただきまして、交通量調査も行いまして、名四国道のピーク時の交通量のマキシマムがピーク時に合致いたしますと、競輪場から出るのに時間がかかるということ、これを解消するためにどういう方策がいいかということにつきましては、現在、土木あるいはそういう専門家の方と協議をいたしまして、来年度そういうことで調査費を計上いたしまして具体的に進めていきたいと、このように考えております。

それから、駐車場の舗装等でございますが、これは、今後の競輪場の整備計画ということで、今後三カ年ぐらいで競輪場の舗装、それからスタンド、それからその他の施設の改修計画、これを立てまして、そうしてお客さんに楽しんでいただく場所としての競輪場にしたいと、こういうふうに思っております。

それから、子供の遊び場がないということでございますが、現在は非常にちゃんなものがございますけれども、無料休憩所を本年度予算で改築することになっております。その際に子供の遊び場を整備するというところで、現在進めております。

それから、PRが不足しているという問題でございますが、これは通産省の方針で、非常にきびしい規制を、ワクをはめられておったわけでございますが、そういうことではやはり事業として伸びませんので、今後はできるだけPRには力を入れて、現在、大体月二百万ぐらいの予算でやっておりますけれども、これをふやしましてPRをしまして売り上げの増加に寄与していきたい。

それで、この賞金が悪い、選手が悪いと、賞金のランクが三号賞金でございますので、選手が一号賞金のとこへ配分を多くされると。それで、来年度はおそらく四日市競輪場も二号、一つ上のランクになるのではなからうかと、こういうふうに考えております。

それから年間の売り上げにいたしましても、大体毎年一〇%程度は増加いたしております。

そういうことで、設備の改善、ファンサービスということに徹しまして、今後の競輪運営をやっていきたい。

○議長（山中忠一君） 田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 いろいろ答弁を願ったわけでございますが、二、三点だけもう一度聞きます。

これは助役のほうにお願いしたわけですが、やっぱり何といいますが、丘陵地帯の開発を規制し、あるいは指導というものを強化しないと、いくら下流のほうで都市下水路の整備をやっておいても、それは追っつかぬのじゃないかと私は思うわけです。

実際水が入ってくると、あれは雨の水じゃないです。ほんとうにもう山土の水です。ヘドロが入ってる山土なんです。いかに丘陵地帯が乱開発されているかということなんです。やっぱり都市下水関係じゃなしに土木サイドで考えてもらわないと、いつまでたってもこういう問題は消えないと思うんですけども、その開発の規制、あるいはいま以上に開発に対する指導、許可というものが考えられているのかいないのか、その辺について、再度助役にお尋ねいたします。

それから、もう時間がございませんが、産業部長、ただいま競輪のほうで、年間一〇%伸びておるといいますけれども、確かに狂乱物価、あるいは所得等の伸びを見ましても、一〇%ぐらいの伸びで伸びてますということはいいないんじゃないんですか。やっぱり近隣都市を見ますと、それ以上にやっぱり伸びておるわけです。そういうことで、

やっぱりもっと売り上げを伸ばすような方策を考えなきゃいかぬと思うんです。

たとえば駐車場の整備にいたしましたも、三年計画でやります、あるいは横の設備を何年計画でやりますというけども、それはやっぱり行政ベースの答弁なんです。行政ベースの考え方なんです。やっぱり競輪事業というのは、行政の頭をひっくり返して、やっぱり経営者の立場に立ってやらないとしまいにすたれてしまうと。やるんだったらもっともっと投資して、ファンサービスに徹すべきじゃないか。そして、やればやっぱり収益が伸びて市に入る金もふえるわけでございますので、もう少し積極的な姿勢を望みたいと思います。

時間がございませんで、助役に一点だけ再度お伺いいたします。そして質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 大部分は市長がお答えになりましたので、実は、私は立つのを遠慮しておったわけでございますけれども、お話のとおり、丘陵地帯の開発と河川の改修のバランスがとれていないということは、事実であろうというふうに思います。

そこで、従来開発をされておりました団地、あるいは現在開発中の団地等を調べてみますと、天白川、鹿化川、落合川、三滝川、海蔵川、朝明川、各水系別に見ますと、最も多いのは朝明川の水系でございます。天白、それから鹿化、海蔵という形になるわけでございますが、いずれにいたしましても、二十一団地でございます。このうち、四十五年以前、すなわち法改正以前の団地が八団地、それ以降の団地が十三団地でございます。これらの十三団地につきましては、四十五年以降でございますので、ある程度調整池等の設置を指導してまいっております。しかしながら、まだ十分ではないというふうに考えておるわけでございます。

そこで、昨日もお答え申し上げましたとおり、開発規制の見直しを現在やっておるわけでございます。この見直しの結論は、今年じゅうに結論を得て実施の運びにいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

同時に、土採りの問題に対しましても、昨日お答え申し上げましたとおり、土採り規制の県の条例によります地域指定を行いまして、申請をいたしまして、近くこれが指定をされるであろうというふうに考えておりますが、同時に市におきます指導要綱というものを強化いたしますために、土地保全連絡会というものを設置いたしまして規制の強化につとめたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、設計雨量についてのご質問がございましたが、これは土木、耕地、下水、すべてに関係をいたしております。したがって、四日市だけで云々をするわけにはまいりませんので、この査定を機会に、建設省に実情を訴えつつございます。今後の補助対象の参考にしていただくよう、われわれとしても全面的な努力を払ってまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時十五分休憩

午後二時四十七分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告いたしました二点について、ご質問いたします。

本年三月末、私は工業高校移転特別委員会の一員として浜松工業高校の視察に行っていました。当市選出の国会議員がぜひ見てほしいというだけあって、たいへんりっぱなものであります。私たちは、案内されているいろいろな教室を見せていただいたわけですが、そのとき、製図教室の場所を見せていただきました。教室一ぱいに製図台が整然と並んでおりました。それで、私たちは静岡県というところは非常に高等学校においても金をかけるんだなあと思いましたもので、これは全部県がやってくれたんですかと、こういうことを聞いたわけですが、ところが、案内してくれた方はとんでもないという顔をいたしました。「県はそんなにくれませんが、国の基準ではこの教室に製図台は四つですよ」と話してくれました。すると現在の設備はどうしたんですか、と聞き、これは父母負担ですね、と断きましたところ、その人は幾ぶんむっとしたような口調で、「国の基準は低いし、県のほうで金を出してくれなければ、父母負担をしなければりっぱな教育はできないではないですか」、そういうことを言ったわけですが、私は、うーんと考え込んだわけですが、

三月の議会で、私は小学校の百周年記念行事の寄付や、小中学校の卒業時における寄付等について、質問や提言をいたしました。市長、教育長から答弁があり、市長は、標準的なものが欠けているためにそれを補うということであれば、これは市がやるのは当然でございますから寄付は排除いたしますといい、教育長は、卒業生の名前での寄付はいささか行き過ぎの感じがするということと、地元の方々が積極的に学校を大事にするというときには、ありがたにお受けしておりましたが、市のできる今日の現状と将来の見通しを伝えて、摩擦のないように今後は注意していきたいという答弁でございました。両方ともなかなか意味深長な答弁だったと私は思います。

その後、卒業時の実態についての調査一覧表を拜見いたしますと、学校にとって必要なものがいろいろと寄贈されております。市長は、寄付排除の基準として標準的なものが欠けているためにと申しております。そこで、寄付と設備基準について一覧表の中から例をとって質問したいと思うわけでございます。

ここに二枚のパンフレットがありまして、昭和四十八年度卒業寄付についてという一覧表がございます。この中にいろいろとあるわけですが、私は冒頭に浜松工業高校での案内者のことばをお伝えいたしました。教育に必要な教室、教材、教具、あるいは学校運営に必要な設備、備品等の基準が低過ぎ、教育に必要な予算が不足をすれば、教育に忠実であればあるほど、教育に熱心になればなるほどPTAの会費や寄付という形で、公費負担と思われる分への父母負担が行われるのは当然でございます。

私たちは、昨日なくなりました小林哲夫議員が委員長で各学校を、ほとんどの学校を回って、いろいろとこの教材、教具等について調査したことがございます。その中でいろいろと出てきたわけですが、この寄付の一覧表を見ますと、OHP、オーバーヘッド、教育機器でありますオーバーヘッドがいろいろな学校で寄付されております。私たちはいろいろ調査をいたしまして、文部省の基準と四日市の学校ではどういふものがあるのかという調査をいたしました。文部省の基準では、六クラスでも二十五クラス以上でもオーバーヘッドは一台あればいいという、きわめて低い基準であります。私たちは各学校を回しまして、いろいろの先生方のご意見を聞いたわけですが、ある学校では一クラスに一台という学校もありましたし、ある学校では各教室に一台、特別教室を含めてであります。そうしますと、十八教室あるところは十八、二十四あるところは二十四ぜひ必要なんだというそういう強い意見もあったわけでございます。四日市の基準は、まさか文部省の基準ではないかと思えますけれども、このような基準はどうなっておるのか。これが低過ぎるために、卒業するたびにオーバーヘッドが子供の名前で二台とか一台とか各学校に寄付されていくわけでございます。こういった点で、これは学校のきわめて必要な教育機器でありますから、これらについては一応の基

確があると思います。それで現在どうなっておるのか、それで足りないから、私はオーバーヘッドが寄付されるんだと思いますけれども、現在の実情と、それから今後どうしていかれるのか、この辺についてご答弁をお願いしたいわけであります。

いろいろとありますが、二番目は庭の問題を取りあげてみたいと思います。

庭園とかあるいは花壇、岩石園なんていうのもありますけれども、そういう面の卒業寄付が各所で行われております。現在の学生を評して、知識はあるが思考力がないとか、意思が弱くファイトがないとか心の欠陥を指摘する声が多く聞かれます。情操を豊かにし人間形成をするために、庭園とか花壇とかこういうものは学校にとってきわめて必要なものであると思います。市長はじめ教育委員長、あるいは教育長は、こういう心の問題を豊かにするこういう点について、学校に対してどのような配慮をされてきたのか、あるいはこれからどうされるつもりなのか、特に古い学校につきましてはそれなりに整備がされてきておりますが、近年新設の学校もふえておりますし、今後分離をして新設をしていかなければならないという学校も数多くあるわけでございます。新しい学校を見ますと、ブルドーザーでならされたまだ土のやわらかいところに木一本もなく学校が建てております。これではよほど市が配慮をしてやらなければ、心の問題の、情操の豊かにするという心の教育はできないわけでございます。これをいままでどおりやっておりますと、新しい学校の地域は寄付、寄付、寄付で追われるわけでございます。これらについては、当然市がある程度のめんどうを見る。私は全額市がつくれというそういう主張でございますが、そういうようなことではないければいけないと思いますけれども、これらの点についてご説明をお願いいたします。

そのほか、事務的な問題に使ったり、あるいは教材の印刷に使ったりするために、電子コピーとか、あるいは謄写ファックス、こういう備品がございます。現在の市役所においてはこういうものを使っておるわけでございますが、

小中学校におきましても、現在の事務あるいは教育を行うという時点では、このようなスピード化された機器も必要であると私は思うわけでございます。これらについては、おそらく市のほうでは学校にどのようなものが必要なんだというそういう基準は、私はないんではないかと思えます。

さらに運動会等に使いますテント、そのほかほんとうに必要なとび箱とかいすだとかいろいろなものが寄付されておりますけれども、これらのものについて私は基準を定めて、そしてほんとうに学校で必要であるならば、教室やそのほかのものの整備と同じように、これらのものについても整備をしていく必要があると思うわけでございます。

私は、一覧表の中からほんの一部分だけを取り上げてみただけでも、このように多くの問題があるわけでございます。それらを考えますと、学校の設備は百五十何億ですか、当初予定いたしました校舎あるいは新しい学校の建設、特別教室の建設、あるいはプールとか体育館とかいろいろとありますけれども、それらの問題と一緒にこれらの問題も解決していかなければ、バランスのとれた学校はできないと思えますので、これらの点について全体の中でどうされていくのか、これについても考え方を明らかにしていただきたいわけでございます。

二番目の問題といたしまして、公共事業の旅行に伴う貸付金制度についてという一つの提案をしたいわけでございます。

本日までの議会で、主として治山治水、これを中心にいろいろと論議がなされました。その中で、新しく水路をつくれ、あるいは現在建っている体育館をこわしてでも水路をつくれというようなきわめてきびしい発言もあったわけでございます。伊藤太郎議員からはヨーロッパの話がありまして、都市計画が非常に進んでおる、そういうお話もありました。私も一度外国に行ってみましたけれども、外国では土地そのものが公共であると、そういうたような関連で、日本ではどうしても土地を買わなければこういうものがないわけでございます。そういうたようなことを考

えますと、どうしてもやらなければいけない水路あるいは道路もあると思います。福祉あるいは教育に必要な土地もあると思います。こういう公用地は、当然市のほうでは適正な値段で今日まで買っておられたと思いますし、今後も買っていくんではないかと思えますけれども、これをさらに一歩でも進め、あるいは市が買いやすくするために、ほかの都市で実施しているのが公共事業の施行に伴う貸付金制度でございます。たまたまその土地を売ってよそで土地を買う、あるいは自分の土地が、家屋がひっかかったためによそに引っ越す、こういうときに補助金だけで済めばいいわけですが、それだけでは済まないというのが現在の実情ですし、特に現在では金融引き締めの影響で、住宅等に対する貸付金はきわめて困難になってきております。こういったようなことを考えてみますと、そういう協力をしてくれる人、これらの人にはその人たちの希望に応じ、あるいは市の基準に基づいてある一定額の貸付金、もちろん補償という形になると思えますけれども、そういうものを市がめんどろを見るところで公共事業が促進されるんではないか、このように私は考えるわけでございます。そういったような意味で、ぜひこういう問題も考えていただいて、この制度が四日市市に確立されることを望むわけでございます。

さらに、いままで橋本増蔵議員やそのほかの方から浸水地のかき上げ、これらの問題についてもいろいろと出てきております。四日市はよく大きな都市と比較しないでくれということでもいわれるわけですが、清水市、清水市といえますと四日市と人口もほとんど同じですし、産業形態もほとんど同じでございます。四日市のほうが若干税収はよいくらいでございますが、清水市でそういったような常時浸水地域の改造についての助成あるいは貸付金、こういったようなものができておるわけでございます。こういったようなことを考えてみますと、清水よりも四日市のほうができる。いままではあまり大きな都市のやっているとについていっても困るし、同じような都市のこととやっているとだったらと、そういうようなことでよくいわれたわけでございますが、ここに切り抜きもありますけれども、浸水

家屋防止に関する資金融資、こういったようなことも水害問題の抜本的な解決にはなりませんけれども、非常にまだ時間もかかるようでありますので、これによって部分的な解決もできるといことも考えられますので、これらの点についてもあらためてご答弁をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

ただいまは、小中学校の教育水準の向上あるいは格差の是正、父兄負担の軽減と、そういう観点からいろいろご質問をいただいたのでございます。

先刻お話もございましたように、四十七年小林哲夫議員が委員長時代にいろいろご検討いただき、教育委員会事務局でもそれに応じまして種々検討いたしましたして、基準をつくらしたのでございます。

そのつくりました中で、小学校、中学校の教授用の備品、消耗品、それから一般管理用の備品あるいは運営の経費、そういうものの基準をつくらしたのでございます。基準をつくるにつかましては、高いのはいいにはきまっておりますけれども、あまり高くてそれが実際予算化されなければ絵にかいたもちになりますし、また低ければそれで教育をかえって低下させるというところで、非常にむずかしい問題であったのでございます。その当時として、相当これまでに比べまして高い程度の基準をつくらしたのでございます。

お話のございましたオーバーヘッドにつきましては、これは教育機器として、別ワクとして計画をいたしました。

その当時は、小中学校三学級に一台と、文部省の基準はご承知のように一校一台でございましたけれども、三学級に

一台ということを考えてでございます。しかし、それは現実には予算化されておりませんが、文部省のほうも基準をゆるめまして、一枚三台というところまで基準を改めてきておりますので、学校の一般の教材備品の中で買おうと思えば公費で三台までは買えると、そういうふうになっておるのが実情でございます。

なお、学校備品の、管理備品の中に先ほどお話のありましたようなテントも用意しております。一枚について三張り、二間に三間のもの三張りというのが基準になっておりまして、新しい学校については泊山小学校ははじめ今日まで開設しました四つの学校につきましては、三張りずつ出しておるのでございます。しかし、いままである学校が五張り六張り十張りぐらい持っておる学校もあります。そういう部分に比べますと、まだもっとほしいじゃないかという声も地元の学校には実際あるのでございます。一度にはまいりませんので、充実を見ましてまた基準を改定していかなければならないと思うのでございます。

こういう管理備品、教授備品は基準を整えまして、それに向かって予算の裏づけもほぼできております。四十八年、九年にわたりました、いままでよりも大体七千四百万ばかりの増額をいただいて、学校のほうがそれだけ潤うておる現状でございます。

しかし、校庭の施設、お話のありましたような野外観察の施設、飼育、栽培、そういう理科的なもの、あるいは人間形成の情操的なもの、こういうものにつきましては、これはまだ基準化されていないのでございます。いままでの古い学校でございますと、大きな鳥かごがあったり、あるいは池があったりするのでございます。これまでほとんど長い何十年という歴史の間で、先生なり子供なり、あるいは父兄なり篤志の寄付によってできておるのが現状でございます。大きさにおきましても、質におきましてもずいぶん差がありますので、さて今日の段階で基準をつくるということが非常にむずかかったもんで、そのまま今日に至っておるのでございますけれども、これは確かに必要

なものでございますので、基準をつくりましておいおい予算化をしていきたいと思っておるのでございます。

なお、新設校が殺風景で、庭をつくったらええじゃないかということでございますが、庭園のところまでは手が届かないのが実情でございます。公園緑地課で市の緑化計画を進めておりますので、それに新設校に特にお願いいたしまして、たくさん木を植えてもらおう、そして少しでも潤いのあるようにということで、そういうことで今日までやっておりますのでございます。

なお、卒業生の寄付、卒業時の寄付のことについてもお話がございました。この事務機器の中で印刷機のこともしましたのでございますが、こまかい話でございますけれども、ファックスまでは学校に一台ずつ公費で買えることにはなっておりますのでございます。電子リコピーになるとまだ買えないと。しかしファックス一台にしましても、大きな学校になりますと二台も三台もほしいというところ、父兄の寄付にたよっておる面もあるようでございます。図書につきましては、四十七年でございますか、図書なんかは公費で用意しようということでございまして、本年度につきましては、小学校の子供について一人三百五十円、中学生について四百二十円の図書費を見てもらっておるでございます。

古い学校ですと、それで大体希望に沿えると思うのでございます。新しい学校につきましてはどうも十分ではない。私も新しい学校に行つて図書室を見ますと、思ったよりもずいぶん図書が並んでおる。全部公費の図書ばかりだろうなところ聞きますと、いやそうじゃないというふうな話でございまして、やっぱり新しい学校につきましてはまた特別の配慮をしなければならぬというふうな思っておるのでございます。お話のありましたように、泊山小学校から四つの学校を開設し、さらに五十年、五十一年には五つの小中学校の開設を予定しておりますし、さらに五十三、四年までにはもう十校近い学校の開設をしなければならぬというふうな時代で、教育財政は非常に大きいものがございます。

すけれど、いま申しましたような経費は学校建築などに比べれば非常に額の小さいものでございますので、何とかまたその予算化に努力して、教育水準の向上と同時に、また父兄負担の解消、格差の是正ということにつとめてまいりたいと、こう思っておりますのでございます。

○議長（山中忠一君） 市長、

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 古い中学校とか小学校におきましては、木のない学校とかあるいは庭の全然ないという学校もおそらくないだろうと思いますが、学校を新しくつくりました場合、校舎の周囲に並木を植えるとか、あるいはまた四季の花を植える程度の花壇をつくるというふうなことは、私は基準があるうとなかろうと常識であろうと思えます。これはもう個人の家を建てた場合に一本も木を植えないというのはおかしいので、ある程度の大なり小なり木を植えたり、花をつくったりするのは、私は常識であろうと思えます。この意味におきまして、私は、新しい学校に基準があるうとなかろうと、若干のそういった緑化のためあるいはまた花壇をつくるための経費を要求するのは、私は普通であろうと考えております。

いろいろ学校の先生にも生徒にも趣味という問題がありまして、ある程度以上の手の込んだあるいはこった樹木を寄付するとおっしゃるのなら、これは別でございますけれども、常識的に考えて並木や花壇は、私は新しい学校には当然つくるべきであろうと考えております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 公共用地の用買を促進させるために、貸付金というお話がございました。公共用地を普通買

収いたします場合には、契約ができますと同時に頭金を支払い、残額を登記が終わった時点でお支払いいたしております。

ただ、公共用地を提供した場合に、他に移転先を求める場合、あるいは用地を提供することによって何らかの他の措置を講じなければならないというような場合につきましては、これは貸付金ということではなくて、その買収した金額の範囲内で、ケースケースに応じて考えてまいりたいというふうに考えております。

なお、常磐浸水地帯の住宅のかさ上げ問題に対する貸付金の問題が、かねてから出されておるわけでございますが、当時私の記憶では、名古屋市でそういうことをやっておったということで、名古屋市の内規等を調査いたしました。その調査の結果、あまり成果が上がってないというふうに判断をして今日に至っておるわけでございます。

そこで、いま清水市の例が出されたわけでございますが、こういう点については、なお十分検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 ただいま市長はじめ理事者の方から一応のご返事があったわけですが、第一番の寄付に関連して、私は寄付がいいとか悪いとかという点については申し上げたくないわけです。私は、最初は寄付絶対反対だったんですけれども、絶対反対をしておりますと学校がよくならないということがよくわかったわけです。きょうも市長は、今度はどうも災害復旧と治水のほうにほとんど予算を持っていて、教育とか福祉というほうについては多少は上がるけれどもあまり期待できないんじゃないかなという、そういうふうにとれるような発言をなされました。そう

しますと、これは学校教育そのものが停滞をいたします。そうすると、どうしても先生はどんなことをいわれても足りないものは足りないわけですから、何とか金を集めようとするわけです。父兄も、それではちょっと困るなあと、いうことでまた寄付に応じる、こういうことに私ばなると思うわけです。そういうときに、それでもだめなんだと私はなかなかいえないわけがあります。そういうことがだめなんだといえるようなことを、ぜひ市のほうでとっていただきたいと私は思うわけでございます。それで、基準等につきましても前よりはよくなりましたし、一応の基準はできておりますけれども、できておらない基準もまだあるわけでございます。これらの点については、さらに整備をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、新設校の庭園等について市長はある程度めんどうを見ると、こういうお話がありました。私はここに南中学の四十六年度の実践記録ですが、そのうちの一部を読み上げてみたいと思います。

「望ましい環境」という中で、七項目にわたって書いてあるわけですが、そのうちの二、校門を入ったら緑の庭があり、そこには学校の精神を形象化したものが据えられ、生徒はおのずからえりを正して昇降口に向かうというようにしたい。校庭のところどころには緑と広場に花壇、植物園と岩石園、池と噴水、さらには立体的な造形物があり、学校の教育目標が形にあらわれ、環境そのものが生徒に語りかけるようにしたい。環境の整備はていさいやみえでやるのではない。情操教育と人間形成の基本にかかわるものである。こういうことも書いてありますし、学校というのは、地域にとってきわめて密着したものであるし、一番利用もいたしますし、一番愛着を持つものがございます。そういうようなこともいろいろ書いて、そのために、どうしてもいろいろな校舎の建設であるとか、あるいは必要な教室の建設、あるいは適正規模の学校、こういうようなことが必要であるというようなこともいろいろ書いてあるわけでございます。このとおりでございます。

そういったような意味で、ぜひとも市長におかれましてはそのような面の配慮もさらにしていただきたいと思うわけでございます。

さらに、公共事業の施行に伴う貸付金制度、これはその範囲内で買える方はいいわけです。たとえば、羽津山線の中で、いまあの羽津病院の前に一軒だけあの広い道の中にはみ出しておるうちがございます。あれを市の基準である程度金を出して動かしてくれと、そういうことをいっても、古いうちをうしろに引っ込めるわけにもいきませんし、どうしても解体移転になるわけでございます。解体移転でも市がいつてるような金ではとてもできませんし、どうせ引っ込むんだったら新しく建てよう、こういうことだとして考えるわけでございます。そういたしますと、市の出した範囲内では何ともならぬわけです。その人が貯金を持っていたり、あるいは銀行に顔がきいて金を出せるんだったらかまいませんけれども、そういうことができないことも都市計画をやっていくうえにはあるわけでございます。大きな地主ばっかおるわけではございません。そういたしますと、どうしても何らかの形で市がめんどうを見てやれる制度があれば、そこである程度の金を貸してやって、今回の議案書の中にも災害に関連した貸付金制度がございます。利子は三分、一年据え置いて七年で返すとか、あるいは十年で返すとか、そういう特典を与えることによって都市計画が若干進む面もあるのではないかと私は思うわけでございます。

そういったようなことを最後につけ加えまして、常時浸水地域のかき上げ貸付金その他の問題とともに研究していただきたいということでございます。これらの面については、今回の議会ではできませんけれども、また次の機会に研究の結果について私はまた質問をする必要があるのではないかと、こう思いつつ時間も来たようでございますので、質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 松島良一君。

○松島良一君 四問について質問いたします。

第一問は屎尿処理についてでございますが、海洋投棄も五十一年度において現在の位置より太平洋上にはるかに遠くに捨てなければならぬ。そこで、話に聞くところによりますと、楠町と共同において処理する計画が立てられておるといように聞いております。広域行政の立場で今後はどのように考えておられるか、その計画を詳しくお知らせ願いたい。

二つ目、近鉄塩浜駅の西駅の設置の問題ですが、この西側はいまでは工場等もあり毎日の通勤者も多くなっております。西側よりの乗降者は数は相当ふえております。この問題は、小川議員が前回でしたか取り上げて質問いたしました。この西側におりる人はいまでは東のほうにぐるりと回って、そうして踏切を通るのでございます。その踏切では相当の時間が待たされるのでありますが、これ、非常に不便を感じております。西駅ができることにおいてどれだけ利用者が便利になるかと思うときに、一日も早く西駅をつくってもらいたい。すでに近鉄では建築した建物には西駅に予定になる地点はあけられていて、建築されている現状です。それがなんで近鉄が西駅をつくらぬかと疑問に思っているわけでございます。

近鉄側は直接の自治会の話には応じないという姿勢をとっております。そこで、行政上の立場において、市当局がこの話をどうぞ強行に進めていただきたいと思うのでありますが、それに対しての考え方を聞かせ願いたい。

次に、河川行政について特に天白川の問題であります。何と申ししても、天白川の災害は笹川団地より来たる水で災害を一そう大きくすることは事実であると思っております。今後の笹川団地の水はどのように処理されるのか、詳しく聞かせていただきたいと思っております。昨日市長の答弁ではぼ了解はしましたが、一そうのご配慮をお願いいたします。

いいたいと思うわけです。

二つ目に、天白川はご承知の国道一号線というか旧東海道付近で狭くなっております。この付近よりまだ切れるおそれがあります。これに対してどのように考えておられるのか、具体的にお聞かせ願いたい。

次に西日野駅と室山町にかかる井せきの問題ですが、これが今次災害に相当の被害を与えたと思うのでありますが、これをはずすかはずさないか、はずせばポンプアップをせねばならないし、地元の自治会もこの解決には非常にむずかしい。この場合行政上の指導が大事だと思われませんが、それに対してどのように考えておられるかお聞かせ願いたい。

次に橋の問題であります。多く流されましたが今度の復興には橋脚のない橋をつくってはどうかと思うのであります。水が出ましても、橋脚にひっかかってあのような惨事になりますし、またつくる橋はあまり重いものも通らないというような地点でございますので、その点を配慮してお願いしたいと思っております。

次に西日野町と室山、八王子の護岸工事は大体いつごろ完了するかお聞かせ願いたい。また、八王子線の問題ですが、昨日来の伊藤議員の質問に対し、市長の答弁ではぼ理解を得ましたが、また市長の決意のほどがわがわがわが。また、その決意に対して地元住民は大いに感謝しております。今後とも変わることなく支援をお願いいたします。

いままでの状況を報告申し上げますと、八月の十四日には小林議員以下直接近鉄に交渉しました。これは南高校PTAを代表となって交渉しております。また八月三十日には、渋谷先生が直接徳永運輸大臣に会っております。九月六日には、小林議員と地元代表三名が田中先生の紹介で運輸大臣に直接陳情しております。それから九月十日には、運輸委員会において石田先生の質問に八王子線のみを問題を取り上げて質問し、運輸大臣の姿勢をただしました。そ

のとき、私以下地元代表六名がその傍聴に参加いたしました。運輸大臣は、八王子線は残すということには変わりはありません。その後運輸大臣にお会いして、直接地元住民代表も陳情しましたが、運輸大臣の考え方は、調査会、交通問題調査会の答申を待ってということのように思います。それから、九月十四日は四郷地区でのあの決起大会となり、伊藤議員より報告がありましたが、あの決議文が全員一致で採択されたのであります。

また、このたび県議会にも請願を出しております。また、今次、市議会におきましても地元より請願書を出しておりますから、よろしくお願いいたします。

近鉄は、バスが運行されて代がえとしておりますが、いずれにせよ八千人の人々の運行は無理であります。朝の出勤はとても間に合わず、乗れない人が出ております。南高校、職業訓練所、日永病院、また地元への学生が二百名余りよその学校に出るのであります。その他利用者もふえております。とりあえず西日野まで早く通してほしい。そうして、護岸の進捗程度において八王子線まで全線開通してほしいという要望が強いです。

地方鉄道法第二十七条には、「地方鉄道業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ運輸営業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ス」というふうに明文があります。また本日の新聞でしたか、三月まで運休ということも出ております。その後廢線をもっていきなさいというのが、近鉄の意向であると思えます。これはあくまで近鉄の考えであると思えますが、四日市市にあくまでたてつく近鉄の姿勢と思うのであります。どんなことがありましても八王子線は残してもらいたいと、強い住民の要望でございます。

私の質問、終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 尿尿処理の問題でございますが、先ほどご指摘がありましたように海洋汚染防止法の規定によりまして、海洋投棄が五十一年四月以降になりますと、いまの十五海里から五十海里になるわけでございます。こういった事情もございまして、市といたしましてはできるだけ早く尿尿処理場の建設を決定したいと思っております。寄り楠町とも交渉してまいりました次第でございます。

大体所要の坪数は一万坪の程度でございますが、当初これにつきまして三万坪買ってほしいというような要求もございました。そうした問題につきましては、なるべく二万坪の部分につきましては、工場等に利用してもらいたいというような努力を続けてまいりましたわけでございます。その後なお交渉を続けて、楠町及び市の清掃管理課の職員を中心といたしまして買収の話を続けておるわけでございますが、付近の部落を移転させよというような申し出が現在出ておるような状態でございます。また土地所有者との直接の交渉には至っておらないわけでございます。

この問題につきましては、市といたしましても早急に解決しなければならぬ問題でございますので、今後ともこの立地問題につきまして早急に解決したいと思っております。

なお、細部につきましては環境部長からお答えいたします。

近鉄塩浜駅の西駅の問題でございますが、これにつきましてはすでに過去におきましても議題になっておりますが、踏切がネックになっておるわけでございまして、この地点元と近鉄との間に入りまして、市といたしましては十分地元と近鉄との間を調整いたしまして、西駅をできるような進めたいと考えております。

八王子線の問題でございますが、このことにつきましては、昨日来伊藤議員その他のご質問にもお答えしておるわけでございまして、市といたしましてもできる限りの努力を払いたいと思っております。

運輸省におきましても、四日市地域陸上交通問題調査会の答申を待ってというようなことをいっておるようでござ

いますが、これは何かこれを隠れみのにして逃避しておるような私は態度であろうと思います。運輸省自体がこれはきめるべき問題なんで、こういうものを参考にすると何かとか、まだ開いてもいない間にどういうことをいっているのは、やや私は逃げ口上じゃないかと思いますが、これにつきましては、昨日申し上げました考え方でございますので、その存続について極力努力していきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 天白川の問題でございますが、お説のとおり笹川団地からの水がかなり影響があるだろうということ、十分わかかっておることでございますし、県のほうでもそのことを承知のうえで、今度の改修に助成事業ということで取り入れておるようでございます。したがって、旧東海道付近の問題も含めまして改修をやるべく現在のほうと折衝中でございます。したがって、現在ではまだこういうふうになりますということは申し上げられない段階でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

橋梁につきましては、四郷全体で約十橋ぐらゐあるわけでございますが、そのうちすでに八橋はもう仮復旧をいたしました。残り二橋は第七次分でこれも仮復旧いたしますが、できるだけ橋脚のないような形にもってきたいということ、これは災害復旧でございますので国のほうとの折衝が残っております。まだ査定が行われておりません。したがって、この点についてももうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上でございますが、西日野町から八王子に至るまでの設岸で、すでに本工事で復旧したところもございまして。しかし残りの場所につきましては、これも査定を待たないと明確に申し上げられないと思っております。できるだけ早く査定を終わってもらうように、県のほう、国のほうをお願いをしていきたい、かように考えておるわけでございます。どう

ぞよろしく願います。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 尿尿の終末処理場の建設問題につきまして、市長の答弁に補足いたします。

四日市が現在一年間に尿尿の終末処理をいたしておりますのが、年間約九万トンでございます。その中で、本議会でもご説明いたしておりますように、下水処理場及び朝明処理場で約四万トン強処理をしております。残り約五万トンにつきましては、海洋投棄をしておるわけでございます。その海洋投棄が海洋汚染防止法によって十五海里から五十海里の地先海面まで行かなければならないことになりまして、現在朝明処理場で処理する場合に、及び現在の海洋投棄の場合に、大体トン当たり千円コストがかかるわけですが、五十海里の海域に運ばなければならぬということになりますと、トン当たり約三倍の三千五百円程度になるわけでございます。そういったしますと、九万トンを現在年間を通じて処理いたします終末処理費が約七千万でございますが、それが二億一千万ぐらいに経費がかかるんです。こういう問題が金の面から出てまいります。それから環境汚染その他の公害対策というふうな意味からも、公害防止五カ年計画の線にのせて四十九年、五十年年度の二カ年計画で、もう一カ所朝明処理場と同じような規模の処理場をつくりたいんだということで、あちらこちらと用地買収の交渉をしたこともございましたが、こういう処理場の用地買収はなかなかむずかしいございまして、苦慮しておりますところ、昨年七月ごろに楠の町長さんから若干四日市から話があった終末処理の用地について楠町が協力しようやないかということ、町長みずからが市長に申し入れていただきましたことがございました。そこで、そういうことになりましたと朝明処理場と同じように楠町と四日市との一部事務組合形式でお願いすることになります構想を立てまして、楠町のほうの用地確保に対する行為に対

してお願いをしたわけでございます。

私も担当課長も二度三度楠町に向きまして、構想の計画の概要についてご説明を申し上げたこともあるわけでございますが、その後心配しておりましたごとく案の定いろんな問題が出てまいりまして、用地買収交渉が今日に至るも妥結をしないという状況でございます。本議会に対して、こういう条件でこういうところに用地買収をして、屎尿処理場を建設したいと思えますというご報告もできない状況でございます。まだ多分に不安定要素が残っておりますので、ご報告がおくれているような状況でございます。しかしながら、もしやれるとするならば朝明処理場と同じ程度の、大体日量百五十キロ程度の終末処理場を建設したいというつもりでございます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鴛野正和君）登壇〕

○産業部長（鴛野正和君） 井せきの問題でございますが、高井議員並びに田中議員にお答えしましたように、受益地等の調査をいたしまして、私どもといたしましては統廃合なりあるいは廃止という方向で地元の受益者の方と協議しながら、なおかつ河川管理者と協議しながらそういう方向で進めていきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 屎尿処理場の問題ですが、これは楠町は相当もめております。だから非常にむずかしいんじゃないかと思っておりますので、四日市単独で考えられたらどうかと思えます。

次に塩浜の西駅の件がありますが、近鉄は踏切をなくしてくれということを盛んにいうわけですけれども、あの踏切をふさぐということはできないので、それで踏切をなくせずにその交渉をしていただきたいということが、願いであ

ります。

井せきの問題はいまありますが、これはあそこに限って特に被害が大きく出ておりますし、今度は真剣に井せきの問題については地元も取り組んでおりますから、できることならこの際に井せきを取っていただいたらと私は思います。

次に八王子線の問題であります。いま市長から答弁がありましたし、この前もありませんでしたが、調査会の答申を待ってというのは確かに私も隠れみものように思います。この問題は、早くから、台風前から発足したばかりであります。それではなしに、近鉄と交渉するときにはその調査会の答申を待ってというんじやなくて、単独で、またあるいは特別に審議会を設けてその交渉に当たっていただきたいと思えます。いずれにせよ、八王子線はなんとしても残していただきたいということを切に願っています、私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後四時十七分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 通告の順に従いまして、質問いたしたいと思います。

第一問につきましては、災害問題でございますが、昨日から引き続きこの問題が論じられておりまして、それほど

深刻な問題であるということをご理解いただきたいと思います。なお、理事者の回答も積極的な回答でございますが、もう一歩も二歩も被害地の住民の立場に立ちまわして、積極的にその解決に努力していただきたいと思いますを切望するものでございます。

第一点につきましては、すでに先ほども出ておりましたが、農作物の被害の問題でございますけれども、水害よりすでに二カ月を経ており、農作物に対する被害がどの程度あったのか、十分な掌握がなされていないのではないかと思われるのでございます。なぜそんなに時間がかかるのであろうかと自問をいたしておるのでございますが、それは被害が多いからなのか、あるいは調査種目が多いからなのか、あるいは調査機関の職員の不足からなのか、等々自問いたしておるのでございます。一日も早く被害状況を調査して、その被害に対してどういう対策と救済、あるいは金融面などのような問題、あるいは指導したらよいかという具体的な問題が生じてくるわけでございます。したがって、そういう問題につきましては、被害者にとりましては、一日も早くその実態とその対策を望まれているのでございます。こういうことから農作物の被害状況についてお伺いをしたいのでございます。

なお、ご承知のように、河原田地区におきまして、米の出荷に際し、四日市倉庫にありましたポリエチレンペレットが流出し、米に混入しているという問題が出ております。一部出荷をしないようにという呼びかけでございますがその現況と市の態度についてどのように、住民にこたえていくことが望ましいかという問題についてお伺いしたいのでございます。

第二点につきましては、排水問題でございますが、治山治水の問題も昨日質問がありまして、重複を避けていきたくと思えますが、少々さかのぼってみれば日本の農業が水稻を中心にして発展してきたのは、豊かな水資源が約束されていたからであります。

自然の恵みとは、川が運んでくれる水と土壌の恵みであろうと思えます。また、自然の脅威とすれば水害であったと思われるのでございます。そのようなことから、その対策として明治の初期の産業近代化政策のために河川が重要視され、治水事業も積極的でありました。幕末の動乱期を経て山々は荒廃し、各地に水害がたえなかつたといわれております。明治二十九年に河川法が制定されて、堤防万能の意識がもたれてまいりました。日本の治水事業として進められたのでありますが、このことは治水革命といわれております。この当時、以前から低水工事、低い水の工事というふうにいわれておりますが、低水工事から一部高水工事として木曾川をはじめ利根川、淀川、筑後川などに高水工事が進められていたのであります。ちなみに明治年代の被害では、明治八年から十七年の年平均の被害額は、当時で四百十五万九千円であり、順次高水工事が進みつつある明治十八年から二十九年には、約七倍の二千八百八十六万一千円の被害となっております。また河川法が成立した以後、明治三十年から四十四年の平均は、年平均三千四百四十万九千円にのぼっております。さらに治水事業が進めば進むほど高水流量が増大する現象が起きているのでございます。利根川の例を見ますと、大改修工事が着手されたのは明治三十三年ごろからでございます。当初の計画高水流量は、毎秒三千七百五十立方メートルと計画されているといわれております。このときには、当時絶対安全であるという確信がなされていたというところでございますが、この計画着手後、約十一年後の四十三年には未曾有の大洪水を記録したのでございます。その当初の計画の約二倍に近い七千立方メートルと推定されております。このようにして、あらためて雨量の計算の大修正、あるいは河川の大改造が行われたといわれております。このように現在の計画降雨量を、計算を大幅に拡大しなければならぬと考えておるのでございます。このような観点から、このたびの降雨量は、いまだかつてない三百ミリをはるかにこえたのでございますが、本市といたしましては、今回の降雨量の、やはり二倍ないし三倍のことを想定して治水の大幅改革というものを考える必要があると思うのでございます。こういう観点

から各河川の改修計画あるいはポンプ場の大幅な拡大とかき上げ、及び停電に運転できるための自家発電の設置などはどうでございますし、か、ちなみに例をとりますと、先ほども雨池川の問題が出ておりましたが、この雨池川が小浜町の付近で名四国道を通り、その名四国道の東側へ出ております。そして松泉町を通り海山道からまた名四国道を横断して、名四国道の西側を通っているという形になっております。非常にこれは不自然であると私は思うのでございます。こういうことから私は抜本的な対策の一つとして、名四国道の西側へもっていくべきであろうと、そして先ほど部長の答弁の雨池ポンプ場の増強ということで、少々の水害を免れるのではないか、こういう考えもっております。なお、中電の住宅から名四国道の東側につきましては、新たなポンプ場を設けまして、支線の吸収をするならば塩浜地区のいわゆる全体を水害から守ることができないかという考えを持っておりますが、そういう問題、また羽津都市下水路につきましては、三ツ谷、金場を含めて、先ほども六平議員が言われておりましたが、津病院の前あたりのあいう高いところでさえも側溝の水があふれ、道路が川となるような現象さえ起きております。こういう問題につきましては、どのように計画し、実行されていくかをお聞かせいただきたいと思いますのでございます。

第二問につきましては、交通問題でございますが、このたび、市内の名四国道の騒音問題から交通規制が行われておりますが、その点につきましては、まことに喜ばしい限りでございます。これを地元としては非常に喜んでいただいております。順序、ちょっと逆になって申しわけございませんが、その問題に関連いたしましたして、市内の生活ゾーンに伴う駐車禁止の問題でございますが、これも去る二十一日より駐車禁止の実施が港地区をはじめ富田の一部に行われております。これが順次旧市内を含めて市内全体に、年度内及び来年の早期には駐車禁止が行われるというふうに聞いております。この問題を聞いた地元につきましては、駐車禁止に賛成の方あるいはまた駐車禁止に反対の方、いろいろございます。この問題も地元には十分説明もなし、理解もされずに実施されたという問題が一つござい

ます。なぜこのような急な問題を実施したのかという行政に対する不満が出ておるのでございます。こういうことからもう少し早くそういう計画を地元元に周知徹底し、協力を得るべきがほとんどではなかったかというふうに思っておりますのでございます。特に営業をやっておる方々等につきましては、駐車禁止については非常に営業に多大の影響を及ぼすというおそれから死活問題であるということまでいわれておるのでございます。こういう問題はすでに話し合いの中からある程度その駐車場、あるいはそれに匹敵するものを提案として考え、その中で実施しておるのが普通ではなからうかと考えておるのでございます。こういう点について市のお考えをお願いしたいと思います。

次に、仮称近鉄南四日市駅あるいはまた、中央緑地前駅と、こうしてもいいと思うんですが、再三この議場で質問をいたしました。それがようやく実現の運びになったということは非常に喜ばしいことでございますが、一応来年の団体までに完成するというのを耳にいたしておりますが、具体的にどのように進んでるかをお答え願いたいと思っております。

第三問につきましては、公害と環境問題についてお伺いいたします。

第一点は、公害患者救済に伴う補償法についてでございますが、長年にわたり公害防止など多くの問題をこの議場で申し述べてまいりました。ここでようやくわれわれの念願でありました生活保障の分まで含めて、この九月より公害健康被害補償法が施行されるに至りましたことを非常に喜んでおる一人でございます。内容は十分とはいえないまでも、生活補償という面が含まれたことについては、喜ぶべきことであろうと思っております。しかし、その現在千六十四名のうち市単による二十二名が、補償法から除外されておりましたが、関係代議士の先生、また坂口代議士も国会における質問もやっております。そのように、一部の改正などよりも若干の方が救済されることになっておりますが、残る方々も将来ともこの国に定める法律に準拠できるようにするべきであると思っておりますし、ま

たそれまでに市が単独事業として、それに匹敵する補償をするべきではないかと思っておりますが、この点についてお伺いしたいのでございます。

なお、原告の方、あるいは自主交渉の方におきましても、この数年の間にそういう補償額において同等、もしくは新しい法によって救済額が進んでいく場合に、原告及び自主交渉の方もそれに相当する額を毎月支給できる方法で、国に法律の一部改正を要求してはどうかと考えておりますが、この点についてお伺いいたします。

第二点目につきましては、磯津地区など、緑化問題についてお伺いいたします。

現在緑化も着々と進められておりますが、公害患者の最も多い磯津地区につきましては、遊園地にある少々の樹木と、その他若干の樹木しかございません。私は、このように考えておりますが、いろいろ問題はあると思えますけれども、磯津の住宅地の西側から保育所の間におきます間に空地がございますが、その辺を緑地にしてはどうかと、あるいはまた、特に冬季における北からの汚染空気や悪臭などを防ぐために、鈴鹿河川敷右岸、いわゆる磯津堤防側に十メートルないし二十メートルの幅で緑地帯を設けてはどうかと考えますが、しかしこの問題は河口でもあり、建設省の許可を得ることは思いますし、また困難なことであると思えますが、この問題についてどのようにお考えか、お伺いしたいのでございます。

第四問は福祉問題でございますが、今回は医療センター建設についてお尋ねしたいのでございます。

現在の医療センターに登録されている方が、約百名ぐらいではないかと思われれます。すでに、志摩にはりっぱな医療センターが建設されております。志摩の療育センターよりはるかに多い四日市の療育センターには、まだまだ不十分な施設しかございません。

訓練や指導あるいは教育等、先生も不足しておりますし、障害児ごとの部屋も必要でございます。そういう面、または公害地域に療育センターがございます。こういう立地条件につきましても非常に好ましくない場所であろうと考えるのでございますが、やはり便利でしかも空気のいいところをぜひともつくっていただき、りっぱな療育センターの建設が急務であると考えておりますが、この点についてのお考えをお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（篠野正和君）登壇〕

○産業部長（篠野正和君） 農作物被害について申し上げます。

これは、一般の全員協議会のときにお渡いたしました資料があるわけでございますが、水田に冠水いたしましたのが三千三十ヘクタールでございます。それから土砂の流出、埋没、これが百三十六ヘクタールということでございます。それから畑作物の浸水あるいは冠水いたしましたのが二百ヘクタールと、金額にいたしまして、合計いたしますと、約二億三千九百万ということで報告をしてあるわけでございます。

それから、河原田の件でございますが、これは、米は全部政府に売り渡すということになっておりまして、現在食糧事務所の米の検査が進行中でございまして、どの程度にそのペレットが混入されておるか、まだ、現在は全容がつかめていないわけでございます。これは大体十月の初旬にならないとこの検査が終わらないと、そうしていままでに検査をいたしました中で、北河原田、南河原田で出荷いたしました米のうち、一俵の中に一五粒ないし二〇粒のペレットが含まれておったというものがございまして、そのうちから出荷いたしました米は、検査の対象外として一応持ち帰っていただいたと、それからその次に検査いたしました中では、そういうものは見当たらなかったと、それから第三回目の検査では二俵発見されたということで、こういう米の取り扱いをどうするかということにつきましては、農協を窓口といたしまして、食糧事務所が、これは米の検査の権限を持っておりまして、農協と食糧事務所と、この

米の取り扱いについて協議するとともに、四日市倉庫、それから市も加わりまして、この取り扱いについて今後協議をしていくということになっております。それで農家に対しましては、このいわゆる被災米といえますか、これにつきましては、農家の損失にならないように措置をしてくれということを、農協に強く指導いたしております。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 公害患者の救済に関しまして、お答えいたします。

昨日、橋本建治議員のご質問に対してお答えいたしました次第でございますが、新しい患者のための補償法ができてきたりまして、九月一日から発足することになりました。四日市の置かれている現況は、古い法律から新しい法律に円滑に移行を進めることにあると考えているわけでございますが、その患者が、ただいまご発言がありましたように、裁判を起こされて、判決によって障害補償を受けられたいわゆる原告の方たち、それから企業と自主交渉をされる患者の方、及びその財団からの給付も受けておられない患者の方、いろいろ種類がございます。これらの方を、いずれにいたしましたとしても、新しい補償法による公害認定患者であるというふうには、移行ができるように最善の努力をするのが行政当局の仕事かと心得ているわけでございますが、その新しい法律の条項に目下のところ当てはまらない人が、一応市の単独認定患者、及び判決直後に、市の特別な要綱によって認定をいたしました方、合計二十二名でございます。しかも非常な厳正に取り扱ってきた公害患者であるので、特別な運用のもとに、全員新しい法律に移行できるようにしていただきたいということを、国に対して陳情につとめてきつつあるところでございますが、もうしばらく事務的に詰めて、結果が出るには若干の時間がかかるかと考えております。

できるだけだけの努力を今後とも続けていきたいつもりでございます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） ご質問の排水問題中、下水道に関係するものについてお答えしたいと思います。

第一番のご質問の中で、ポンプに対して自家発電の考えはないかというお尋ねであったように思いますが、四日市市が現在実施しております雨水対策中のポンプ等につきましては、大口径につきましては、ほとんどがエンジンを持ちまして始動いたしておりますので、自家発電という考え方は現在とらなくてもいいのではないかと。ただポンプ場内の作業を行うために停電ということもございますので、これらに対する小さい室内電灯の発電機は常に保有しております。ただ残念なのは小口径、いわゆる最近特にご要望の高い地下ポンプでございますが、これらにつきましては水中モーター式になっておりまして、発電機がついておりません。これらの問題についてもいろいろと、治水対策特別委員会の中でもいろいろとご意見等も賜わったのでありますけれども、発電機ということになりますと、土地の問題、あるいはまた騒音の問題ということから、なかなかご理解得られない面とか、いろいろむずかしい面がありましたので、思うようにまかせなかったと。それ等と、私どももいたしましたし、この今回七月二十五日の災害の場合もそうでございますが、いわゆる可搬式発電機というものがございます。これは四日市市が保有しておりますけれども、市内業者の方がほとんどいま工事に所有しておみえになりますので、これらの方と事前に予約契約をいたしまして、今回は、要所要所に自家発電機を、可搬式のものを設置して待機させたわけでありまして、幸いにして使用の段階には至りませんでした。今後ともそういうものを中心にして対処していきたいと考えております。ただ一部ポンプ所

の配電盤ですが、これが低くて迷惑をかけた地区がございます。これは全く私どもの設計上の感覚がなかったというようなことで、地区の方に申しわけないと思っておりますが、特に小浜町の二カ所のポンプにつきましては、そういう事態でご迷惑をかけたこともありましたので、さっそくポンプ場と申しますか、その配電盤のかさ上げを行います。一メートル高くいたしましたので、こういうことで対処しております。

なおまた、雨池川の第二点の問題でありますけれども、いろいろと具体的なご意見等いただいて、われわれも今後十分参考にさせていただきたいと思っておりますが、ただ私どもが考えておりますのは、雨池川といいますが、あくまでも塩浜の都市下水路、各所の都市下水路も同じでございますが、やはり基本的な一つの柱になります。したがって、この幹線水路が整備されれば全きを得るかということは、私はそうなかなかうまくはいかないと思います。やはりそれによって直接の効果をj受ける区域もありますけれども、大半のところは支派川が完備されて、はじめてその恩典を受けるという区域が多々ございます。したがって、私どももいたしましては、これらも十分考えたいので計画を進めるべきであると考えております。現に塩浜の関係につきましても、この雨池周辺につきましても、公共下水道の認可を得ておりますが、この公共下水道事業の中に、さらに雨水対策いたしまして、このような考え方の雨水水路というものが一応基本的に考えられております。これらにつきましても、目下国と事務的、あるいは技術的に話を進めておりますが、いずれは雨池と並行した基本策として、私は建設されるべきものだと考えております。その他の都市下水路等につきましても同じようなことでございまして、現に朝明の都市下水路でいきますと、朝明都市下水路ができましたので、これに関係する支線完成したために、幾ぶん状態が非常によくなったという実例もございまして、俗にいう仏つくって魂入れずということのないような方向へ努力を続けるべきだと考えております。

以上、回答でございます。

○議長（山中忠一君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 交通対策の問題についてお答えいたします。

本件につきまして、地元の方々に徹底を欠いておたことは、非常に遺憾に思っておりますが、八月の二十日以降、一部地元の方々には、この話をいたしておるのでございまして、したがって、九月二十日の夜十九時から納屋小学校で行われました四日市南警察署の杉本次長以下交通課長と、われわれのほうから企画課、公害対策課、それから交通安全対策室と、これだけ出て地元住民と話し合いをしたわけでございます。これにつきましては、ご承知のように一部この地域は名四国道の騒音の問題から、十時から朝の六時まで大正橋から昌栄町の間一・六キロ、この夜間の速度制限を二十一日から三十キロ、時速三十キロに制限したこと、まあこういういろいろなことがございます、その時点でこの問題が出てきたわけでございます。そのときの話の中には、やはり南署といたしましても、本部及び公安委員会のほうへ地元の意見を上げると、推進するということもございまして、私どももいたしたることを希望いたしますとともに、私どももいたしましては住民の方々と警察とが十分協議をされることを希望いたします。すでに告示もなされておりますが、今後は住民の方々と警察とが十分協議をされることを希望いたします。この問題非常に重要でございますので、これをまた警察のほうへお伝えしていただくということで、できる限り問題を起さないようにしていきたい、このように考えておりますので、ひとつよろしく願います。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第三問の療育センターの建設についてのご質問に、お答えさせていただきます。

この問題に関しましては、たびたびの議会にご質問をいただいて、ご報告、ご答弁申し上げておりますが、本年につきましては、保母増員の問題とか、あるいは派遣教師の問題等、実施をいたしておりますが、ご質問にもありましたがように、基本的には今後の建設の問題かと思えますが、児童福祉法の中にあります肢体不自由児施設と、あるいは肢体不自由児の通園施設というような考え方もございますが、現在県市で詰めておりますのは、公立公営による肢体不自由児の通園施設として建設を進めていきたいということでございまして、現在具体的な折衝をいたしておりますが、問題点といたしましては、用地の問題、あるいは位置の問題、あるいはこれの施設における職員確保というような問題、あるいは予算化の問題ということがございますので、さらに具体的に一日も早く実現する方向で詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 南四日市駅の問題と磯津の問題について、お答え申し上げます。

南四日市駅は、総事業費約五千五百万と、これくらいの事業費がかかるわけですが、広場といたしまして約二千三百三十平米、そのほかに十二メートルの街路を一本つけると、まあそういった事業でございますが、五千五百万の中で国費対象の事業がございますので、地元負担はほぼ二千五百万くらいになるかと思っております。これに対しては、国体関連の広場といたしまして県のほうから約半分の補助があるものだというふうに考えております。ところで、この工事がいつ完成するかということですが、市はこの広場、街路等の造成工事、あるいは舗装等を行うわけ

でございますが、本年の十一月から来年の三月までの間に完成をさしたいと考えております。なお駅舎、その他については近鉄側が工事をするわけでございますが、これは来年の一月に着工いたしまして、七月に完成する予定になっておるわけでございます。したがって国体の開催までには間に合うものというふうに考えております。

以上が南駅でございますが、磯津の緑化の問題につきましては、ご承知のように鈴鹿川の河口右岸より約七百平米の公園を四十六年度につくっております。そのほか磯津漁港にも小規模な公園が整備をされておる。なお、あの地区全体の緑化の事業といたしまして、平和町のあと地の緑化、平和公園の建設を進めておるわけでございますが、ご指摘のありました右岸の堤防は、現在バスが通っておりますし、その堤防のすぐ下は民家でございますので、ここに何メートルかの緑地帯をとるということは、ほとんど不可能に近いというふうに考えております。ご指摘のありました西側のほうがあいております。この西側のほうの活用については、地元のほうとただいまご相談を申し上げておる最中でございますが、なお、いろいろな手段を講じまして緑化を西側のほうに進めてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまお答えいただいたんですが、まず第一問の問題の中の農作物の被害の問題につきましては、約二億数千万と、こういうことでございますが、具体的な調査、あるいは、これは現在調査中であるが、個々のいわゆる野菜にしても、あるいはその他の問題にしても被害というのが具体的にまだ掌握されておらないというのが実態ではないかと思っております。こういう点で早くそういうものが調査できれば、具体的に指導もし、あるいは金融面

も何とか手配できるのではないかとという気持ちから申し上げたんでありまして、そういうこまかい点の問題について、さらにひとつ前進的な気持ちで調査、あるいはまた救援の体制をお願いしたいと思えます。

また河原田の米の問題につきましては、すでに四日市倉庫も何人か来て、その清掃に当たっているそうでございますが、いずれにいたしましてもいまお答えありましたように、三重食糧事務所の管轄でございますし、また一面は四日市倉庫の責任でもあるんじゃないかという気持ちもいたしております。こういう中で非常に現在この米はどうなるのかという心配が出てきているようにございますので、どうかそういう点の問題解消のためにも、一日も早くはっきりした線を打ち出していきたいと思っております。これは要望いたしておきます。

それから排水の問題につきましては、概略了解をいたしましたわけでございますが、どうか少々の水害でもりっぱにそれが、降雨量がありましても、みごとな水量で水が流量していくように、ひとつよろしく手配のほどお願いしたいと思います。

特に、羽津の下のほう、あるいは雨池、塩浜方面、あるいはまた富田浜方面などにつきましては、しょっちゅう水がつかるわけでございますので、格別のご配慮と、勇気を持った予算措置をお願いしたいと思います。

あとは、交通問題にいたしましても、十分地元で納得、理解できるように今後とも行われますところにつきましましては、全力をあげて市民との間に懇談を設けて、お願いしたいと思います。

環境問題についても答弁いただきましたが、私はちょっと表現のしかたがまずかったですかもしれませんが、いわゆる平和町の公園では悪臭の除去はできないということから、河川の中で何とか排除を考えることはできないかと、すでに公園敷もつくられておるところもございますので、そういう方式ではどうかということを申し上げます。

療育センターにつきましては、簡易通園センターの認可が最も必要ではないかということもいわれておりますので、そういう面からも、ひとつ全力をあげて市民の方々の要求に沿えるよう、努力をお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十八分散会

昭和四十九年九月二十八日

四日市市議定会定例会會議錄（第四号）

四日市市議會

○ 議 事 日 程 第四号

昭和四十九年九月二十八日(土)

午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第九五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………議案質疑：委員会付託

第三 議案第九六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について……………

第四 議案第九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………

第五 議案第九八号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算(第一号)……………

第六 議案第九九号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)……………

第七 議案第一〇〇号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………

第八 議案第一〇一号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………

第九 議案第一〇二号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)……………

第一〇 議案第一〇三号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)……………

第一一 議案第一〇四号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………

第一二 議案第一〇五号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………

予算(第一号)……………

第三 議案第一〇六号 昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算

(第一号) 議案質疑：委員会付託

第四 議案第一〇七号 昭和四十九年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算

(第一号)

第五 議案第一〇八号 昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算

(第一号)

第六 議案第一〇九号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正

予算(第一号)

第七 議案第一一〇号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予

算

第八 議案第一一一号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

.....

第九 議案第一一二号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

第二〇 議案第一一三号 四日市市印鑑条例の一部改正について

.....

第二一 議案第一一四号 四日市市立保育所条例の一部改正について

.....

第二二 議案第一一五号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

.....

第二三 議案第一一六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

.....

第二四 議案第一一七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条

例の一部改正について

第二五 議案第一一八号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

.....

第二六 議案第一一九号 孤野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴

覚ライブラリーの事務委託に関する協議について

第二七 議案第一二〇号 土地の取得について

.....

第二八 議案第一二一号 土地の取得について

.....

第二九 議案第一二二号 字の区域の変更について

.....

第三〇 議案第一二三号 工事請負契約の締結について

.....

第三一 議案第一二四号 工事請負契約の締結について

.....

第三二 議案第一二五号 工事請負契約の締結について

.....

第三三 議案第一二六号 工事請負契約の締結について

.....

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二 議案第九五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

日程第三 議案第九六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

日程第四 議案第九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

日程第五 議案第九八号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算(第一号)

議案質疑：委員会付託

- 日程第六 議案第九九号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)
- 日程第七 議案第一〇〇号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第八 議案第一〇一号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 日程第九 議案第一〇二号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一〇 議案第一〇三号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一一 議案第一〇四号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一二 議案第一〇五号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一三 議案第一〇六号 昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一四 議案第一〇七号 昭和四十九年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一五 議案第一〇八号 昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一六 議案第一〇九号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一七 議案第一一〇号 昭和四十九年度四日市市立四日市市病院事業会計第一回補正予算
- 日程第一八 議案第一一一号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第一九 議案第一一二号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第二〇 議案第一一三号 四日市市印鑑条例の一部改正について
- 日程第二一 議案第一一四号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 日程第二二 議案第一一五号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第二三 議案第一一六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 日程第二四 議案第一一七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第二五 議案第一一八号 四日市市仙易水道条例の一部改正について
- 日程第二六 議案第一一九号 孤野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴覚ライブラリーの事務委託に関する協議について
- 日程第二七 議案第一二〇号 土地の取得について
- 日程第二八 議案第一二一号 土地の取得について
- 日程第二九 議案第一二二号 字の区域の変更について
- 日程第三〇 議案第一二三号 工事請負契約の締結について
- 日程第三一 議案第一二四号 工事請負契約の締結について
- 日程第三二 議案第一二五号 工事請負契約の締結について
- 日程第三三 議案第一二六号 工事請負契約の締結について

○出席議員(三十九名)

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 青 | 山 | 峯 | 男 | 君 |
| 天 | 春 | 文 | 雄 | 君 |
| 荒 | 木 | 武 | 治 | 君 |
| 小 | 井 | 道 | 夫 | 君 |
| 伊 | 藤 | 太 | 郎 | 君 |

○欠席議員(三名)

高橋力三君
 吉垣君
 山中君
 山口君
 安垣君
 六平君
 松島君
 藤井君
 福田君
 日比君
 早川君
 服部君
 長谷川君
 橋本君
 橋本君
 野崎君
 生川君
 照男君
 忠一君
 信生君
 豊司君
 良一君
 泰治君
 香史君
 義平君
 正夫君
 昌弘君
 鐸元君
 増蔵君
 建治君
 貞芳君
 平歳君

中島隆平君
 出井博君
 坪井子君
 田中一君
 高井三夫君
 志楨政一郎君
 後藤藤治君
 後藤寛治君
 小林喜夫君
 小林博次君
 粉川茂君
 訓野也君
 喜多野等君
 川村深君
 小川四郎君
 大島武雄君
 岩田久雄君
 伊藤信一君

○議事説明のため出席した者

市	助	市	市長	総務	税務	産業	福祉	環境	下水道	建設	副	教育
長	役	長	公室	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	収入	委員
岩	加	庄	三	阿	杉	本	野	和	美	荒	伊	龍
野	藤	司	輪	南	本	正	文	己	博	木	藤	池
見	寛	良	喜	輝	治	和	男	男	美	三	涼	清
齊	嗣	一	代	彦	芳	男	男	男	己	郎	一	真
君	君	君	司	君	君	君	君	君	君	君	君	君

増山 山本 英一 勝君

○出席事務局職員

教	次	病院	水道	次	消	次	国体	代表	事務局	議
育	長	事務	事業	長	防	長	局	監査	局長	事
長	長	長	管理	長	長	長	次	委員	長	務
市	山	村	者	天	倉	倉	長	森	川	局
川	北	山	平	野	谷	谷	佐	幸	村	長
一	一	了	井	助	徳	徳	々	雄	得	長
郎	郎	了	清	春	助	助	木	君	二	君
君	君	君	三	君	君	君	兒	君	也	君
			君	君	君	君	精		君	君

議事係長 板 崎 大之丞 君
主 事 西 口 徹 君
主 事 補 川 北 悟 司 君

午前十時二分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は三十四名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一 一般質問を昨日に引き続き行います。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 おはようございます。この九月議会はまさに水害対策の議会であったとも思いますけれども、水害対策についてはまず二、三点お尋ねしたいと思えます。しかし一昨日来の論議の中であらかた論議をされておりますので、できるだけ重複を避けながら聞きのがした点についてお尋ねをさせていただきますと思います。

まず第一点目についてでありますけれども、土木部の拡大家案についてお尋ねしたいと思えます。一昨日来論議をされております七・二五水害問題の重要なポイントの一つでもあると思えますけれども、いわゆる山間部での開発、開発とまではいなくても小さな工事なんかを含めてそういう問題をチェックしておれば今回のような水害の場合に何割かその災害を防止できたんじゃないかというふうにも考えるわけです。そういう点で、四日市にも名古屋市のように開発などをチェックして指導できるようなそういう課、または現在の都市計画課の中にそういう指導員を配置した係のような、そういうものをつくってもいいというふうにも考えるんですけども、そのあたりについてひとつ考え方をとお聞かせ願いたいと思えます。きょうの新聞の中でも、開発問題については雨水の貯水池の設置基準を強化、各市町村で条例、要綱などをつくり、規制するよう指導を始めたというようなことも書いてありますけれども、より一段と規制を強化していく観点からも、この点について考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

次に、天白川の復旧についてお尋ねいたします。まず、第一点目は橋の問題ですけれども、昨日の答弁の中で、新しく天白川につけられる橋はワンスパンで橋脚のない、そういうものにするんだというようなことでありましたけれども、たとえば天白川の八王子子付近にかかります出雲橋や八王子橋、これらについて、これは流されていないんですけども、非常に橋が低くてまん中に橋げたがはまっていると、こういう状況でありますので、この際これらもワンスパンの橋に改善すべきだというふうにも考えますけれども、こういう考え方を県に対して、たぶん働きかけておられるだろうと思えますけれども、その点お尋ねさせていただきますと思います。

それから第二点目として、きのうの答弁の中で十二月の査定が終わってから抜本改修の具体案を示すということでありましたけれども、これでは災害復旧がおくれるだけだと思いますし、また住民を不必要にいら立たせるだけだとも思います。市長はなぜ十二月の査定を待たなければ抜本改修の具体案が示せないのか、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思えます。なぜここでこういうことを聞くかといいますと、たとえば天白川の八王子橋とその付近

についてであります。あの付近の場合であります。住民の方に聞いてみますと、いまの河床より何年前は一メートルほど深かったそうであります。何か小さい子供さんが橋のまん中に横に一本ささえるセメントのあれがあるですけれども、そこに下から飛びつかないと届かなかったと、しかしいまは足首のあたりでそれを踏むことができるそうです。そういうことですからあれですが、県の土木なんか今後の問題として聞いてみたんですけれども、河床をいまよりあそこら辺で一メートル下げて設岸を強化するんだと、こういうことで回答を得ているんですけれども、これでは抜本改修になりませんし、また市長が答弁をされた十二月の査定を待ってという前に県のほうではこういう方向が、一定の方向が出されておるように思いますから、それでは地域住民の考えた意見はほとんどこの中に入っていないと思いますし、そういうことでこの点について詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それから次に、八王子線の問題でありますけれども、昨日の新聞報道によりますと、運輸審議会中原善一会長は二十六日近鉄八王子線の営業休止を認めた、徳永運輸相の正式認可後五十年三月末まで営業を休止すると、こういうことです。そのうしろに、しかし同線は近鉄がかねてから廢線にしたい意向を示しており、休止を機会に廢線申請するとの見方が強いというふう論評されておるんですけども、やはりこのままの対応のしかたでいきますと、予想どおりと、こういうことになりかねませんので、断固として廢線を阻止するために八王子線を守る住民運動に財政的援助を与えたらどうかというふうに思うんですけれども、この点の考え方をお尋ねしたいと思います。そのほかいろいろこうやったりいいというお知恵があればいいとお聞かせ願いたいと思います。

次に、防犯灯の電灯料の自治会負担の解消についてでありますけれども、防犯灯の電灯料の三分の二がすでに市の負担分になっていますが、ある自治会の場合四十八年度決算で町費の収入が三十二万二千円で、集会所の電灯料を含めて実に六万四百円の電灯料や維持費が支払われております。二割ぐらいです。これは補助の対象になっていないものも含まれていますが、町としてともかく電気関係で払うものがこれだけあると、収入の少ない自治会にとっではたいへんな負担になっておるわけです。この町の場合市からの電灯料補助金は、四十八年度の場合二万三百円となっております。ところが町としてはやっぱり電灯料のこれで三分の一が返ってくるというふうな感じになります。思うんですけれども、この四十九年度予算を見せたら、収入は同じく三十二万二千円、その収入に対して実に予算で九万三千円の集会所の電灯料を含んだ電灯料が計上をされております。収入に対して三割の計上であるわけです。で、このような防犯灯等の電灯料をできるだけ無料化をしていただくことによって少しでも自治会の乏しい財政をほかの活動に振り向けていけるような、そういう状況をつくっていただきたいと思うんですけれども、この際防犯灯の電灯料を無料化する考えはないか、お尋ねしたいと思います。参考までに四十八年度の防犯灯の数は七千八百六十三で、その三分の二が市の補助金でまかなわれるわけですけれども、市の助成した分が八百五十九万六千九百六十四円ということで、毎年四百灯ほどの防犯灯がふえておるそうです。

次に、糖業問題のその後の経過についてお尋ねいたします。七月十二日の愛知県議会において糖業の名南食品コンビナート移転問題は、ちょうどそのときに行われました海上保安庁の糖業の公害のたれ流し摘発によって移転を認めないという態度を打ち出したと思えます。その後多市議会に回されて止式に受け入れを拒否しますと、こういう表明がなされたわけでありますが、今後この企業を現地で存続させていくためには、行政の公害に対する監視の強化と、それから公害防止のための技術的な援助なしではなかなか生き延びられないと思えますし、さらにまた地場産業の育成強化をはかるための市のしっかりとした方針が打ち出されてこない、これまたむずかしい問題ではないかというふうにも考えます。当の労働組合としては、何とか地元で企業が残るようにということで市長に対して六万余の署名を添えて、何とか行政指導を強化してほしいということで要請をしたわけでありますが、その後



市のほうがこの糖業問題について対応されたことについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 治水計画あるいは河川の改修計画等についての全体的な構想がどうして十二月まで、査定が終わるまで示せないかというご質問でございますが、現在第二次の査定が進行中でございますし、査定が終わるまで仕事を進めないというわけではなく、むしろ査定の終わったものから応急復旧はもちろんのこと、査定の終わったものから本工事に着手しておる状態でございます。しかし査定が終わるまでは負担区分等も明確になってまいりませんし、また財政的な裏づけについての分担もできないと、こういった状態でございますので、確定を待って全体計画をお示ししたいと、このように考えておるわけでございます。

八王子線の存続あるいは廃止の問題につきまして、運輸審議会は三月まで休止を認めるといような発表をいたしておりますが、これは近鉄は一カ年間休止というようにお事を申請しておったと聞いておるわけでございますが、これを六カ月に短縮しておるといふ点は、ある程度地元の意向もしんしゃくしたんではないかと考えております。しかしながら、八王子線の廃止についての近鉄の意思と申しますか、執念と申しますかは、とにかく廃止したいという意思は非常に強いものでございまして、これにつきましては市といたしましても絶えざる努力をもって廃線に反対していかねばならないと、このように考えておるわけでございます。市といたしましては行政的なベース、あるいはまた政治的なベース、あるいはまた住民のサイドにおける努力と、こういったあらゆる方面からこれを阻止する努力をいたしたいと考えておるのでございます。ただまあ住民運動に財政的な援助という問題につきましては、具体的な問題につきまして検討しなければならぬと、一がい住民運動に財政的な援助をいたしますと申しかねるんでござ

いますけれども、事と次第、事柄によりましてはあるいはそういう必要もあるのかも存じます。いずれにいたしましてもこの問題につきましては、市も住民も一体になって阻止に努力していきたいと考えております。

防犯灯の維持についての自治会の負担の問題でございますが、大体四日市市といたしましては三分の二の維持費の補助ということで対処してきておるわけでございますが、この防犯灯の取りつけにつきましては非常に市民の要望も強く、年々四百灯ないし五百灯といったような増加を示しておるわけでございます。現在の状況といたしましては、非常に私はこれ以上無料にするということになると、また防犯灯の増加という問題とあわせて考えました場合、負担にたえきれないというような問題も起こってくるかと思っておりますので、もう少しこれは情勢を見きわめたくて対処したいと考えます。

東海糖業の問題でございますが、この問題につきましては従業員の方々も非常に苦慮しておられることと想うのでございます。しかしまあこの会社は、四十八年度なんかの決算で見ましても明らかなように、大体一億五千万程度の資本に対して、四十八年度は三億円以上の利益を計上しておる会社でございます。また昭和四十七年と比較しますとその利益は十倍以上にもなっておりますような状態でございます。移転の問題につきましては、現在は私は愛知県の方へ移転するという問題は拒否せられて動けない状態になっておると思うのでございます。市といたしましても、しかしこうした場合が公害問題なんかに十分対処してくれるならば、もとよりここで就業を続けてもらいたいというのが本来の考え方でございます。公害問題の指導等につきましては、技術的な援助、あるいはまた各種の検査等によりまして任民に迷惑をかけないように、また十分な公害対策を講ずるように指導していきたいと、このように考えております。そうして東海糖業が、これまた全国でも特異な会社でございますので、ぜひとも経営者も従業員も一致して公害のない特色のある中小企業として発展していくことを心から希望しております。

他の問題につきましては加藤助役からお答え申し上げます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） まず土木部の拡大についてでございますが、現在開発行為の申請がありました場合には、部内で開発審査会というのを持っております。開発行為の各種の施設の審査は非常に多岐にわたりますので、ただ単に土木部だけで審査を進めてまいりにはまいりません。したがってどうしても開発審査会という会議をもって各部の意見を調整しながら指導をしていくことにならざるを得ないのでございます。ただそうでございますが、現在の開発審査会そのものが非常に問題が多岐にわたる関係もございますが、非常にたくさんの人をべんに集めなければならぬという不合理さがございますので、組織的にこれももう少し考えてみたいと、かように考えております。なお開発指導員というご提案もございましたが、一挙に土木部の人員を増員するということは現在の技術者の確保の状況あるいは現在の市の職員の総数等からいってたいへんむずかしい問題であろうかと思っておりますが、今後この強化については努力をしてまいりたいと、かように考えております。

次に、天白川の復旧に関連いたしましたして、橋の復旧をどうするかということでございますが、出雲橋は県道にかかっております県の橋でございます。天白橋はすでに河川改修の終わったところにかかっている市の橋だというふうにいま私は記憶いたしておりますが、これは高くしたはずだという記憶がございます。確かに橋脚というのが川の流れを妨げる、そのことによって破堤決壊というような事態が生ずるということはあり得るんでございますが、これらすべて国のほうとの折衝いかにかかっておるわけでございます。全部を橋脚なしで復旧をするということはいへんむずかしからうというふうに考えておりますが、できるだけその方向で努力をいたしてまいりたいと。なお河床の

掘り下げについては、すでに県のほうにそういう申し入れをしておりますし、県のほうもある程度その点は了承をして改良復旧の方向で考えていくというふうに信じております。なお査定を待たなければ最終的にはわからないわけでございますけれども、今後とも改良するように県のほうと十分折衝をして国にも働きかけてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 先ほど東海糖業の利益三億二千万円と申し上げましたのは、法人税の誤りでございまして、利益はこの三倍以上にもなりますので、訂正をさせていただきます。

どうも失礼いたしました。

○議長（山中忠一君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 土木部の拡大案についてでありますけれども、これについては技術者の確保の問題、人員の問題でむずかしいが今後努力するということでありますけれども、なかなか災害のほうが待ってくれないと思えますし、たとえば三滝川の場合でありますと、北条付近でも二十センチぐらいのところまで水がこぼれそうな状態があったと、ところが幸か不幸か上のほうで堤防が切れたということによって下のほうが水がこぼれなくて済んだと、こういう状況があるわけでありまして、これらはすべて、すべてとはいいませんが、その大半が乱開発によって生じたものだと思いますし、開発をしたあとの手当てがうまくされていないことが結果的にこういう災害に結びついているという

ことを考え合わせますと、やはりさわっていく、開発をしていくたんびにその手当てをしていくような、そういう機能を強化していく必要があると思いますし、また具体的に指導員を配置をしてチェックをしていかないと、なかなか状況の改善につながってこないということでもありますので、今後努力するのでは不十分だと思います。したがって直ちに努力をするというようなことで対応してもらいたいと思います。

それから橋の問題ですけれども、答弁の中にはなかったんですが、これも県道にかかっておる八王子橋のことですが、非常に橋が低いと思いますし、まだ上にあります出雲橋のほうはこの八王子橋よりは高いわけですけれども、しかし市が要請し、県が方向を出しておりますのは、一メートルほど河床を下げてもいいわけですが、先ほども言いましたように、一メートルほど下げるのはかって一メートルほど河床が低かったわけでありまして改良にもなりませんし、確かにこわれたところはがんにょうなコンクリートなんかで補強されますから復旧にはなりますけれども、ということでありまして、また同じような状況が来るともう一べん水をかぶると、こういうことになりますから、少なくとも小林哲夫議員が声を大にして主張していましたように、もう一本川をつくるなり、あるいはもっと住民の意思を聞いた改良方向を打ち出すことが大事だと思いますけれども、いまの動きでいきますとやはり何か市長の答弁にもありましたように、十二月の査定が終わってからは、また査定が終わっていきんだと、負担区分が明らかにならないからできないということでありまして、しかし区分が明らかになり、やり方が明らかになった段階では抜本改修という住民の意思は一体どの時点どこに反映されるのか、これ疑問であります。理事者の目から見て、これは銭の関係がありますからそう住民の意見ばかりは聞けないと思いますけれども、しかしながらあまり日常的に使わない理事者の目から見て川がさわられるわけでありまして、これでは住民はなかなか納得できないと思いますし、また先般来市に対してこれは人災だと、何とかしろという要求があるんですけども、最近どうもいろいろ

声を聞いてみますと、理事者の態度は七月二十五日以降水害のあとは非常に低姿勢であったと、しかしいまは打って変わって高姿勢に変わったと、こういうことをいっておると思うんですけども、その具体的な中身はやっぱり十二月の査定が終わってからは具体的な案を示しますと、このあたりから私は生じておると思います。やっぱりその地域の住民の方が納得をして、安心して住めるような環境をつくるために一口乗せてもらいたいという今日の状況をとらえて、その意見が通るような、そういう状況をつくっていくべきだと思いますけれども、たとえば十二月の査定が終わらなくともそれまでにそういう意見を聞いて、ここはこういうふうにするんだという、そういう話し合いなんかは十分できると思うんですけども、当然自治会なんかともそういう話し合いはいままでもされてきたと思いますが、その点もう少しお聞かせ願いたいと思います。

それから近鉄八王子線の存続問題についてでありますけれども、いまの動きのままですとやはり近鉄のほうが力が強いと思いますので、してやられるような危険性が大きいと思いますので、その点市長の答弁からいけば、具体的に必要なものについては考えていくと、こういうことでもありますから積極的に住民運動を刺激しながら助けていき、その力を借りながら行政としても廃線を防いでいく、こういう方向をより強めてもらいたいと思います。

それから防犯灯の電灯料の無料化でありますけれども、四日市市としては三分の二の補助を現在しているし、これ以上無料にすると年々増加すると、こういうことでもありますけれども、四十六年以降大体年四百個ぐらいいふえておると思いますし、またこれは系統的にふえておると思いますし、市の支払う補助料も七十万程度ふえておると思います。しかしその設置費についてまで無料にしてくれというふうなことではありませんので、ふえていくということについてはやっぱり自治会でも設置させるために半額自分で負担をしなければいけませんから、市長が言うようにまるで野放しにこれがふえていくということにもならぬと思いますし、また逆にそれだけ必要なものならどし

どしつけたほうがいいのではないかというふうにも思いますので、この点もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから糖業問題についてでありますけれども、公害に十分対処できるんなら残ってほしいと、こういう消極的な発言ですが、もう一度糖業問題が発生する以前の状態を思い起こしてもらいたいと思います。たとえば名南移転問題は二年も三年前から計画をされたものであります。その過程で東海糖業の経営者が行政に対してとった態度は、もうじき向こうへ行くからもうちょっと待ってくれぬか、お目こぼしをくれないかというようなかっこうで通り過ぎてきたといういきさつがあるわけでありますから、単に公害に十分対処してくれるならというようなことで受け流されるちょっと困るわけであります。その公害たれ流した片棒は少なからず行政もその一端をになってきたはずでありますし、先般摘発されました深井戸問題についても、これは県であります。監視員か一人おりながら、しかし実際には摘発が、それを発見することができなかったわけであります。そういうふうな行政側の落ち度もあるということを含めて、わたしのここで質問したときに申し上げたのは、もちろん公害問題についてはその企業が十分対応すべきだと思いますが、しかし行政としても積極的に公害がなくなるようなそういう指導というものを強めていく必要があるということでは私は申し上げたわけであります。そのことがない限り、今日東海糖業にかかわらずいずれの中小でも公害をたれ流せばみずから崩壊をしてしまうという、こういうことにつながってくるというのをすでに全国各地の例が示しておると思いますので、その点踏まえてきついにいかにひとつ公害問題についてのチェックをお願いしたいと思えますし、単に指摘をするだけでなくて、こういうふうな改善をしろというふうなアドバイスをしてもらいたいと思えます。場合によっては財政援助を含めてすべきだと思えます。幸いにして東海糖業の場合は昨年度十億をこす利益をあげておりますのでその必要はないかと思えますけれども、しかし悪徳商社三井物産のことでありますから、力づくでも今日の時点でもまだ名南移転問題についてあきらめていないというふうにも聞いております。そういう時点

でありますからいろいろな手をつかって、たとえば東海糖業をつぶしてから向こうに移転するという手だであるわけであります。そういうケースもほかでいろいろ聞いておりますし、するわけです。単に一企業が向こうへ行くということにとどまらず、国会でも論議をされましたように、ブドウ糖が独占企業に渡ってしまうことの弊害のほうがむしろ今日大きな問題として考えられておるのではないかとも思います。どうかこの問題につきましては、六万の署名を集めて労働組合が市長にお願いしたように、ともかく東海糖業の経営者を刺戟していただきながら積極的に公害防止の投資を行い、現地で残れるような、そういう状況をつくってもらいたいということに対してのご答弁はなかったように思いますので、以降いろいろ糖業の経営者なり県知事とお話をされたと思えますか、そこら辺での成果があれば再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 少し私のことばが足らなかつたかと思いますが、十二月の査定が終わってからと申しておりますのは、全体的な計画についてお示しできるのは十二月以降になるということでございます。もちろん個々の査定は現在も進められておるわけでございますから、すでに済んだ査定、あるいはいまやっておる査定、こういった個々の問題につきましては十分市民の方々にもお示しし、ご意見も聞いていくと、そのつもりでございます。全体的な完成した、総合的な全体的な問題としてはこうなっておりますというお示しできるのは十二月になると思いますが、個々の問題につきましても、またその査定前におきましては、査定を受ける前に市民の方々のご意思を十分尊重し、取り入れて当たっていききたいと、このように考えております。またそのとおりになっていくと思

それから、防犯灯の自治会の負担の問題でございますが、重ねてのご要望をいただいたんですが、維持費の問題につきましてはもう少し検討させていただきますと思います。

東海糖業の問題につきましては、決して私は公害さえなくなればおっしゃっていいという、そういう消極的な考え方は持っておりません。公害のないりっぱな会社として当地で存続していてもいいという考え方でございます。しかしそのためには、従来いろいろな過去におきましても問題がありましたので、公害対策、その他の問題につきましては十分注意していってもらおうように努力を重ねていきたいと思っております。そしてまた技術的な援助もできることは惜しみなくさせていただきたいと思っております。まあ東海糖業の社長ともお会いしたんですが、現在非常に迷っておられるような現状であろうかとも私は思っています、今後どういうふうな考え方を打ち出してこられるか、こちらからも考えが起った場合には連絡もいたしますし、またお考えも聞きながらこの地でありっぱな企業として繁栄していくことを心から願っておりますし、そうした方向に持っていきたいと、このように考えます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 開発の問題について少しことばが足りなかったので補足させていただきます。開発行為の許可の権限というのは県にございます。そして正式には県の都市計画審議会の許可を得て開発するというところでございます。したがって県、市でもども現状の開発行為あるいはこれから行われる開発行為等については十分チェックをしていく必要があるかというふうに考えております。その点連絡を密にして私たちのほうでも努力をしてみたい。なお強化についてはいま直ちにとっても困難でございますので、努力をしてみたいと思っております。

それから河川の改修でございますけれども、これは四日市市内にあるすべての河川にいえることだと思っておりますが、やはり国の改修に対する助成をしてもらわなければならない、そういう意味では、各河川別に従来では改修期成同盟会というようなものができておりましたが、これらのこういったような組織を自治会を中心につくって、今後県なり、国なりに働きかけていくという努力をしてみたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 一般質問の最後になりましたけれど、非常に各議員のほうから災害関係あるいは多くの問題点を今議会に提起されまして、私が質問しようと思うことはほとんど出ておる、こういうふうに思われますけれど、方向を変えてご質問をいたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、公害関係についてご質問いたします。公害関係については、裁判以来いろいろと環境をよくするために努力をしておることについては私たちが認めております。しかしながらまだ住みよい環境になったとは申すわけにはまありません。こういう点について特に助役に私はお尋ね申し上げたいと思っております。公害防止計画が国のほうで作成されてきて、すでに出されました。しかしながらこの公害防止計画につきましては、全体的な問題として財政計画はどうなっておるのか、また市当局はこの防止計画に対してどのように具体化して進めていくのか。特にこの公害防止計画につきましては、やはり市民がよりよい環境の中で町づくりをしていくという形の中でこの防止計画が出されたと思っておりますが、この問題点について助役のほうから具体的にどういう方向で進めてまいるかお伺ひしたいと思います。

次に、公害発生源に対しましては、国にしても、県にしてもあるいは市にしても発生源を持つ事業所、中小を含めて、零細企業も含めて設備改善資金というものは貸し付け制度があります。しかしながら、被害を受けておる市民の方たちに対しては何らそのような処置がされておられません。これはやはり住んでる住民にとってみれば多少なりとも、

たとえば最近でございますけれど、名四国道で三十キロ制限をして夜間の通行については規制をする、こういう処置はされております。しかしながら、国道あるいは名四国道のような高速道路的なかつこのものがある付近におきましては、非常に住民にとっては商売あるいは住家におきましても苦勞しておるわけでありまして、これに対して、家敷が自分のところにあるから多少なりとも移動させることによってこの振動なり騒音が防げる、こういうふうにご考えておられるお宅もあるようでございます。これは私も多く声を聞いてまいりました。こういう問題について、貸付金制度を、やはり発生源だけではなくして、被害者の人たちにもそういう制度をつくってはどうか、このように思うわけですが、こういう点について助役のほうから何らか検討する余地があるかないか、ひとつお答え願いたい、このように考えます。

次に、一点目に入るわけでありまして、本年度児童の夏休み中の問題についてという項目にあげてございませうか、これは特に塩浜地区の中で起きた現象でございますけれども、児童の夏休み期間の中で、これは教育委員会あるいは公害対策課あたりでは十分把握されてると思っておりますけれども、私の調査したところによりまして、磯津町を中心にした塩浜地域の子供たちが夏休み期間中に鼻血を出す現象が多く見られた。これは小学校の生徒が八百数十名おるわけですけど、この中の百数十名の方にそういう現象が起きたわけです。全校の大体一三・四割ぐらいに当たるだろうと思っております。これは学校のほうも現在も調査しているようでございますけれども、この現象についてどのように把握されておるか、またこれに対してどのような対処のしかたを学校側、あるいは公害対策課等においては対処されたか、この点についてお伺いしたいと思います。この問題点については、やはり以前にも橋北地域におきましてこういう現象が起きたということも私は聞いております。特に子供の健康の問題でございますので、これが公害であるのか、あるいは体力的な形の中での現象なのか、この辺のところが私としてもお医者さんに聞いたところはっきりした原因がつかめなかった。こういう点があるわけです。そこで今後の問題点としてもこういう問題点は子供の健康に対する問題でございますので、将来のことも考えながら十分この問題点については検討され、あるいは調査してもらいたいし、わかっている範囲でいいですから叫ばせていただきたい、このように思います。

次に、平山物産の悪臭対策についてでございますが、平山物産の悪臭問題については、本議会におきまして、やはり次回、この問題点については出されております。また地区住民からは、この悪臭問題については何とかせいで、再三にわたりこの問題点が提起されております。悪臭防止法の条例が施行されましたけれど、その後設備改善等が進められてきておるといふ話は聞いております。しかしその工事の進みぐあいについては、この二十日までは完全に完成するといふようなことも聞いております。しかしながら、この悪臭問題について完全にそれとなくなくなるのかどうか、また悪臭測定と工場の排水測定はどのようにして行われているか、あるいは定期的にこの問題点が行われているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。特に地区住民の苦情処理、こういうふうな問題点について市当局はどのように対処してこられたか、またあの近くには市の屎尿の集積場があるわけでありまして、この悪臭問題も含めて住民側のほうからは問題点として出されているのではないかと、このようにも考えますが、市はあそこの屎尿の集積場等についてどのような対策を立てられておるか、この点についてもお伺いしたいと思います。

次に、廃棄物処理の問題でございます。廃棄物の処理の問題につきましては、やはり同じようにこの問題点もたびたび議会でご質問に出てきている問題であります。特に前回の私の質問に対して環境部長の答弁は、これは県の保健衛生部の所管であると、当市は直接的な関係はないと、こういうことをよく聞くわけでありまして、確かにそういう行政的な関係からいけばそういう問題点はあると思っております。しかしながら、この再三にわたる岐阜県の国立公園に廃棄物を投棄してきたとか、あるいは鈴鹿市のほうへ行って埋設してきたとか、いろいろな問題が四日市市で事業所を持

つ事業社が他市や他県へ行ってそういう廃棄物の処理をして問題を起しておる、こういうことが特にわれわれ四日市の市民にとっては、他市にまで影響を及ぼすような問題点を起しておるわけであります。これについて市長は、他市、他県に対してどのような処置を行ってきたのか、またどのような形で謝罪をしてきたのか、この点についてお伺いしたいと思います。県の保健衛生部の指導というものは、やはり市の環境部が実際にあるわけでありますから、このような点検とか、あるいは今回は今回に起きたようなモンサント化成の廃棄物の事件、これらについては事業所から報告されておる廃棄物の種類及び量が誤った申請をされておる、摘発されて初めてこの問題点についてはこうだった、こういうことが明らかにになった、それまでは黙っておる、こういうことで市民の方たちに公害防止問題について信用せい、あるいはよくなったというような形にはならないと思うんです。あくまでもやはりこの問題点は市民が納得するようにならなくて説明されなければならぬと思います。異切り行為ではないかと思うんです。こういう問題点について特に市はもっと当該事業所に対して、市条例等をつくって環境部が中心になって立ち入り調査をする中で廃棄物の処理を点検していく、こういう考え方があっていいんじゃないかと思いますが、この点についてお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

次に、七・二五の中で問題点があったわけですけど、これは水害関係に関連しておりますけれど、この水害によって廃棄されておる廃油あるいは汚水が各家庭に、大井の川町あたりは相当流れ出したわけです。あとの始末に非常に困った。家屋の中へ入ってきた水が油らしき、あるいはヘドロ的なような粘着力の強いものが各家庭の中に入ってきたと、これを洗い落とすのに非常に苦労されておる、こういう問題点があるわけです。平素こういう廃油なりあるいは廃土、こういうものがそこいらに野放しのままま置いておかれる、こういう点があるわけです。これがいざ一つ水害が出たということになれば、それが浮上して各家庭に入ってくる。こういうことが平生の中でなおざりにされてる、

このいうことではないかと思うんです。特に大井の川の、あれは南になると思いますけど、中祐物産の問題があるわけです。あそこはたんぼのような形の中で遊水地がつくってあって、そこには何ともしれない油あるいは有毒物質と思われるようなものがため池的にたまっておるわけです。こういうものがなおざりにされておるんです。幾ら法律があっても、これを取り締まる当局が何ら手をつけてない、こういうことでは何ら住民側の味方である法律が施行されない、こういうことでいいんでしょうか。この点について今後どのような処置をされていくか、市当局としてご答弁願いたいと思います。

それから次に、福祉関係の問題でございます。私たち社会党は、住民福祉優先の市政を今日まで進めてまいりました。特に老人医療費の無料化、あるいは乳幼児の医療費の無料化、あるいはインフレから生活を守るための手段として、生活保護世帯に対し、あるいは母子家庭などの救済を求めてまいりました。これに対して、不満足ではありませんけれど、それなりの成果があったと私は信じております。しかし物価はこれからもますます上昇してまいります。生活は苦しくなる一方であります。金の値打ちも下がる状態であります。これにて現物による生活保障が強く求められておる現状であります。そこで私たち社会党は、老人あるいは身障者の方々が日常生活の中で欠かすことのできない理髪代やあるいはふる代、あるいははちよっと出かけようという場合にバスに乗るわけでありますけれど、これを公費によって無料化して多くの人たちが利用できるようにしてこうと、こういうことで現在運動を進めてまいりました。これは十二月議会に請願という形で出されると思えますけれど、すでに名古屋市や奈良市などではこの無料バスやあるいは入浴、あるいは入場券、こういうふうなものがすでに実施されております。当四日市市でもこういう時期が来てるんじゃないかと思えます。高物価から老人や身障者の生活を守るためにもぜひ必要だと思えます。この点について福祉部長はこの問題についてどう検討していく考えがあるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、近鉄四日市駅西工事について、この問題についてお尋ね申し上げたいと思います。昨日来近鉄八王子線の問題点について多くの問題が、強い要望あるいは存続の問題で出されております。このような形で新聞紙上でも、先ほど小林博次議員が発言されておりましたように、来年の三月末までは営業を停止すると、こういうことが審議会で決定されたら、こういうことでございます。現在利用者にとっては電車が動かないということにおいて非常に迷惑をしておるわけでありまして、この問題について近鉄駅西工事が着工されようとしております。しかしながら、この着工によりますと、約半年間駅西のほうは代行バスの乗り場も封鎖すると、こういうふうなことも聞いておるわけです。現在通勤者が非常に西側から乗りおるにも不便な状態ではありますけれど、これを再度東側に持ってきて乗りおらせようとするれば、距離的にも乗り場の場所の問題にしても、あるいは雨が降った場合には上屋の問題、こういう問題についても非常に迷惑をかけることばかりだと思えます。また道路の状態にいたしましても、近鉄高架下の東側の道路を六地蔵中川原線に出したとしてもあそこに信号機がないので、朝の通勤ラッシュ時間には相当車両数が通行するわけでありまして、そうすると、学校へ行く方たち、あるいは職業訓練所へ行く方たちが非常に、バスで運ばれる人たちが時間がおくれるという問題が派生してきます。こういう問題点について、なぜ近鉄駅西の工事が、せめて代行バスだけでもあの場で発着できるような方法がとれないのか、この点についてぜひとも乗客の便宜をはかられるためにも、あるいは八王子線が代行として走らせるバスの問題として優先な通行を考えるべきではないだろうか、このように考えますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十六分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前十一時二十二分再開

加藤助役

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまの福田議員のご質問の第一点、第二点及び最後の第八点についてお答え申し上げます。その他については担当の部長のほうからお答え申し上げたいと思っております。

まず、公害防止計画全般についての財政計画はどうなっておるかというご質問でございますが、公害防止計画というのは、ご承知のように四十六年度から始まりまして、これは内閣総理大臣の認可を得てやっておる計画でございます。ただしこれは環境庁のほうで四日市におきます公害防止の計画と、どういふ事業をやるかということを取りまとめたわけでございます。したがって予算的にはこの全体について、公害防止計画全部についてこれだけの予算をつけると、あるいはこの年度にこれだけつやるといふ財政的な裏づけは何らないというのが実情でございます。公害防止計画一本としては、したがって国の財政的な計画はないということでございます。公害防止計画の中で地方公共団体の行います事業というのが二つに分かれておりますが、羅列的に申し上げます。河川浄化事業あるいは北伊勢沿岸流域総合下水道基本計画、あるいは公害センター、監視測定器整備事業あるいは公共下水道整備事業、塩浜都市下水道改修事業、四日市北部清掃施設整備事業、公害学校環境整備事業、共立明和じんかい焼却場設置事業、港灣しゅんせつ事業、靉ヶ浦緑地造成事業、四日市市尿尿処理事業、その他都市施設の整備の事業というのがございます。これらの各事業についてはそれぞれ主管の省で予算を毎年していくことになっておるわけでございます。このうち特に四十八年度までの進捗率で特にお願いしておると思われましますのは、公共下水道、それから塩浜の都

市下水道改修事業と、それから港湾しゅんせつ事業、さらに屎尿処理場の建設事業、それから都市施設では街路事業あるいは浜田第二土地区画整理事業といったようなものが年度の終わりに比較をいたしましておられるといわざるを得ないかと思えます。いずれも主として建設省の予算にかかわるものでございます。建設省のほうといたしましては、現在は第三期の下水道計画の実施期間中でございますけれども、五十年から第四期の下水道事業計画をスタートさせる予定で現在大蔵省のほうと折衝を始めておる段階でございます。これは総額にいたしまして十兆円というきわめて膨大な金額になります。この中に四日市におきます公共下水道あるいは都市下水道の整備改修事業が組み込まれることになっておるわけでございます。港湾のしゅんせつ事業は、昨日来お答えいたしましたとおりでございます。これは運輸省の予算として今年度から予算がついておるわけでございますが、こういうふうには、いずれの事業をとってみましてもそれぞれ国の認可の事業でございます。したがって市のほうでかつてこの認可事業を行うというわけにはまいらないという実情でございます。私たちといたしましては、せっかく公害防止計画というものを内閣総理大臣の認可で認められておる限りはこれ一本でひとつ予算化してもらいたいということを絶えず繰り返して国に陳情いたしておるわけでございますが、何といっても国のほうではそれぞれ原局の予算の範囲内で処理をするという態度は変わっておりません。したがって、現状では建設省なり運輸省なり、それぞれの主管の省のほうに私たちが向いて、公害防止計画の事業であるからこれだけできるだけすみやかに予定期間内に実施をしてもらいたいという陳情を繰り返しておるというのが実情でございます。もちろんわれわれといたしましては、国のほうが認めてくれれば予算的には、財政的にはこれについていくという覚悟をきめております。したがって、残念ながらそれぞれの建設省の予算の範囲が現状では必ずしも満足すべき状態でないということはいなめないというふうに思っています。今後ともこれらの事業が進捗をいたしますように努力をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

次に、発生線、主としてご指摘のありましたのは、高速道路あるいは一号線等、いわゆる通過交通の公害で迷惑をこうむっておる沿線の住民方に対しての貸付金制度ということでございますが、これは距離的にいってほしいへん長い距離になりますし、範囲の限定もたいへんむずかしいし、財政的にいってもそれだけのものをこちらのほうで用意するということはとうていできないかというふうに思います。研究はしてみたいと思えますけれども、現在の段階ではこれは非常に無理であろうというふうにいわざるを得ないかということでございます。

次に、最後の近鉄駅の西の舗装工事でございますが、地盤を約八十センチ掘り越してやる工事でございますし、わずかに十二メートルの幅しか残っておりませんので、そこへバスを入れてくるということは非常に危険でもございますし、工事の進捗度合いをできるだけ早く完成をいたさねばならぬというような事態でもございますので、たいへんご迷惑でございますけれども、十月から三月までの工事期間中は東のほうに一バスをとって橋南線を利用をいたしまして、中川原六地蔵線のほうに乗るようにならばどうであろうかということを現在都市計画のほうと案をまとめておる段階でございます。なお中川原六地蔵線の踏み切りには交通信号はつけることになりましたので、念のためご報告を申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 産業廃棄物の投棄につきまして、この問題は一般的に申しますならば、四日市市の業者が他の市町村にご迷惑をかける場合もございますし、また市外の業者が四日市市内に廃棄物を投棄して四日市市内で被害を生じさせたというような問題もございまして、一般的には非常に交錯する、被害と加害とが交錯して生ずる問題で

ございます。ただ鈴鹿市に対する産業廃棄物の投棄の問題は、規模も大きく、また影響するところも非常に大きかった問題でございますので、私は鈴鹿の市長に對しましては四日市に立地する企業がご迷惑をかけたことにつきまして陳謝しております。同時にこの産業廃棄物問題を発生させた会社に対しましては、三回にわたって工場長の出頭を求めまして、再びこのような問題を四日市市内においてはもちろんのことでございますが、四日市市外に對しても行われぬようにと強く要求いたしますと同時に、この問題の今後の処理にあたっては法令に十分従って合法的な処置をするように、また会社はもちろんのこと、下請け業者をも含んでこういった問題を再び起こさないよう嚴重に申し入れております。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） ことしの夏休み中に塩浜小中学校の学童が比較的有症率の高い鼻血現象を出したということに關しましては、実は福田議員から連絡をいただくまでは、学校からあるいは担当の校医からも、及び医師会からも、保健所からも連絡はなかったような状態でございまして、その後それぞれの機関を通じて調べてみたところ、いまご発言のありましたような比較的高い有症率を示しておったということでございます。この問題は、ただいまご発言がありましたように、昭和四十三年、四年のところに伊藤信一議員が本会議におきまして取り上げられました実績といえますか、事実もございまして、その後いわゆるその公害問題ではなくて、一般公衆衛生の観点からも十分調査をされたようでございますけれども、大気による汚染、非汚染にかかわらずいろいろと調べてみたけれども、学童の年齢とかあるいは季節とか、あるいは学童の個々の生活習慣ないしは栄養状態等によってなかなか原因というものは判定しがたいというふうな専門委員の結果も出ているようでございまして、なぜことしの夏塩浜に鼻血を出す

ような学童が多かったのか、目下のところ原因等がつかめないわけでございます。公害問題としてお取り上げいただいておりますけれども、これはむしろ公衆衛生の観点から十分注意をしなければならぬ問題のように受けとめております。

第二番目の平山物産の問題でございますが、平山物産は何回か当議会でもご指摘をいただきまして、担当者といまして非常に苦勞を重ねてまいりましたのでございますが、ご指摘がありましたように、いろんな資金を一億円集めましたし、接觸酸化脱臭装置というものを設置するように施設の改善指導をいたしました結果九月二十日に一応完成をいたしました。ただいま廢液濃縮管の工事を追加工事としてやらしておる状況でございます。そういう、工事の進捗状況はそういう状況でございます。ご指摘のありましたように、五月三十日をもって、六月一日からいわゆる患臭に對する政令都市としての四日市市長の観点から、七月に住民に迷惑を与える平山物産の患臭に對して嚴重な改善勧告をいたしましたし、それ以前に防止協定も締結をいたしましたというふうなことを経ましてようやく最近工事が完了をいたしました。この過程でいままです二十トンぐらいの操業をしておりましたのを、操業をやめさせまして、設備工事が進むに従ってその設置した設備が十分に稼動するかどうかというふうな点検の意味で、一日四、五トンの運転を認めて今日まで来ておりました。現在八トンぐらいの処理ということである状況でございます。七月二十五日の集夜の十一時ごろから一時ごろまでの間、深夜に営業をさせておるといふような状況でございます。七月二十五日の集中豪雨の結果、市の分析室が中央緑地にありましたが、これがすっかり冠水をいたしました。患臭防止の測定機器が全面的に使えなくなりまして、これを急いで買っていたかまして、先日これが届いてまいりましたので、器械の調整が終わりまして、近くその器械をもって患臭の測定を連続してやる予定でございます。その場合に、地元の自治会長とも連絡をとり、なお警察とも連絡をとって平山物産の営業に伴う患臭の測定を嚴重にやって、しかもなおそれが

基準値をこえるならば断固として営業停止処分を命じるという態度を堅持していきたいと考えております。その近く
に市の屎尿の中継所があるが、これも含めてどう考えるのかということですが、これは清掃業務におけるた
くさんの中継所の中でも最も大きな中継所でございまして、私たちといたしましては、清掃業務の観点からは当分の
間ここにあれをそのまま存置しておかなければならない状況でございしますが、十分な悪臭防止の観点から工事を十分
にいたしまして、少しでもご迷惑のかわらないような方向で努力をしていきたいと考えております。

最後のほうにございました廃棄物の処理の問題につきましての中で、中祐物産のことしの七月ごろにおける岐阜県
への不法投棄等の問題が出されましたが、その直後市長と知事名で、中祐物産は営業停止処分しておりますし、防
止協定も市長との間に結んでおります。たびたび立ち入り調査等は行っておりますが、あそこにあります廃油それ自
体は非常に、見た目は非常にきたないんですが、いわゆる公害のサイドから見ると有害物質ではございませんので、公
害が発生したならばこれに対する対処をしていきたいというふうを考えております。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第二問の福祉関係問題についてお答えさせていただきます。

ご指摘のように、老人あるいは心身障害児者等の弱者の救済あるいはこれらの問題につきましては私どもも鋭意努
力をさせていただいておりますが、なおこれについての、先ほどご指摘にもありました生活見舞い金等につきましては
も、本年の四月、五月あるいは七月というようにそれぞれお見舞いを申し上げておりますが、ご指摘のような理髪あ
るいはふろ代、バス代というようなものの無料化につきましても、これにつきましては単に行政だけの問題ではなく
て、地域住民の方々のご協力等を得ながら具体的に進め、また効果をあげていくものではなからうかと考えておりま
すし、現実に市といたしましても、たとえば老人の入浴の問題等につきましては、昨年末には浴場組合のご協力を得
ながら老人の入浴無料等のことも行いましたし、本年は議会のご協力を得ながら寝たきり老人の入浴サービスとい
うような問題も進めさせていただいております。なお今後こういう具体的な入浴サービスにつきましては、幾つかの方
法があるかと思えます。また同じ心身障害児者についても同じことがいえるのではないかと。なお理髪等の問題に
つきましても、それぞれの施設における収容老人等に対しましては、特に寿楽園に対して月一回以上理容組合あるい
は理髪組合の方々のご協力も得ておりますが、今後こういう方々に対する、あるいはヘルパー派遣の老人、その他に
対してもいろいろと施策の手を考えられる問題かと考えます。またバスの問題につきましても、バス企業がすでに市
民に対して善意の席の開放等を進められておりますが、これ等とてもその実行は市民のそういう連帯的協力も必要か
と思えますし、また今回の予算におきましても老人センター利用のためのバスの一部助成等も考えておりますが、今
後この問題の充実方向についてはさらに検討をする問題があるかと思えます。また心身障害者の方々のバスあるい
は国鉄割り引きの問題、あるいはさきの議会での請願でありました精神薄弱児者の問題等、これが実現にも努力すべ
き問題かと思えます。いま申しましたように、いずれにいたしましても今後十分その充実がはかれる方向で努力を
してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（山中忠一君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 再質問させていただきますが、時間だそうですので簡単に申し上げます。

公害防止計画というのは、先ほど助役のほうからご答弁いただきましたけれど、せっかく計画案がりっぱなものが

できても、これを裏づける財政的なものがなかったら実際にだめではないかと思えます。特に公害防止計画というのは、四日市地域におきましては環境破壊、公害防止計画の中で自然の姿に戻す、あるいは住みよい町にする、これがやはり基本になっておるわけであります。ですから当然各省に対しての陳情なり、請願、これは市長あるいは助役、担当部長等にまかせっきりではなくして、議会側なりあるいは市民側の立場からも国に対しての請願、陳情を繰り返して、いかにして具体化させていくか、こういうことも十分考えていただきたい、このように思います。

それから児童関係の問題、これにつきましてはやはり公衆衛生上の問題だということでございますけれど、磯津、小浜町地域が一番多かったわけであります。ですからこれはやはり塩浜地域全体、これは三浜の小学校を調査すればまた同じようなことが出てくるのではないか、このようにも考えられますので、この原因をやはり調査して、はっきりさせて子供の健康を管理する、こういう方向に今後十分調査していただきたい、このように思います。

それから平山物産の悪臭問題でございますが、これは何年間も地域住民は迷惑をこうむってきたわけであります。この問題点については、現在完成をしたといわれますけれど、悪臭はいまだに残っております。この問題点について今後測定器がこわれておるから、その測定器を早く直してやると、こういう後手回しの対策であってはならぬと思っております。これは徹底的に今後やっていただきたい。特に現在増設関係をやられております建築物についても、無認可の建物ではないかと思うんです。私が聞くところによりますと、これは許可が出てないそうであります。こういう問題点については、行政当局はそういう施設をつくるならば、もっと企業に対して助成をしなけりゃならぬと思うんです。無認可で建てる、こういうことであってはならぬと思うんです。当然行政側の指導をやっていただくし、また悪臭問題を、地域住民としては一番困っておる問題でありますから、早く解決していただきたい、特に営業停止させるという強いおことはございますけれど、停止させたらその処理をどうするのか、これをお聞きしたいです。

廃棄物については、先ほど市長のほうからも答弁されておりますし、また環境部長のほうからも答弁されておりますが、現在放置されておる問題点を早く解決していただきたい、このように思います。

それから駅西工事については、現在相当数の通学者、通勤者がおるわけであります。この問題点について、雨が降ったりなんかすると上屋がないわけであります。その人たちの口を東側で消化できるのかどうか、これが私は心配だから申し上げておるわけであります。それから信号機を取りつける、これに対しても信号機を取りつけても実際にあそこをバスが回ろうとすれば交通規制をしなければ、鶴森のほうから入ってくる車は相当多いと思うんです。ですからこの問題点についても十分検討していただきまして、通勤、通学者に対してご迷惑のかからないような方法をとっていただきたい。

それから先ほど申し上げました三日関係については、福祉部のほうで十分検討して、十二月議会で再度質問させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（山中忠一君） これをもちまして一般質問を終了いたします。
暫時、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時三十三分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二 議案第九十五号昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三十三 議案第百二十六号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、議案第九十五号昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三十三、議案第百二十六号工事請負契約の締結についての三十二件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたらご発言願います。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 四点につきましてお尋ねしたいと思えます。

それぞれ担当の常任委員会でご審議をいただくわけですので、どうか理事者のほうで問題点を的確にとらえていただきまして、簡潔な答えをお願いしたいと思います。

まず最初に、災害関係の問題でございますけれども、これは多くの款項にわたっておりますので、災害救助関係、災害関係の費用としてまとめてお尋ねしたいと思えます。

それは災害救助法の適用を受けました当市で多くの法律に基づいた救援活動がやられたわけですが、今回の予算を見ましても、民生関係の四項、災害救助費八千八十万八千円と、そのうち救助費で市単分六千六百万、それから繰替支弁分千三百万とありまして、一般財源からの持ち出しが五千二百万ということでございます。相当この関係の市費の負担も多いように思います。

また、第四款、衛生費の中にも、二項清掃費の中の災害清掃対策費というのが六千二百万ほどございます。その市費の一般財源も三千八百万ほどありまして、これも相当市費の持ち出しが多いと。もちろんこの中にはトラクターシャベル三台分等の購入費等もありますが、直接尿尿処理、それからごみ処埋を要した費用等もありまして、相当市費の負担が大きいと、それから法律の適用の中におきましても、食品、被服などの給与の基準というのがございませう。これはご承知のように救助法の第二十三条に従った救助の内容約十項目ぐらいあるそうでありませうが、たき出しの場合、燃料等を含めてひとり一日二百四十円以内というのものもあるそうでありませう。で、聞くところによりますと、年々改正されておるようであります。実際に被災者の手にわたりますときは、こんなバックの中にご飯が詰めてありました。握りめし程度であとつけものがつく程度で、実際のいまの生活様式水準から見ましても二百四十円一日でまかなうということは非常に実情にあつておらないと、これは一例でございますが、そのほかたくさんあると思えます。たとえばこの法律以外の法律でも災害援助の貸付資金がございましたが、課税所得百五十万以内ということで唯一のですね個人の災害に対するの援助資金が相当対象にならない人もおるといふことで、せっかくできました法律も今回の多くの被災者の実情に見合わないというのも多々ございます。先ほど申し上げましたように相当額の市費の持ち出しで救援しなくちゃならないということでもあります。被災者の皆さん方からの強い要望、また現に救援に当たられた市の中におきましても、この法律の適用の基準等について多くの矛盾点を問題点を気づかれ、その対策を県、国に対して要望される声も聞いておりますが、全体を含めまして、この法律の適用基準等について理事者のほうで今日現在考えておられる問題また改善に要する問題等お気づきの点がございましたらお知らせ願いたい、われわれのほうもまだまだ研究不足の点がございませうので、この点の改善方については今後検討していきたいというふうに考えております。これが第一点でございます。

第二点ですが、これは歳入の問題ですが、繰入金五億円、基金特別会計の補正等が説明されました。市長は提案理由の中で財政事情にかんがみ前年度繰越金の財政調整基金への積み立ては停止したいと存じますということでございます。これに関係しまして現在の財政需要、たとえば病院の建設、今後まだ出てまいります災害関係、先月来一般買

問の中で出ましたこの河川の改良改修の問題、それからどうしてもやらなくちゃなりません職員の、ペーシングの負担等、さらに福祉、教育の財政需要等たくさん山積みしております。こういう中で今後市財政の見直し、またこの需要にどう対処していかれるのか、これは市長及び財政関係の担当の方からも時間の許す限り問題点を明らかにしていただきましてお考えをお聞きしたいと思います。

その次に第三点、病院の問題であります。

四十八年三月議会におきまして、総務委員長の報告にこういうのがございます。「医療サービス上の向上にかかすことのできない看護婦の確保の状況につきましては、定員百八十名のところ現在百六十四名という状況であります。他に臨時パートの関係で三十一名確保しているとのことでありました。また看護婦の確保には極力つとめており、今後その方針に立って確保でき次第二百十名までは常時定数化する用意があるとの説明がありました。このほか委員からは看護婦の勤務条件の改善、寄宿舎の改良あるいは患者の待ち合い室改善等について要望がありました。これは委員長報告の議事録であります。これは議会側の予算審議に対しての意見であります。私もどもにいただきました。四十八年度の事業決算書、市立四日市病院事業決算書の中の事業報告書というのがございます。この事業報告書に關係しまして、次にお尋ねするわけですが、二点ほどあります。

一つは事業報告書の一六ページに、二方病院の改築問題につきましては、早急に実現をはかるため着々と準備を進めてまいりました。で、この着々と準備ということがありますが、どうも全体を見ましてもその準備状況が報告書に見当たりませんので、これをひとつお尋ねするわけですが、議会にも特別委員会が設けられました。いろいろと調査活動その他をやっていたらいておるわけですが、一つの例で病院用地の確保の問題が問題になると思いますが、四十八年十二月までにつくる見直しをつけるとか、本年の八月までに見直しをつけるということをお聞きして

んですが、現実はどういうふうになっているかということでありまして、この着々というその内容もそのことも非常に重要な問題だと思いますので、ぜひお答えいただきたいと思っております。

それから報告書の一七ページに職員職別増減表というのがあります。これを見ますと四十八年四月一日現在と四十九年三月三十一日現在、医師、看護婦、薬剤師の項を合計してみますと、四十八年四月一日現在が二百二人、四十九年三月三十一日現在が百九十九人、三人減員となっております。内訳はお医者さんが三人ふえて看護婦さんが六人減っているということですが、先ほど委員長報告にもございましたように、また委員会の審議の過程で二百十人の看護婦にするということ、四十九年三月に提案されました予算書では二百十人の予算定数で出されておるわけですが、この一年間いろいろと努力されたと思えますけれども、この点について、現に減員になっておるということについてですね、もう少し詳しく説明願いたいと思っております。

それからその次、第四点であります。教育費のうち補助費、私立学校振興費千二百九十万の件であります。この補助基準についての考え方、条件また補助申請の内容規模、それから補助決定審査の機関があれば機関また機構についてお尋ねしたいと思います。

私学に対して通学通園する児童、それから生徒、学生いわゆる教育の機会均等という立場で個々の個人に対しての援助という問題と、それから学校経営に助成するということはやはりそれぞれ目的か違うわけでありまして、今後の問題も含めまして、この千二百九十万のさっき上げました内容についてご説明いただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 教育次長。

〔教育次長（山北 彰君）登壇〕

○教育次長（山北 彰君） ただいまのご質問のうち、関係の補助金の考え方についてご説明申し上げます。

私立幼稚園の園舎建設の事務につきましては、本年四月まで総務で担当いたしておりましたが、教育民生委員会等のご意見もございまして、自来教育委員会が担当することになったわけでございます。

で、この建築費の補助でございしますが、現在引き継ぎでもっております基準は対象面積に補助単価を掛けまして、そこから特定財源を差し引いてその二分の一ということでございます。対象面積は遊戯室、保育室、便所等幼稚園設置基準に定めております面積でございます。

補助単価につきましては、文部省が定める公立幼稚園施設整備にかかる補助単価、これを準用いたしまして市長が定める額ということにいたしております。

なお、これをこの申請を審査する機関があるかどうかということでございますが、教育委員会で検討をいたしまして市長部局と協議をいたしております。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 財政の見通しでございますが、この追加予算におきまして、市税の一部繰り入れあるいは財政調整基金の取りくずしあるいは競争事業特別会計からの繰入金、こういった余裕のあるものをほとんど注入いたしまして災害復旧に対処しておるわけでございますが、今後の問題といたしましてはベース改定あるいは県への負担金の問題、そういった今後、なお支出を要すべき事業が多々あるわけでございます。

全体的な見通しといたしましては、もっとも含みを残しておりますのが、市税が大体まだ十一、二億あるのじゃないかと思えます。今後の収入と支出を見込みまして一億円前後の不足が生じるのじゃないかと考えておりますけれども、ただこの問題につきましては、税の収納状況その他によりまして若干の変動を受けますので足りないとは思いません。

ますけれども、何とか手一ぱいでやっていきたいと、このような考え方をしております。

細部の数字につきましては、総務部長から申し上げます。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 第一番の災害救助に關しますご質問でございますが、関係の部局も幾つかにまたがりますので、さらに細部ご指摘があれば、それぞれから専門的に答え申し上げます。概括的にいえますことは、この災害救助の考え方、災害救助法についての考え方が災害が起った当座の非常にいき詰まった状態をとまか最低限の処置でもって救うのだという考え方が救助法の基本的な考え方になっているようでございまして、これもお話にありましたように、年々単価の改定あるいはそういった基本的な考え方につきましては一般社会情勢などに合わせていろいろ改定も行われておるわけでございますが、しかし現実起きた災害に際して今回の場合におきましても、市がいろいろ取りました処置などについて国のほうの適用をどうしても越えるものがたくさん出てくるわけでございまして、それらが一般財源の負担という形で大きくのしかかってまいります。一応、法にのるものにつきましては、国のほうで、先般特別委員会の皆さん方にもたいへんご尽力をいただきました中央のご陳情をいただきましたときにも中央のそれぞれの人たちの回答にもありましたように救助につきましては補助金も出すし残りについては起債も出すということで、当面の財政負担はないはずだという言い方をしておりますけれども、それは基準の範囲内における問題であって相当の負担が出てまいります。たとえば避難所の設置の問題にいたしましたも、きわめてわずかな経費が災害救助法の中でみられるという形になってまいりまして、この災害発生以来、衆議院あるいは参議院のそれぞれの災害特別委員会の審議の議事録などをみましても、各県それぞれの代議士の方々からこういった救助法の考え

方についての抜本的な改正といえますか、引き上げというような面について強く要請が出るわけでございまして、われわれもこういった当面こういったもの災害救助法の関係につきましては、県が処置をすることになっておりますが、その裏をみる国に対しても当然の要望を今後ともわれわれはしなきゃならない幾つかの点も考えられるわけでございまして。

財政の見直しにつきましては、ただいま市長が申し上げましたとおりでございますが、今回の予算編成にあたりまして、当初のときにも、この本会議でいろいろ質疑がありまして、市長も年度の途中で情勢を見ながら弾力的な執行を考えていきたいということをお願いしてまいりましたが、こういった災害が大きく出てまいりましていろいろ市長の考えておられたことも思うようにいかなかったのが現実でございますが、今回の補正の中に全般にわたります災害関係がそれぞれいろいろ入ってきておりますし、それから提案理由の説明でもありましたように、人件費も先般議会で認めいただきました一〇％分を見込んで計上いたしてありますが、今後人勧は出ておりますものの国の処置あるいは地方自治体それぞれがこの人件費のアップについて非常に財政的な処置について苦しんでおる状況はいろいろ伝えられておりますので、皆さん方ご承知のとおりでございますが、これも十億以上のものが必要ではないかというふうに見込んでおります。

財政調整基金は幸いに四十八年度の最後の段階におきまして税金が伸びたあるいは起債が予定よりうまく導入することができたあるいは特別交付税もいろいろ中央のほうに配慮いただいたというようなことで出てまいりましたから財政調整基金と土地開発基金のほうへ積み立てをさしていきました、これをもうほとんど今度出してしまいい残りの財政調整基金は千六八十万円を残すのみになってまいりました。今後の市税の見直しあるいは今年度のこの災害を積み上げました特別交付税をどの程度まで獲得するかというようなことによりまして何とかぎりぎりの今年度の財政をやっていくのが精一ぱいじゃないだろうか、しかもこれも起債あるいは補助金等につきましても、かなり強めに見込んでおりますので、この面で万が一にもうまく取れなかった場合にはバランスを失うということも覚悟をいたしておる事情でございます。

以上、災害並びに財政の関係のお答えにさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山 了君）登壇〕

○病院事務長（村山 了君） 十六ページの報告にあります着々と準備を進めておった具体的な内容というお尋ねでございますが、病院としては昭和四十七年の四月から建設委員会を発足させまして構成員は十七名で各科の先生及びレントゲン技師、検査技師、薬剤師とか、そういったものを全部含めまして、どういうふうにこの病院を今後もっていくか新しい病院としてどういう形を整えたいのかというようなことを具体的に検討いたしておたわけでございます。その間に特に病院というのは書類の搬送とか薬品あるいはその他いろいろ資材の搬送などの問題もありません、そういったものを含めあるいはコンピューターをどの時点で導入するというふうな問題等も検討しながら一年半にわたります昭和四十八年の十二月まで一年かかりまして病院としての一応のマスタープランをつくってきたわけでございまして、これがここに書いてあります着々の意味の内容でございますが、いま大きな問題として横たわっているのは用地の問題でございます、病院としては一応そういった病院の基本的なデッサンをいたしましたものの、それをどこへつくるかということで、あの場所であればいいんですが、これはなかなかいろんな問題があってできない、といってあの地域に適当な用地ということではいろいろと努力を進めております、候補地などをあげて地主と折衝をしておりますが、何せ六千坪から八千坪の大きな土地になりますと、いろんな問題もございまして現在当たっている土地は約八千

坪くらい予定しておりますが、これはごく少数の反対の方がまだ残っておりますので鋭意の方たちの話し合いを進めてできるだけ早く解決いたしたいというように考えております。

次に、一七ページにあげております人員表でございますが、特にご指摘になってみえるのは看護婦の数だと思いますが、四十八年四月一日が百六十七名で四十九年三月三十一日が百六十一名、六名の減少でございます。これは四十八年度の決算書でございますので四十九年度のことが書いてございませぬけれども、四十九年の四月一日になりますと百八十五名になっております。ご承知のように三月三十一日で退職いたしましたして三月三十一日現在の数は減ります。四月一日に二十四名新しく採用いたしましたして百八十五名になっております。委員長の報告にもありましたように看護婦さんの数はふえている計算になっております。特に、最近この内容でございますけれども、その三月三十一日のときに正看が五十四名で準看が九十六名、それから助産婦が十一名でございましたけれども、その正看の数が五十四名が一気に九月二十日現在で申しますと八十名となっております。その反面準看の数が九十六名が九十名で六名減っております。四日市病院はご承知のように四年前に高看をつくりまして看護婦の質と申しますか、準看といえますのは、中学校を終わって二年間の課程を終えた人、看護婦というのは高等学校を終わって三年間の課程を終えた人で四日市病院としてはできるだけ正看に切りかえていくということで、いま申し上げたように五十四名が八十名に九十六名が九十名にと、その他助産婦の方がございしますが、準看の方々が徐々にいずらくなってきていることは確かに認めておりますが、この人たちも今度の追加予算でお願いしておりますけれども、この人たちの再教育、その人達が高看になれる制度を開いて、できればそういった人達を一人でも多く食いとめられるような施策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 第一点の災害関係でございますが、いま総務部長がいわれましたように確かに法律の内容の適用の基準等の改善が理事者側におきましても必要であり、また国の関係におきまして、その点の論議はされておることでございます。もちろんこれは県が災害救助の積立金から負担をし、一部国庫が補助するという性格のように聞いておるわけですが、当然これは国におきましても、改善の問題が日程にのぼっておるというふうに思います。その点につきまして、われわれももっと検討しまして、この内容の改善、今回のきびしい経験をしました事実から見ましても一刻も早く内容の改善を各方面にわたって、さらに理事者のほうで検討されまして、どこかでまとめていただきたいと、われわれも検討いたしたいと思えます。そして聞きましたら三億九千五百二十五万九千円が災害関係の市費で単独で負担しなくちゃならないということも聞いておるわけですがそういう点についてもですね、先ほど財源の問題でたいへんきびしい報告がございましたが、さらに県、国に対してもですね、その点の改善が早期になされれば負担が低くなるのじゃないかというふうにも思います。その点、理事者におきましても総合的なぜひ検討をお願いしたいと、そしてまとめり次第、特別委員会等もございすんで、そこでの検討の材料に早く提出してもらいたいと思えます。

それと財源の問題であります。あと税収が十一、二億、程度の非常にきびしい状態だという話でございますが、昨年度は議会におきましても特別委員会を設けてまして議会全体として検討いたしましたして一定の考え方を出しておるわけでございます。その中には単に税収だけの問題でなくして、その他負担金問題、それから改善すべき問題とまた今日の情勢の中で財政危機突破、地方自治を守るにいつてのかまえても議会としての考えもまとめ提出しておるわけであります。また今日のこの情勢の中で一地方自治体だけが苦しんでいかなくちやならぬというような不合理

をどうしても打ち破るといふ、そういう積極的なかまえの中で不交付団体としての長い経験からとしますと、財源問題、財政問題について安易に考えるという向きがわれわれの中にも多少なりともあったというふうに思いますので理事者側におきましても、この問題についてのかまえを大きくしていただき、そうして国、県に対しての働きかけと同時に内部におきましても法律上許される限りの施策を取るか当然負担すべきものには負担するか、そういう点についてももう少し明確な積極的な財政の施策について出してもらふ必要があるのではないかというふうに思います。

それから病院の問題であります。土地の問題について、いま検討中だという話でありましたが、特別委員会等の設置もあって検討してもらっておるわけですが、どういふ病院にするかということについて、先ほどのお話ですと数年間にわたって検討してきたと、八年間ですか、ということでありますけれども、その大体の輪郭、内容、それからそれに対しての現在の市民の皆さん方から出ている、医師会等へ出ている、いろんなこの注文がたくさんあります。もちろん緩和されていると思えますけれども、一向にわれわれにその全文が知らされておりません、われわれもいろいろとやきもきしておるわけですが、一体どういふ構想なのかということについて、ぜひ早急にですね、その八年間検討された内容等も誠に示してもらいたいというふうに思います。

それから教育費の問題であります。私は私学に対しての助成、また私学に通う子供たちに対しての助成、これは別個のそれぞれの性格が違ふと思えます。特に私経営に対しては、これは学校という特殊な問題がございますけれども、やはり一般の営業との関係もありまして、この問題についてはですね、やはりいろいろな補助にあたっての考え方についても私はもっと見直すべきじゃないかというふうに思います。特にむしろ通学通園する子供たちに対してはどうするかということにもっと力を入れるべきじゃないかというふうに思いますし、特にこの幼稚園に対してはいろいろないきさつがございます。そういう点もよく検討されました、この助成が適切にやられるように、今後のです

ね成り行きについても金を出してしまえばいいということではないと思えますので、市においてですね責任をもって今後の問題についての指導をやらしてもらふ必要があると思えます。

細部にわたりますしては、それぞれの担当の常任委員会で検討していただくことをお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 たいへん恐縮でございますが、ひとつご協力をお願いいたします。

最初に、水道事業決算に関しましてお尋ねしたいと思えます。この水道事業決算もそうですが、これからご質問申し上げる大部分、私も残念ながら委員をもっておりませんので、そういう意味でもご容赦いただきまして、ひとつよろしく願いたいと思えます。

水道事業決算、四十八年度におきましては、損益勘定で二億四千三百万円余りの純益を上げて繰越利益剰余金年度末残高三千二百五十六万円となっております。これを合わせた当年度未処分利益剰余金が二億七千五百六十万円、この中から二億七千二百万円が資本勘定の補てんに当てられ、三百六十万円が四十九年度に繰り越されておるわけですが、不足する資本勘定に対して損益勘定留保資金六千七百七十三万円をもって補てんが行われております。第三期拡張事業とかかわった企業債の元利償還、経済の変動による資材の高騰、それに一部における水道料減収というか、伸び悩みと申しますか、今後の水道事業運営はきびしいものがあると、決算書の意見書でも指摘されておるわけです。そこで四十七年度の料金値上げ時点におきまして立てられました五十年までの損益あるいは資本勘定の収支見込みとこれまでの実績との関係をひとつ明らかにしていただきたいと思えます。そして五十年末までの見通しを聞かせていただきたいと思えます。

また、いわゆる五十年程度ごろには水道料金の値上げが北勢用水の受水問題ともからみ避けられないということが、これまでこの当局のわれわれに対する報告でございました。その問題についての見通しはどうかということでございます。四十八年度の特徴といたしまして、経済情勢を反映して事業所における使用水量低下に伴う水道料金の減収が生まれ、さらに四十九年度にも引き続いておるわけですが、この点の将来予測はどうかということでございます。

また、水道料金の体系問題を論議する中で最近よく話題になりますのは、大口需要者である大企業が上水の使用をやめて工業用水に切りかえるのではないかとということがいわれておるのでございますけれども、大企業大口需要者の使っている上水を工業用水に切り替えるという余地といえますか、工業用水で間に合わすということは、どの程度まで可能なのか、これをお尋ねしたいと思います。

それから四十八年八月、四十九年八月の千トン以上の大口使用者名を使用料を一覧にして後日全議員にお配りいただいたと思います。その総量もお聞かせいただきたいと思えます。

電力料金が多額にのぼるのでございますけれども、先ごろの値上げに対して、水道局あるいは市としてどう対処されたのかをお尋ねしたいと思います。

ことし電気料金が値上りをしまして、水道器具の負担というものが倍加するというようなことですが、そういう点の対処についてお伺いしたいと思います。

それから集金、検針料の手当がどうなっておりますのかということでございます。中部電力などと比べて安いという批判があるわけでございます。たとえば集金でも振りかえという形の支払いが多くなりまして飛び飛び集金となり、あるいはまた共かせぎなどの事情で留守宅が多い、そして労多くしてなかなか集金ができない、そうした実際の苦勞を比べても手当が安いと、その引き上げについて四十八年の中でどんな措置をとってこられたか、今後はどうかという問題でございます。

それから交通事故の危険が非常に多いわけですが、集金、検針の人たちに四日市市職員の災害見舞金条例は適用されてないことになっておりますが、これまでにその集金、検針の人たちの間からその点の要望は出たことはないのかどうか、今後これからどう対処されるかについても明らかにしていただきたいと思えます。以上でございます。

次に、一般会計の補正予算の中で総務費でございます。

二款の総務費でございますが、その中で四日市地域陸上交通問題調査研究委託料等関係費が三百二十九万三千円上がっております。この交通問題調査会というのは、八王子線廃線問題について九月の二十五日に県議会で田川知事が県としては四日市の地域陸上交通問題調査会の意見を聞き云々といったことから改めてその調査会の性格運営と構成メンバーが大きな問題となってきたことと改めてその調査会の性格運営と指摘をしていたわけですが、この際この議会を通して十分ご検討いただき、議会としてもご検討いただき理事者にも再検討して是正をはかるべきではないかというふうに思うわけでございます。調査会には、どのような問題の調査を委託しておるのか、いつまでにその調査をまとめるのかということをお尋ねしたいと思いますし、それから調査会はこの基本構想の決定の過程で生まれたものといわれるわけですが、基本計画、実施計画の作成とタイミングをどう合わせるのかという問題でございます。

それから国鉄貨物基地建設も調査研究の課題に入っているのかどうか、都市計画、街路計画の変更について、いま告示がなされておるわけですが、どんな調整がなされたかという問題でございます。

それから名四国道富田方面から河原田方面の間をいまの路線をやめてもっと海のほうにもっていくということ、こういう点の検討課題についてはこのはかられているのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

で、交通機関あるいは道路づくり問題は今日大きな社会的政治的な問題の一つになっておるわけです。高速道路をめぐる名古屋、東京などにおける問題、新幹線公害あるいは貨物線の横浜、名古屋等の例、これは四日市でもそうで

すけれどもあるいはまた名四国道の騒音という問題あるいは四日市における八王子線廃線問題が示しますように自動車交通量の増大、住宅の密集化、自動車、鉄道公害の激化あるいは生活権、環境権等々のかかわりで住民の道路交通機関に対する考え方が大きく変わりこれまでの姿勢では解決できなくなっていることは明らかでございます。しかし調査会のメンバーを一つ見ましても、その点の認識をどれだけもっている人たちが入っているのかということでございます。八王子線問題で近鉄のどっている態度、行政まで指図するという態度、八王子線の道路内の草取りにはいた住民をどうかつするという態度、こういう近鉄が入っているわけでございます。きわめて市民から遊離しておると思うのでございます。私たちはこれを民主化して住民参加をはかり、住民の意思を尊重して道路交通機関づくりの影響予測等の科学調査と説明、情報の公開をして結論が出されるようにすべきだと思っておりますが、この点十分ひとつ関係の委員会でもご検討いただき、当局にもその点のお考え方をぜひ明らかにしていただきたいと思っております。

二番目は、やはり同じくこの総務費の関係で治水対策調査研究費が三百万出されております。この点はどういう体制でやられるのかという点でもまだ明確になっていないように思います。はたして市役所部内の体制をとって研究するというのか、またどんな研究をしようとするのかということでございます。で、こと治水対策という点では七月二十五日をはじめたびたびの被害を受けておるわけでございまして、いずこに問題があるかと、わかっているのではないかと思うのでございます。加えて各地区住民から要求が具体的に出示されておるわけでございます。これに基づいて、まず市としての河川水路等の改修整備の実施計画案を早急にまとめ、そうして市議会をはじめ住民に対して要求している人たちに對して、その内容を示して、そのいろいろな意見をさらに聞きながら充実させ実行に移していくという、こういうことがいま一番必要なことではないかと思うんです。その点いかがでしょうか。で、市の部外者で委員会あるいは調査会をつくるとしてもあくまで民主的に住民参加を前提として行っていくべきではないかと思うのでござ

います。その人選を運営等について配慮するお考えをお伺いしたいと思っております。

諸費の中で公会所建設費補助金というのがございます。四カ所に三百九万二千円出されるわけですが、これが今日のように建設資材の高騰、建設費のアップという中で暴騰という中で実情に合わないではないか、この点建設費の補助金の交付基準の改善がはからなければならないと、補助率の頭打ちの問題を一体いつまで今日のまままで続けられようとするのかお考え方を伺っておきたいと思っております。

次は、四款の衛生費でございます。垂坂町環境整備補助金が六百五十万計上されておるわけでございます。で、債務負担行為によりまして三千二百万余りの公会所建設についての補助をする。その本年度分だということでございますけれども、これが北部清掃施設の建設並びに運営管理に関係したものととして出されておるわけでございまして、これ自身を私は問題にするというものではないわけでございまして、この北部清掃施設の建設という問題は羽津地区にも大きなデメリットを与えているわけでございます。その排水が米洗川に流されて集中豪雨のたびに大きな被害を受けておりますし、最近の例をとりましても七月七日、七月二十五日の大雨のときには悪臭が排水の流れに沿って米洗川沿いを襲い猛烈にくさい事態が生まれておったわけでございます。最近はその平山物産のあそこで処理しないものを垂坂山へ捨てているようでございまして、その分のおいもしているのかどうかかわりませんが、とにかく雨のときにくさいという問題もございまして、清掃団地の排水を米洗川に流すにあたりまして、当時の関係者との間でどのような約束がなされたのか正確には私はわかりません。しかし米洗川の必要な改修を行うことは当然でありまして、しかるべき改修が行われずして集中豪雨のたびに米洗川も大きな被害を受けて迷惑を受けておるわけでございます。こういう点とも関連いたしましたして羽津関係地区にも垂坂町と同じようなメリットがあつてしかるべきだと思つたわけでございます。この点については今日の予算では具体的にでてないわけですか、どうするお考えか。

次に、土木費でございます。

市道の維持修繕工事請負費六百万、工事材料費六百万、それから道路舗装新設工事請負費七千万という苦しい中でたいへん努力をしていただいたという点の評価をするものでございますけれども、四十九年度当初予算の執行を含めた現在の舗装率、未舗装面積をぜひ資料として出していただきたいと思えます。そして今後の舗装計画と、この舗装費の追加との関係はどうかということでございます。そして舗装基準を改める必要はないのかということですね、この舗装基準を改める問題については具体的に何かご検討をいただいておりますのかどうか、それから再舗装すべきところが多いわけですが、この点は今度の補正の中でどう具体的に実施されようとするのかという点でございます。

それから舗装と側溝はセットして進めているかどうか、従来舗装が先行して側溝工事がしていないところはどうかという問題も明らかにしていただきたいと思えます。

それから下水道費でございます。

都市下水道の管理費が千五百万円、こういうふうに加補正が出されているわけですが、排水路のしゅんせつ及び清掃につきましては河川を含めまして、どのような方法をとっておられるかということです。要望しないとされないのか、それともこの水路河川別に定期的、計画的に行うという方法に踏み出せないのか、この点を一べん明らかにしておいていただきたいと思えます。

都市下水道新設改良費でございますが、七月二十五日の災害によりまして市民の要求が一そう切実でしかも多数集中しているもの一つであるわけです。この都市下水道、排水路関係でわずか二千五百二十八万円の増でしかございません。これだけでその現在の時点までに市民から出されている要求にどれだけこたえることになるのかということでございます。羽津地区を例にとりましても、もうたちどころにこの十や十一の問題の個所について整備をしていた

だかなきゃならないというところがあるわけですけれども、そして七月二十五日の災害以降一そうその要求が切実になっておるわけですけれども、すでに自治会をとおして要望しておるわけですが、これらがはたして、この程度の予算で改善されるのか一体いつになるのかということも不安をもつわけでございます。で、今回の補正額の程度ではどうもおぼつかないと思えますし、すぐにでも望みたいところでございますけれども、おそくともこの二、三年以内に市民のこの都市下水、排水に関する要求を基本的に解決するというかまえてさらに今年度において大幅な追加補正を要望したいと思うわけでございますが、どうでしょう。

それから現在の四日市の都市下水道新設改良工事につきましては、九月補正ではふえるどころか逆に国庫補助なんかとの関係もあると思えますが、三百十万円減っております。債務負担行為の追加で全体としては二億一千六百三十万円の増加となっておりますけれども、朝明は明らかに減っておりますし、羽津の場合も九月補正で三千四百五十万円減となり、債務負担行為の一億一千六百五十万円の追加分を合わせて八千二百万円の増となっておりますけれども、しかし実質の事業はいささかもふえないわけです。羽津、海蔵地区の治水防災の最大かつ緊急の課題というの、この羽津都市下水道整備事業の完成ということであり、少なくともポンプ一台の増設、一号二号幹線水路の整備の繰り上げ実施を切々と訴え続けてきておるわけですが、しかし従来説明されてきましたポンプ一台を五十二年度までに稼働させるという計画は今回の補正によりまして少しも前進しないわけです。むしろ債務負担行為の年次繰り延べによりまして、五十年以降といえますか、五十一年以降といえますか、その事業ワクを推えることになりかねない私は心配するんです。で、これではどうして承知しがたいのでございますが、せめてせっかく二号幹線水路の用買を四十八年度に済ませておるわけでもございますし、ポンプ用地の買収も実現ができるということでございますから仮設可能な最大限ポンプ、たとえば三百ミリぐらいは仮設ポンプとして可能だといわれておるわけですが、

そういうものを二、三台かりに設置してもらおうという問題と、二号幹線水路の整備を五十年度つゆどきまでに間に合うように事業を行われる必要な追加補正をしてほしいと思うわけでございます。これもならず排水路新設改良の関係の中で特に地区から畑切川を名四下を真すぐ抜いてほしいという要望もしておるわけですが、これもならずということではほんとうにこまるわけでございます。

それから塩浜と雨池につきましては、合わせて四千九百九十万円ふえております。で、塩浜の債務負担行為の一億二十万の追加分と合わせると一億五千万円の増となっておりますが、しかしこれには大きな問題が含まれていると思います。塩浜雨池都市下水路は公共都市下水路でありながら三菱油化、三菱化成をはじめとするコンビナート関係企業の工場等の汚水排水のために独占的に私物化されてきておるわけでございます。その排水区域の相当部分が四日市で最もひどい浸水常襲地域でそのたびに大きな被害を受けてきましたにもかかわらずその水路の抜本整備がたいへんおくれてきたわけでございます。公害裁判勝利などによりまして、企業批判の高まりと相まって関係地区住民と私たちも含めましてきびしい世論の中から最近に至ってようやく市当局も従来の遅々として進まなかった整備計画に手直しを加えていただきまして両水路合わせて四十九年度以降五十一億一千四百万円の事業を一定の企業負担と企業資金導入をして塩浜については五十二年度までの四カ年、雨池は五十三年度までの五カ年行計画を立てて企業の同意を得、市議会でもその内容を明らかにされてきたところです。企業負担は市負担にかかわるのみで国費補助にかかわる分は何ら負担しないという不合理、不当な面をもっております。私たちは国費補助にかかわる分についても、最低市費負担にかかわる企業負担と同率で企業負担を課すことを求めておるところでございますけれども、その問題をさておきまして、市当局の発表した計画と今後の補正等におきましてはぜひぶん開きがあるわけですね、で、せっかく見直して立てた計画が今時の補正を最終的なものとしたしますと結局その最初から計画どおりいかないとい

う計画どおり実現されないという問題が生まれてくるわけです。そこでですね、しかも企業負担は四十九年度においては二億八千八百万企業から負担を取らんだという計画になっておるわけです。ところが実際に今度の補正に出されてきたものを含めまして、いままでに企業から負担をさせるというのを見ますと非常に少ない企業負担しか出ておらないわけですね。で、この点をなぜあいまいにしていくのか。企業負担をきちと取って、そして当初の計画どおり市の負担を加えて、そして今度きまった国庫補助、これに加えるだけでもかなりの事業がさらに二億円余りの事業が塩浜、雨池についてできるわけなんです。なぜこういうことを積極的にやられないのか、企業負担をきちと取って、そして当初の市費負担を計画どおり乗せて、そして今日きまった国庫補助の範囲を加えるだけでも相当それができるわけですから、それをやっていたら、で、なるほど企業借入金の問題はいろいろむずかしい問題があるようです。この点についても前の議会で助役は都市局長とも会っていろいろ話したし、近く上京して私は最終的に決着をつけてくるんだと、こういうお話でしばらく待ってほしいというお話でございました。われわれそれを期待しておったわけですが、それもなかなかできておりません、七月二十五日の水害であの塩浜、雨池両排水区域の人たちの受けた被害から見て、もっとその辺の改善が積極的に行われなければならないし、その根拠は十分にあるのじゃないか。最初からあの見直した五カ年計画がもうくずれてしまうことではいけないじゃないかと、その辺のお考え方をいまちよっと細部にわたって具体的な数字まで上げて申し上げたんですが、その辺の開きも一べん明らかにしていただきましたと思います。

たいへん失礼いたしました。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの小井議員のご質疑は意見とともに広範にまた細部にわたって言及されておりますので、これに対する理事者の答弁は簡潔にするともに細部については委員会において検討されるようにお願いいたしておきます。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 順序不同でございまして、たいへん恐縮でございしますが、土木、下水及び垂坂の問題についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、街路の変更でございしますが、四十八年度用途地域変更の際、街路も含めまして出張所単位で自治会長会を開いて説明をいたしました。さらに、その後、一部修正の部分につきましては、前回と同様の方法で説明を行って要請があれば自治会単位に説明を行ってまいっております。

次に、舗装の問題でございしますが、四十九年度前期で一応第一次の舗装計画は完了をいたしました。四十九年度の当初予算は二億一千五百万円でございますが、このうち新設舗装九万平米、再舗装八万平米を実施いたしております。これから、第二次の舗装計画に入っていくわけでございますけれども、いろいろな最近の社会情勢を踏まえまして舗装の基準の変更をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。四十九年度後期といたしましては、今度の補正で七千万円をお願いいたしまして、四万七千平米程度を舗装もしくは再舗装をする予定でございします。最後に、下水の問題でございしますが、補正については長太川下流ポンプ井、羽津堀切川上流のバイパス工事等を中

心をお願いいたしましたして、水路のしゅんせつは毎年梅雨期に実施いたしておりますが、すでに今年度は九十七％も消化をいたしておりますので、今後の雨に備えて補正をしたわけでございます。

なお、羽津都市下水路については、地元の陳情にも要請をされておりますが、公共事業の抑制等で非常にやりくるときですが、当初計画を守って五十二年六月、一台稼働という方向で努力をしてみたいと思っております。

雨池、塩浜都市下水路事業については、従来どおり強い要請を続けてまいりたいと、かように考えております。

最後になりましたが、ごみ団地の問題と羽津地域の問題でございしますが、現在の段階では特に考えておりませんが、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 四日市地域陸上交通問題調査会並びに治水計画の委託問題について答弁いたします。

四日市地域の陸上交通問題調査会の主たる調査目的といたしましては、四日市地域の陸上旅客交通についての調査を行うものでございまして、このおまな内容といたしましては、東西の交通に特に重点をおいております。ご承知のように四日市市は、海岸線の南北につきましては、国道一号線、国鉄関西線あるいは近鉄の名古屋本線というふうなものもございまして、最近の奥地の開発その他に伴いまして、あるいは自家用車の問題等々いろいろございまして、そういう中で今後の陸上旅客交通について、どのようにこれを抜っていくかと、団地ができましたも過去の実例といたしましては、できたあとでバスのほうへ交渉をするとか、いろいろ後手後手を踏んでおりましたので、これに先手をとって先にその計画を樹立しながらその住民に対してご迷惑をかけないような方向にしたいというふうな考え方

でこれが設置したわけでございます。

なお、そういうことでございまして、これとともに県におきましても、県下を八ゾーンに分けてこういう調査を行う予定になっております。それと同時に、したがってご質問の中の内容の貨物基地の問題等これは含まれておりません。なおまた、都市計画街路あるいは名四国道の検討等もこの陸上旅客交通そのものが現在計画されておる街路あるいは現在工事の実施をされておるような道路、こういうものとの関連においてなされるのでございまして、道路計画そのものを根本的に検討するということは、この調査会では諮問をいたしておりません。また、これに伴いまして、ポイントリップ調査とかOD調査とかいろいろな調査がなされております。したがいまして、この調査の主体でございまず建設省当局もこれに入れております。

なおまた、四日市の旅客交通につきましては、ご承知のように公営交通はもっておりません。したがいまして、われわれの市は四日市の市民は民間のいわゆる民間の交通機関にこれを依存いたしております。そういう観点から近鉄あるいは三交あるいは三岐鉄道、こういう方面の代表の人たちにも入っておっていただいておりますのでございまして、市長がきのうから答弁いたしておりますような、いわゆる八王子線の問題その他をここでどう処理するかというために入れておるのでございませぬし、また市長の答弁の中にございましたように廃線の問題については絶対に反対であるという表明も出ておりますので、その点は十分今後の調査会におきましても、これを強調いたしまして最高の答申を出していただくようにお願いしていきたいと思っておりますと同時に、この調査は調査会の業務内容は非常に広範多岐にわたっております。したがいまして、川上先生が中心になっておっていただくわけでございますが、この先生はいろいろなこのいわゆる都市交通の専門家でございます。名古屋大学の助教授でございますが、この人を中心にしたしまして、名古屋大学の川上教室へ委託するか、あるいはまた、他の専門の機関に委託するか、こういうところ

へ委託されたものを、さらにこの要綱にございます専門委員会で検討し、最後にこの調査会でチェックをしながら市長に答申をしなければならぬと思っております。

なお、答申の期日につきましては多少おくれると思いますが、本年度中あるいは来年の一月ないし二月には出していきたい。このように考えておりますが、先ほど申し上げましたような広範なものでございますので、時期等はもう少ししばらくたいたないとはいえりしたことが申し上げられないのが残念に、現時点では申し上げられないのが残念に思っております。なお、名四国道等はしたがって検討の中には入っておりませぬ。

それから、治水計画でございますが、ご承知のように四日市の海岸部における下水あるいは都市下水、公共下水等については、一応の計画がなされておりますが、今回の災害を契機にいたしまして、特に国及び県の管理河川等が非常に大きな損害を住民に与えております。こういう中におきまして、今後の治水計画は、どのような方向で、これを四日市としては対応すべきかということございまして、もちろんこの中には国管理の内部川、県管理の天白、鹿化朝明、三滝あるいは海蔵、その他の河川も入っております。したがって、この治水計画についての基本的な考え方については事務的に目下県当局と協議をいたしておるような次第でございます。したがいまして、きょう予算がご決議いただきましたならば、その時点において、さらに協議をしながら今後の四日市の河川改修あるいはそれに伴う下水、排水こういう問題について抜本的なものを総合的に奥地のほうまで検討を加えていきたい、このようにございまして、

なお、きのう助役からのご答弁がございましたように、三百万の予算でございますが、足りない場合には、さらに追加をお願いするかもわかりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君）　まず、四十七年度の料金改定時に提出いたしました四十七年度以降の収益勘定の収支見込みでございますが、四十七年度は資産二億四千四百万に対して実績は二億七千七百万でございます。四十八年度は資産二億五千六百万に対して実績は二億四千三百万でございます。四十九年度は資産では一億九千四百万ということになっておりますが今議会に提案させていただいております補正予算では千五百万になっております。しかし、今後給与改定費等の所要額の追加が必要でございますので、四十九年度は赤字になる見込みでございます。なお、五十年度につきましても、まず収益面では、現状からして大きく伸びるということとは期待できないので、かなり大幅な赤字が見込まれる状況で料金に対する決断の時期も早まるのではないかと、このように思っております。

次に、大口並びに企業関係の水需要は今後どうなるであろうかということでございますが、現状からあまりかわらないのではないかと、このように考えております。

また、大企業、大口需要者の上水道を工業用水に切りかえるということについては、主として雑用水等であろうと思えますけれども、現在水量はどれくらいかということとはちょっと資料をもっておりません。また、上水道を工業用水に切りかえるにいたしても、その切りかえに要する工事費が必要でございますので、その工事費と水道料金のかね合い、こういうことを企業等については考えるだろうとこのように思います。

それから、電気料金の値上げの問題でございますが、水道財政上大きな影響がございますので、水道事業者としましては懸命にこの問題に取り組み、また今後とも取り組んでいきたいと、このように考えております。具体的には日本水道協会等を通じて政府その他関係方面に強力に提言運動を展開しておるんでございましたが、その結果は水道関係ではごくわずかの軽減でございます。要望にはほど遠いものでございました。水道協会としましては、今後この十月の全国総会にもこの問題を決議いたしました。さらに強力に運動を展開し最後には目的完遂するまで何べん

でも陳情を繰り返すと、こういうことを決議いたしております。

それから、検針とか集金の委託事務の料金の問題でございますが、これらについては世間一般の賃金とか公務員の給与ベースこういったものを勘案しながら決定いたしております。また、これらの人たちの災害補償関係につきましては、現在としては市でやっております交通共済制度に水道費をもって加入しておるといふことでございますし、また、集金途中の盗難その他の事故に対しましては、本年度から損害保険に加入いたしております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君）　総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君）　公会所建設補助金の問題でございますが、以前は一律一五％の補助でありましたものを現行基準に直しまして、この二、三年各自治会活動の活発化とともに公会所の建設が進んでおりますが、ほとんど各予算ごとに補助金が計上されておりました。今回の四件にいたしても、そのうちの二つが與打ちの百五万ということになっておりました。現実には合わない面も出てまいっております。総務委員会でも再々強いご指摘をいただいておりますが、最近の財政事情にかんがみまして、もうしばらく現状で続けたいというふうに思っております。

○議長（山中忠一君）　他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

付託議案 一覽表 (昭和四十九年九月定例会)

○総務委員会

議案第九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第二条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款 議会費

第二款 総務費

第四款 衛生費

第五款第二項 労働諸費

第九款 消防費

第一款第五項 その他公共施設公用施設災害復旧費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第九八号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算(第一号)

議案第九九号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇六号 昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇七号 昭和四十九年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)

議案第一一二号 四日市市委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第一一三号 四日市市印鑑条例の一部改正について

議案第一一六号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第一一七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第一二二号 字の区域の変更について

議案第一二三号 工事請負契約の締結について

議案第一二四号 工事請負契約の締結について

議案第一二五号 工事請負契約の締結について

議案第一二六号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第三款 民生費

第一〇款 教育費

第一款第三項 厚生労働施設災害復旧費

第四項 文教施設災害復旧費

第一四款 諸支出金

- 議案第一〇一号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 議案第一〇八号 昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）
- 議案第一〇九号 昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）
- 議案第一一四号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 議案第一一五号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第一一九号 孤野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴覚ライブラリーの事務委託に関する協議について
- 議案第一二〇号 土地の取得について
- 議案第一二一号 土地の取得について

○産業公営企業委員会

- 議案第一九五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第一九六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について
- 議案第一九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）
- 第一条 歳入歳出予算中
- 歳出第一六款 農林水産業費
- 第七款 商工費
- 第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

- 議案第一〇〇号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
- 議案第一〇二号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）
- 議案第一〇三号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）
- 議案第一一〇号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 議案第一一一号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 議案第一一八号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第一九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）
- 第一条 歳入歳出予算中
- 歳出第五款第一項 失業対策費
- 第八款 土木費
- 第一款第二項 土木施設災害復旧費
- 議案第一〇四号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）
- 議案第一〇五号 昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

○議長（山中忠一君） 次に、本日までに受理いたしました請願及び陳情はお手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の關係常任委員会に付託いたします。

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一〇号	四九、九、二四	前田町西丘陵地の土砂流出防止について	四日市市前田町一六一一六 前田町中部自治会長 坂 芳 夫 ほか一名連署	増 山 英 一	建 設
第一号	"	白須賀町地内堀切川の整備計画変更等について	四日市市白須賀町一六一六 白須賀町自治会長 久志本 俊 夫	小 田 中 政 一 坪 井 妙 子 六 平 豊 司	"
第二号	"	日永地内に排水ポンプ場設置等について	四日市市日永四丁目五一一六 日永地区連合自治会長 稲 垣 清	出 増 井 英 博 井 山 一	"
第三号	"	羽津地区の都市下水路整備等について	四日市市別名町四丁目一一一九 羽津地区連合自治会 副会長 森 安 吉 同 味 香 太 郎	小 田 坪 六 井 中 井 平 道 政 妙 豊 夫 一 子 司	"

陳情

第一四号	第一五号	第一六号
四九、八、二四	"	"
落合川改良復旧事業の早期実現について	近鉄八王子線の早期復旧について	市立三重幼稚園運動場の拡張について
四日市市大字松本三四五番地の五 常磐地区連合自治会 副会長 棚 畑 康 平	四日市市西日野町三二六二番地 四郷地区連合自治会 会長 大 平 詠 治 郎 ほか一名連署	四日市市山之一色町三三二二 三重地区連合自治会長 服 部 正 ほか三二五八名連署
岩 田 久 雄 後 藤 藤 太 郎	小 林 哲 夫 橋 本 健 治 岩 田 久 雄 松 島 良 一 後 藤 藤 太 郎	山 本 勝
建 設	"	教 育 民 生

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一四号	四九、九、二四	市立四日市幼稚園に二年保育の実施と保育時間の延長について	四日市市西浦一丁目四一四 第一婦人会 会長 永 戸 と き ほか四一名連署	教 育 民 生

第一九号	第一八号	第一七号	第一六号	第一五号
,	,	,	,	四九九二四
私立北勢保育園の認可と市の助成について	天白川改良復旧事業早期実現について	築について	市立水沢小学校管理棟等の増築について	市立下野小学校校舎増築について
四日市市堀木二丁目一の七 北勢保育園保護者会 会長 高橋 登子 ほか九名連署	四日市市西日野三二六二 天白川改良復旧四郷期成同盟 会長、東日野、西日野、室山、 八王子町自治会長 大平 詠治郎	四日市市水沢本町二六〇六 水沢地区連合自治会長 東川 正昭 ほか一三名連署	四日市市曾井町四八七番地の一 神前地区連合自治会長 坂倉 万吉	四日市市山城町七二〇 下野地区連合自治会長 谷口 保 ほか三六一八名連署
教育民生	建設	教育民生	建設	教育民生

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は来たる十月四日午前十時から会談を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十二分散会

昭和四十九年十月四日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和四十九年十月四日(金)

午前十時開議

第一 故小林哲夫君に対する追悼の辞

第二 議案第九五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定に

ついて……………

第三 議案第九六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並び

に決算認定について……………

第四 議案第九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第五 議案第九八号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算

(第一号)……………

第六 議案第九九号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算(第一

号)……………

第七 議案第一〇〇号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算

(第一号)……………

第八 議案第一〇一号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予

算(第一号)……………

第九 議案第一〇二号 昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正

予算(第一号)……………

委員長報告：質疑、討論、議決

第一〇	議案第一〇三号	昭和四十九年度四日市市宮魚市場特別会計補正予算 (第一号) ……………	委員長報告：質疑、討論、議決
第一一	議案第一〇四号	昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算 (第一号) ……………	〃
第一二	議案第一〇五号	昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号) ……………	〃
第一三	議案第一〇六号	昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号) ……………	〃
第一四	議案第一〇七号	昭和四十九年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号) ……………	〃
第一五	議案第一〇八号	昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号) ……………	〃
第一六	議案第一〇九号	昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算(第一号) ……………	〃
第一七	議案第一一〇号	昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算 ……………	〃
第一八	議案第一一一号	昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算	〃
第一九	議案第一一二号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について ……………	委員長報告：質疑、討論、議決
第二〇	議案第一一三号	四日市市印鑑条例の一部改正について ……………	〃
第二一	議案第一一四号	四日市市立保育所条例の一部改正について ……………	〃
第二二	議案第一一五号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について ……………	〃
第二三	議案第一一六号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ いて……………	〃
第二四	議案第一一七号	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部改正について……………	〃
第二五	議案第一一八号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	〃
第二六	議案第一一九号	菰野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間にお ける視聴覚ライブラリーの事務委託に関する協議につ いて……………	〃
第二七	議案第一二〇号	土地の取得について……………	〃
第二八	議案第一二一号	土地の取得について……………	〃
第二九	議案第一二二号	字の区域の変更について……………	〃
第三〇	議案第一二三号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三一	議案第一二四号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三二	議案第一二五号	工事請負契約の締結について……………	〃

第三三	議案第一二六号	工事請負契約の締結について	委員長報告：質疑、討論、議決
第三四	選挙第 六号	四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について	
第三五	発議第 八号	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に関する意見書の提出について	議案説明：質疑、討論、議決
第三六	委員会報告第一一号	請願書等審査結果報告	採 否 決 定
第三七	委員会報告第一二号	請願書等審査結果報告	

○本日の会議に付した事件

日程第 一	故小林哲夫君に対する追悼の辞
日程第 二	議案第 九五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
日程第 三	議案第 九六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について
日程第 四	議案第 九七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）
日程第 五	議案第 九八号 昭和四十九年度四日市市立印刷所特別会計補正予算（第一号）
日程第 六	議案第 九九号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算（第一号）
日程第 七	議案第一〇〇号 昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
日程第 八	議案第一〇一号 昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
日程第 九	議案第一〇二号 昭和四十九年度四日市市と肴場食肉市場特別会計補正予算（第一号）
日程第一〇	議案第一〇三号 昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）

日程第一	議案第一〇四号	昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）
日程第二	議案第一〇五号	昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）
日程第三	議案第一〇六号	昭和四十九年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
日程第四	議案第一〇七号	昭和四十九年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第一号）
日程第五	議案第一〇八号	昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）
日程第六	議案第一〇九号	昭和四十九年度四日市市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）
日程第七	議案第一一〇号	昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
日程第八	議案第一一一号	昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
日程第九	議案第一一二号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第二〇	議案第一一三号	四日市市印鑑条例の一部改正について
日程第二一	議案第一一四号	四日市市立保育所条例の一部改正について
日程第二二	議案第一一五号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について
日程第二三	議案第一一六号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第二四	議案第一一七号	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第二五	議案第一一八号	四日市市簡易水道条例の一部改正について
日程第二六	議案第一一九号	菟野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴覚ライブラリーの事務委託に関する協議について
日程第二七	議案第一二〇号	土地の取得について

- 日程第二八 議案第一二二号 土地の取得について
- 日程第二九 議案第一二二号 字の区域の変更について
- 日程第三〇 議案第一二三号 工事請負契約の締結について
- 日程第三一 議案第一二四号 工事請負契約の締結について
- 日程第三二 議案第一二五号 工事請負契約の締結について
- 日程第三三 議案第一二六号 工事請負契約の締結について
- 日程第三四 選挙第 六号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第三五 議案第 八号 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に関する意見書の提出について
- 日程第三六 委員会報告第一号 請願書等審査結果報告
- 日程第三七 委員会報告第一二号 請願書等審査結果報告
- 日程追加 議案第九号 被災各河川及び近鉄八王子線の早期復旧に関する意見書の提出について

○出席議員(三十九名)

伊藤 信一 岩田 久雄 大島 武雄 小川 四郎 川村 潔 喜多野 等 訓 也 粉川 茂 小林 喜次 小 林 喜夫 後藤 寛治 後藤 藤太郎 志積 政一 高井 三夫 高橋 力三 田中 政一 出井 博 中井 隆平 島 隆平

青山 釜男 天春 文雄 荒木 武治 小井 道夫 伊藤 太郎

○欠席議員(三名)

坪 吉 山 山 山 安 六 松 藤 福 日 服 長 橋 橋 野 生
 井 垣 本 中 口 垣 平 島 井 田 比 部 川 本 本 崎 川
 妙 照 忠 信 豊 良 泰 香 義 昌 鐸 増 建 貞 平
 子 男 勝 一 生 勇 司 一 郎 史 平 弘 元 蔵 治 芳 蔵
 君

○議事説明のため出席した者

市 助 市	収 入 役	市 長 公 室 長	総 務 部 長	産 業 部 長	福 祉 部 長	環 境 部 長	土 木 部 長	建 設 部 長	副 収 入 役	教 育 委 員 長
岩 野 見 齊	加 藤 一 嗣	庄 司 一 嗣	三 輪 喜 代 司	阿 南 輝 彦	鷺 野 正 和	谷 沢 文 男	關 浦 和 己	杉 本 義 広	荒 木 三 郎	伊 藤 凉 一 君

増 早 山 川 英 正 一 夫 君 君

次 長 山 北 彰 君

病院事務長 村 山 了 君

水道事業管理者 平 井 清 三 君

次 長 天 野 助 春 君

消 防 長 倉 谷 徳 助 君

次 長 藪 田 裕 君

国体局次長 佐々木 晃 精 君

代表監査委員 森 幸 雄 君

○出席事務局職員

事務局 長 菊 地 英 也 君

議 事 課 長 川 村 得 二 君

議 事 係 長 板 崎 大 之 丞 君

主 事 西 口 徹 君

主 事 川 北 悟 司 君

午前十時四分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は三十六名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第五号により、とり進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、税務部長及び下水道部長は欠席いたしますのでご了承願います。

日程第一、故小林哲夫君に対する追悼の辞。

○議長（山中忠一君） 日程第一 故小林哲夫君に対する追悼の辞。

小林哲夫君は去る九月二十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼のきわみに耐えません。この際、伊藤信一君から発言を求められておりますので、これを許します。伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 小林哲夫議員に追悼のことばをささげたいと存じます。

議員小林哲夫君は、九月二十日夜、不慮の交通事故によりまして、頭部打撲の重傷を受けられ、市立四日市病院におきまして、百方手を尽くして医療処置を受けられてまいりましたが、そのかきもなく九月二十六日午前九時四十八分逝去されました。同僚議員として、まことに痛惜に耐えないところでございます。その逝去をいたみ、つつしんで哀悼の意を表する次第でございます。

君は、至誠明朗、実直にして常に公事に尽くされ、昭和四十二年五月、本市議会で席を占られて以来、教育民生、建設の各常任委員、四日市港管理組合議会議員の要職を歴任されて、市政の推進に尽くされてまいりました。ご

特に、去る七月二十五日、本市を襲いました集中豪雨の災害復旧対策につきましては、地元住民のため、寝食を忘れて懸命の努力をされ、その奔走の途中におきまして、不慮の災害にあわれ、不帰の客となられたのでございます。

君はまた、向学の人でございまして、早稲田大学政治経済学部経済学科を卒業され、昭和二十一年から産業経済新聞社中部総局におきまして、長年ジャーナリストとして、活躍された後、昭和三十六年には、小林ちづ代議士の秘書といたしまして、国政についての識見をみがかれました。

昭和四十二年市議当選後は、これら過去の豊富な知識と経験をもちまして、常に市民の木鐸として活躍されてまいりましたのでございます。本市議会はあなたのごとき有為の人材の今後の大成と一そうの健闘を大いに期待申し上げていたのでございますが、不幸にして中道で倒られましたことは、まことに遺恨のきわみでありまして、惜しみても余りあるものがございます。

なお、君が当選以来、政治生命をかけて努力してこられました、近鉄八王子線の問題につきましては、九月二十六日の本会議において、市長から、あくまでも君の遺志に基づいて努力していきたいとの強い発言もあり、われわれ残された議員も、君の遺志を受け継いで努力していく覚悟でございますから、どうぞ安らかにお眠りください。感きわまって多く語ることはできませんが、ここに君がありし日の面影を忍んで、生前の献身的な活躍、ご功績をたたえ、ひたすらご冥福をお祈り申し上げ、もって追悼のことばといたします。

日程第二 議案第九十五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程第三 議案第九十六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、議案第九十五号 昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について及び日程第三、議案第九十六号 昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についての二件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

産業公営企業委員長 荒木武治君。

〔産業公営企業委員長（荒木武治君）登壇〕

○産業公営企業委員長（荒木武治君） ただいま議題となっております議案第九十五号昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び議案第九十六号昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

両決算の審査にあたりましては、理事者から詳細な説明を受け、慎重に審査を行った結果、両案を認定すべきものと決定いたしました。

まず、議案第九十五号昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定につきましては、六年ぶりに単年度黒字決算を出した四十七年度に比較し、利益面において一三〇の増加があったにもかかわらず、費用が二・六〇増にも及び、差し引き千百十二万余円の純損失を出すに至りました。これは効率的な薬品購入など経営努力の成果にもかかわらず、人件費の増、諸物価の高騰など外的要因に起因するものがその多くであり、万やむを得ないものと認めました。

また当年度において、患者の利便に資するため、エックス線テレビ室の増改築、産婦人科外来診察室の拡張など施設面の整備、人工じん臓装置など医療機器の整備など、診療内容の充実がはかられましたが、なお今後一そう病院の改築計画の具体化とあわせ、公的基幹病院としての性格を十分認識し、地域住民の健康保持はもとより、経営内容の向上のために研究と努力を重ねるよう要望いたしました。

次に、議案第九十六号昭和四十八年度四日市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定につきましては、年々増高する水需要に対処すべく、第三期拡張事業に基づく給水、送水施設の整備拡充と員弁水管橋の完成による所要水量の確保並びに保々地区における配水管の施設、西浦及び大治田地区等における配管網の新設、改良など給水区域の拡大と給水の円滑化がはかられ、よって市民の日常生活に不可欠な良質、豊富な上水の供給のために、将来を展望しつつ、計画的に事業が進められていること、さらに当年度二億四千万円の純利益を計上するなど、財政状態及び経営成績においてこの努力が認められました。しかしながら、過日の本会議においても質問のありました料金問題を含めた将来の財政状況についてたまたましたところ、去る六月に実施された電力料金の改正、人件費のアップなどにより近い将来、赤字決算になる可能性が強いこと、料金問題につきましても、さきに申し述べたことによつて、当初、予想していたより料金改定の時期を早めざるを得ないだろうとの答弁がありましたので、公営企業として、多方面に及ぼす影響等を十分勘案し、財政運営におけるなお一そうの企業努力を重ね、もって市民福祉に寄与するよう要望いたしました。

以上をもちまして、産業公営企業委員会の審査の結果報告といたします。

○議長（山中忠一君） 本件に関する委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 たいま、委員長からご報告がございましたんですが、決算審議の中で、こういう点はどうであったかという点をお伺いしたいと思います。

一つは、四十六年の十二月議会で、四日市水道第三期拡張第二次変更事業についてを多数で承認決定しておるわけでございます。それによりますと、朝明浄水場設備工事費として五億七千五百万円の事業のうち、四十八年度に四億五千五百七十万円の事業を行うことになっております。はたして、この決算書から見ますと、四十八年度にそれだけの事業を行われたのかどうかという疑問が出てくるわけでございます。行われていないとすると、どうしてその計画どおり行われないのか。

第二次変更計画は議会で議決されているものでございますけれども、事業費総額が計画と合致していれば、事業内容が、当局が自由に変更できるのかどうかという疑問が出てくるわけでございます。さらに第二次変更計画によりますと、四十九年度には朝明浄水設備工事の残事業費一億一千九百三十万、河原田浄水場設備工事費三億三千三百万のうち二億八千二百九十万円の工事が行われることになっております。しかしいまのところ、四十九年度の予算におきましても、それだけの事業を行われることにはなっておりません。これらの事業はいつ行われるのか、その財政計画はどうするのか明らかにはされておられません。

水道局長、私の質問に答えられまして、四十九年度から赤字になり、五十年はさらに大幅な赤字になる。水道料の値上げに対する決断の時期が早まると、こう言われたわけですし、いまの委員長のご報告におきましても、そういう点が確認されたと思うわけでございます。しかし朝明浄水場設備工事を第二次計画どおり進めていたならば、すでに

四十八年度からもっと大幅な赤字決算となったわけでございます。

これらのことから明らかなように、第二次変更計画はすでに全く破産し形骸化しておるわけです。この事業の内容水道料金のある方を含めた、財政計画の見直しというものは差し迫った課題になっておるわけですが、いまの委員長のご報告によりますと、今後の財政運営面における企業努力をさらに続けて、そして市民福祉に云々というご報告があったわけですけれども、はたしてそれだけでいいのかどうかという問題があるわけでございます。これらの問題につきまして、どのような審議が行われたか、また当局はどのように対処しようとしておられるのか明らかになったこと、あるいは委員会としてのご意見、ご審議の模様を聞かせていただきたいと思っております。

二番目は、水道の集金検針委託料がいへん低いという問題を指摘して、委員会でもご検討いただくようお願いしたわけですが、同じ市の中で行っております国保料金の集金手当、これ自身非常に私はまだまだ改善を要すると思うわけですけれども、それと比べましても非常に低いと、こういう点なんかについてどのようなご検討がなされたのか、ご報告がございませんので伺いをしたいと思うわけでございます。

○議長（山中忠一君） 荒木武治君。

〔産業公営企業委員長（荒木武治君）登壇〕

○産業公営企業委員長（荒木武治君） 小井議員にご答弁をいたしますが、この件につきましては、水道局のほうからいろいろ説明を聞きましたが、それを一応了として委員会では了承したわけでございますが、こまかいことにつきましては、一応水道局長にお聞き願いたい。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 四十八年度の決算の中には、千代田浄水場関係の経費は含まれておりません。千代田浄水場の建設計画につきましては、四十七年度の予算を編成いたします当時、員井水源の予想が非常に困難でございまして、四十八年度の夏季の水需要のピーク時に対して、どのように対処するか非常にむずかしい状態でございます。そのために急遽この千代田浄水場を設置いたしましたので、そして四十八年度の夏季対策に備えようと、こういうような計画がなされておりました、用地買収とか実施設計の委託料とか、それから一部工事費と、こういうものが計上されておったのでございます。

私も就任当時、その意向を継承いたしましたので、用地買収等の事業を進めてきたのでございますが、員井水源関係の集水並びに送水につきましてのめどが好転いたしてまいりまして、四十八年度の夏季のピーク時に対しては、員井から水を持ってこれると、こういう見通しが立つに至りましたので、浄水場より員井水源系の伏流水を使ったほうが格安にいくと、こういうことで事業計画を、年度割りを変更いたしましたして現在に至っております。したがって、四十八年度は千代田関係の工事につきましては、一応後年度に送って計上いたしております。

それから、水道料金の集金手数料と国民健康保険料の集金手数料の問題でございますが、これは比較しないと数字でここで申し上げられませんので、またあとから申し上げたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 問題は、ですから、わざわざこの議会の議決を経て第二次変更事業計画というものが、事業総額において、帳じりを合わせてれば、中身はどのように変更しても、理事者の自由な判断でかえられるのかどうかという、かえていいものなのかどうかということです。

そして、その点が一つと、それからこれを今度はいつやろうとするのか。そうするとこの朝明の場合ですと四億五千万円、河原田の場合ですと三億三千万、これがいつやられるのか。すでにこれはどうしてもやらなければならないものだとすると、もうすでに第二次変更事業計画というのは、形骸化しているんじゃないか。ある意味では破産してんじゃないかと。それをですからいま、委員長がおっしゃいましたように、単純に財政運営における企業努力ということで済まされるべき問題かどうか。この事業計画をいまあらためて見直す、そしてその事業量そのものあるいはこの事業に伴う財政計画というものも、料金問題のあるいは料金の体系その他あり方の問題も含めまして、いま差し迫って検討していかなければならない課題に、すでになつてゐるんじゃないかと。この点について、もう少し納得のいく回答を当局からもいただきたいわけでございます。決算認定にあつての重大な内容を持つものだと思つておるわけでございます。

それから二番目の集金の人たちの委託料の問題ですが、これはもう委託制度をとつてるといふこと自身が問題です。困保の場合は嘱託制度をとつています。

嘱託と委託料という形ですと、その手当の税金の面までの不利な面もあるわけですし、そして、その委託料という形では限界があると思います。こういう点は明らかに低いわけでございますから、この点はひとつもっと積極的な改善策を、そういう委託制度のあり方の問題も含めまして、ご検討いただきたいと思いますと思うわけです。

第一の問題についてだけ、もう少しはつきりとしていただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 第三期拡張計画は、議会のご決議をいただきまして、厚生省の事業認可を得てお

ります。

五十五年度を目標といたしまして、工事については五十三年度まで総事業費は五十九億九千万でございますが、これを、この年度間に実施いたしますそれぞれの年次割りにつきましては、これは私どものほうで、実施計画を立ててやらさしていただいているものと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私どもは、年次計画も含めて理解をしておたわけですが、それにしましても、四億五千万あるいは三億三千万合わせて八億ですか、この事業がすでに年次計画で割り振りしておつて、これがすでにやられていないという実態ですね。そうするといまもたいへんな来年度赤字になり、五十年大大幅にということじゃなくて、たいへんな深刻な事態だと思ふんです。

はたして、その河原田浄水場なんかもつくる必要があるのかどうかという問題も私は一つ疑問も出てきておると思ふますし、この際、水道局が大胆にその辺の問題を出して、そして事業計画のあり方、私どもも指摘しました第三次拡張事業の財政計画それ自身の問題、したがつてその中で料金体系のあり方の問題を含めた料金問題、そういうものもすぐに検討を始めてもらいたい、こういうふうな思うわけでございます。どん詰まりになりました、もうこんだけ上げざるを得ないんだという形で市民に犠牲を転嫁していくという形は避けるべきだと思ふわけでございます。その点を特に要望いたしましたして、一応の打ち切りをしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 他に、ご質疑もありませんので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

橋本健治君。

〔橋本健治君登壇〕

○橋本健治君 議案第九十六号についての反対討論を行いたいと思います。

上水道事業は申すまでもなく、よい水を安く豊富に供給することであります。市の条例第二条には、水道事業及び簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと、市条例の第二条で明記されております。

私どもは一貫して主張し、批判しております点は、次の三点であります。

水源確保の計画とその費用負担の適正化、国の制度の改善、県費の助成等々であります。

二番目には、水道料金体系の適正化であります。

三番目に、市民サービスを第一に置いた職員の体制の問題であります。

四十七年三月料金改定以来、決算に示されておりますように、一定の企業経営の結果が得られておることは事実であると思えます。本来の上水道事業の主旨から、さきに指摘しました三点、特に水源確保の計画、費用負担、料金体系が市民の負担のもとに成り立っているという点につきまして、われわれは非常に注目しておるわけですが、今決算期に、その改善のあとが明瞭に見られないということを第一に指摘したいと思えますし、なお別項にございませうように、簡易水道の料金引き上げの提案もありまして、一その市民負担が要請されておると思えます。

先ほども、委員長報告にございましたように、この水道料金はできるだけ早い時期に検討したい、すなわち引き上げをしたいという意向が、理事者側から打ち出されております。住民負担をふやすことによつて、水道行政を推進するということに対して、強く批判の声を上げなければならないと思えます。これがわれわれの基本的な主張であります。

次に、第三期拡張事業計画の中に、五十一年から受け入れる県営の北勢用水事業また三重用水事業などの個々の計画によりますと、県及び国の補助、負担がないということ、あつてもきわめて少ないということ、そして市民負担がもとでやられるということであります。特に、われわれが一貫して指摘しておりますように、大企業大口需要者の負担がきわめて少ない、もしくはないということでもあります。水源開発を必要とする大口需要者の負担をやはり制度化すべきであるということ、そうして、今日その費用負担の問題でも、毎年増高します企業債の元利返済のために、どうしても料金の引き上げの繰り返しが必要であるというのが現実だと思えます。

県営の北勢用水事業の工事の負担金でも、四十八年度が四千一百万さらに四十九年度は七千二百万、五十年では一億一千九百万、当年度の企業債の元利返済二億三千万、昨年比べて一一九兆と三千八百万ふえております。

このように一方では企業債の元利返済、そして県営の北勢用水事業に対しての負担金の支払い等、きわめてその負担率が多いわけであります。これが料金にはね返ってくるというそういう今日の仕組みであります。

ただいま問題になりましたように、河原田の三億三千三百万の浄水計画など汚染源に負担させるといふことも、われわれは再度強調しているわけでありますが、一向にそのあとがみられておりません。この計画も見直すべきではないかというふうに強調したいと思えます。

水の問題は何といひましても、木曾、揖斐、長良の三川をもち、また多くの河川をもつております今日、よその都市のように、わざわざダムをつくつて遠方から引かなくてはならないと思ひます。一番端的な例で、県企業庁が行つております北伊勢工業用水、現在日量五十二万五千トン、第四期計画が終わります昭和五十二年には、日量百三十八万トンというきわめて良質の水が、大企業のために提供されるわけであります。そうして、この水は一トン当たりわずか四円ないし五円というきわめて安い値段で提供されるわけであります。

わざわざ一方ではそういう事業が進み、一方では、きわめて市民負担のもとに、上水道の確保をやらなくちゃならないと、こういう矛盾にぶつかっておるわけであります。水がないわけではありません。そういう不合理な水の体制そのものを、やはり中心におきながら検討しなければ、いつまでたっても、この市民の負担を解消することはできない、このことを特に強調したいと思います。

次に、料金の問題であります。四十七年度三月議会におきまして、原案に対して、二つの修正ができたことは、事実のとおりであります。われわれは六人の議員のみなさんとともに、積極的な修正案を出しました。そうして現時点におきましても、家庭用、浴場用、中小企業用すなわち市民生活のかかわりの部分については積極的に必要量は無料化にすることも提唱し、少なくとも、現行どおりにすることを提案したわけであります。そうして、大口需要者の使用水量、口径に応じた高度累進制を採用して、一種、二種の区別をし、その根拠としては、月三百トン以上の大口需要者が、需要者の全戸数の六・八割で全使用水量の六七割以上を使用しているという具体的な指摘の中で、この問題を提起したわけであります。

このわれわれが提案した案において、運営されておれば、今日においても市民の負担は少なくし、いわゆる適正化のもとで水道行政が運ばれたというふうに、われわれは確信しております。

最後に、職員の体制の問題であります。給水普及及び施設、配水量、受託工事と昨年度に比べますと、それぞれ増加しております。しかし職員の数は、損益勘定支弁職員数を見ますと、四十五年末が百七十一名、四十七年末が百八十二名、四十八年末が百八十三名、ほとんどふえておりません。

いまま、問題の指摘がありましたように、集金、検針、委託問題等も改善の余地がたくさんあると思います。いわゆる企業努力が、職員の合理化、労働の強化によって進めるならば、やはり水道行政にとってマイナスになると思いません。以上指摘しましたように、この水源確保の計画及び料金それから市民サービスを第一に置いた職員の体制等今日の情勢から見まして、われわれとしましては、以上三点を一貫して主張しております。

○議長（山中忠一君） これをもって、討論を終結いたします。

○議長（山中忠一君） これをもつて、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、議案第九十六号昭和四十八年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についてを採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よつて、本件は、これを認定することに決しました。

次に、議案第九十五号昭和四十八年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よつて、本件は、これを認定することに決しました。

日程第三十三 議案第百二十六号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に日程第四議案第九十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算第二号ないし日程第三十三議案第百二十六号工事請負契約の締結についての三十件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず総務委員長にお願いいたします。

伊藤太郎君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） たいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。歳出第二款総務費の補正は、給与改定所要見込額の追加、企画費における市域陸上交通問題並びに治水対策についての調査研究委託料の追加がおもなものでありますが、人事管理費において、ペーヌアップ等による人件費の増高が財政を圧迫してきている状況にかんがみ、職員の新規採用には慎重を期するようにとの意見がありましたほか、市域陸上問題調査研究委託については、市の実態に即した計画を作成する見地から、市が指導性を発揮しながら進めていくべきであるとの意見がありました。

歳出第四款衛生費の補正は、本年九月より施行の公害健康被害補償法に基づく補償給付関係費の追加のほか、垂坂町環境整備費補助金がおもなものでありますが、今回補正のうち、特に衛生関係の災害復旧費において、市の負担が大きいため、今後これが軽減について、国、県へ働きかけるよう強く要望いたしましたほか、被災後の消毒作業

の迅速をはかるための方策について検討するようにとの意見がありました。

また清掃費に関しては、尿尿の海洋投棄の海域規制強化に対処するため、早期に尿尿処理施設の充実整備をはかるよう強く要望いたしました。

歳出第九款消防費の補正は、給与、退職手当金の追加、水防倉庫新築費の追加等ありますが、水防倉庫新築に関連して、水防資材の充実確保のほか、災害時の通報、避難計画等、水防体制を洗い直し、今次災害の教訓を最大限に生かして即応体制の万全を期するよう強く要望いたしました。

なお歳出の第一款議会費、第五款第二項労働諸費、第十一款第五項その他公共施設公用施設災害復旧費、及び歳入全般、並びに第二条債務負担行為、第三条地方債については別段異議はありませんでした。

議案第九十八号、議案第九十九号、議案第百六号、議案第百七号の四議案は市立印刷所、基金、交通災害共済事業、公共用地取得事業の各特別会計の補正であり、別段異議はありませんでした。

議案第百十二号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、公害健康被害補償法の施行に伴い、従来委員にかわる公害健康被害認定審査会委員の報酬について、国に準じて所要の改正をしようとするものであり、議案第百十三号四日市市印鑑条例の一部改正は代理による印鑑証明等の交付申請に必要であった印紙が免除される取扱いがなされることになったため、所要の改正をしようとするものであり、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第百十六号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正及び議案第百十七号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正は、それぞれ非常勤消防団員等に対する損害補償等の補償基礎額の改定、処遇改善をはかるための所要の改正であり、また議案第百二十二号字の区域の変更については、土地改良事業により

水沢町地内において字の区域変更の必要を生じたものでありまして、別段異議はなかつたのであります。

次に議案第二百二十三号ないし議案第二百二十六号は、それぞれ馳出跨線橋架設、道路舗装、下水管渠布設の工事請負契約締結案でありまして、これらにつきましても別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましてはすべて原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に教育民生委員長にお願いたします。

六平豊司君。

〔教育民生委員長（六平豊司君）登壇〕

○教育民生委員長（六平豊司君） ただいま、議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係各議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

まず、議案第九十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち、歳出第三款民生費は、民生対策費及び同対策費補助金の追加補正をはじめ福祉資金貸付事業特別会計等への繰出金のほか、老人福祉施設に対する扶助費、寺方町二区隣保館建設事業費及び災害対策見舞金、その他の救助対策費等の追加補正がおもなものでありまして、別段異議はなかつたのであります。老人福祉センターへの足の問題につきましては、本補正予算において措置されているものなお一その改善の要ありとの意見があり、理事者においては、さらに検討し、善処されるよう要望いたしました。

次に、歳出第十款教育費は、学校創立百周年記念行事をはじめ、学校給食協会及び私立笹川第二幼稚園建設等に対する補助金のほか、内屋小学校改築工事、仮称塩浜幼稚園敷地造成費等の工事請負費及び、大矢知小学校等の土地購入費の追加補正がおもなものであります。特に私立学校等振興費補助金に関連いたしました。公私立幼稚園の配置、適正規模及び保育年齢等、基準となるべき市の方針を決定し、その方針に沿って強力な行政指導を行っていくよう強く要望いたしました。第十款教育費は了とした次第であります。

歳出第十一款第三項及び第四項は、厚生労働施設、文教施設の災害復旧費であり、歳出第十四款諸支出金につきましても、今次災害による被害者への災害援護資金貸付金の所要見込額を計上したものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第一百号昭和四十九年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算第一号は、職員の給与改定に伴い所要見込額を追加補正するものであり、議案第八号及び議案第九号は、福祉資金貸付事業、住宅改修資金貸付事業の補正予算案でありまして、それぞれ今次災害に関連し、貸付金を増額補正するものであり、これら特別会計補正予算の三議案は、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第一百四号四日市市立保育所条例の一部改正及び議案第一百五号四日市市立幼稚園条例の一部改正は、十月一日開闢いたしました三重保育園及び五十年四月開闢予定の塩浜幼稚園について、それぞれ所要の改正をしようとするものであり、これら二議案は別段異議はありませんでした。

議案第一百十九号菟野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴見ライブラリーの事務委託に関する協議につきましては、本年四月設置されました本市視聴見ライブラリーにおいて、周辺四町の当該事務を受託し、同施設の整備充実と有効利用をはかるため、地方自治法の規定に基づき、規約を定め事務委託の協議をするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に議案第二百二十号及び議案第二百二十一号土地の取得は橋北中学校及び仮称笹川西中学校用地を取得しようとする

ものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

○議長（山中忠一君） 次に、産業公営企業委員長にお願いたします。

荒木武治君。

〔産業公営企業委員長（荒木武治君）登壇〕

○産業公営企業委員長（荒木武治君） ただいま議題となっております議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）中、歳出第六款農林水産業費のうち、農業費につきましては、先に、県支出金の決定しております農地等需要関係紛争処理調停事業等、来年国民体育大会を迎えるにあたり祓禊して実施している花づくり促進に対する委託料のほか、神前、保々両地区における農山漁村の同対策事業、共同利用、農業器具設置事業に対する補助金を追加したものであり、畜産事業費は、と畜場食肉市場特別会計への繰出金を一緒に追加しており、農地費につきましては、受託事業として進められている保々新田圃場整備事業への追加補正のほか、さきの水書にかんがみ、用排水対策事業費として赤堀地区で実施する揚水機工事請負費を追加したものであります。

また水産業費につきましては、磯津漁港に五十キロリットル燃料貯蔵タンク一基を建設するにあたり、補助金の追加などがそのおもなものであり、当委員会としては別段異議はありませんでした。

なお災害に関連し、市職員の格段の活躍に対しては高く評価するものでありますが、側聞するところによりますと、耕地課においては、時間外勤務が月平均百四十時間にも及ぶということであり、職員の労務管理、とりわけ健康管理には十分留意し、過重な勤務にならないよう要望いたしました。

歳出第七款商工費につきましては別段異議はありませんでした。

次に、歳出第十一款災害復旧費中第一項農林水産施設災害復旧費のうち、農地農業用施設災害復旧費は、過年度災害に対する補助復旧費と、本年四月と七月に相次いで市内の農地・農業用施設に甚大な被害をもたらした災害に対し、農地、水路工、頭首工、揚水機工などの工事請負、合わせて九十一件とし、市単独事業として実施しようとする農業用施設、災害復旧工事八十四件がそのおもなものであり、農業施設災害復旧費につきましても、コンクリート土どめによる林地崩壊防止工事並びに磯津漁港内の障害物除去に要する工事請負費であり是議はなかつたのでありますが、さきの一般質問において数多く質問されましたように、大きな被害をもたらした一方の原因である頭首工、井せきなどを調査し、不必要なものについては、整理統合し、排水の障害となって、再び被害をもたらすことのないように、また田畑の被害についても、来年の収穫、農家の収入等大きく影響すると思われるので、早急に復元するよう強く要望いたしました。

次に、議案第九号昭和四十九年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）は競輪開催経費の不足見込み額と一般会計繰出金の追加補正をしようとするものであり、議案第百二号昭和四十九年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）並びに議案第百三号昭和四十九年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）については、いずれも施設及び機械、機具の修理に要する費用の追加補正であり別段異議なく承認いたしました。

また、議案第百十号昭和四十九年度四日市市立四百市病院事業会計第一回補正予算は、対策の一環として、看護婦を対象とした昼間定

時制の看護婦養成課程を、来年四月に現在の看護学院に併設しようとするもので、その準備に要する経費と、手術関係医療機器等の購入費であり、議案第百一十一号昭和四十九年度四日市市水道事業会計第一回補正予算につきましては、改定に伴う給与、動力費の不足見込み額及び災害関係予算の追加等であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十八号四日市市簡易水道条例の一部改正につきましては、小林町はじめ六簡易水道の基本及び超過料金をそれぞれ改定しようとするもので、当委員会では、昭和五十一年までの諸経費の負担を慎重に勘案し、また地元簡易水道組合とも十分協議して、納得を得たうえで料金改定を行おうとするものであり、算定に基づく料金の妥当性はもとより、公営企業としての公共性という使命にかんがみ、市民の日常生活に欠くことのできない水は、地理的条件、需給構造によって上水道区域と簡易水道区域に格差が生じてよいものではなく、市民が等しく均衡のとれた負担で同一サービスが受けられる状態が理想であり、簡易水道の上水道への統合化促進など適切な手段、方法をもって対処されることを要望いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託の関係部分につきましては、原案どおり承認いたしました次第であります。これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告いたします。

○議長（山中忠一君） 次に建設委員長にお願いたします。

藤井泰治郎君。

〔建設委員長（藤井泰治郎君）登壇〕

○建設委員長（藤井泰治郎君） ただいま、議題となっております議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）中、関係部分について申し上げます。

第五款労働費第一項失業対策費、第八款土木費及び第十一款災害復旧費第二項土木施設災害復旧費の追加補正であります。そのおもなものは職員等の給与改定関係のほか、国庫補助事業費の決定に基づく、道路新設改良費及び土地地区画整理費並びに西浦土地地区画整理事業及び公共下水道特別会計への繰出金の補正、さらに今次の災害により被害を受けた公共土木施設、都市下水道等都市施設の復旧費でありまして、別段異議はなかったのであります。失業対策費については、現在就労者七十六名のうち半数は六十歳以上という年齢構成の關係上、今後の失業対策事業の運営のあり方について再検討する必要があるのではないかと意見があり、理事者から今後検討したいとの答弁がなされ、これを了いたしました。

次に、第八款土木費の都市計画費については、近鉄四日市駅西の舗装工事を施行するにあたり、全面駐車禁止にした場合、特に付近の住民に駐車で迷惑のかからない方法を講じるべきではないか。また現在近鉄八王子線の代行バスの発着場が駅西に設けられているが、工事施行に際し、できるだけバスの運行を妨げない方法を考えられたいとの強い意見があり、理事者から、いずれも今後関係者と十分調整したいとの答弁がなされ、これを了いたしました。

次に、都市下水道費については、浸水地域の局部排水として設置されている簡易ポンプの維持管理（特にごみの除去）は委託により実施するより、増員してでも職員が対処すべきではないかとの意見がありました。

また、現在朝明、羽津、塩浜及び雨池の四カ所の都市下水道があり、このうち特に整備のおくれている公害防止事業の塩浜、雨池両都市下水道の整備促進をはかるための財源確保について、さらに一そう関係機関に働きかけるよう強く要望いたしました。

次に、第十一款災害復旧費の土木施設災害復旧については、今回の災害は一般住民の被害がきわめて激甚であり、この原因となった都市河川等公共土木施設の整備をあわせた政策を実施しなければ再び繰り返されることは明らかで

あります。

当委員会は、これが対策のため

- 一、事業促進のため、財源確保にさらに一そうの努力をすること。
- 一、災害復旧については、原形復旧にとどめず改良復旧とすること。
- 一、開発行為については、宅地内部の汚水処理施設はもちろんのこと、調整池の設置基準などについて、一そうきびしい行政指導が必要である。

以上のことを特に理事者に強く要望いたしました次第であります。

次に、議案第百四号昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）は、国庫補助事業の減額補正及び今次の災害による復旧費がおもなものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百五号昭和四十九年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）は、国庫補助事業の変更に伴う組み替え及び家屋等移転補償費の補正がおもなものでありまして、別段異議はありませんでした。

以上付託になりました三議案、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

以上、建設委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（山中忠一君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時十四分休憩

午前十一時三十三分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 総務委員長にお尋ねしたいと思えます。

四日市地域陸上交通問題調査会についての私の質問に対して、三輪公室長から、この調査会は八王子線問題を論議する場ではないという答えがあったんですが、その後再質問が認められませずに、私の疑問を晴らすことができなかったわけですが、ことしの四月十四日の伊勢新聞の報道によりますと、この陸上交通問題調査会そのものが、県、市及び三交、近鉄の四者が運輸省の肝いりで協議をした結果、八王子線問題を含めた将来の四日市市内交通のあり方を検討するために発足させたんだと、そして都市交通システムをも含めて検討、その中で八王子線の存続、あるいは廃線についての再検討をすることになったと報じておるわけです。

この点について、総務委員会では、ほんとうにこの調査会が八王子線問題を論議する場でないというふうに、その問題は一切論議しないという形で確認をされるまでの論議を深められたのかどうか。

いま引用しましたことがもしあるとしますと、九月二十五日の県議会で田川知事が、八王子線廃線問題について、県としては四日市市の地域陸上交通問題調査会の意見を聞き云々といわれたことに根拠があるように思えるわけです。

そういう点のいきさつ、目的、そして今日の時点で市側の態度というものはどういうものかということについて、突っ込んだ審議が行われ、確認されたものがあるかどうか、お尋ねしたいと思えます。

それから、建設委員長にお尋ねしますが、雨池、塩浜両都市下水路の建設問題につきましては、財源確保について

のでございます。

その財源の確保等につきましてどのような方法でなさるかは、これは理事者のほうでございしますので、その点、理事者のほうからご答弁していただきます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 雨池、塩浜両都市下水路、特に雨池についてご質問があったと思うんですが、これは、確かに公害防止事業計画では九億二千万という予定になっております。しかしながら、国の認めます予算というのは、建設省のほうですべてを下水道に關しては取り扱っております。したがって、公害防止計画といえども特別な予算ワークはございません。これは、せんだって同じことをご答弁申し上げたわけでございます。

そこで四十九年度の事業費としては、補助決定の事業費は一億八千万。これに対する企業負担というのは、今度のお願いしております千三百八十四万円を含めまして約四千八百五十万円という企業負担をちょうだいすることになっております。

そこで、残念ながら公害防止計画で組みました予定と現実に国のほうから事業認可をしてまいります認可額は、かなり開きがございます。

そこで、この事業を早くやりたい、少なくとも五十二年度ぐらいまでにはやりたいと、それにはやはり公害防止計画で組まれただけの事業費を認めてもらわざるを得ないということで、現に国のほうと折衝しておる最中でございます。

今後、国との折衝のぐあいを見まして、私自身もまた出かける予定をいたしておりますが、まあ事務的に解決しな

い面もあるかと、政治的にもいろいろとお願いをしなければならぬ余地がまだあるだろうと、こういうふうにご考へておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 三輪公室長のせいかくのお答えですけれども、すばり言って、四日市地域陸上交通問題調査会では八王子線問題は一切論議をしないと、その点は、廃線問題については論議しないと、そういうことをはっきりここで確認してもらえますか。その点を伺いたいです。

もし、伊勢新聞の報道が指摘するように、運輸省なんかとの、あるいは近鉄、三交、県も入ってこういう、そういういきさつ、そういう目的で設けられておったとすると、やっぱり廃線問題論議され、そしてしかもそこに近鉄が入っておると、こういうことになりますと、たいへん問題なわけですから、一ぺんその辺を、最初の八王子線廃線に關する論議はここでは一切しない、それは全く市長としては諮問しないんだと、こういう点をひとつ明確にできるのかどうか明らかにしていただきたい。

それから、雨池、塩浜両都市下水路につきましてのこの新しい計画は、すでに企業負担、あるいは企業からの借り入れも含めまして、企業の同意も取り、そして関係地域の住民の人たちにもこうやるんだという報告をしているわけですね。とりわけあの七月二十五日の水害が終わってから塩浜地域浸水対策協議会なんかが開かれました場でも、そういう問題こうやりますから、まあひとつご了解くださいという形で言っているわけです。

したがって、この新しい計画の四十九年度分がまだ見通しが立たないという問題で、事ここに至るまでに市

側もいろいろ努力していただいたと思いますが、それだけにとどまらず、たとえば市議会を構成しておる各党、各会派の中央への影響力等も総動員して、そして市当局、あるいは議会、市民一体となったより強力な実効のある運動を、こしはばらくの間急速に強めて成果を奏らせるべきではないかと思うわけです。

この点について、理事者の努力も、そしてまた議会全体のやっぱり責任も果たすべきときではないかというふうに思うわけでございまして、この点の善処を、それぞれの皆さんにお願いをしたいと思うわけでございます。

第一点の三輪公室長にお尋ねした点をお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） この調査会に市長が諮問いたしておりますのは、四日市の陸上の旅客輸送をどうすればいいんだと、こういうことで諮問をいたしております。

しかしながら、先日的一般質問の中で市長から答弁がございましたように、八王子線につきましては、存続さすという前提に立ってこの調査会には臨むということでございます。

したがって、その辺は、八王子線が論議されないかどうかということは、これは四日市の東西交通ということになってまいりますので、論議の対象になりましようけれども、市の態度としては、あくまで市長がここで答弁いたしましたこの趣旨に沿って私どもも臨むということでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第九十七号、四十九年度一般会計補正予算第二号のうち、次の諸点について反対するものであります。

一つは、世界一の物価高、ますます激化する一方のインフレ、不況の中で、いま市民が直面しております生活苦、経営難に対しまして、市民のこの生活と営業を守る施策がほとんど何も講じられていないということでございます。

今議会は、一日からの国鉄運賃、消費者米価をはじめ、公共料金の新たな値上げラッシュの中で開かれたのでございます。これからわかっているだけでも、二十種近い公共料金の値上げが予定されており、値上げ幅も大幅なものでございます。この狂乱物価第三波とインフレ、不況の激化の大きなうねりが、いま市民の生活と営業を土台から脅かしてあります。しかもその苦難は、低所得者層、生活保護、老人、障害、母子世帯などの弱い市民や中小小売業者にこそ重くのしかかっているわけでございます。この市民の生活苦と経営難は、明らかに田中政府の悪政がもたらしたものであり、自治体としても市民とともにその政府の悪政をやめさせるために努力することはもちろんのこと、独自に低所得者層などに対する生活援助金の大幅支給、あるいは中小小売業者などの市民に対する営業と生活資金の融資の拡大充実、さらに積極的な福祉施策をとるべきであると思うわけでございます。

市民は切実にその施策を求め、今議会に大きな期待を持っておったと思うわけでございます。

しかし、市当局が提案した一般会計補正予算をはじめ、本議会で示されました対策や態度には、この市民の期待に沿うものがないのでございます。九月から学校給食費の値上げが実施されたことも、遺憾に思うのでございます。

さらに、来年度の市の福祉施策が、災害復旧こそ重点という理由で犠牲にされかねないようなことさえにおわれ

たことは、残念でならないと思うのでございます。

第二番目には、七月二十五日の災害によりまして、治山治水防災対策を抜本的に強化する必要が一そう明らかになつたわけですが、これがきわめて不十分であると思うのでございます。

補正予算では、確かに災害復旧について相当額の予算が計上されています。また河川などについては、原形復旧だけでなく、できる限り改良復旧にするの方針が表明されているのでございますが、被害の実態から見れば部分的なものであり、全面的な復旧と抜本的改良、改修が行われるのははたしていつになることか、明らかにされておらないわけでございます。

補正予算で、河川費が事実上ゼロになっております。都市下水路の排水施設新設改良工事がわずか二千五百万円の追加補正にとどまっておるわけでございます。朝明、羽津都市下水路の事業費が、予算上は減額。羽津の場合におきましては債務負担行為がありまして、増はあるといえますけれども、事業内容は当初の域を出ておりません。塩浜、雨池は新しい計画より四億八千万も少なく、当初から大きな新しい計画のつまずきを来たしておるわけでございます。この塩浜、雨池問題について、ここに至るまでに、先ほども申し上げましたように、なぜもっと大きな努力を払わなかつたかと、今後の、先ほど申し上げたような方向での強力な運動をすべきだと思っております。

第三に、夜間休日救急医療体制についての問題ですが、医師会が十月一日から在宅医制度廃止の態度を打ち出したことによりまして、市民の夜間休日救急医療体制がくずれ、市民の命と健康が重大な危険にさらされているわけですが、市の責任においてその積極的な解決をするという努力はたいへん乏しく、予算上も何らかの措置がとられておりません。

第四番目には、市財政の危機を市民本位に積極的に打開していく方策に乏しいのではないかという問題でございます。災害復旧、治山治水、防災対策に今後さらに大きな財政負担を伴うわけでございます。教育費につきましても、補正予算では苦しい中で、納屋小学校の改築、あるいは補修費を計上されており、これについては評価をするものでございますが、もともとこの教育文化施設の整備はたいへん立ちおかれており、その大幅な予算増がこれから行われなければならぬと思えます。

福祉その他あらゆる面で市民要求に基づく行政需要が山積しておるわけでございます。市財政の危機を市民本位に積極的に打開していく方策を立て、財源確保をはかることなしに解決できないと思えます。根本的には国と地方の税源配分の問題をはじめ、国庫補助、県補助、超過負担の問題、国、県の改善を求めべき課題が多くあるわけでございますけれども、しかし、同時に四日市自身の力において独自の打開をすべきものもあるわけでございます。港湾費など大企業優遇の予算の祖みかえを行う、あるいは大企業等に対する必要な負担金制度を、はつきりこう出して、そして災害直後の市民の要求に積極的にこたえていくという、そういう努力をすべきだと思います。

今度の予算にとられました基金、今度の予算で見ました点では、基金の取りくずしという、そういう形に終わっておるわけでございます。こうした点にも今後メスを入れていっていただきたいと思うわけでございます。災害救助救済活動に対する市の負担が多く、その法令改正と激甚地指定に関する法令等の改正を、今後強く進めていっていただきたいと思えます。

健康被害補償関係費が補正予算に計上されておるわけでございますけれども、四日市の公害財団に対する行政指導を強め、患者の要求に沿った施策を積極的に行われるようお願いをいたしまして、終わりたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 議案第百十八号についての反対討論を行います。

市長は、八つの簡易水道の基本料金及び超過料金をそれぞれ引き上げる理由は、大幅な諸物価の高騰、ことに電力料金の値上げにより給水に必要な経費が増高したという提案でありました。ただいま委員長報告では、地元組合と協議し、納得のうえで行い、昭和五十一年までの負担を考慮したというご報告がございました。簡易水道はそれぞれ設立の時期、規模、設備、財政等が異なり、運営に多くの問題がある事業であると私は思います。

しかし、次の数点について反対の理由を述べたいと思います。

まず第一に、今日の高物価が、いわゆる政府主導型物価引き上げといわれております。これは公共料金の引き上げによってであります。基本的に公共料金の引き上げに反対する立場をわれわれはとっております。

二番目に、この改定案によりますと、現在行っております市の水道料、基本料、超過料に比べまして、それぞれ高額になっております。申すまでもなく市の水道は、基本料金十立方当たり二百二十円、超過料金十立方から三十立方までが二十八円、それ以上が三十五円であります。今度の条例改正案、簡易水道につきましては、基本料金は山之一色を除きまして二百三十円から二百八十円、市の基本料金よりも高くなっております。超過料金は一段改正から二段改正となり、それぞれ引き上げられて、先ほど申しました市の二段階の超過料金の区分よりも簡水の方が高くなる条例改正案が出ておるわけでありまして、東京都の水道料金の立て方は、生活に最低必要な八立方までは無料という積極策をすでに昭和四十三年に立てておるわけでありまして、また、現行の水道料金の引き上げの問題が出ておるときに、別に勧ぐるわけじゃありませんが、これが一つの布石となるおそれもあるのではないかとこのことを指摘したいと思っております。

それから二番目に、市政の公平がやはり侵されるといふ点であります。

先ほど委員長報告にもこの点がございました。簡水の需給地域は、人口にしまして一万人、世帯数にして二千世帯であります。四日市の人口、世帯数から見ましても、非常に狭く、小さい地域であります。ですから今日清掃行政が、ごみ取り週二回、くみ取り月一回をたてまえております現状から見まして、やはり市政の公平化の立場で考えれば、この引き上げ案はやはり私は不当だと思っております。

最後に四番目に、市長は水道料金等の値上げということですが、昭和四十八年度簡水の決算を見ますと、水道料金そのものは百二十四万四千五百三円あります。私は、これが引き上げの理由になるという考え方に疑問を持つわけがあります。むしろ水道会計以外の別途市民福祉のサイドから考慮し、別途財政措置をとるべきであるという意見をもって反対討論に参加しました。その点、市政の公平な立場、公共料金の引き上げによる物価高を起こさないということ、反対を強調して、討論を終わりたいと思っております。

○議長（山中忠一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

まず、議案第九十七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第二号）及び議案第百十八号 四日市市簡易水道条例の一部改正についての二件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第九十八号 昭和三十九年度四日市市立印刷所持別会計補正予算（第一号）ないし議案第百十七号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、並びに議案第百十九号 菟野町、楠町、川越町、朝日町と四日市市との間における視聴覚ライブラリーの事務委託に関する協議について、ないし議案第百二十六号 工事請負契約の締結についての二十八件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第三十四 選挙第六号四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十四 選挙第六号四日市港管理組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、小林哲夫君の死亡により欠員が生じたため、これを補充するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしましたと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

四日市港管理組合議会議員に

後藤藤太郎君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました

後藤藤太郎君

を四日市港管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、

後藤藤太郎君

が四日市港管理組合議会議員に当選されました。

日程第三十五 発議第八号公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に関する意見書の提出について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十五 発議第八号公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

服部昌弘君。

〔服部昌弘君登壇〕

○服部昌弘君 ただいま議題となっております発議第八号公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に関する意

見書の提出につきまして、発議者を代表いたしました一言ご説明を申し上げます。

今次のいわゆる七・二五災害により本市のこうむった被害は伊勢湾台風に次ぐものでありまして、きわめて甚大であつたことはあらためて申すまでもなく、皆さんのよくご承知されているところでございます。

現在、理事者におかれては、今次災害の早期復旧に全力を傾注しておられるところでありますが、災害の規模があまりにも大きいがために、今後の早期復旧の見通しには、まことに樂觀を許さないものがあります。

と申しますのは、今次災害の根本的な原因の一つであります主要河川の決壊に対する復旧対策につきましても、現行法におきましては、被災施設の原形復旧を原則としておりますところから、河川復旧に際してもその機能の拡大強化の必要性に迫られているにもかかわらず、国の助成が得られがたいといった実情にあるのでありまして、今後の激甚災害に対処する体制の確立に大きな支障を来たしているのであります。

以上のような現状を踏んまえて、お手元に配布いたしました意見書を関係機関に提出して、災害に対する国の助成を強力に求めようとするものであります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後二時六分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第三十六 委員会報告第十一号 請願書等審査結果報告、及び

日程第三十七 委員会報告第十二号 請願書等審査結果報告

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十六 委員会報告第十一号 請願書等審査結果報告及び日程第三十七 委員会報告第十二号 請願書等審査結果報告の二件を、一括議題といたします。

本件は、教育民生及び建設の各常任委員長からの請願陳情に関する審査結果の報告であります。
ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

委員会報告第一号

請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十九年十月四日

教育民生委員会

委員長 六平 豊 司

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第一六号	四九九二四	市立三重幼稚園運動場の拡張について	四日市市山之一色町二二二二三重地区連合自治会長 服部 正 ほか三二五八名連署	山本 勝	願意妥当と認め善処されるよう理事者に要望する。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第九号	四九、六、七	旧市立図書館の利便について	四日市市諏訪栄町一二八 諏訪栄町連合自治会長 大久保 憲一 ほか三名連署	願意に沿いがたい。	不採 択
第一四号	四九、九二四	市立四日市幼稚園に二年保育の実施と保育時間の延長について	四日市市西浦一丁目四一四 第一婦人会 会長 永戸 と き ほか四一名連署	その主旨を了とし、理事者において検討の上、善処されるよう要望する。	採 択

第一五号	四九、九、二四	市立下野小学校校舎増築について	四日市市山城町七二〇 下野地区連合自治会長 谷口保 ほか三六一八名連署	四日市市水沢本町二六〇六 水沢地区連合自治会長 東川正昭 ほか一三三名連署	四日市市堀木二丁目一の七 北勢保育園保護者会 会長 高橋 昱子 ほか九名連署	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。	採 択
第一七号		市立水沢小学校管理棟等の改築について	四日市市前田町一六一六 前田町中部自治会長 坂 芳夫 ほか一名連署	増山 英一	その主旨を了とする。	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。	採 択	
第一九号		私立北勢保育園の認可と市の助成について	四日市市白須賀町一六一六 白須賀町自治会長 久志本 俊雄	田中 政一 小井 道夫 坪井 妙子 六平 豊司	願意妥当と認め、理事者は関係部署と調整のうえ善処されるよう要望する。	その主旨を了とし、善処されるよう要望する。	採 択	

委員会報告第一二号

請願書等審査結果報告

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十九年十月四日

建設委員会

委員長 藤井 泰治郎

四日市市議会

議長 山中 忠一 殿

請願

第一〇号	四九、九、二四	前田町西丘陵地の土砂流出防止について	四日市市前田町一六一六 前田町中部自治会長 坂 芳夫 ほか一名連署	増山 英一	その主旨を了とする。	願意妥当と認め、理事者は関係部署と調整のうえ善処されるよう要望する。	採 択
第一一号		白須賀町地内堀切川の整備計画変更等について	四日市市白須賀町一六一六 白須賀町自治会長 久志本 俊雄	田中 政一 小井 道夫 坪井 妙子 六平 豊司	願意妥当と認め、理事者は関係部署と調整のうえ善処されるよう要望する。	願意妥当と認め、善処されるよう要望する。	採 択

第一二号	四九、九、二四	日水地内に排水ポンプ場設置等について	四日市市日水四丁目五六一六 日水地区連合自治会長 稲垣 清	増山 英一 出井 博	要望事項 一、はすでに願意が満たされている。 二、願意妥当と認める。	採 択
第一三号	・	羽津地区の都市下水路整備等について	四日市市別名町四丁目一〇一九 羽津地区連合自治会副会長 森 安吉 同 味香 太郎	六平 豊司 坪井 妙子 田中 政一 小井 道夫	願意妥当と認め、理事者は関係部署と調整のうえ善処されるよう要望する。	採 択
第一四号	・	落合川改良復旧事業の早期実現について	四日市市大字松本三 四五番地の五 常磐地区連合自治会副会長 柳頼 康平	岩田 久雄 後藤藤太郎	願意妥当と認める。	採 択
第一五号	・	近鉄八王子線の早期復旧について	四日市市西日野町三 二六二番地 四郷地区連合自治会 会長 大平謙治郎 はか一名運署	小林 哲夫 橋本 建治 岩田 久雄 松島 良一 後藤藤太郎	その主旨を了とする。	採 択

陳 情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一六号	四九、九、二四	神前地区の道路拡幅等について	四日市市曾井町四八七番地の一 神前地区連合自治会長 坂倉 万 吉	その主旨を了とする。	採 択
第一八号	・	天白川改良復旧事業早期実現について	四日市市西日野町三二六二 天白川改良復旧四郷期 成同盟会長、東日野、 西日野、室山、八王子町 自治会長 大平 謙治郎	その主旨を了とする。	採 択

○議長（山中忠一君） なお、総務委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君）ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第四号

全国全産業一律最低賃金制の法制化および六万円以下の低賃金労働者をなくす行政措置について

請願第九号

物価高騰による庶民貯金の減価対策について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十九年十月四日

総務委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会

議長 山中忠一殿

○議長（山中忠一君）おはかりいたします。ただいま藤井泰治郎君ほか九人から、発議第九号 被災各河川及び近鉄八王子線の早期復旧に関する意見書の提出についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君）ご異議なしと認めます。よって、この際発議第九号 被災各河川及び近鉄八王子線の早期復旧に関する意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 発議第九号 被災各河川及び近鉄八王子線の早期復旧に関する意見書の提出について

○議長（山中忠一君）発議第九号 被災各河川及び近鉄八王子線の早期復旧に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤井泰治郎君。

〔藤井泰治郎君登壇〕

○藤井泰治郎君 ただいま議題となっております発議第九号 被災各河川及び近鉄八王子線の早期復旧に関する意見書の提出につきまして、発議者を代表して、一言ご説明申し上げます。

今次の七・二五災害によってこうむった本市の大きな被害につきましては、関係者のご尽力によりまして一応の処置はとられてきているのでありますが、それはあくまでも一時的、応急的なものでありまして、今後に備えての抜本

的な対策が急がれるのであります。特に被災各河川の抜本的な改修の急を要することは、言をまたないところであります。

また、今次災害によって不通となった近鉄八王子線は、被災当時のまま現在もお放置されているのでありまして、その復旧の見通しさえいまだに立たない現状にあるのでありまして、一日約八千人に及ぶ利用者は非常な難渋をしいられているのであります。

以上のような本市の実情にかんがみまして、お手元に配布いたしました意見書を関係機関に提出して、被災各河川の抜本的改修と近鉄八王子線の早期復旧を強く要望しようとするものであります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご賛同賜われますよう、お願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（山中忠一君） 次に、監査委員から報告が十一件参っております。お手元に配布しておりますので、これによりご了承願います。

次に、この際、報告いたします。

公害対策特別委員会におきまして委員長が辞職があり、後任の委員長に志積政一君が互選されましたので、ご報告いたします。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十九年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたり、ご苦労さまでございました。

どうもありがとうございました。

午後二時十三分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山中 忠一

署名議員

伊藤 信一

署名議員

大島 武雄